

水俣市議会会議録

平成20年9月第4回定例会（8月29日招集）

水俣市議会事務局

平成20年9月第4回定例会（8月29日招集）会期日程表

（会期 8月29日から9月18日まで21日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	8月29日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	30日	土		休 会	議案調査
3	31日	日			議案調査
4	9月1日	月			議案調査
5	2日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	3日	水			議案調査
7	4日	木			議案調査
8	5日	金			議案調査
9	6日	土			市の休日（土曜日）
10	7日	日			市の休日（日曜日）
11	8日	月			議案調査
12	9日	火	午前9時30分	本会議	一般質問（岩阪雅文君・中村幸治君・野中重男君） （質疑通告正午まで）
13	10日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（谷口眞次君・牧下恭之君・中原泰子君）
14	11日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（田中 功君・西田弘志君・湊上道昭君） 議案質疑 委員会付託
15	12日	金	——	委員会	委員会
16	13日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	14日	日			市の休日（日曜日）
18	15日	月			市の休日（敬老の日）
19	16日	火	——	委員会	委員会
20	17日	水		休 会	議事整理日
21	18日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

平成20年9月第4回水俣市議会定例会会議録目次

平成20年8月29日（金） ——— 1 日目 ———

出欠席議員……………	1 ～ 1
事務局職員出席者……………	1
説明のため出席した者……………	1
議事日程第1号……………	2
開 会……………	2
開 議……………	2
諸般の報告……………	2
日程第1 会議録署名議員の指名について……………	3
日程第2 会期の決定について……………	3
議案上程……………	4
日程第3 議第82号 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について……………	5
日程第4 議第83号 水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について……………	5
日程第5 議第84号 水俣市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	6
日程第6 議第85号 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について……………	6
日程第7 議第86号 水俣市恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について……………	7
日程第8 議第87号 水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について……………	7
日程第9 議第88号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第6号）……………	9
日程第10 議第89号 平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）……………	12
日程第11 議第90号 平成20年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第2号）……………	13
日程第12 議第91号 平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）……………	14
日程第13 議第92号 平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）……………	14
日程第14 議第93号 字区域の変更について……………	15
日程第15 議第94号 水俣市土地開発公社定款の変更について……………	15
日程第16 議第95号 平成19年度水俣市病院事業会計決算認定について……………	17

日程第17 議第96号 平成19年度水俣市水道事業会計決算認定について……………	1～21
市長の提案理由説明……………	23
散 会……………	26

平成20年9月9日（火） —— 2日目 ——

出欠席議員……………	2～1
事務局職員出席者……………	1
説明のため出席した者……………	1
議事日程第2号……………	2
開 議……………	2
市長の発言……………	3
諸般の報告……………	3
日程第1 一般質問……………	3
○岩阪雅文君の質問……………	3
1 市長の水俣病問題の早期解決へ向けての取り組みについて……………	4
2 水俣市の地域経済の現状と具体的取り組みについて……………	5
3 小・中学校の再編の延期の受けとめについて……………	5
4 環境モデル都市の選定と今後の取り組みについて……………	6
市長の答弁……………	7
○岩阪雅文君の再質問……………	8
市長の答弁……………	9
休憩・開議……………	9
○岩阪雅文君の再々質問……………	10
市長の答弁……………	10
産業建設部長の答弁……………	11
○岩阪雅文君の再質問……………	13
産業建設部長の答弁……………	15
市長の答弁……………	17
教育委員長の答弁……………	17
市長の答弁……………	18
教育次長の答弁……………	19

○岩阪雅文君の発言	2～19
市長の答弁	20
○岩阪雅文君の再質問	22
市長の答弁	23
休憩・開議	23
○中村幸治君の質問	23
1 学校再編成について	24
(1) 水俣市PTA連絡協議会との確認書について	
(2) 合意事項について	
(3) 教育委員会の取り組みについて	
2 月の浦橋周辺の計画について	24
(1) 臨港道路百間月の浦線の整備について	
(2) 今後の月の浦橋周辺の利用について	
3 交通災害共済手続放置の件について	25
(1) 関係者の処分について	
(2) 今後の対策について	
4 木臼野地区の産廃建設問題について	25
(1) 事業者撤退について	
(2) 建設予定地について	
市長の答弁	26
教育次長の答弁	26
○中村幸治君の再質問	27
教育次長の答弁	29
○中村幸治君の再々質問	30
教育次長の答弁	31
産業建設部長の答弁	32
○中村幸治君の再質問	33
産業建設部長の答弁	35
総務企画部長の答弁	35
○中村幸治君の再質問	36
総務企画部長の答弁	38
○中村幸治君の再々質問	39

総務企画部長の答弁	2～40
市長の答弁	40
○中村幸治君の発言	41
休憩・開議	41
○野中重男君の質問	41
1 水俣病問題について	42
2 産廃阻止の成果と予定地の跡地について	42
3 環境モデル都市の指定と今後のまちづくりについて	42
4 固定資産税の誤徴収について	42
市長の答弁	43
福祉環境部長の答弁	43
○野中重男君の再質問	44
福祉環境部長の答弁	46
市長の答弁	46
○野中重男君の再々質問	46
福祉環境部長の答弁	47
市長の答弁	47
○野中重男君の再質問	48
市長の答弁	49
○野中重男君の発言	50
市長の答弁	50
○野中重男君の再質問	52
市長の答弁	54
○野中重男君の再々質問	54
市長の答弁	55
総務企画部長の答弁	55
○野中重男君の再質問	56
総務企画部長の答弁	57
○野中重男君の再々質問	57
市長の答弁	58
散 会	58

出欠席議員	3 ～ 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2
○谷口眞次君の質問	2
1 産業廃棄物最終処分場事業者撤退について	3
2 百間雨水幹線、水俣湾等底質ダイオキシン類対策事業について	4
3 環境モデル都市認定について	4
4 PCB（有害化学物質ポリ塩化ビフェニール）の保管・処理について	4
市長の答弁	5
○谷口眞次君の再質問	7
市長の答弁	8
産業建設部長の答弁	8
○谷口眞次君の再質問	9
産業建設部長の答弁	10
○谷口眞次君の発言	11
市長の答弁	11
○谷口眞次君の再質問	13
市長の答弁	15
福祉環境部長の答弁	16
○谷口眞次君の再質問	16
福祉環境部長の答弁	17
○谷口眞次君の発言	17
休憩・開議	18
○牧下恭之君の質問	18
1 環境モデル都市認定について	19
2 肺炎球菌ワクチンについて	19
3 子宮頸がんの検診について	20

4 HTLV-1 抗体検査導入について……………	3～21
市長の答弁……………	22
○牧下恭之君の再質問……………	24
市長の答弁……………	25
○牧下恭之君の発言……………	26
福祉環境部長の答弁……………	26
○牧下恭之君の再質問……………	27
福祉環境部長の答弁……………	28
福祉環境部長の答弁……………	28
○牧下恭之君の再質問……………	29
福祉環境部長の答弁……………	30
○牧下恭之君の再々質問……………	30
福祉環境部長の答弁……………	31
福祉環境部長の答弁……………	31
○牧下恭之君の発言……………	32
休憩・開議……………	33
○中原泰子君の質問……………	33
1 本市の活性化について……………	33
2 肺炎対策について……………	33
3 学校再編成について……………	34
4 環境モデル都市について……………	34
市長の答弁……………	34
副市長の答弁……………	34
○中原泰子君の再質問……………	36
副市長の答弁……………	37
○中原泰子君の発言……………	38
福祉環境部長の答弁……………	39
○中原泰子君の再質問……………	39
福祉環境部長の答弁……………	40
○中原泰子君の再々質問……………	40
福祉環境部長の答弁……………	41
教育次長の答弁……………	41

○中原泰子君の再質問	3～42
教育次長の答弁	42
○中原泰子君の再々質問	43
教育次長の答弁	44
市長の答弁	45
○中原泰子君の再質問	46
市長の答弁	47
○中原泰子君の再々質問	48
市長の答弁	49
散 会	49

平成20年9月11日（木） —— 4 日 目 ——

出欠席議員	4～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
請願・陳情文書表	3
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	4
○田中功君の質問	4
1 地域経済とまちづくりについて	5
2 交流促進奨励金について	5
3 教育施設について	6
4 市長車について	6
市長の答弁	6
○田中功君の再質問	10
市長の答弁	11
○田中功君の発言	13
産業建設部長の答弁	13
○田中功君の再質問	14

産業建設部長の答弁	4～15
教育次長の答弁	16
○田中功君の再質問	17
教育次長の答弁	18
市長の答弁	19
休憩・開議	20
○西田弘志君の質問	20
1 環境モデル都市について	21
2 ごみの施策について	22
3 農業の活性化について	22
4 日本一の読書のまちづくりについて	22
市長の答弁	23
○西田弘志君の再質問	24
市長の答弁	25
○西田弘志君の再々質問	25
市長の答弁	26
福祉環境部長の答弁	26
○西田弘志君の再質問	27
福祉環境部長の答弁	29
○西田弘志君の発言	30
産業建設部長の答弁	31
○西田弘志君の再質問	32
産業建設部長の答弁	34
○西田弘志君の発言	35
教育次長の答弁	36
○西田弘志君の発言	37
休憩・開議	38
○瀧上道昭君の質問	38
1 地域活性化について	39
2 財政問題について	39
3 農業問題について	40
4 職員問題について	40

市長の答弁	4～41
○渕上道昭君の再質問	43
市長の答弁	44
○渕上道昭君の再々質問	44
市長の答弁	46
総務企画部長の答弁	46
○渕上道昭君の再質問	49
総務企画部長の答弁	50
産業建設部長の答弁	51
○渕上道昭君の発言	53
総務企画部長の答弁	53
○渕上道昭君の再質問	54
総務企画部長の答弁	55
○渕上道昭君の発言	56
休憩・開議	57
質 疑	57
日程第2 議第82号 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	57
日程第3 議第83号 水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について	57
日程第4 議第84号 水俣市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	57
日程第5 議第85号 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	58
日程第6 議第86号 水俣市恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	58
日程第7 議第87号 水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	58
日程第8 議第88号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第6号）	58
日程第9 議第89号 平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	59
日程第10 議第90号 平成20年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第2号）	59
日程第11 議第91号 平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	59
日程第12 議第92号 平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	59

日程第13	議第93号	字区域の変更について……………	4～60
日程第14	議第94号	水俣市土地開発公社定款の変更について……………	60
日程第15	議第95号	平成19年度水俣市病院事業会計決算認定について……………	60
日程第16	議第96号	平成19年度水俣市水道事業会計決算認定について……………	60
議案上程……………			60
日程第17	議第97号	水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例の制定について……………	61
日程第18	議第98号	水俣市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について……………	61
日程第19	議第99号	平成20年度水俣市一般会計補正予算（第7号）……………	62
日程第20	議第100号	水俣市過疎地域自立促進計画（後期計画）の変更について……………	63
日程第21	議第101号	工事請負契約の締結について（水俣市営月浦団地4号棟建設建築主体工事）……………	63
日程第22	議第102号	平成19年度水俣市一般会計決算認定について……………	63
日程第23	議第103号	平成19年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について……………	67
日程第24	議第104号	平成19年度水俣市老人保健特別会計決算認定について……………	70
日程第25	議第105号	平成19年度水俣市介護保険特別会計決算認定について……………	71
日程第26	議第106号	平成19年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について……………	73
市長の提案理由説明……………			75
休憩・開議……………			77
質 疑……………			77
委員会付託……………			77
日程第27	特別委員会の設置について……………		77
休憩・開議……………			78
正副委員長互選結果の報告……………			79
散 会……………			79

平成20年9月18日（木） — 5日目 —

出欠席議員……………	5～1
事務局職員出席者……………	1
説明のため出席した者……………	1
議事日程第5号……………	2
開 議……………	3

諸般の報告	5 ～ 4
日程第1 議第82号 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから日程第19 陳第5号 「クマタカの調査徹底」に関する陳情についてまで19件に関する委員会の審査報告	4
○総務文教委員長の報告	5
○厚生委員長の報告	8
○産業建設委員長の報告	10
委員会審査報告書	11
委員長報告に対する質疑	12
討 論	13
採 決	13
日程第20 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	13
採 決	14
閉会中継続審査・調査申出書	14
議案上程	15
日程第21 議第107号 教育委員会委員の任命について	16
日程第22 議第108号 教育委員会委員の任命について	16
日程第23 議第109号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	17
日程第24 議第110号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	17
日程第25 議第111号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	17
日程第26 議第112号 人権擁護委員候補者の推薦について	17
日程第27 議第113号 人権擁護委員候補者の推薦について	18
日程第28 議第114号 水俣市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	18
日程第29 議第115号 水俣市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	18
日程第30 議第116号 水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	19
日程第31 意見第8号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について	19
日程第32 意見第9号 道路財源の確保に関する意見書について	20
市長の提案理由説明（議第107号から議第113号）	21
○議会運営委員長の提案理由説明（議第114号から議第116号）	22
○真野頼隆君の提案理由説明（意見第8号）	22

○岩阪雅文君の提案理由説明（意見第9号）	5～23
質 疑	24
討 論	25
○野中重男君の反対討論（意見第9号）	25
○平松辰弘君の反対討論（意見第9号）	26
○福田斉君の賛成討論（意見第9号）	27
採 決	27
日程第33 議員派遣について	29
休憩・開議	30
議案上程	30
議第117号 工事請負契約の変更について（水俣市学校給食センター建設建築主体工事）（日 程追加）	30
市長の提案理由説明	31
休憩・開議	31
質 疑	31
委員会付託	31
休憩・開議	32
○総務文教委員長の報告	32
委員会審査報告書	32
委員長報告に対する質疑	33
討 論	33
採 決	33
閉 会	33

平成20年8月29日

平成20年9月第4回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明

平成20年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成20年8月29日水俣市長第4回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成20年8月29日午前10時0分水俣市議会議長第4回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成20年9月18日午後0時20分水俣市議会議長第4回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

平成20年8月29日（金曜日）

午前10時0分 開会

午前10時16分 散会

（出席議員） 18人

松 本 和 幸 君	中 原 泰 子 君	高 岡 利 治 君
塩 崎 信 介 君	川 上 紗 智 子 君	福 田 齊 君
大 川 末 長 君	牧 下 恭 之 君	西 田 弘 志 君
中 村 幸 治 君	谷 口 眞 次 君	瀧 上 道 昭 君
真 野 頼 隆 君	岩 阪 雅 文 君	平 松 辰 弘 君
田 中 功 君	野 中 重 男 君	緒 方 誠 也 君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（牛 迫 秀 基 君）	次 長（田 畑 純 一 君）
次 長（崎 田 雄 七 君）	議 事 係 長（栄 永 尚 子 君）
書 記（瀧 上 大 輔 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（宮 本 勝 彬 君）	副 市 長（森 近 君）
総務企画部長（葦 浦 博 行 君）	産業建設部長（田 上 和 俊 君）
福祉環境部長（吉 本 哲 裕 君）	総合医療センター事務部長（桑 畑 達 美 君）
産業建設部産業づくり総室長（小 林 信 也 君）	福祉環境部次長（盛 下 修 一 君）
水道局長（吉 村 明 賢 君）	教 育 次 長（坂 本 彰 君）
総務企画部総務課長（本 山 祐 二 君）	総務企画部企画課長（栄 永 徳 博 君）
総務企画部財政課長（瀧 上 茂 樹 君）	教 育 総 務 課 長（宮 森 守 男 君）

○議事日程 第1号

平成20年8月29日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議第82号 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第4 議第83号 水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について

第5 議第84号 水俣市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議第85号 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議第86号 水俣市恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議第87号 水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議第88号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第6号）

第10 議第89号 平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

第11 議第90号 平成20年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第2号）

第12 議第91号 平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

第13 議第92号 平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

第14 議第93号 字区域の変更について

第15 議第94号 水俣市土地開発公社定款の変更について

第16 議第95号 平成19年度水俣市病院事業会計決算認定について

第17 議第96号 平成19年度水俣市水道事業会計決算認定について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前10時0分 開会

○議長（松本和幸君） ただいまから平成20年第4回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（松本和幸君） これから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

去る7月臨時会で可決された水俣病問題の全面解決に向けた環境づくりへの意見書は、関係大

臣等へ提出しておきましたから御了承願います。

次に、市長から、地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分の報告1件が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成20年6月分の一般会計、特別会計等及び平成20年5月分、6月分の公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、宮本市長、森副市長、葦浦総務企画部長、田上産業建設部長、吉本福祉環境部長、桑畑総合医療センター事務部長、小林産業建設部産業づくり総室長、盛下福祉環境部次長、吉村水道局長、本山総務課長、栄永企画課長、渕上財政課長、坂本教育次長、宮森教育総務課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松本和幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において中村幸治議員、牧下恭之議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（松本和幸君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

平成20年9月第4回定例会（8月29日招集）会期日程表

（会期 8月29日から9月18日まで21日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	8月29日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	30日	土	休 会		議案調査
3	31日	日			議案調査
4	9月1日	月			議案調査
5	2日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	3日	水			議案調査
7	4日	木			議案調査

8	5日	金			議案調査
9	6日	土			市の休日（土曜日）
10	7日	日			市の休日（日曜日）
11	8日	月			議案調査
12	9日	火	午前9時30分	本会議	一般質問（質疑通告正午まで）
13	10日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	11日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	12日	金	——	委員会	委員会
16	13日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	14日	日			市の休日（日曜日）
18	15日	月			市の休日（敬老の日）
19	16日	火	——	委員会	委員会
20	17日	水		休 会	議事整理日
21	18日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（松本和幸君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月18日までの21日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、21日間と決定しました。

日程第3 議第82号 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第4 議第83号 水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について

日程第5 議第84号 水俣市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第85号 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議第86号 水俣市恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 8 議第87号 水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議第88号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第10 議第89号 平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第11 議第90号 平成20年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第12 議第91号 平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第13 議第92号 平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第14 議第93号 字区域の変更について
- 日程第15 議第94号 水俣市土地開発公社定款の変更について
- 日程第16 議第95号 平成19年度水俣市病院事業会計決算認定について
- 日程第17 議第96号 平成19年度水俣市水道事業会計決算認定について

○議長（松本和幸君） 日程第 3、議第82号株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、日程第17、議第96号平成19年度水俣市水道事業会計決算認定についてまで、15件を一括して議題とします。

議第82号

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定することとする。

平成20年 8 月29日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項第 3 号中「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第 1 条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

(水俣市恩給条例の一部改正)

第 2 条 水俣市恩給条例（昭和26年告示第24号）の一部を次のように改正する。

第11条第 1 項中「国民金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

(水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第 3 条 水俣市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「国民金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

附 則

この条例は、平成20年10月 1 日から施行する。

(提案理由)

株式会社日本政策金融公庫法が平成20年10月 1 日から施行されることに伴い、関係条例の整理を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第83号

水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について
水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例を次のように制定することとする。
平成20年 8 月29日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例

市長及び副市長の次に掲げる期間における給料月額、水俣市長等の給与に関する条例（昭和26年告示第18号）第3条及び水俣市長等の給与の特例に関する条例（平成18年条例第46号）第1条の規定にかかわらず、同条の規定による額から、その額の10分の1に相当する額を減じて得た額とする。

- (1) 市 長 平成20年10月1日から同年11月30日まで
- (2) 副市長 平成20年10月1日から同年10月31日まで

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（この条例の失効）
- 2 この条例は、平成20年11月30日限り、その効力を失う。

（提案理由）

職員の欠勤等による懲戒処分を行ったことから、市長及び副市長として総括的な管理監督責任があるものと判断し、本案のように制定しようとするものである。

議第84号

水俣市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。
平成20年 8 月29日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

水俣市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例（平成8年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を削り、同条第3号中「法第260条の2第15項の規定により読み替えられた民法第56条」を「法第260条の9」に、「仮理事」を「仮代表者」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「民法第57条」を「法第260条の10」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「民法第74条」を「法第260条の24」に改め、同号を同条第4号とする。

第9条第1項第3号中「法第260条の2第15項の規定により準用する民法第68条（ただし、同条第1項第2号を除く。）」を「法第260条の20」に改める。

附 則

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

（提案理由）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律が平成20年12月1日から施行され、民法及び地方自治法の一部が改正されるため、本案のように制定しようとするものである。

議第85号

水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成20年 8 月29日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和35年告示第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条第5項」を「第203条の2第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部を改正する法律が平成20年9月1日から施行され、委員等の報酬の支給方法等に関する規定が整備されることに準じて、本案のように制定しようとするものである。

議第86号

水俣市恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成20年 8 月29日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

水俣市恩給条例の一部を改正する条例（昭和51年条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項中「平成19年10月分」を「平成20年10月分」に改め、同項の表中「401,000円」を「402,000円」に改め、同条第3項中「平成19年9月30日」を「平成20年9月30日」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

（恩給年額の改定）

第2条 職員の遺族に関する遺族扶助料については、平成20年10月分以降、その年額を、水俣市恩給条例（改正後の昭和51年条例第5号附則を含む。）の規定によって算出して得た年額に改定する。

（職権改定）

第3条 この条例の附則の規定による恩給年額の改定は、市長が受給者の請求を待たずに行う。

（恩給年額の改定の場合の端数計算）

第4条 この条例の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額をもって改定後の恩給年額とする。

（提案理由）

恩給法による恩給改定率改定等に関する政令の施行に伴い、これに準じて本案のように制定しようとするものである。

議第87号

水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成20年 8 月29日提出

水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

水俣市税条例の一部を改正する条例（平成20年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第34条の7を改め、同条を第34条の8とし、第34条の6の次に1条を加える改正規定を次のように改める。

第34条の7中「外国の所得税等」を「法第314条の8に規定する外国の所得税等」に、「第314条の7」を「第314条の8」に、「前条」を「前2条」に改め、同条を第34条の8とし、第34条の6の次に次の1条を加える。

（寄附金税額控除）

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭を支出し、当該寄附金又は金銭の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が5,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5,000円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専断的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）
 - (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第113条第2項に規定する共同募金会（その主たる事務所を県内に有するものに限る。）又は日本赤十字社に対する寄附金（県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、令第7条の17各号の規定により定めるもの
 - (3) 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金のうち、市内に主たる事務所を有する法人又は団体に対する寄附金
 - (4) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条各号に規定する法人に対する寄附金のうち、市内に主たる事務所を有する法人に対する寄附金
 - (5) 租税特別措置法第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、市内に主たる事務所を有する法人に対する寄附金
 - (6) 前各号に掲げる寄附金のほか、所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項及び租税特別措置法第41条の18の3の規定により寄附金とみなされるものを含む。）のうち、本市における教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして規則で定めるところにより市長が指定した寄附金
- 2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。
- (1) 当該納税義務者が第34条の3第2項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が0以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

195万円以下の金額	100分の85
195万円を超え330万円以下の金額	100分の80
330万円を超え695万円以下の金額	100分の70
695万円を超え900万円以下の金額	100分の67
900万円を超え1,800万円以下の金額	100分の57
1,800万円を超える金額	100分の50

(2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が0を下回るときであって、当該納税義務者が第34条の3第2項に規定する課税山林所得金額（以下この項において「課税山林所得金額」という。）及び同条第2項に規定する課税退職所得金額（以下この項において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 100分の90

(3) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が0を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める割合（ア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該ア又はイに定める割合のうちいずれか低い割合）

ア 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

イ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

附則第4条を附則第5条とし、附則第3条を附則第4条とする。

附則第2条第1項中「改正後の水俣市税条例（以下「新条例」という。）」を「新条例」に改め、同条中第23項を第24項とし、第6項から第22項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加え、同条を附則第3条とする。

6 平成21年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税についての新条例第34条の7の規定の適用については、同条第5号及び第6号中「第41条の18の3とあるのは、「第41条の18の3並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の2第1項」とする。附則第1条の次に次の1条を加える。

（準備行為）

第2条 改正後の水俣市税条例（以下「新条例」という。）第34条の7第6号（附則第3条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する寄附金の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、前条第2号に掲げる規定の施行の日前においても、新条例第34条の7第6号の規定の例により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日公布、同日施行されたことに伴い、個人市民税における寄附金控除の拡充を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第88号

平成20年度水俣市一般会計補正予算（第6号）

平成20年度水俣市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ127,708千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,294,375千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成20年 8 月29日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

第1表 歳入歳出予算補正（第6号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
12. 分 担 金 及 び 負 担 金		174,493	860	175,353
	1. 分 担 金	9,455	860	10,315
14. 国 庫 支 出 金		1,587,660	14,412	1,602,072
	1. 国 庫 負 担 金	1,170,299	1,573	1,171,872
	2. 国 庫 補 助 金	398,756	12,839	411,595
15. 県 支 出 金		877,359	16,373	893,732
	2. 県 補 助 金	338,726	13,389	352,115
	3. 委 託 金	85,390	2,984	88,374
18. 繰 入 金		337,955	3,603	341,558
	2. 特 別 会 計 繰 入 金	0	3,603	3,603
19. 繰 越 金		35,261	14,151	49,412
	1. 繰 越 金	35,261	14,151	49,412
20. 諸 収 入		824,250	499	824,749
	4. 雑 入	652,988	499	653,487
21. 市 債		1,022,000	77,810	1,099,810
	1. 市 債	1,022,000	77,810	1,099,810
補正されなかった款に係る額		8,307,689		8,307,689
歳 入 合 計		13,166,667	127,708	13,294,375

歳 出

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 総 務 費		1,957,037	32,178	1,989,215
	1. 総 務 管 理 費	1,416,339	10,957	1,427,296
	2. 徴 税 費	208,751	21,221	229,972
3. 民 生 費		3,943,175	10,380	3,953,555
	1. 社 会 福 祉 費	1,936,582	5,169	1,941,751
	2. 児 童 福 祉 費	1,233,491	5,211	1,238,702
4. 衛 生 費		1,604,237	9,016	1,613,253
	1. 保 健 衛 生 費	315,214	8,875	324,089
	4. 環 境 対 策 費	174,310	141	174,451
5. 農 林 水 産 業 費		356,272	13,135	369,407
	1. 農 業 費	277,246	9,410	286,656
	2. 林 業 費	52,990	58	53,048
	3. 水 産 業 費	26,036	3,667	29,703
6. 商 工 費		238,917	2,073	240,990
	1. 商 工 費	238,917	2,073	240,990
7. 土 木 費		1,673,352	4,931	1,678,283
	1. 土 木 管 理 費	3,729	616	4,345
	2. 道 路 橋 り ょ う 費	285,232	△1,080	284,152

	4. 港 湾 費	17,233	0	17,233
	5. 都 市 計 画 費	1,263,738	5,395	1,269,133
	6. 住 宅 費	88,943	0	88,943
8. 消 防 費		378,467	499	378,966
	1. 消 防 費	378,467	499	378,966
9. 教 育 費		1,219,746	37,095	1,256,841
	1. 教 育 総 務 費	197,028	35,281	232,309
	3. 中 学 校 費	166,585	1,427	168,012
	4. 社 会 教 育 費	205,569	210	205,779
	5. 保 健 体 育 費	531,591	177	531,768
10. 災 害 復 旧 費		55,459	18,401	73,860
	1. 農林水産施設災害復旧費	1,171	16,032	17,203
	2. 公共土木施設災害復旧費	54,286	2,369	56,655
補正されなかった款に係る額		1,740,005		1,740,005
歳 出 合 計		13,166,667	127,708	13,294,375

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
百 間 雨 水 幹 線 公 害 防 止 事 業 負 担 金	自 平成21年度 至 平成22年度	千円 28,000
勤 労 青 少 年 ホ ー ム 管 理 委 託 料	自 平成20年度 至 平成21年度	6,597
文 化 会 館 管 理 委 託 料	自 平成20年度 至 平成23年度	71,251
徳 富 蘇 峰・ 蘆 花 施 設 管 理 委 託 料	自 平成20年度 至 平成23年度	19,965
グ リ ー ン ス ポ ー ツ 管 理 委 託 料	自 平成20年度 至 平成23年度	9,890
武 道 館 管 理 委 託 料	自 平成20年度 至 平成23年度	21,599

第3表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
一 般 公 共 事 業 (港 湾 事 業)	千円 27,000				千円 16,200			
一 般 公 共 事 業 (農 業 農 村 事 業)	18,800				16,100			
一 般 公 共 事 業 (水 産 基 盤 事 業)	4,500				0			
公 営 住 宅 建 設 事 業	200,100				177,300			
災 害 復 旧 事 業	18,900				23,800			
学校教育施設等整備事業	245,400				247,200			
社会福祉施設整備事業	3,400				4,200			

一 般 単 独 事 業	97,300				0			
防 災 基 盤 整 備 事 業	700				0			
臨 時 地 方 道 整 備 事 業	17,400				75,600			
過 疎 対 策 事 業	99,600				264,300			
県 道 路 整 備 事 業	13,700				0			
臨 時 財 政 対 策 債	255,700				255,610			
補 正 さ れ な か っ た 事 業 に 係 る 額	19,500				19,500			
計	1,022,000				1,099,810			

議第89号

平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成20年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ196,098千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,294,385千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

平成20年8月29日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3. 国 庫 支 出 金		1,374,511	△24,758	1,349,753
	1. 国 庫 負 担 金	1,011,568	△24,758	986,810
4. 県 支 出 金		217,739	1,475	219,214
	1. 県 負 担 金	10,268	1,475	11,743
5. 療養給付費等交付金		156,953	175,106	332,059
	1. 療養給付費等交付金	156,953	175,106	332,059
6. 前期高齢者交付金		1,041,519	△92,278	949,241
	1. 前期高齢者交付金	1,041,519	△92,278	949,241
7. 共同事業交付金		383,078	61,910	444,988
	1. 共同事業交付金	383,078	61,910	444,988
9. 繰 入 金		383,002	△84,353	298,649
	1. 他 会 計 繰 入 金	285,050	190	285,240
	2. 基 金 繰 入 金	97,952	△84,543	13,409
10. 繰 越 金		2	158,996	158,998
	1. 繰 越 金	2	158,996	158,998
補正されなかった款に係る額		541,483		541,483

歳 入 合 計	4,098,287	196,098	4,294,385
---------	-----------	---------	-----------

歳 出 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 総 務 費		78,755	190	78,945
	1. 総 務 管 理 費	40,623	△4	40,619
	2. 徴 税 費	32,485	194	32,679
2. 保 険 給 付 費		3,078,027	97,952	3,175,979
	1. 療 養 諸 費	2,790,235	63,791	2,854,026
	2. 高 額 医 療 費	277,830	34,161	311,991
3. 後期高齢者支援金等		292,112	31,405	323,517
	1. 後期高齢者支援金等	292,112	31,405	323,517
4. 前期高齢者納付金等		314	219	533
	1. 前期高齢者納付金等	314	219	533
7. 共 同 事 業 拠 出 金		377,338	67,812	445,150
	1. 共 同 事 業 拠 出 金	377,338	67,812	445,150
8. 保 健 事 業 費		30,302	△1,480	28,822
	2. 特定健康診査等事業費	20,548	△1,480	19,068
補正されなかった款に係る額		241,439		241,439
歳 出 合 計		4,098,287	196,098	4,294,385

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
特 定 保 健 指 導 業 務 委 託 料	自 平成21年度 至 平成21年度	千円 1,480

議第90号

平成20年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第2号）

平成20年度水俣市の老人保健特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ304千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ497,951千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成20年8月29日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳 入 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
6. 諸 収 入		55,084	304	55,388
	2. 雑 入	55,083	304	55,387
補正されなかった款に係る額		442,563		442,563
歳 入 合 計		497,647	304	497,951

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3. 諸 支 出 金		1	304	305
	1. 諸 支 出 金	1	304	305
補正されなかった款に係る額		497,646		497,646
歳 出 合 計		497,647	304	497,951

議第91号

平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成20年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,075千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,643,541千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成20年8月29日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
5. 支 払 基 金 交 付 金		774,071	5,650	779,721
	1. 支 払 基 金 交 付 金	774,071	5,650	779,721
6. 県 支 出 金		379,364	1,095	380,459
	1. 県 負 担 金	367,477	1,095	368,572
7. 繰 入 金		395,996	1,153	397,149
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	395,996	1,153	397,149
8. 繰 越 金		1	17,177	17,178
	1. 繰 越 金	1	17,177	17,178
補正されなかった款に係る額		1,069,034		1,069,034
歳 入 合 計		2,618,466	25,075	2,643,541

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
4. 地 域 支 援 事 業		70,044	0	70,044
	1. 介 護 予 防 事 業	29,653	0	29,653
7. 諸 支 出 金		201	25,075	25,276
	1. 償還金及び還付加算金	201	25,075	25,276
補正されなかった款に係る額		2,548,221		2,548,221
歳 出 合 計		2,618,466	25,075	2,643,541

議第92号

平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成20年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,395千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,949,517千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成20年8月29日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
4. 繰入金		708,195	5,395	713,590
	1. 繰入金	708,195	5,395	713,590
補正されなかった款に係る額		1,235,927		1,235,927
歳入合計		1,944,122	5,395	1,949,517

歳出

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 公共下水道事業費		416,418	5,395	421,813
	1. 公共下水道事業費	416,418	5,395	421,813
補正されなかった款に係る額		1,527,704		1,527,704
歳出合計		1,944,122	5,395	1,949,517

議第93号

字区域の変更について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第2号の規定に基づく区画整理により、字区域に変更が生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、水俣市の字区域を次のとおり変更するものとする。

平成20年8月29日提出

水俣市長 宮本勝彬

変更前の大字	変更前の字	区 域	変更後の大字	変更後の字
越小場	山 場	1158の一部、1159の一部、1167の4及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部	越小場	笠 平
越小場	笠 平	1469の7の一部、1469の9の2の一部、1469の40	越小場	山 場

（提案理由）

市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

議第94号

水俣市土地開発公社定款の変更について

水俣市土地開発公社定款の一部を次のように変更することとする。

平成20年8月29日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市土地開発公社定款の一部を変更する定款

水俣市土地開発公社定款（昭和49年熊本県指令地第157号）の一部を次のように変更する。

第6条第4項中「民法（明治29年法律第89号）第59条」を「公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第16条第8項」に改める。

附 則

この定款は、平成20年12月1日から施行する。

（提案理由）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成20年12月1日から施行されるため、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定に基づき、本案のように提案するものである。

議第95号

平成19年度水俣市病院事業会計決算認定について

平成19年度水俣市病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成20年8月29日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

平成19年度水俣市病院事業会計決算

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 総合医療センター事業収益	6,167,048,000	△110,808,000	0
第1項 医 業 収 益	5,931,175,000	△141,857,000	0
第2項 医 業 外 収 益	228,172,000	31,049,000	0
第3項 特 別 利 益	7,701,000	0	0
第2款 診 療 所 事 業 収 益	26,037,000	809,000	0
第1項 医 業 収 益	21,180,000	0	0
第2項 医 業 外 収 益	4,855,000	809,000	0
第3項 特 別 利 益	2,000	0	0
収 益 的 収 入 合 計	6,193,085,000	△109,999,000	0

支 出

区 分	予 算				
	当初予算額	補正予算額	予 備 費 支 出 額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額
第1款 総合医療センター事業費	6,182,518,000	221,958,000	0	0	0
第1項 医 業 費 用	5,963,258,000	206,249,000	0	0	0
第2項 医 業 外 費 用	182,022,000	15,709,000	0	0	0
第3項 特 別 損 失	37,238,000	0	0	0	0
第2款 診 療 所 事 業 費	34,139,000	2,315,000	0	0	0
第1項 医 業 費 用	33,195,000	2,315,000	0	0	0
第2項 医 業 外 費 用	843,000	0	0	0	0
第3項 特 別 損 失	101,000	0	0	0	0
第3款 予 備 費	2,000,000	0	0	0	0
第1項 予 備 費	2,000,000	0	0	0	0
収 益 的 支 出 合 計	6,218,657,000	224,273,000	0	0	0

(単位：円)

額	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
合 計			
6,056,240,000	6,116,946,117	60,706,117	
5,789,318,000	5,852,481,181	63,163,181	内仮受消費税及び地方消費税 13,909,347
259,221,000	258,729,985	△491,015	" 3,514,919
7,701,000	5,734,951	△1,966,049	" 11,040
26,846,000	27,851,471	1,005,471	
21,180,000	22,189,471	1,009,471	内仮受消費税及び地方消費税 5,081
5,664,000	5,662,000	△2,000	
2,000	0	△2,000	
6,083,086,000	6,144,797,588	61,711,588	内仮受消費税及び地方消費税 17,440,387

(単位：円)

額			決 算 額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による 繰 越 額	不 用 額	備 考
小 計	地方公営企業 法第26条第2 項の規定による 繰 越 額	合 計				
6,404,476,000	0	6,404,476,000	6,248,711,651	0	155,764,349	
6,169,507,000	0	6,169,507,000	6,022,916,577	0	146,590,423	内仮払消費税及び地方消費税 87,931,748
197,731,000	0	197,731,000	183,209,357	0	14,521,643	" 33,272
37,238,000	0	37,238,000	42,585,717	0	△5,347,717	内現金を伴わない額 40,241,248 " 16,634
36,454,000	0	36,454,000	33,923,765	0	2,530,235	
35,510,000	0	35,510,000	33,882,330	0	1,627,670	内仮払消費税及び地方消費税 688,171
843,000	0	843,000	0	0	843,000	" 0
101,000	0	101,000	41,435	0	59,565	内現金を伴わない額 41,435 " 0
2,000,000	0	2,000,000	0	0	2,000,000	
2,000,000	0	2,000,000	0	0	2,000,000	
6,442,930,000	0	6,442,930,000	6,282,635,416	0	160,294,584	内仮払消費税及び地方消費税 88,669,825

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 総合医療センター資本的収入	346,903,000	18,106,000	365,009,000	0
第1項 企 業 債	237,800,000	△56,700,000	181,100,000	0
第2項 固 定 資 産 売 却 代 金	1,000	0	1,000	0
第3項 補 助 金	2,000	53,999,000	54,001,000	0
第4項 負 担 金	109,099,000	18,183,000	127,282,000	0
第5項 繰 入 金	1,000	2,624,000	2,625,000	0
資 本 的 収 入 合 計	346,903,000	18,106,000	365,009,000	0

支 出

区 分	予 算 額					
	当初予算額	補正予算額	流 用 増減額	小 計	地 方 公 営 企 業 法 第 26条の規定 による繰 越 額	継続費 通 次 繰越額
第1款 総合医療センター資本的支出	508,417,000	5,007,000	0	513,424,000	0	0
第1項 建 設 改 良 費	238,048,000	714,000	0	238,762,000	0	0
第2項 企 業 債 償 還 金	270,369,000	4,293,000	0	274,662,000	0	0
第2款 予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0
第1項 予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0
資 本 的 支 出 合 計	509,417,000	5,007,000	0	514,424,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額153,877,371円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,397,769円、過年度分損益勘定留保資金143,479,602円で補てんした。

(単位：円)

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
0	365,009,000	340,018,000	△24,991,000	
0	181,100,000	157,800,000	△23,300,000	
0	1,000	0	△1,000	
0	54,001,000	52,311,000	△1,690,000	
0	127,282,000	127,282,000	0	
0	2,625,000	2,625,000	0	
0	365,009,000	340,018,000	△24,991,000	

(単位：円)

合 計	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
		地 方 公 営 企 業 法 第 26条の規定 に よ る 繰 越 額	継 続 費 通 次 繰 越 額	合 計		
513,424,000	493,895,371	0	0	0	19,528,629	
238,762,000	219,233,805	0	0	0	19,528,195	内仮払消費税及び地方消費税 10,397,769
274,662,000	274,661,566	0	0	0	434	
1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	
1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	
514,424,000	493,895,371	0	0	0	20,528,629	内仮払消費税及び地方消費税 10,397,769

議第96号

平成19年度水俣市水道事業会計決算認定について

平成19年度水俣市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成20年8月29日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

平成19年度水俣市水道事業会計決算

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 水道事業収益	494,461,000	0	0
第1項 営業収益	493,255,000	0	0
第2項 営業外収益	1,204,000	0	0
第3項 特別利益	2,000	0	0

支 出

区 分	予 算				
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額
第1款 水道事業費	406,899,000	2,010,000	0	0	0
第1項 営業費用	334,020,000	863,000	0	0	0
第2項 営業外費用	71,778,000	1,147,000	0	0	0
第3項 特別損失	101,000	0	0	0	0
第4項 予備費	1,000,000	0	0	0	0

営業収益のうち雑収益176,335円（消火栓維持管理負担金140,000円、庁舎共用経費負担金36,335円）は、全額課

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 資本的収入	64,671,000	△45,400,000	19,271,000	0
第1項 企業債	45,400,000	△45,400,000	0	0
第2項 負担金	19,270,000	0	19,270,000	0
第3項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0

支 出

区 分	予 算 額						
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費支出額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額
第1款 資本的支出	364,019,000	△8,621,000	0	0	355,398,000	0	0
第1項 建設改良費	131,671,000	22,000	0	0	131,693,000	0	0
第2項 企業債償還金	231,348,000	△8,643,000	0	0	222,705,000	0	0
第3項 予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額325,637,502円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調金15,408,939円で補てんした。

負担金15,248,868円（工事負担金12,995,025円、消火栓設置等負担金2,253,843円）は、全額課税支出に充当した。

(単位：円)

額	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
合 計			
494,461,000	489,634,756	△4,826,244	
493,255,000	483,102,635	△10,152,365	うち仮受消費税及び地方消費税 22,939,982
1,204,000	6,521,321	5,317,321	うち仮受消費税及び地方消費税 550
2,000	10,800	8,800	

(単位：円)

小 計	額		決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考
	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合 計				
408,909,000	0	408,909,000	394,434,576	0	14,474,424	
334,883,000	0	334,883,000	323,983,805	0	10,899,195	うち仮払消費税及び地方消費税 3,289,824
72,925,000	0	72,925,000	70,286,063	0	2,638,937	消費税及び地方消費税 14,342,100
101,000	0	101,000	164,708	0	△63,708	
1,000,000	0	1,000,000	0	0	1,000,000	

税支出に充当した。

(単位：円)

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
継続費通次繰越額に係る財源充当額	合 計			
0	19,271,000	15,248,868	△4,022,132	
0	0	0	0	
0	19,270,000	15,248,868	△4,021,132	
0	1,000	0	△1,000	

(単位：円)

合 計	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継 続 費 通 次 繰 越 額	合 計		
355,398,000	340,886,370	1,082,500	0	1,082,500	13,429,130	
131,693,000	118,181,989	1,082,500	0	1,082,500	12,428,511	うち仮払消費税及び地方消費税 5,307,795
222,705,000	222,704,381	0	0	0	619	
1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	

整額5,307,795円、減債積立金70,000,000円、過年度分損益勘定留保資金234,920,768円及び当年度分損益勘定留保資

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に提案いたしました議案について、順次提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議第82号株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について申し上げます。

株式会社日本政策金融公庫法が平成20年10月1日から施行されることに伴い、関係条例の整理を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第83号水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について申し上げます。

職員の欠勤等による懲戒処分を行ったことから、市長及び副市長として総括的な管理監督責任があるものと判断し、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第84号水俣市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律が平成20年12月1日から施行され、民法及び地方自治法の一部が改正されるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第85号水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が平成20年9月1日から施行され、委員等の報酬の支給方法等に関する規定が整備されることに準じて、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第86号水俣市恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

恩給法による恩給改定率の改正等に関する政令の施行に伴い、これに準じて本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第87号水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日に公布、同日施行されたことに伴い、個人市民税における寄附金控除の拡充を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第88号平成20年度水俣市一般会計補正予算第6号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2,770万8,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出

それぞれ132億9,437万5,000円とするものであります。

補正の主な内容としたしましては、第2款総務費に、電算システム管理運用経費、第3款民生費に、放課後児童健全育成事業、第4款衛生費に、百問雨水幹線ダイオキシン対策事業、第5款農林水産業費に、単独漁港整備事業、第6款商工費に、湯の児地区観光開発事業、第7款土木費に、公共下水道事業特別会計繰出金、第8款消防費に、消防団装備等整備事業、第9款教育費に、小中学校施設耐震化推進事業、第10款災害復旧費に、現年発生補助災害復旧事業等を計上いたしております。

なお、財源としたしましては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入及び第21款市債を増額いたしております。

また、債務負担行為の補正として、文化会館管理委託料外5件を追加いたしております。

地方債の補正として、過疎対策事業外12件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第89号平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億9,609万8,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ42億9,438万5,000円とするものであります。

補正の内容としたしましては、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款後期高齢者支援金等、第4款前期高齢者納付金等及び第7款共同事業拠出金を増額し、第8款保健事業費を減額いたしております。

これらの財源としたしましては、第4款県支出金、第5款療養給付費等交付金、第7款共同事業交付金及び第10款繰越金を増額し、第3款国庫支出金、第6款前期高齢者交付金及び第9款繰入金を減額いたしております。

また、債務負担行為の補正として、特定保健指導業務委託料を追加いたしております。

次に、議第90号平成20年度水俣市老人保健特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ30万4,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億9,795万1,000円とするものであります。

補正の内容としたしましては、第3款諸支出金で支払基金交付金の返還金を計上いたしております。

この財源としたしましては、第6款諸収入を計上いたしております。

次に、議第91号平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,507万5,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ26億4,354万1,000円とするものであります。

補正の内容としたしましては、第4款地域支援事業費の組み替え及び第7款諸支出金で国県支

出金等返還金を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金及び第8款繰越金で調整いたしております。

次に、議第92号平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ539万5,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ19億4,951万7,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第1款公共下水道事業費で職員の異動に伴う人件費及び浄化センター放流渠修繕工事に伴う工事請負費を増額いたしております。

この財源として、第4款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第93号字区域の変更について申し上げます。

本案は、中山間地域総合整備事業で実施しました越小場山小場地区の区画整理により、字界に変更が生じたので、字山場、笠平の一部について字区域を変更しようとするものであります。

字区域の変更については、地方自治法第260条第1項の規定により、市議会の議決を必要といたしますので、本案のように提案するものであります。

次に、議第94号水俣市土地開発公社定款の変更について申し上げます。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成20年12月1日から施行されるため、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定に基づき、本案のように提案するものであります。

次に、議第95号平成19年度水俣市病院事業会計決算認定について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収益的収入61億4,479万円、収益的支出62億8,263万円となり、差し引き1億3,784万円の損失となりますが、消費税等調整後の損益計算によりますと、差し引き当年度純損失は1億4,824万円で、当年度未処理欠損金は13億8,936万円となります。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入3億4,002万円、資本的支出4億9,389万円となり、差し引き不足額1億5,387万円は、当年度分消費税等資本的収支調整額1,039万円、過年度分損益勘定留保資金1億4,348万円で補てんいたしております。

次に、議第96号平成19年度水俣市水道事業会計決算認定について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、事業収益4億8,963万円、事業費用3億9,443万円で、差し引き9,520万円となり、消費税等調整後の損益計算によりますと、差し引き当年度純利益は8,989万円で、当年度未処分利益剰余金は8,989万円となります。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入1,524万円、資本的支出 3 億4,088万円となり、差し引き不足額 3 億2,564万円は、当年度分消費税等資本的収支調整額531万円、減債積立金7,000万円、過年度分損益勘定留保資金 2 億3,492万円及び当年度分損益勘定留保資金1,541万円で補てんいたしております。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第82号から議第96号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明30日から 9 月 8 日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、9 日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により 9 日の会議は午前 9 時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は 2 日正午まで、議案質疑の通告は 9 日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前10時16分 散会

平成20年9月9日

平成20年9月第4回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

平成20年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成20年9月9日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後2時36分 散会

（出席議員） 18人

松 本 和 幸 君	中 原 泰 子 君	高 岡 利 治 君
塩 崎 信 介 君	川 上 紗 智 子 君	福 田 齊 君
大 川 末 長 君	牧 下 恭 之 君	西 田 弘 志 君
中 村 幸 治 君	谷 口 眞 次 君	淵 上 道 昭 君
真 野 頼 隆 君	岩 阪 雅 文 君	平 松 辰 弘 君
田 中 功 君	野 中 重 男 君	緒 方 誠 也 君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（牛 迫 秀 基 君）	次 長（田 畑 純 一 君）
次 長（崎 田 雄 七 君）	議 事 係 長（栄 永 尚 子 君）
書 記（淵 上 大 輔 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（宮 本 勝 彬 君）	副 市 長（森 近 君）
総務企画部長（葦 浦 博 行 君）	産業建設部長（田 上 和 俊 君）
福祉環境部長（吉 本 哲 裕 君）	総合医療センター事務部長（桑 畑 達 美 君）
産業建設部産業づくり総室長（小 林 信 也 君）	水 道 局 長（吉 村 明 賢 君）
教 育 委 員 長（福 田 研 二 君）	教 育 次 長（坂 本 彰 君）
総務企画部総務課長（本 山 祐 二 君）	総務企画部企画課長（栄 永 徳 博 君）
総務企画部財政課長（淵 上 茂 樹 君）	教 育 総 務 課 長（宮 森 守 男 君）

○議事日程 第2号

平成20年9月9日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|-------------|------------------------------|
| 1 岩 阪 雅 文 君 | 1 市長の水俣病問題の早期解決へ向けての取り組みについて |
| | 2 水俣市の地域経済の現状と具体的取り組みについて |
| | 3 小・中学校の再編の延期の受けとめについて |
| | 4 環境モデル都市の選定と今後の取り組みについて |
| 2 中 村 幸 治 君 | 1 学校再編成について |
| | (1) 水俣市PTA連絡協議会との確認書について |
| | (2) 合意事項について |
| | (3) 教育委員会の取り組みについて |
| | 2 月の浦橋周辺の計画について |
| | (1) 臨港道路百間月の浦線の整備について |
| | (2) 今後の月の浦橋周辺の利用について |
| | 3 交通災害共済手続放置の件について |
| | (1) 関係者の処分について |
| | (2) 今後の対策について |
| | 4 木臼野地区の産廃建設問題について |
| | (1) 事業者撤退について |
| | (2) 建設予定地について |
| 3 野 中 重 男 君 | 1 水俣病問題について |
| | 2 産廃阻止の成果と予定地の跡地について |
| | 3 環境モデル都市の指定と今後のまちづくりについて |
| | 4 固定資産税の誤徴収について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

市長から、発言を求められておりますので、この際、発言を許可します。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長（宮本勝彬君） このたび、市職員がけさの新聞等で報道されましたように、住民情報のデータを紛失するという不祥事を起こしました。さきの交通災害共済事務に引き続きまして、関係者の皆様を初め、市民や、あるいは議員の皆様方の信頼を大きく裏切り、大変御迷惑をおかけいたしました。総括責任者として、心から深くおわびを申し上げるところでございます。

関係者の皆様には、説明とおわびの文書を送付させていただきましたが、このような事態を招いたことを厳粛に受けとめ、情報管理の重要性について、職員への指導、監督を徹底してまいりたいと考えております。

また、交通災害共済事務に関し、私と副市長については、給与を減額する条例を本議会に提案をさせていただき、職員に対しては、地方公務員としての自覚を持って、なお一層、全体の奉仕者として、引き続き厳しく服務規律の確保に努め、市民の皆様方の信頼回復に向けて、全力を挙げて公務の執行に当たるよう通知をしておりますが、さらに綱紀粛正並びに服務規律の確保及び再発防止に全力を傾注してまいりたいと、そのように考えております。

このたびは、まことに申しわけありませんでした。重ねておわびを申し上げます。

今後とも御指導よろしく賜りますようお願いいたします。

申しわけありませんでした。

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

今期定例会に地方自治法第121条の規定により、福田教育委員長の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（松本和幸君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、岩阪雅文議員に許します。

(岩阪雅文君登壇)

○岩阪雅文君 おはようございます。

自由民主党会派の岩阪です。

会派を代表し、通告に従い質問をしてみたいです。

まず、産業廃棄物最終処分場問題も事業者の計画中止表明で一定のめどがたち、執行部を初

め、議会、市民の一致した協力が実を結んだというふうに思っております。この4年間の決着へのエネルギーを次の課題につなげていかなければなりません。

市長の公約の第一義であった目的をまず達成し、今後は残された課題に全力を尽くしていかなければなりません。

最終処分場問題にエネルギーを費やした4年間に、水俣市の経済状況や水俣病問題はますます混迷を深めています。一方で少子・高齢化、人口減少に歯どめがかからず、各施策の具体的取り組みに一刻も早い成果が求められている状況であります。

市長は、今年度施政方針で主要事業の2番目として、水俣病問題の解決と環境にこだわったまちづくりを挙げています。

市長も就任以来3年目の後半に入りました。前倒ししてまで策定した総合計画に基づく「エコポリス水俣」、また、マニフェストに掲げられた政策の具現化等々、最終処分場問題解決後の取り組むべき課題は打って出る市長の決意もいよいよ正念場を迎えたと言えます。

私たちは、6月定例議会、昨年12月定例議会で同様の質問をしておりますが、重要な問題として改めて質問をいたします。

1、まず、水俣病問題の早期解決に向けての具体的取り組みについて質問します。

冒頭申し上げましたように、市長の今年度施政方針の2番目として取り上げられています。

水俣病問題は、最高裁判決以来、新たな状況を呈しているのは御承知のとおりです。

認定申請者に対して、それぞれの立場で国、県に対して運動を展開されています。市長も現在の状況に臨むスタンスについて、全力で取り組むとしながらも、被害者の方々の思いや要望を受けとめて、国や県に上げていく、これが私の仕事ではないか、それ以外になかなか混沌とした状況の中で難しい、また、国から示されたPT案に対しては、静観の時期だと答弁しています。

私たちも、一日も早い解決を望むわけですが、さきの議会で、患者救済と水俣の振興のためには閣議了解におけるチッソ支援策が欠かせないとして、平成12年の閣議了解事項の堅持について意見書を国に提出しました。

そこで、次の3点について質問します。

①、患者救済、水俣市の振興にはチッソ支援策の閣議了解事項の堅持が望まれるが、見解はいかがか。

②、被害者の皆さんの声を国、県等に伝えるとしているが、6月以降国・県等に具体的にいつ、だれに何を伝えたのか。

③、最近の新聞報道を見ると、チッソを取り巻く環境が厳しくなっているが、そのことをどう受けとめているか。

以上、3点について質問をいたします。

次に、水俣の地域経済の現状と、具体的取り組みについてであります。

本問題についても、さきの6月議会で質問をしています。市長の施政方針では、4番目に挙げられてます。我々は福祉の充実も住みよいまちづくりも若者が希望を持てるまちづくりも、何といても地域の振興なしではあり得ないと思っています。

国の経済対策等の影響、あるいは人口減少、社会保障費の増大等、経済の低成長の中での国の財政事情は、ますます厳しさを増しています。

6月以降を見ても、水俣市の場合、建設業の倒産、地場産業の衰退は、ますます厳しさを増しているように見えてなりません。

さきの議会では、市内商店街の方々から病院への納入に対して、地元業者への優先的な取り組みについて陳情がありました。地元で生きていくには、あらゆる手段を講じたい、切実な思いであります。

ここ2年間で7社の倒産、あるいは休業を余儀なくされている業者も多数発生しています。

市民からは、企業誘致も遅々として進まない、有効求人倍率も県下最低、ハローワークは連日求人者がいっぱいでございます。市民からはどうにかならないか、そのような悲痛な声も聞かれます。

以下、質問をします。

①、企業誘致も進まない中、地場産業は衰退の一方である。有効求人倍率も県下最低。特に最近では、企業の倒産など厳しさを増している。現状をどのように受けとめているか。

②、8月をめどに、地場産業の新規事業ニーズの掘り起こしを行うとともに、県、ハローワーク、地元経済団体等々で、地域産業・雇用創出協議会を設立、地域産業・雇用創出計画を策定するとともに、本年度中に幾つかの事業を実施するとしているが、めどは立ったのか。

③、施政方針で、企業誘致のための仕組みや新たな工業団地計画、進出企業の受け皿づくりを整えると述べているが、進捗状況はどうなっているのか。

④、施政方針で示した空き店舗対策を軸とした、潤いのある商店街づくりは進展しているのか。

⑤、エコタウン立地企業の業績は順調に推移しているのか。

3番目に、小・中学校の再編の延期の受けとめについて質問をします。

平成15年、宮本市長が教育長時代の取り組みから5年、市長にとっても懸案の事項であろうと思います。昨年には市長みずから市PTA連絡協議会の方々と会い、市長部局でもプロジェクトチームを設置し、支援体制を整えたばかりであります。

ことし3月の施政方針でも、21年4月実施を目標にすることを表明しています。

しかしながら、去る8月20日の議会の説明では、中学校は平成23年4月までに完了させるとし

て、実施の延期について、市PTA連絡協議会と合意事項を交わしました。

延期については2度目となり、関係保護者の方々の要望を受け入れ、柔軟に対応することは理解できます。

しかし、市報等で実施時期を明確にしながら、このような事態に至ったことは関係児童の良好な教育環境を先延ばしし、関係保護者の混乱を招く結果となりました。今後、関係者との緊密な連携のもとに、子どもたちに一日も早い良好な教育環境が整備されることを切望し、以下、質問します。

①、教育委員会は、学校再編の推進、実施機関である。教育委員長は委員会の代表者として、これをどう受けとめているか。

②、所信表明で述べた実施目標が2年延長されたが、市長としてどう受けとめているか。

③、庁内編成推進プロジェクトチームは何回開催され、何が課題となったか。

4、環境モデル都市の選定と今後の取り組みについて。

去る6月22日、温室効果ガスの排出削減を目指す先進地として、水俣市が選定をされました。地球の温暖化の防止と低炭素社会を目指し、さきに開催された北海道洞爺湖サミットの開催を機に政府が設けたものです。

政府も温暖化効果ガスを2050年度までに半減させる長期目標を立て、各国に呼びかけています。

また、国内では、既に先進地自治体として都市部の取り組みが進んでいます。そのような中、水俣市が選定されたことは、これまでの取り組みが評価されたと言えます。

国も選定した自治体の施策を後押しし、必要な財政支援をすることとしています。今後、政策目標と具体的な計画策定に取り組まなければなりません。

私は、これまでの環境政策への取り組みをさらに一歩前進させるものとして、他自治体以上のものにしていかなければならないと思っております。

そこで、次の質問をいたします。

①、選定による国の支援措置はどのようなものであるのか。

②、今後の具体的取り組みについて。

③、これまで推進してきた自転車のまちづくり、ノーマイカーデー、地区環境協定の進捗状況はいかがか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 岩阪議員の御質問に順次お答えします。

まず、市長の水俣病問題の早期解決へ向けての取り組みについては私から、水俣市の地域経済の現状と具体的取り組みについては産業建設部長から、小・中学校の再編の延期の受けとめについては教育委員長、私及び教育次長から、環境モデル都市の選定と今後の取り組みについては私から、それぞれお答えいたします。

それでは、水俣病問題の早期解決へ向けての取り組みについてお答えします。

まず、患者救済、水俣市の振興には、チッソ支援策の閣議了解事項の堅持が望まれるが、それに対する見解はいかがかについてお答えをいたします。

現在の患者補償システムと、本市における地域振興策は、平成12年の閣議了解に基づきますチッソに対する抜本支援策が前提となっております。

また、これまでお答えしてきましたとおり、チッソは本市にとって重要な企業であり、地域の経済浮揚に不可欠な存在であるとの認識は変わっておりません。

私が考えます水俣病問題の解決とは、被害者の救済を第一としながら、水俣病の発生によって地域が抱え込んだ種々の課題を解決していくことであります。

現在、水俣病に関しましては、政府・与党による未認定患者の救済策の受け入れについて、国・県・チッソ間で議論されている最中ではありますが、チッソに対する支援措置の枠組みは、今後も堅持されるべきであると考えております。

次に、患者の皆さんの声を国・県に伝えるとしているが、6月以降、国・県等に具体的に、いつ、だれに、何を伝えたのかについてお答えします。

国に対しましては、7月22日に環境省の人事異動がありましたので、同月30日に新任の事務次官、水俣病対策担当の局長、部長にお会いいたしまして、本市の現状と課題を伝えてまいりました。

県に対しましては、担当窓口である水俣病保健課、環境政策課等と随時情報交換を行いながら、密な連携を図っているところです。

次に、最近の新聞報道を見ると、チッソを取り巻く環境がますます厳しくなっているが、そのことをどう受けとめているかについてお答えいたします。

県議会では、本年6月、チッソが与党プロジェクトチームの新救済案の受け入れを拒否していることに対し、公的債務返済額の増額など抜本金融支援の見直しを求める意見書を国に提出し、去る8月28日、ようやく開催された国・県によるチッソに対する金融支援に関する幹事会では、県議会の意向に配慮し、第1回目の支援措置を見送ったと伺っております。このことを受け、チッソとしては、本年度分を一括返済したが、枠組みを超える負担増については難しいとの見解を示しています。

今後とも患者補償の完遂のための抜本的支援策の枠組みが堅持される中で、未認定患者の早期救済と地域経済の浮揚につながる事業支援を国・県等をお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 まず、①番のチッソ患者救済の支援策の堅持ですけれども、まあ、市長自身も堅持されるべきだという見解が同じですので安心をいたしました。

その件について、私たちが提出をした後、県と国の方へお願いに行かれたのか、行ってなければ、その後ですので、ぜひこの堅持についても、閣議了解事項の堅持について、国・県に市長自身もみずからお願いに行かれる考えはないか、堅持の維持について。これが第1点です。

それから、被害者の皆さんに、声をそれなりに伝えていらっしゃるようですけれども、私はぜひそれは続けていただきたい。といいますのが、市長もなかなか難しいと言われながらも、調整案が出てくれば動くとも言われています。それで、調整案が出てくるということであれば、その調整案を期待していらっしゃるというふうにも受けとめるわけですけれども、調整案が出てくるまでの間、関係者の方々、あるいは国・県の方々との、パイプといいましょうか、情報を密にさせていただきたいというのは当然のことと思います。まず、それがなければ、調整案なりが出てきたときに、市長が地元の代表として間に入れない、あるいは入る場合に、そのことが非常に大きな役割を果たすんじゃないかというふうに考えておりますので、ぜひ、国・県に行かれた場合とか、あるいは申請者の方々との間のパイプ役として、ぜひ積極的に動いていただいて、調整までの間の関係をつくっていただきたいというふうに思っております。

前回の答弁では、なかなか動けないと、先ほども言いましたようにありますけれども、そういうことではなくて、表面的にはとまかくとしまして、下地づくりとしてでも、関係者との交渉は続けていただきたいというふうに、まずお願いをしておきます。

それから、①番と③番は関連しますけれども、閣議了解事項と、③番のチッソを取り巻く環境なんです、先ほど言われましたように、国・県が負担金を第1回目の、初回の15億円分に対して、国・県の負担も当面支払わないというふうな方針を出しておりますけど、私は今後、これがなし崩し的にこういう形にならないかと心配をしております。その意味では、先ほど言いましたように、ぜひ国・県に対して堅持のお願いに行っていたいただきたいというのは、後でまたお答えをいただきたいんですが。

そしてまた、チッソの業績というのは、おかげさまで、ここ2年間で82人の水俣への雇用を果たしましたし、御存じのように、3月には市長も出席されたように、65億円程度投資して、今、新規事業の開拓に努めているわけです。そういうときにこういう事態が起こっていきまると、私は将来のチッソ経営にも大きな影響を及ぼすんじゃないかなというふうな心配もしております。

その上に社員、あるいは職員のモチベーションというのも下がっていきはしないかなという懸念もまたします。

特に、最近では、この景気の悪化が伝えられていますし、素材関係の企業についてもなかなか厳しい状況を迎えつつあるということを考えますときに、非常に心配をしているわけです。

そういうことで、ぜひ先ほどの質問になりますけれども、この件については、今後、市長として強く国・県に要望していただきたいと思いますと思いますが、その辺の答弁をお願いをします。

とりあえず、それをお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 第1番目のまず抜本策についての堅持について、国・県について強く要望していただけないかという質問だったと思います。

もちろん一番問題になりますのは、やはり水俣病の早期解決に向けてということでございますので、水俣病の早期解決に向けて、お互いに努力していきましょうというような形の中での抜本策というものををお願いをしていきたいと、そのように思います。

それから、もっと積極的にパイプ役として動くべきではないかという御質問でございます。

確かにその部分については、私ももう少し積極的に動かなければならないんじゃないかなという反省もいたしております。

これまでは、どちらかといいますと、与党PT案が出たことに対して、患者団体の方々にそのことに対してどうなのかと、どんな思いを持っていらっしゃるのかとか、そういうようなところで、これまで進めてきたところでございますけれども、これからは、今、議員の御指摘がございましたように、それぞれどうすれば解決に結びついていくことができるのかというような、それぞれの思いを、患者さん方のそれぞれの思いを聞きとって、それについてパイプ役として伝えていきたいと、そのように思っております。おっしゃるように、できるだけ積極的に行動を進めていかなければならないと、そのように思っております。

それから、第3点でございますが、私はやっぱりチッソを取り巻く環境が厳しくなってきているんじゃないかと、そういうような御質問ではなかったかと思っておりますけれども、やはり厳しいとか、厳しくないというのは、やっぱりそれぞれの思いがありましょうし、それぞれの立場がございまして、そういうそれぞれの立場の中で、いろいろな思いを受けとめさせていただきながら、やはり、我々としては、一歩でも前進するような形で努力を続けていきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） しばらく休憩します。

午前9時55分 休憩

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 早期解決が先で、抜本策は 2 番目というふうな、ちょっとこのように聞こえたんですが、現在の患者さんの救済につきましては、順調にいているというふうに解釈するんですが、これから申請者の方々、多数いる中で、これだけはある程度進まないで解決にはならないわけで、この抜本策については、平成 7 年の和解の中でも大きな柱として上げられました。

その後、平成 8 年 12 月に市議会としまして、チッソ株式会社が水俣病患者補償を完遂できるよう、国の財政金融上の抜本的な支援策を求める意見書、これを出しております。

それから、さらに平成 9 年 6 月、それから平成 10 年 9 月、3 回にわたって、このチッソ支援については、特別立法なども要望してまいりました。そして、平成 12 年のこの閣議了解にこぎつたのではないかというふうに思っているわけですが、そういうことであれば、やはり患者救済はもちろんのことですが、チッソの地域の中の柱としての経済を思うときに、やはり閣議了解事項というのは、そのもちろん早期解決は、それはもうだれでも願うことなんですけれども、やはりそれはそれとして、抜本策についてもぜひ国・県に対して、私はお願いをしていただきたいと、市長みずからですね。それをまずもう一回お願いをいたします。

それから、市長の今の思いなんです、それぞれの立場で、それぞれの思いもあるでしょうけれども、それぞれの立場があるのではということとございませうけれども、それはそうなんです。ただ市長として、強い意思で、市長のスタンスとして、こうあるべきだというふうな思いというのはないのでしょうか。そういう思いが伝わってこないんですね。ですから、市長自身が解決するというのは無理だと思います、国・県が当然あるわけですので。その解決するというのも、それに向けて、市長の思いというのを、何かメッセージを発していただきたいというふうな思いがしているわけです。

その 2 点についてお尋ねをします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 抜本策につきましては、先ほど申しましたことと同じお答えになると思いますけれども、水俣病解決の中で、あくまでも抜本策の堅持だと、私はそのように思っております。

それから、思いでございませうけれども、思いは私も議員と同じ思いだと思います。とにかく早く解決をして、この解決なくして水俣の本当の繁栄はないだろうと、そのように思っておりますので、その思いは同じでございませうので、今後、先ほど申し上げましたように、患者さん方がどのような今思いでいらっしゃるのか、どうすれば全面解決に結びつけていくことができるのか、

そういうったところを本当に丁寧に拾い上げさせていただきながら、それを国・県に伝える、そういう仕事を積極的にやっていきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、水俣市地域経済の現状と具体的取り組みについて答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 水俣市の地域経済の現状と具体的取り組みについて順次お答します。

まず、本市の地域経済の現状をどのように受けとめているかについてお答します。

本市の経済の現状につきましては、例えば本市の総事業所数が年々減少し、倒産も含めた廃業事業所数が新設事業所数を上回っているほか、本地域の有効求人倍率は過去5年間で0.31から0.40で推移し、全国や熊本県全体と比べて、その格差が年々拡大するなど、大変厳しい状況が続いております。

全国の多くの地方都市が同様の課題を抱えていると思いますが、本市がこの厳しい現状を静観し、何も策を打たないのであれば、水俣全体がこのまま衰退し、生き残っていけないのではないかと強く危機感をもって受けとめているところです。

次に、地域産業・雇用創出事業の取り組み状況についてお答えします。

本事業は、雇用情勢の厳しい県南地域を対象に、雇用情勢の改善を目的として、本年7月に創設された熊本県の事業で事業期間は本年度から平成22年度までの3年間となっております。

これまでの取り組み状況につきましては、県ハローワークと連携しながら地元経済団体、地元企業など、関係者に呼びかけて、意見交換会や担当者打ち合わせ会議等を開催し、本事業の推進母体となる地域産業雇用創出協議会の規約や構成メンバー及び本年度の地域産業雇用創出事業の事業構想等について議論を重ね、おおむね協議会の設立に向けて準備が整ったところです。

その中で、関係者の貴重な御意見や、これまでの把握している新規事業ニーズ等を踏まえまして、現在、事業構想といたしましては、企業誘致対策事業、環境モデル都市にふさわしい地場産業プロジェクト推進事業及び地場企業への人材確保に向けた支援事業の大きく3つの柱を考えているところです。

今後は早急に本協議会を発足させ、本年度の事業構想を策定し、各種事業の実施を行ってまいりたいと考えております。

次に、施政方針の中で、企業誘致のための仕組みや新たな工業団地計画、進出企業の受け皿づくりの進捗状況についてお答します。

企業誘致は、地域経済の活性化に直結する非常に重要な施策でありますので、工場用地のハード面や各種優遇制度など、ソフト面の充実を図りながら、他市町との競争力のある条件を整えて

いくことが望まれます。

市としましては、企業誘致のための仕組みや、新たな工業団地計画など、企業進出のための受け皿づくりを進めてまいりたいと考えております。

これまでの進捗状況といたしましては、本年3月、本市優遇制度の1つである水俣市企業立地条例の一部を改正し、ソフト産業も含めて雇用機会の増大に資することが認められる業種を、本条例の適用範囲を含めるなど、優遇制度の充実を図ったところです。

また、水俣産業団地の全区画が完売している中、今後、市として企業を誘致していくためには、立地条件の整った工業用地を確保する必要があることから、現在、庁内関係各課の職員で、新たな工業団地計画の開発に向けて検討に着手したところです。

具体的には、交通アクセスや地権者数など、工業立地の条件等について整備を行っているほか、県が県南地域を対象として、本年9月中をめどに着手予定の新たな工業団地開発に向けた立地可能性等の調査事業に応募することとしており、採択されれば本年度中に県と合同で立地可能性調査に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、施政方針で示した空き店舗対策事業を軸とした、にぎわい、潤いのある商店づくりは進展しているのかについてお答えします。

本市では、これまで商店街がみずから実施する活性化事業の事業費や空き店舗入居者への家賃について、一部を補助する水俣市いきいき商店街づくり事業等支援補助金制度を平成15年に創設し、商店街の活性化を積極的に支援してまいりました。

空き店舗に関しましては、本年も4件の家賃補助を行っており、これまでの実績としましては、空き店舗13件が開業し、うち8件が現在も継続している状況です。その結果から、本制度が空き店舗の増加に歯どめをかけているものと認識しております。

市としましては、今後も本制度を利用し、積極的ににぎわい潤いのある商店街づくりに取り組んでいくこととしております。

また、現在、市内の和洋菓子店が中心となって進めておられるスイーツのまちづくりについてお手伝いしているところですが、その活動はお茶の生産者や酪農家、温泉旅館業者など、さまざまな分野に広がっており、今後の展開次第では、地域経済の活性化について、大きな可能性を秘めているものと期待しております。

さらに、今後の動きとしましては、市内商店街の方々が熊本県の主催するブログの販売促進講座に参加することが決定しております。これは、インターネット上で行うブログを販売戦略の1つとして活用するもので、今後、商店街の戦略として、こういった手段を大いに活用し、大型店にはない地域に根差した商店街らしい魅力を日々発進していくことが、非常に大切であると認識しております。

商店街の活性化において、即効性のある対策というものは、非常に難しい問題がありますが、このような活動が活発になることで、にぎわい、潤いのある商店街づくりが発展していくものと認識しており、市としましては支援してまいりたいと考えております。

次に、エコタウン立地企業の業績は順調に推移しているかについてお答えします。

本市では、平成13年2月、国の水俣エコタウンプランの承認を受けて以来、水俣産業団地を中心に環境・リサイクル関連企業の誘致等を進めておりまして、現在、合計8社が本市に立地し、産業・雇用の創出等に御尽力いただいております。

現在のエコタウン立地企業の業績につきましては、それぞれの企業で状況が異なっており、新たな設備投資や新規事業の展開など、従業員も徐々にふやしながら順調に推移しておられる会社もあれば、創業当初と異なり、原料となる廃棄物の調達が困難になったため、厳しい経営状況を強いられている会社もあります。

そのうち1社につきましては、経営再建にめどが立つまで従業員を解雇されるなど、経営再建に向け懸命に御努力されているとお聞きしております。

このようなことから、市としましては当社からの申し出を受けまして、土地賃借料等の支払い猶予やふるさと融資の償還遅延の手続などを行い、当面の資金繰りが円滑にできるように支援しているところです。

市としましては、今後ともエコタウン立地企業の状況をお聞きしながら、可能な限り御支援してまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 前回の一般質問のおさらいになるような感じもしますけれども、いずれも計画の段階というふうなものが非常に多いわけですが、これまでもそういった経緯がございました。

なかなか計画、計画だけで現実に本当に水俣にどういう形で伝わってきているのかというのがわからないわけですが、ぜひ、早目にこういうのを手を打っていただきたいというふうに思っております。

特に、建設従事者の方々というのは、数が多いだけにやはり水俣に与える影響も大きいと、そういうふうに思います。18年度以降7件の倒産で約200人の方々が失業をされたということで、水俣のハローワークでも足りずに、出水の方に通っていらっしゃる方もかなりいらっしゃいます、私の知り合いもそうなんですけども。そういうことからしますと、やはりこれは深刻に受けとめなくてはいけないんじゃないかというふうに思っております。

さきの議会の中で、公共事業についても、月浦団地の市営住宅、あるいは新設道路、改良、老人ホームの建設工事とか、細々したものがございまして、20年度の芦北地域振興局管内の

熊本県の発注工事分というのを見てみますと、これは7月17日付ですけれども、金額はもちろんわかりません。ただ、件数なんです、芦北町で23カ所です。これは芦北のちなみに人口は2万1,000人です。水俣市は16カ所です。この差があります。7カ所ぐらい差があるんですが、こういうのは何ででしょうねとかという、多少疑問もあるんですが、あるいはこういった部分に対しての努力はどうかということも多少感じたりします。

そういうこと、この件数の差について、ちょっと感じ方をどういうふうに感じていらっしゃるか、1点、お尋ねをします。

それから、企業が衰退していく中での1つの方策なんですけれども、平成7年度の九州農業白書というのを見ますと、鹿児島県では農業生産法人、いわゆる農業経営法人というのが、法人化が進んでいるようなんですが、農業生産法人以外の参入として、一般企業等の参入が42法人、九州で42法人です。そのうち鹿児島県が32法人を占めているわけです。大多数なんですけれども、このうち公共事業の影響を受けた建設業者が15法人、経営法人の方に移行しているわけです。それから酒造会社、食品会社11社法人、要するにこういった前もって手を打つ方法はないんだろかというふうに感じるわけです。状況として建設業に限らず、いろいろな業種が衰退していく中で、異業種転換を図る上で行政の施策といったものを、先手先手で打っていけば、私は少なくとも何らかのこの防止もあるだろうし、いい意味での歯どめがかかるんじゃないかというふうに思います。こういった部分についてどう感じていらっしゃるのか。2点目ですね。

それから隣の芦北町の例を見ますと、木造住宅建設支援事業としまして、補助金要項をつくっています。平成19年度が2,541万6,000円、平成20年度が1,500万円しているわけです。これは何かといいますと、地元木材産の活用と地場産業の育成ということで、家1軒建てますと150万の補助をあげますというふうなことで、ここに交付金要項があるんですけども、地場産業を育成するという意味では私は少なくともこういうのも大いに役立っているんだろうと思います。水俣市ではないのかなというふうに思いますし、こういったものをやはり率先してやっぱりしていかなくはないんじゃないかというふうに私は思います。

ですから、そういう意味では、先ほどの計画が何年かかるのか、早目に終わって事業に移ればいいんですが、その間にも衰退はしていく現状というのはあるわけですので、ぜひこういったのもやはり考えていただいて、取り組みを私はもっと積極的にしていただきたいと思います。

それから、2番目ですが、6月の答弁の中で即効性のある事業支援を実施したいというふうに、具体的に、どういうふうにじゃ即効性のある事業をしたいというのを考えていらっしゃるのか、あるいは長期的にどういうふうに考えているのか、計画は確かに聞きましたけれども、その2点について、長期的と即効性のある支援事業をしたいというのが、6月の議会から即効性のある事業に何を取り組んでこられたのか。

それから次ですが、先ほど言った誘導策について、具体的な誘導策に、関係者と話し合いをされて着手する考えはないか、3点目ですね。

それから、先ほど工業団地計画なんですけども、言われましたように、菊池市に熊本県が誘致策をつくっております。もう既に菊池市に大型工業団地を県が整備して平成20年度に完成をするというふうな新聞報道がなされております。企業誘致が伸び悩む県南では市町村と合同の調査チームを着手すると、本年度は3,000万の予算を計上しているというふうなことが載っております。ぜひ、工業団地についても、今に始まったことではなくて、以前からあるわけですので、なかなかこれも具体的に着手できないと。財政の事情とか言われれば、そうかもしれませんけれども、いずれにしても、その実現性の近いこういった施策というのを、やっぱり率先して進めていただきたいというふうに思います。

特に、今回の場合、県が誘致策をつくっておりますので、先ほど言われましたが、ぜひめどをつけていただきたいというふうに思いますが、この件をお願いをいたします。

それから、最後のエコタウンの立地企業の業績なんですけども、決して順調ではないんだというふうに思っております。ある一部の企業では、ちょっと生産が思うようにいかないという部分もあるようですし、最近では中国のリサイクル、使用済みペットボトルが国内のリサイクル網というのが崩壊の危機に直面している。収集した市町村から再処理事業者に引き渡されずに、認定業者以外の業者を通じて中国に輸出されるケースがふえているということは、非常にペットボトルが手に入りにくくなったという厳しい現状があるようでございます。

ですから、こういうのも事業の転換を図るとか、次の手段を早目早目に打っていかなければ、また大変なことになるんじゃないかと。むしろ企業誘致どころではないんじゃないかという気がしますので、この辺はぜひ取り組みを進めていただきたいと思いますので、先ほどの誘致策と同じで結構ですので、答弁をお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 第2質問ということで、何点かございましたけれども、まず、水俣地域と芦北との公共事業の差が水俣の方が少ないんじゃないかというお話でございますけれども、平成20年度を比較してみましても、確かに芦北の方が水俣の公共事業よりは上回っているのはたしかでございます。

内容としましては、合併後の面積というのは、多分水俣市よりも大きいということで、いろいろな公道を、県道も含めて、芦北の事業が大きくなっているんですけど、さらに、今年度の災害に関しても芦北の方がかなり発生しておりまして、その分の発注額がふえているというふうにお聞きしております。決して、ことは特に災害が水俣市は少なくて、喜んでいいのかあれなんで

すけれども、今回、ことしも災害件数が少なかったということも1つの原因じゃないかということと考えております。

それと農業の分野に、そういう建設関係の事業というか、参入というか、できないかということで、今、議員御指摘ありましたけれども、今、建設業の皆様もそういう形で非常に検討しておられまして、今年度農業委員会を中心に、遊休地及び耕作放棄地の調査をしております、非常にまとまった箇所とか、いろいろな建設関係でいろいろな機材を入れるところがどれくらいあるかということで、今、そういう検討をしているところで、建設業の皆様からも農林水産振興室の方にそういう問い合わせも来ておりますので、ことしの末か来年にかけて、そういう検討にも入れるんじゃないかと思っております。

それと、即効性のある振興策をどのように考えているかということでございますけれども、先ほど御説明しましたとおり、水俣地域産業雇用創出事業というのが、これ本年度から3年間、1年に450万ずつ予算はついておりますけれども、その中で、環境モデル都市にふさわしい地場産業創出プロジェクトということで、今4点ほど考えておられまして、地域循環型社会の構築を目指したエコフィード事業というのもありますし、水俣市のバイオ燃料利活用事業、それと海草の森づくり関連事業、レアメタルリサイクルの調査研究事業ということで、この辺の事業が進めば、非常に即効性があるのではないかというふうに考えております。

それと、工業団地の造成について、もっと積極的にするべきだという御意見でございますけれども、これにつきましても、先ほど申しましたように、関係各課で今調整しております、9月に県の方に申請という形になりますので、ぜひ水俣市からも申請しまして、ぜひ県の補助事業を獲得したいと。これは予算的には3,000万で、上限が1,000万でございますので、最少でも3カ所は認定できると思いますので、ぜひ、水俣の方でもこれについて積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

最後のエコタウン関係のリサイクル事業につきまして、確かに答弁で申しましたように、非常に厳しい経営状況を強いられているところがございます。これはいろいろな廃棄物のリサイクル企業が非常に、環境産業の全国的に誘致ということで、非常にふえておられまして、以前は、当初はいろいろな製品でも、いろいろなものでも使えるということだったんですけれども、非常に品質の部分まで技術を求められる状況になっておられまして、今企業としまして、何とか高度な製品づくりについて、非常に模索しております、何とかことしの末、来年についてはめどを立てられるかなということで、今伺っておりますので、いろいろなほかのリサイクル事業からほかのところに転換ということで、今、御意見ありましたけれども、これについては、その企業の持ち味もございますので、それぞれの内容とか、将来性を考えながら検討していくべきだと思っております。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 関連してでございますけれども、今、議員のおっしゃったように、市民が非常に悲痛な声を漏らしているということは、我々も厳しく受けとめているところでございますが、現在の企業の立地動向ということで、ちょっとお知らせをして、お知らせというか、どのような状況にあるかということをお話させていただきたいと思っております。

現在、企業誘致に向けまして、具体的に折衝をさせていただいている会社が9社ございます。それがどのような状況になるかはまだわかりませんが、その中で1社でもいいから、何とかうまくいけばいいなというような思いでおります。期待できるものも少しずつ出てきておりますので、引き続き努力をしてまいりたいと思っております。

並行して、市内の地場企業の雇用についてでございますけれども、それぞれ努力をしております。増設、あるいは新事業を展開しようということで、今、お話をいただいているのが5社ございます。それも含めて我々も希望を持って努力をしていきたいということで、担当課の方も一生懸命頑張っているところでございます。

そういうような形で、なかなか形として見えてまいりませんので、じれったいところもあると思いますが、引き続き努力をしてまいりたいと思っておりますので、何か小さな情報でも結構でございますので、何か情報等がありましたら、ぜひお知らせいただければありがたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、小・中学校の再編の延期の受けとめについて答弁を求めます。

福田教育委員長。

（教育委員長 福田研二君登壇）

○教育委員長（福田研二君） おはようございます。

本日、さきの6月議会に引き続き、水俣市議会の御要請によりまして出席をいたしました教育委員長の福田研二でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

岩阪議員の御質問にお答する前に一言おわびを申し上げさせていただきます。

今回の中学校再編成の延期につきましては、児童・生徒、保護者、地域の皆様、議会、市長部局に対しまして、大変なる御迷惑をおかけすることになり、まずもっておわびを申し上げます。

本当に申しわけありませんでした。

それでは、小・中学校の再編成の延期の受けとめについて順次お答をいたします。

まず、再編成の延期を教育委員長として、どう受けとめているかとの御質問についてお答えいたします。

これまで、教育委員会では、水俣市小中学校再編成実施計画の実施に向け、鋭意取り組んでま

いました。その結果、小学校の再編成につきましては、一応のめどが立ったところですが、さきの6月議会でも答弁しましたとおり、中学校の再編成につきましては、閉校予定中学校のPTAや水俣市PTA連絡協議会から再編成時期の延期を求める要望があり、これまで水俣市PTA連絡協議会との協議を続けてまいりました。

学校再編成による教育環境の改善は、少しでも早い時期に実施することが望ましいところではありますが、協議の結果、閉校事業や再編後の学校運営を考えますとき、保護者の方々の御理解と御協力は欠かすことのできないものであること、また、再編成に伴う諸課題を円滑に解決していくためには、中学校再編成時期の平成21年4月実施を平成23年4月までに延期する必要があると判断をした次第です。

なお、中学校の再編成時期の延期に当たっては、水俣市PTA連絡協議会との間で確認書を取り交わし、今後、連携して再編成を進めていくことを確認いたしましたことは、先日の全員協議会において、事務局から説明をさせていただいたとおりでございます。

教育委員会の代表として、これまで説明してまいりました計画が変更になりますことは、関係の皆様に対し御迷惑をおかけすることとなり、深く反省をいたしているところです。

しかし、今後は、教育委員会と水俣市PTA連絡協議会とが連携し、協力しながら学校再編成を行える状況となりましたので、具体的な問題点や課題を水俣市PTA連絡協議会を初め、各学校や関係機関とも連携し、協力を得ながら、一つずつ解決し、よりよい学校再編成となりますよう、努力してまいりたいと思っております。

市議会の皆様におかれましては、引き続き御指導いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 所信表明で述べた実施目標が2年延長されたが、市長としてどう考えているかとの御質問についてお答えします。

議員御指摘のとおり、さきの3月議会における所信表明では、学校再編成につきましては、石坂川小学校と葛渡小学校の再編を平成20年4月に実施することになりましたが、残りの小・中学校については、平成21年4月実施を目標に進めてまいりますと述べさせていただきました。

学校再編成は、子どもたちの教育環境をよりよいものにするため、ぜひとも必要な施策であり、少しでも早い時期に実施することが望ましいと考えていますが、その一方で、保護者の方々の御理解や御協力も欠かすことのできない重要なものであります。

このようなことを考えますと、先ほど教育委員長から答弁がありましたとおり、中学校の再編成が延期になることにつきましては、教育委員会の判断を尊重すべきであると考えております。

今後、保護者の皆さんと、平成23年4月までに完了するという目標を共有できることとなりましたので、最善の学校再編成ができるよう、教育委員会にはさらなる努力を期待するものであります。

○議長（松本和幸君） 坂本教育次長。

（教育次長 坂本彰君登壇）

○教育次長（坂本 彰君） 次に、庁内再編成推進プロジェクトチームは何回開催され、何が課題となったかとの御質問にお答えします。

水俣市小中学校再編成推進プロジェクトチームは、水俣市小中学校再編成推進事業を円滑に推進するため、平成19年8月に教育長をリーダーとして、庁内の3部長再編成推進と関係のあります4課長を構成員として設置しております。

これまでに12回の会議を開催しておりますが、具体的な会議の内容は、再編成に伴う予算措置に関することや、再編成事業に係る方策、スケジュールなどを討議することとしております。

これまで主に課題となったものとしましては、スクールバス運行計画など、予算措置を伴う課題について協議し、また、再編成実施計画や中学校再編成の延期に伴う課題について助言をいただいているところでございます。

○議長（松本和幸君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 今、答弁がございました。延期ということで、ぜひ関係機関とも緊密な連絡をとりながら進めていただきたいというふうに思っております。

教育委員の方々のなかなか思いとか意見が伝わってこなかったというのが、ちょっと感じとしてあります。

前回の答弁の中でも、平成21年4月に実施することは、子どもの教育にとってよい結果をもたらすかどうかという視点から判断すべきであると考えていると、このように答弁されたわけですが、これを聞いていますときに、じゃ21年4月が何のために設定されたのか、根拠がどうも聞いていて薄らいだ次第ですので、そういう思いをしながら聞いていたわけですが、今後、地方教育行政法の組織及び運営に関する法律ですか、今回大いに変わりました。ぜひ教育委員会としても、積極的に事務方の方に入り込んでいただいて、いろいろ議論をしていただいて、今回まとめていただければというふうに、御期待申し上げます。

次に、市長についてですけれども、前回、市長の答弁を見ますと、6月の答弁を見ますと、現在、私が知っているところでは、大方の住民の皆さん方、あるいは保護者の皆さんを含めて、再編については問題ないというふうな御意見を持っていらっしゃる、というふうな伺っている。これは教育委員会の報告を受けられての考え方だったと思いますけれども、市長も最後まで再編が実現するというふうに思っていたらよかったと思いますけれども、残念ながらいかなかっ

たということですが、総務文教委員会でも説明がございましたので、たまたま質疑がなかったのも、改めて質問したわけですが、今後関係先と密に連絡をとって進めていただきたいというふうに思います。

3番目になりますけれども、議会としまして、先ほど出ましたように、当初予算に2,914万ですか、予算計上しております。これは私たち議会としてもこれを実現するものと思って承認したわけです。ということですので、そのことはやはり重く受けとめなくてはならないんだろうと。この予算そのものが、あとどうなるのかということにもなりますけれども、ぜひ、この予算がむだにならないようにしていかなければならないというふうに思いますが、とにかく予算措置までいったということを重く受けとめていただきたいというふうに思います。

また、議会に対してもそういう重さがあるというふうなことを認識するわけですが、あとこの予算も含めてですが、今後うまくいくように、ぜひ取り組んでいただきたいと、そういうふうに思っています。

以上です。

○議長（松本和幸君） 次に、環境モデル都市の選定と今後の取り組みについて答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 次に、環境モデル都市の選定と今後の取り組みについて順次お答します。

まず、選定による国の支援措置はどのようなものかについてお答えします。

温室効果ガス削減による低炭素社会の実現、地球温暖化対策は全世界共通の待ったなしの課題であります。

去る7月に北海道洞爺湖で行われた先進8カ国サミットにおける議論の大半が、この問題に費やされました。議長国を務めた日本としても、環境問題で世界をリードする使命があり、国を挙げて低炭素社会の実現に取り組む姿勢が掲げられました。

その取り組みの1つとして、全国の自治体から環境モデル都市の公募が行われ、水俣市を含む6自治体が選定されました。今回の認定は、水俣市民がごみ分別などで汗を流し、省エネ・省資源に努めてきた結果によるものであり、市民に与えていただいた最高の栄誉だと考えております。

さて、支援策についてですが、詳細については、まだ内閣府から説明があっておりませんが、認定の通知を受けたときに、環境モデル都市のアクションプランの実施に伴い、必要な予算等の支援を優先かつ重点的に行うということを伺っております。今後、明らかになる国の支援策は、今年度中に策定予定のアクションプランの中に盛り込み、施策に活用してまいります。

次に、今後の具体的な取り組みについてお答えします。

今回、環境モデル都市として認定され、国に御提案し、採択された28の事業につきましては、

これを実行していくことで、2020年までに32.7%、2050年までに50.1%の温室効果ガスを削減するとしております。

国のモデル事業であり、国の威信をかけた事業だと考えておりますので、ぜひともこの目標を達成すべく、今後はさまざまな施策を展開してまいります。そのために、先般、8月19日に環境モデル都市水俣市推進本部を立ち上げたところです。

今後は、年内に提案書に基づくアクションプラン案を策定し、内閣府内にある低炭素都市推進協議会にお諮りしながら、財政的なものを含めた支援策をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、これまで推進してきた自転車のまちづくり、ノーマイカーデー、地区環境協定の進捗状況はいかがかという質問についてお答えします。

自転車のまちづくりにつきましては、平成9年7月に行政、市内事業所、市民の代表等で組織した自転車のまちづくり委員会を組織し、講演会やシンポジウム及びサイクリング大会等の開催、アンケート調査の実施、サイクルマップの作成など、さまざまな取り組みを行ってまいりましたが、市民への波及効果がなかなか得られないというのが現状であります。

しかしながら、今回、認定を受けた環境モデル都市提案書の中では、自転車のまちづくり事業が認定されておりますので、今まで経費がかかってできなかった自転車に優しい道路の設置など、ハード面の整備ができ、自転車のまちづくりが、今後、推進できるものと期待をしているところであります。

ノーマイカーデーにつきましては、水俣市ISO環境管理システムに基づき、市職員には、毎週1回のノーマイカーデーの通勤を呼びかけるとともに、毎日の通勤手段のチェックを行い、通勤車両削減を推進しております。ことし3月に実施した職員の通勤等に関する調査、回答率92%では、非常勤職員を含む職員324名のうち、約半数の164名が自転車や徒歩で通勤しており、残りの半数の160名が、通勤距離が遠い、子どもの送迎のため自動車を通勤に利用しております。

なお、昨年度はノーマイカーデーなどの啓発活動等により、通勤車両を12.1%削減することができました。さらに、先日、熊本県ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議が発足し、事業所や学校なども含め、県民が一体となったノーマイカー通勤、エコドライブの推進も始まったところです。

地区環境協定につきましては、地区の環境保全を地区住民自身が行っていくため、自分たちでできる最低限度の生活ルールをつくり、みんなでそれを守りながら生活をしていこうという取り組みについて、市が住民間の締結支援を行っております。薄原、石坂川地区を初め、直近では平成18年度の長崎地区など、現在8つの地区で住民間の協定が締結されております。このうち頭石など4地区では、村まるごと生活博物館事業が実施されるなど、指定地域の生活環境や自然を

守りながら博物館として、その暮らしぶりを外の方に見て体験してもらう事業も始まっております。

今後は提案書でも掲げておりますとおり、市民の協力を得ながら、このような取り組みをさらに推進してまいりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 まだ、国の支援については不確定の部分が多いということで、これからだと思いますけれども、国の施策を後押しするという意味では、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それから、先ほど自転車のまちづくりとか、あるいはノーマイカーデー、地区環境協定を取り上げましたけれども、これらについても、以前から取り組んだ事業でありながら、なかなか進んでいないということはお認めのとおりなんです。私は、これらを十分検証することで、取り組みは相当進むというふうに思っております。

このまちづくりについては、リグラスのまち、水俣市中心市街地活性化基本計画というのがつくられておりまして、本年度でちょうど6年目と10年目の計画が立てられておるんですが、この中でも、まちづくりを上げながら、結果的に未完のままに終わっていると。これの基本計画を終わらないままに次の計画にまた移っているというふうな状況でございます。だから水俣の政策そのものが何だか同じようなことを繰り返し繰り返ししながら、具現化されていないというふうなことが非常に感じてならないわけですが、ぜひこういったものを検証されて、取り組んでいただきたい。ほかに調べて見たんですが、平成11年3月には太陽光発電を中心とした水俣市新エネルギービジョン策定調査、これがなされております。それから18年2月には水俣市地域省エネルギービジョンというのが策定されています。常に、こういう計画そのものを策定しながら、では結果はどうだったのかという報告と、また検証がなされていない、達成率が見えてこないということで、堂々めぐりをしているんです。どうしても、そういう政策に見えてならないわけですが、もう一回、こういったものを検証されて、取り組み直していただきたいと思います。

そこで、2点だけ質問します。

この提案書については、今後、環境首都まちづくり委員会で監視していくということでございますけれども、この推進体制についてどのように考えていらっしゃるのか、庁内ですね。

それから2番目に、新聞記事で見たんですが、国も公用車4,000台について、次世代自動車に切りかえるというふうな記事を見たんですが、国もいよいよエコカー、あるいは、いろいろあると思います、ハイブリッドカー等含めて。今回、議長車問題で公用車がハイブリッドカーへの政策転換が必要というふうに我々提言をしたわけですが、この提案書にはコミュニティーバスに触れられていますけれども、今後、公用車の問題について、どのように考えてい

らっしゃるのか、取り組みについて。

2点だけお尋ねしておきます。

○議長（松本和幸君） 時間がありませんので、簡潔に答弁をお願いします。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 推進体制でございますけれども、もう現在、いろいろ、それぞれ立ち上げてもう進めている部分もございます。まず、これから環境モデル都市のアクションプランの策定委員会、まだ推定でございますけれども、環境モデル都市アクションプラン策定推進委員会というのを立ち上げていきます。その中では、学識経験者の方々、あるいは市民の皆様方、それから公募をかけた市民の皆様方に集まっていただいて、そういう1つの組織をつくっていきたいと思っております。

それから、もう現在、既に進めておりますけれども、環境モデル都市推進本部ということで、その委員会も既に立ち上げてもう進めております。

それから、プロジェクトチームということで、関係各課担当で、これも実際もうやっておりますけれども、そういったことも立ち上げているところでございます。

そういった推進体制を図りながら、具体的に進めてまいりたいと思っております。

それから、公用車の件につきましては、ぜひエコカーの方で考えていきたいと思っております。公用車につきましては、エコカーの使用を考えていきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 以上で岩阪雅文議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時47分 休憩

午前10時57分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中村幸治議員に許します。

（中村幸治君登壇）

○中村幸治君 皆さん、こんにちは。

会派新風の中村幸治です。よろしくお願いいたします。

今年の夏は猛暑が続き、例年になく体調管理が大変でした。ほかの県では集中豪雨で大変な被害に遭われたところもありました。このごろの雨は一部地域に過去に例のないような雨の量が観測され、甚大な被害を引き起こしています。

これも地球温暖化のせいだと思われます。北海道の洞爺湖サミットでは、今年7月7日から9日までサミットが開催をされました。

今回のサミットのテーマは、世界経済、環境、気候変動、開発、特にアフリカ問題、政治問題でしたが、地球温暖化についての話し合いがメインだと思っております。

日本として、1997年の京都議定書で定めたCO₂の削減目標を、2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも50%削減する目標を掲げました。

今までは、水俣市がまちづくりのテーマとして掲げてきた環境では、飯が食えないという考え方がありました。現在はどうでしょうか。世界全体が環境について真剣に考え、環境ビジネスも育っています。

光栄なことに、水俣市が7月22日に内閣官房の地域活性化統合事務局より環境モデル都市として選定されました。全国で6カ所選ばれた中の1つです。今後の水俣のまちづくりの大きな力になると思っています。

水俣の大きな課題であった産廃建設問題も、4年ちょっとという短期間で解決をいたしました。この2つについては、身を粉にして取り組んでこられた宮本市長の功績は大きいと思います。心よりお礼を申し上げます。

さて、水俣市が現在抱えている大きな問題の1つとして、小・中学校再編成があります。これは水俣の将来を左右する問題です。今回は、この問題をメインとして質問をいたします。

1番、学校再編成について。

(1)、水俣市PTA連絡協議会との確認書について。

①、確認書は正式に取り交わされたのかお尋ねします。

(2)、合意事項について。

①、合意事項3の学校名について、いつまでに決定される予定なのか。

②、合意事項4の校区について、いつまでに決定される予定なのか。

③、水俣市PTA連絡協議会との合意事項について、他の関係団体とは合意されたのか、何か問題点は残っていないのか。

3点をお尋ねします。

(3)、教育委員会の取り組みについて。

①、教育委員会は、教育委員と事務方で構成されていますが、この問題に教育委員はどのように取り組まれてきたのかお尋ねします。

次に、月の浦橋周辺の計画についてですが、この件は、よく市民の方から、あの橋は何でできたんね。だが使いよつとねんという質問をよく受けます。

そこで、質問をいたします。

(1)、臨港道路百問月の浦線の整備について。

①、月の浦橋は、平成10年12月に完成し、現在、水俣港客船乗り場の駐車場付近から月の浦橋

までの道路新設工事を行われておりますが、この工事の計画について。

②、現在は通行どめで工事自体はまだ完成していないようですが、いつごろ完成予定なのか。

③、現在までの工事費はどのくらいかかったのか。また、水俣市の負担金は幾らだったのか。

④、現在、月の浦橋の維持管理主体はどこなのか。また、橋の維持管理費は年間どれくらいかかっているのか。

以上、4点をお尋ねいたします。

(2)、今後の月の浦橋周辺の利用について。

①、今後の水俣市のまちづくりにどのように生かしていくつもりなのかお尋ねします。

3、交通災害共済手続放置の件について。

(1)、関係者の処分について。

①、処分はどこでどのようにして決められたのか。

②、処分の対象者と内容はどのようになっているのか。

この2点をお尋ねいたします。

(2)、今後の対策について。

①、対策はどこでどのようにして決められたのか。

②、どのような問題に対してどのような対策を立てられたのか。

③、立てられた対策を今後どのように実施していかれるのか。

3点をお尋ねします。

次に、産廃建設問題についてですが、私はこの問題が発覚してから、最初、湯の鶴に反対運動をしかけました。その流れを水俣の命と水を守る市民の会に発展させ、皆さんとともに反対運動をしてきました。環境アセス条例に入って建設を阻止した運動は、全国でも初めてではないのでしょうか。あのときの喜びは今でも忘れていません。

今後は建設予定地をどうするのかなど、問題が残っていますので、次の質問をいたします。

4、木臼野地区の産廃建設問題について。

(1)、事業者撤退について。

①、事業者撤退について、水俣市として発表された経緯をお尋ねします。

(2)、建設予定地について。

①、建設予定地の持ち主である東亜道路は、土地をどうされる予定なのか、水俣市として把握されておられるのか。もし聞いておられるのなら、その内容をお尋ねします。

②、水俣市として建設予定地をどうされる計画なのかお尋ねします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長（宮本勝彬君） 中村議員の御質問に順次お答えします。

まず、学校再編成については教育次長から、月の浦橋周辺の計画については産業建設部長から、交通災害共済手続放置の件については総務企画部長から、木臼野地区産廃建設問題については私から、それぞれお答えいたします。

○議長（松本和幸君） 学校再編成について答弁を求めます。

坂本教育次長。

(教育次長 坂本彰君登壇)

○教育次長（坂本 彰君） 学校再編成について順次お答えします。

まず、水俣市PTA連絡協議会との確認書は正式に取り交わされたのかとの御質問にお答えします。

本件につきましては、教育委員会と当協議会が協議を重ね、8月6日の臨時教育委員会において議決をいただき、25日付で確認書を取り交わしております。

次に、合意事項についてお答えします。

まず、学校名はいつまでに決定されるのかとの御質問にお答えします。

今回の合意事項では、現在の7中学校を4中学校とする水俣市小中学校再編成実施計画に従い、対象校への説明を行い、年度内に確定することとなっております。

再編成後の学校名につきましては、早速、協議を行っていいこととなりますが、校名決定までの過程、手続には時間がかかることが予想されますし、その後の準備と平成23年4月の再編成実施を考えますと、平成21年度の半ばごろまでには確定したいと考えております。

次に、校区はいつまでに決定する予定かとの御質問にお答えします。

本件につきましても、校名と同じく、平成21年度半ばごろまでには確定したいと考えております。

次に、合意事項について、他の関係団体は合意されたのか。何か問題点は残っていないのかとの御質問にお答えします。

確認書、合意事項については、庁内再編成推進プロジェクトチームの御意見もお聞きしながら、8月20日の総務文教委員会や全員協議会において、議員の皆様への説明を行いました後、水俣市小中学校再編成協議会、定例自治会長会の中で説明をしており、一応の理解はいただいたものと考えております。

ただ、学校名、校区等につきましては、各方面からの御意見を伺うことも必要であると考えておりますので、今後、適切な段階で御意見を伺っていきたいと考えているところでございます。

次に、教育委員会の取り組みについて、教育委員会は教育委員と事務方で構成されているが、この問題に教育委員はどのように取り組まれてきたのかとの御質問にお答えします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育委員会の職務権限について明示されており、学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関することも、その一つとして定められているところであります。

小・中学校再編成に当たりましては、定例教育委員会での協議はもちろんのこと、各学校での説明会に参加いただいたり、また、今回の確認書についても、水俣市PTA連絡協議会との協議段階で臨時教育委員会を開催し、意見を述べていただきました。

また、その後の決定に至るまで、事務方が各委員宅を訪問した際には、事務方の進め方に対し、助言をいただいております。そして、今回の確認書を最終決定をしていただいているところでございます。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、2回目の質問をいたしたいと思います。

まず、今の答弁で、市Pとの確認書、これについては取り交わしを行いましたと。それと各種団体にも説明をして了解を得ましたということを答弁いただきました。

まず、私なりにこの何年かの、平成15年からこれはたしか始まったと思うんですけど、その流れというのを少し考えて見たんですよ。というのは、どういう団体ができたのかですね。平成15年9月にまず水俣市小中学校統廃合を考える会、これをつくられています。このメンバーは市P連、区長会、婦人会、それと校長会などで構成されていると。それから、平成16年2月23日に、これらの団体のほかに、単Pの会長を入れて、水俣市小中学校再編成審議会を設立をされていると。その中で14回の会合を行って、平成17年5月31日に教育委員長の方へ答申をされましたと。その後7月に教育委員会内にプロジェクトチームを設立と。ここでいろいろな検討されて、1年かけて検討されて、それから、平成18年9月を実施計画案を作成されたと。これを私たち議員でも全員協議会の中で説明をお聞きしております。

それから、平成18年10月4日に庁内連絡会議をこれまた設立をされたと。それから、その後、いろいろな問題が生じてきて、これ昨年、岩阪議員の答弁にもあったんですかね。平成19年9月に水俣市小中学校再編成協議会、それから、水俣市小中学校再編成プロジェクト委員会を設立されたという、こういう一連の流れになっているんです。私が一番疑問に思っているということなんですけど、何か知らんけど、同じような団体あたりをつくられているというような認識が1つあるということと、もう一つ、先ほど校名関係等はいつごろ決まるんですかというような質問をちょっとしたんですけど、それについては答弁をいただきました。ぜひ、そのような格好で、できればまだほかの計画等を含めて、計画を密にやっていただければなと思うんですけど、問題は

そのプロセスというか、その団体関係のことがちょっと私気になるんです。というのは、再編成にかかわる団体として、主になるのは教育委員会、これは教育委員4名と、それと教育長、それと事務方と、それと水俣市小中学校再編成協議会、この構成委員は、議員とか自治会、また、市P連、校長会、婦人会、それと老人会、それと保育園、幼稚園、それぞれの代表が入っておられると。それともう一つは、水俣市小中学校再編成プロジェクト委員会、これについては、先ほど岩阪議員の答弁の中で、予算とか、今後の計画というか、予定を進めていきますよということなんですけど、それともう一つ、水俣市PTA連絡協議会、この下に各単P、このような構図になっているんですよ。

1つお聞きをしたいんですけど、私がなぜ今までうまくいかなかったのかという疑問は1つそこなんで、これだけの団体をまとめるために、まず、どこのだれがリーダーとして、つまり主導権を握って話をまとめていかれるのか、そこをちょっとお聞きします。

それと、合意事項を決定していくプロセス、要するに流れですね。これだけの団体があります。これが、うまくいくのにはプロセスとして、どういう流れを考えておられるのか。そこをちょっとお聞きをしたいと思います。

次に、教育委員会についてなんですけど、私、教育委員長がまだ残っておられるものかなと、ちょっと思ったものですから。もう帰られたということで、私ちょっと指名をしていなかったということで、ちょっと申しわけなかったんですけど。まず、教育委員会について、私は教育委員会の定例会、臨時会の議事録、これを平成15年から20年6月まで、一応全部見させていただきました。その中で、ちょっと気になったところがあるんですよ。というのは、平成19年6月27日の定例会で、委員の方がこのようなことを言われているんです。これは平成19年6月27日ということとは、1年ちょっと前のことなんです。

教育委員会内の共通認識ができていないと感じたと。教育委員と事務局の認識も違うと感じた。尋ねられても我々は回答できないから事務局と同じレベルの情報を持っているべきだと感じた。それと再編成だけの会議を持つべきだと思うと。もう一人の委員は、確かに教育委員での意思疎通がなっていない。進行資料のみでは、確かに私でも文句を言うかなと感じた。できれば再編成だけに時間をとって話し合いをしていきたい。こういう意見、こういうやりとりを言われているんです。

皆さんはこれを聞かれてどう思いますか。私は先ほども言われました教育委員会の、特に教育委員あたりとともに、再編成については、真剣にやって取り組んでいかなければいけないということなんですけど、教育委員の委員会、会議の中では、このような意見が出ていると。

そこで、1つ私は本当は教育委員の方に質問したかったんですけど、いらっしゃらないものですから、教育委員会代表という格好で答弁をしてもらってよろしいんですけど、教育委員は自分

たちがこうしたいと、再編成に対してこうしたいという考えというのは、お持ちなのかどうか。ただ事務局の報告を聞いて、決められたことを決定事項という格好で承認するだけという考えなのか。それを1点お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（松本和幸君） 坂本教育次長。

○教育次長（坂本 彰君） この学校再編成に関します組織が、組織というか、団体がいろいろあるけれども、その団体の関連というんでしょうか、縦のつながり、横のつながり、そういうようなことについて、どういうふうになっているだろうかというところから、いろいろな団体がごいますので、だれがそういう団体をまとめて、この再編成を進めるのかということ。それから、団体もそうですけれども、この話を進めていく、決めていく、そういうプロセスについてはどうなのかということ。それから、定例教育委員会等の議事録を見ると、話し合いのスタンスというんでしょうか、共通理解というんでしょうか、そういうのができていなかったのではないかと。定例教育委員会の中では、いろいろな議題が出ますので、再編成のみの話し合い等もあってもいいんじゃないかなという、そういう委員からの発言もあっていると。再編成について、教育委員としてはどのようにこれを進めていくというのか、取り組んでいこうと思っているのかと、まあそういうことではなかったのかなというふうに思います。

まず、同じような団体が幾つもありますがということのお尋ねですが、答申をいただく前と、答申をいただいてからでは、少し様相が違うんじゃないかなというふうに、私は理解をしているところでございます。

一応、答申をいただいた後、教育委員会で再編成計画の案等をつくりました。それで進めてきたわけですが、説明をする中で、地域に出かけて、学校等で説明をする中で、やはりどうしても時期的なものであるとか、あるいは再編成の枠組みでありますとか、それから、枠組みの中でも学校教育法に示す標準的なクラス等、そういうのも示しながら御説明をしてきたわけですが、なかなか御理解等もいただけない場面が出ました。それで、なかなか教育委員会だけでは、いろいろなものが解決できないというふうに考えまして、協議や助言をいただくプロジェクトチーム、それから、市全体を見まして、いろいろな方からの御意見をいただきたいというふうなことで、いわゆる再編成協議会、いろいろな議員さんを初めとする老人会とか、PTAの代表であるとか、校長会であるとか、そういう方々にお願いをしまして、全体的に再編成を見ていただくということで、そういう協議会を設置し、御意見を伺っております。その中で、いろいろな方向性も出てきたんじゃないかなというふうに思っております。

市PTAとしましては、市PTAは、もう保護者の方の集まりで、まず、学校再編成には一番やはり御理解をいただかなくてはいけない、そういう保護者の方々でございますので、各団体と

いいでしょうか、やはり団体の位置づけとしては、御意見を伺う大切な、御意見というか、大切な団体だろうというふうには思っているところです。今回も確認書等を交わしました折には、随分協議をして詰めさせていただきました。

そういう中で、どこのだれがそのリーダーシップをとるのかということでございますが、これはやはり教育委員会がリーダーシップをとるべきだというふうに思っていますし、教育委員会がいろいろなことを決定していかなくてはいけないというふうに思っております。

いろいろ決定をしていく中で、いろいろな方々の御意見等も伺いながらという、そういうスタンスでございますので、いろいろな団体の方々から御意見を伺っているところでございます。

教育委員会が主体性をもって、この学校再編成には取り組んでいこうと思っておりますし、これからそうしたいというふうに思っております。

それから、最後ですけれども、教育委員、いわゆる教育委員さん方の御意見、その他、教育委員としての、いろいろな思いなり何なりということでございますが、この学校再編成につきましては、いわゆる定例教育委員会だけではなくて、いろいろな意見を交わす、御意見を伺う、そういう機会は議事録等には示されていない部分で、いろいろございました。これからあると思いますが、例えば、委員さん方に集まっていただく場面としては、市内に小・中学校、現在15校ありますが、そういう学校訪問の場面には来ていただきますので、その場面で、その時々に合わせて教育問題については、意見等を伺いながら、判断をさせていただいております。

また、学校再編成は重要案件でありますので、臨時教育委員会とまではいなくても、やはり御意見等を伺いたいという場合は、臨時に教育委員会にお集まりいただきまして、意見等もお伺いし、あるいは教育委員さん方個々、教育委員会に参られまして、教育長と御意見等を交わすという、そういう場面も随分ございました。議事録にはない部分で、いろいろな協議や意見交換等もしてまいっているところでございますので、教育委員としての意見、そういうのが余り見られないというか、そういうふうな御発言であったと思いますけれども、やはり教育委員の皆様方については、教育委員さんの御意見等も持っていていただいて、この学校再編成については、進めてまいっているところだというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 すみません、答弁は簡潔によろしく願いいたします。時間が相当使われたみたいです。

それでは、3回目の質問に入りたいと思います。

一応、私は2回目の質問の中で、これをまとめるところは、つまりリーダーはだれなのかという質問をしました。今、答弁は一応教育委員会がリーダーシップをとると。確かに団体がリーダーシップをとる、それはもう当たり前のことなんですね、これはもう条例で決まっていま

すから。それではだれがリーダーシップをとるんですかという、私はそういう質問をしたと思うんですけど、まず同じ質問をまず繰り返して、だれがリーダーシップをとるのか、それを1点お聞きしたいと思います。

それで、私が何でこのような質問するかというと、私は学校再編成というのは、さっきも言いましたように、これは水俣の将来にとって本当に大切なことなんです。これは本当に私は平成23年4月、解決をしていきたいという、本当、そういう願いを持っております。だからそういうふうな中で、ちょっと厳しい、体質の部分のそういう厳しいことを、私は今回言わせてもらいたいということなんです。

それでまず、組織には2本のコミュニケーションのパイプが必要とよく言われています。1本は上から下に達するトップダウンというパイプ、もう一つは下から上へ達するボトムアップのパイプ、どうもこの再編成の問題については、このパイプがどうだったのかなという、私の感覚的には、そこのパイプが詰まっていたのか。まあそれがうまく機能しなかったというような部分が多々あるのかなという気がします。

特に、組織関係等が多過ぎて、パイプがストレートに伸びてこなかったのかなと。そういう部分もちょっと感じられるもんですから。

そこで、質問したいと思いますので、教育委員会、いろいろな団体がありますが、できれば合同会議という格好の形で、そういう1つの部分ができないものかどうか。それによって皆さんの共通認識が高まっていくのかなという気がちょっとするもんですから、そこを1点、お聞きしたいと思います。

それと、教育委員について、先ほどお尋ねしました。再編成について、定例会ではほとんど事務局の報告なんです。議題として取り上げられたのは何回かしか議事録には載っていません。こういう現状なんですよ。だから私は教育委員会というのは、どうあるべきかなと。これはもう全国でもそういう話をされている部分もあります。どうも事務局主体で動いていると。だからただ報告によって、それを承認するという格好の教育委員会なのかなと。それが本当に教育行政に携わる教育委員会なのかなという疑問を私は持っております。

そこで、質問なんですけど、教育委員会のそういう部分の、私がやいやい言った、事務局主体という格好の部分を今後そういう体質改善、そういうのが必要だと思われるかどうか。私は必要だと思っているんですけど、その見解をひとつお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（松本和幸君） 坂本教育次長。

○教育次長（坂本 彰君） リーダーはどこがとるかという御質問ですが、学校の再編とか、改廃とか、新設等につきましては、教育委員会が主体となっていなければなりません。事務方ではな

くて、事務方が提案もすると思いますが、いわゆる教育委員さん方、5名の中で進めていくべきものだというふうに思っております。

次、団体の合同会等は持たれないのかというふうな御質問ですけれども、それぞれに御意見等をお伺いしておりますが、今後検討しまして、必要である場合は、そういう合同会議等も検討していきたいというふうに思っております。

それから、教育委員会の体質改善についてですけれども、いわゆる事務局の方がいろいろ、いろいろな場面で提案とか、いろいろすることが多いわけですが、ことし4月1日から地教行法の法律が施行されました。その中でもいろいろなことが明記してあるわけですが、変えるべきところは変えていかななくてはいけない、そういうふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、月の浦橋周辺の計画について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、月の浦橋周辺の計画についてお答えします。

まず、臨港道路百間月の浦線の整備について、水俣港客船乗り場の駐車場付近から月の浦橋までの道路新設工事の計画並びにいつごろ完成予定なのかについてお答えします。

水俣港は、昭和31年に貿易港として開港し、昭和35年には重要港湾に指定されております。その後、平成12年4月の港湾法施行令の一部改正により、指定港湾に変更となりましたが、平成12年5月には特定の分野、機能の強化を図ることによって、地域の振興に重要な役割を果たすことが期待される港湾として、特定地域振興重要港湾にも指定されており、物流・人流の地域再生の拠点として位置づけられております。

また、隣接するエコパークの愛称で親しまれている広域公園は、市内外のイベントやスポーツ大会等、多くの活性化事業に活用され、バラ園等は市民の憩いの場所となっております。

しかし、道路事情を考えたときに、港湾機能が集中している百間町地区やエコパークと、港背後の幹線である国道3号と結ぶ臨港道路が1本しかないことが現状であります。

このため、県において百間地区から月浦地区を経て、国道3号へ接続することにより、鹿児島方面への貨物輸送や、公園利用の車両等の交通の円滑化を目的に整備しているところであります。

事業計画としましては、平成5年度より月の浦橋建設工事に着手し、平成10年12月に完成、その後、緑埠頭までの埋め立て工事が平成17年度までに完成し、平成17年度からは水俣港客船乗り場の駐車場付近から新緑橋橋梁建設工事に着手し、平成19年度に橋梁が完成しております。

平成20年度、今年度は、交差点工事・附帯工事等を実施し、平成21年度の舗装工事等ですべて完成する予定とお聞きしております。

次に、現在までの事業費と、それに伴う水俣市の負担についてお答えします。

本事業は、平成5年から着手し、平成20年度までの15年間の総事業費は22億7,110万円で、そのうち水俣市の負担金は4億1,368万円であります。

次に、月の浦橋の維持管理主体はどこなのか。また、橋の維持管理費は年間どれくらいかかっているのかについてお答えします。

維持管理主体は事業主体である熊本県であります。

管理者であります熊本県に問い合わせしましたところ、現在までの維持管理費については、橋梁が完成してから10年経過しておりますが、現在のところ異常が見られないことから、費用は発生しておらず、今後は調査を行いながら、劣化の度合いに応じて、必要な補修を行っていくとのことでありました。

次に、今後、水俣市のまちづくりにどのように生かしていくつもりかについてお答えします。

水俣港は、現在、地域内の企業による原材料の受け入れや、製品の搬出に利用されており、地域の産業振興に重要な役割を果たしていることから、港湾と背後地域との円滑なアクセス及び港に隣接する市民の憩いの場であるエコパークへの接続道路、また、災害時の避難路、緊急物資の輸送路として活用していきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは、2回目の質問に入りたいと思います。

今、部長の答弁の中で、金の関係をちょっとお聞きしたんですけど、水俣市として約4億1,300万円ですか、相当のやっぱりお金がかかっているということですね。

それと、この工事計画の今後の活用という格好の部分の中で、それと開発目的と、これの質問をいたしました。

若干、私の考えていることをちょっと今から述べてみたいと思います。

まず、水俣港については、今の答弁でもありましたように、重要港湾に指定をされたと。それと2000年4月、地方港湾に変更ということで、そのときに特定地域振興重要港湾ですか、これになったということを、今答弁をされました。

実はその特定地域振興重要港湾という格好で指定をされたんですけど、私がインターネットで見た部分の中では、特定地域振興重要港湾、これに指定をしたんですけど、今言ったように、2000年に地方港湾に格下げという、格の違いなんですけど、重要港湾から格下げになったということのもとで、地元への配慮からつくられたこれは制度なんですよと。だから港湾法上の港の格、これは無関係で、単なる通称なんですよというようなことを一応インターネットの中で調べました。これが本当だと思います。ということは、これによって重要港湾から地方港湾になったということで、国からの国庫補助金、これが少なくなったと。これは現実だと思います。だか

ら、そういう部分の1つは動きがあったということです。

それともう一つ、港をどれだけ活用しているか、これが1つ、あの橋の重要なポイントになるのかなということで、港の荷物の量、これは平成17年度から18、19年度、この3年間なんですけど、私なりにちょっと調べてきました。

まず、外貿、これは外国からの荷物ということなんですけど、平成17年は19万4,446トン、平成18年が19万4,738トン、平成19年が15万9,389トンと、少なくなっているんですね。それと内貿、これは国内ということなんですけど、これが平成17年が16万1,994トン、18年が14万1,330トン、それから、平成19年が14万5,941トンという格好で、これは平行線をたどっていると。平成17年度から比べたら落ち込んでいると。それともう一つ調べたのは、あの港に船の入港、これがどれだけあるのか。これが平成17年は全体で4,841隻、それから、平成18年は4,828隻、それと平成19年が3,789隻という格好で、これも少なくなっている。それと、外国船がそのうち幾らなのかなというと、平成17年が126隻、平成18年が115隻、平成19年が92隻という格好で、港として、だんだん縮小していく傾向にあるのかなというのが1つの現状かなと思います。

それともう一つ、港のあの周辺、これ私も現地ずっと行きまして、いろいろ見てきましたんですけど、まず、ある企業の砂置場が1つありますよと。それと木材置場、それと会社が数社あります。それと、今後進出してくるという格好であるならば、そういう土地があるのかどうか。これは土地はそんなにないという格好かなと思います。

それと、チッソ関連企業、これへのトラック関係等があそこを行き来するということなんですけど、これエコパーク内を通って3号線に出るというので、現状何のあれもないのかなという感じですよ。

それともう一つ、客船の運航、これも縮小されました。このような現状ということなんです。それから、月の浦橋を通って3号線に出るとしても、現状は保養院側から3号線に出る道は狭いんですよ。そういう現状で、本当にこれが利用しにくい状態かなというふうに私は感じております。

そういう現状でありますので、ちょっと再度お聞きしたいんですけど、10年、20年後の水俣の将来設計の中に、今後活用できるということを本当に思われているのか。私はもしこれを活用すると思うなら、水俣市全体の道路を考えて、あそこをどうつないでいくのか、そういう構想をお持ちなのかどうか。それを1つお聞きしたいと思います。

それと、あと1点は、維持管理の質問をしましたところ、これについては、現在、県が管理をしていますよと、それと管理費は10年たっても、今のところ発生しておりませんということなんですけど、この工事完成が21年ということで答弁いただきましたけど、その工事完成後も県がこれを管理していくのかどうか、その2点を質問したいと思います。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） まず、10年、20年後の活用について、どういう将来構想があるかということでございますけれども、先ほどもお答えしましたように、来年度に完成するということですけども、今使われているのは、壺谷地域から、ちょっと3号線に出るのが非常にこう狭いというか、見通しが悪いところがありますので、そこの漁業従事者とか、住民の方があそこの橋を通って3号線に出るぐらいに使われているんですけども、この当時、最初にこの橋を建設する経過としましては、昭和63年に水俣港マリーナタウンプロジェクトということで、その中で、いろいろな臨港道路も含めたところで、地域を整備していこうという、そういう形で進められて、平成5年から橋については着手されたんですけども、今後10年、20年後というよりも、当時から水俣を取り巻く環境については、特に埋立地の完成を見て、今後どのようにその地域再生をやっていくかという中の、1つのこの方策として臨港道路を整備しようという形で進められてきたわけですけども、先ほど議員もおっしゃったように、年々いろいろな貿易関係も含めたところで、減少していくということで、今後、その対策もしないといけないんですけども、市内のいろいろな産業構造の変化もありますし、今後その10年、20年後も含めたところで、全体も含めて道路計画を考えないといけないんですけども、果たしてあそこの道路をそのまま地域、湯堂方面の用地等も対応して、広げていくかについては、まだ検討の段階には至っておりません。

もし、あそこから円滑に3号線にアクセスするためには、また、かなり数億の事業費がかかるということで、今後、県においても臨港道路ということで、いろいろな整備をしていただきましたので、今後、県とも相談しながら、今後の計画をどういう形とするのが一番利便性があるか、また、経済的に効率が保たれるかということで、検討させていただきたいと思っています。

それと、橋につきましては、今後どういう管理の方法があるかという御質問ですけども、基本的には県が管理するというところで伺っております。その中で通常の維持補修については、県の方でやられまして、今後50年、100年という中で、建てかえとか、そういう大きな補修事業のときには、市の方にもいろいろな相談をするということで伺っております。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 次に、交通災害共済事務手続放置の件について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、交通災害共済事務手続放置の件の関係者の処分について、処分はどこでどのようにして決められたのかとの御質問についてお答えいたします。

職員の懲戒及び分限処分につきましては、処分の公正・適正化を図るため、その審議機関として水俣市職員懲戒等審議会を設置しております。

このたびの処分につきましても、この懲戒等審議会において、市長部局職員に係る事案を審議し、その結果を市長へ報告するとともに、教育委員会にはその審議内容を報告し、おのこの処分権者が処分を決定し、処分を行ったものでございます。

次に、処分の対象者と内容についてお答えいたします。

当該職員につきましては免職、部長級職員2名を戒告、部次長及び課長級2名を訓告、主幹及び係長3名を訓告、関係職員5名を文書注意としたところでございます。

次に、今後の対策について、うち、対策はどこでどのようにして決められたのかとの御質問についてお答えいたします。

まず、今回の交通災害共済事務につきましては、企画課と市民課で協議を行い、受け付け事務を含め、すべての事務を企画課で統一して行うことといたしました。

また、申請への受付簿を作成し、毎日集計を行い、受領した現金は会計課の金庫に保管するよう見直しを行っております。

そのほか、全庁的な対策につきましては、総務企画部総務課において、公金外現金管理状況の調査を行うとともに、再発防止のための検討すべき問題について、原案を策定し、庁議、課長会議等において、再発防止のための指導の徹底を行ったところでございます。

次に、どのような問題に対して、どのような対策を立てられたのかとの御質問にお答えいたします。

具体的な問題といたしましては、1、職務、公金取扱等に対する責任意識の向上、2、個々の業務内容、年間スケジュール等の確認、3、業務チェック体制の見直し、4、現金の管理方法的確化があると考えております。

その対策といたしましては、条例の遵守、職員倫理規程の整備、職場内コミュニケーション、いわゆる報告、連絡、相談等の醸成・確保、主査・副査制の徹底と相互確認、通帳と印鑑管理者の分離等が必要と考えております。

次に、立てられた対策を今後どのように実施していかれるのかとの御質問にお答えいたします。

公金外現金の管理方法として、通帳と印鑑の分離保管、現金管理方法の再点検等の短期的に取り組める対策に加え、職場内のコミュニケーションの醸成等、長期的に取り組む必要がある事柄がございますので、今回の事案を今後に生かすためにも、定期的に報告を求めるなど、実施状況の確認を行い、着実に実施してまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 2回目の質問に入りたいと思います。

まず、対策についてなんですけど、今回も冒頭、市長が福祉環境部福祉課所有の個人情報の紛失という格好で言われましたけど、私、対策というのは目的が2つあると思うんですよ。2つの

目的という格好で、1つは、まず再発防止、これは本当に重要なことなんですね。それともう一つ、大事なことは、職員の意識改革及び仕事に対する向上心をこのときにつくっていくという大きな目的があるんじゃないかなと思うんですね。私、この件について、担当のところに行って話もお聞きをしております。

それで、先ほど部長の答弁の中で企画課と市民課で協議をしたと、そして対策を打ったということで、確かにそういうことはいいと思いますけど、まず、この対策をいろいろ見てみますと、職員の方には、そういう現状はいろいろなことで格好は聞かれたと思うんですけど、何か管理者が対策を立てるといような格好なのかなという、ちょっと私の中では、そういう気持ちでしたもんですから、それが本当かどうかわかりません。私は一応そういう格好でちょっと受け取ったもんですから、もしそうであるならば職員の意識改革という格好にどうなのかなと。要するに、このような窮地に陥ったときこそ、本当にみんなで考えるという、これが本当に必要なんですよ。要するにピンチをチャンスに変える、これが大事なんですよ。

ということで、どうもその点が若干こうちょっと自分自身が不信があるもんですから、1つお聞きをしたいんですけど、今後いろいろな問題がまた起きるかもしれません。そのときに、その課全体、あるいは経験のある担当者、これを交えて本当の対策会議等なりを打つというやり方、もし現在されているならそれで構いません。今後、もしそういうやり方をやるということを考えておられないのかどうか。1つそこをお聞きをしたいと思います。

それと次は、処分についてなんですけど、処分の中身、今、部長から答弁をしてもらいました。市長、副市長を含め、多くの職員の方が、この件に関して処分の対象となっているということで、本当に大変だったと思います。この担当者は、平成18年に企画課に異動になり、まずこの業務につかれています。そのときの管理者なんですけど、これ、要するに企画課長の件なんですけど、平成17年、平成18年は、県から来られた方が企画課長をされているんですよね。その方は平成19年に県に異動されて、別の方が平成19年に1年だけ企画課長になられているということで、この件は私は7月14日の全協の中でも、一応確認をさせてもらっています。

そこで、ちょっと私疑問に思っているんですけど、平成19年の企画課長は処分をされています。それなのに平成18年、県から出向して来られた課長、これが処分がどうなっているのか。そのところを1つお聞きをしたいと思います。

それと、県から出向してきた職員、これはその期間は市の職員としての任用という格好になっているのかどうか。

それと、もう一点、処分の中で、先ほど係長3名という格好で処分を受けたということなんですけど、その中には平成18年度の係長が処分をされています。その理由をお聞かせ願いたい。

以上です。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） まず、対策の問題で、みんなでそういう経験者を踏まえて、対策のそういう検討委員会みたいな話し合う場を設けた方がいいんじゃないかということでございますけれども、今回の件につきましては、実は原因がある程度ははっきりいたしておる。さっきありましたように、一番問題は責任感の欠如ということが一番大きな問題でございますし、それとチェック体制の不備、それと現金への管理体制に問題があったということで、ほとんどの原因についてははっきりしている。それと、こういう問題がマスコミに公になったということで、市職員全体が考えるきっかけになった。こういう出方は余りよろしくないかもしれませんが、逆にその危機意識が高まってきたというふうに、逆に思っております。

その中で、さっき企画課と市民課で話し合っただけでございますけれども、もちろん総務課が中心になっていろいろな調査、ヒアリングをやって、関係職員、あるいは周りのいろいろな人たちからのヒアリングを実際行って、この対策を立てております。

その中で庁議に図り、あるいは課長会を招集し、あるいは各部での課内会議を招集していただきまして、この対策の徹底を実は図ったというところでございます。

今、中村議員がおっしゃるように、みんなで考えて、やっぱり意識改革をやっていく必要があるというふうにおっしゃいましたけど、まさにそのとおりでございますけれども、現在のところ、そういう場の設置までは、ちょっと考えておりませんでしたけれども、そういう課長会議だけではなくて、ほかにもそういう話し合いの場を設けていくことは必要かなというふうに考えております。

それから、処分につきましてでございますけれども、県から出向していた課長が18年度実はおりました。県から派遣するときには、県とのいろいろな協定書みたいなやつを実は派遣職員の取り扱いに関する協定書ということで、派遣でございますから、その期間は水俣市が企画課長として任命をすると、だから責任はございます。18年度の件については責任はございますが、ただ、派遣期間が19年3月31日までと。いろいろな服務規程につきましては、その期間は水俣市の規程が適用されますけれども、19年4月には県に帰ったということで、処分をする時点においては、水俣市の職員としての身分を有していないということになりますので、水俣市長が処分を課するというのは、基本的にできないというふうに解されております。

じゃどうするのかということでございますけれども、水俣市が行います処分につきましては、県の方に、一応水俣市においてはこういう処分を行いましたということで、県の方に報告をお示ししております。その中で、それに見合ったような県の対応を当時の派遣された職員にされたということを伺っております。

それから、係長の処分がありましたけれども、18年度、19年度にこの事務手続の不備というの

がございましたので、そこに関係している職員、係長に限らず処分を行ったということでございます。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 それでは3回目の質問に入ります。

まず、対策の部分の中では、前向きにまず検討していただくということだと思いますけど、私、1つの提案として、先ほども言ったように、こういう問題が起きたときの目的という格好で、職員の意識を高める意識改革ですね。そういうことで、もしできればそういう部分の中で、日々の活動という格好で、QC活動というのがあるんですけど、そういうのを導入されて、こういう問題が起きる前に職員の意識を改革していくというような格好で、それを検討されてみてはどうかと思うんですけど、そのところを1点、お聞きをしたいと思います。

それから、県の職員の処分なんですけど、県の方も対応されたということと言われました。実は、私はこの件に関して、処分のことに関しては、私は2回ほど足を運んでいってるんですけど、そのときにそういう話を一切私聞いてないんですよ。また、県の、要するに県から来たその課長は県の方で対応したということは、処分をされたということなんです。だから、そのところをちょっとお聞きします。何か、私は今の答弁の中では、処分をされたのかなという格好で聞いていますから。もし、処分をされたという格好でお聞きしているならば、どのような処分を受けたのか、そこをお聞きしたいと思います。何で私はこういうことを言うかといいますと、この課長が一番やっぱり重要ポイントなんですよね。ということは、全員協議会の7月14日の中で、ちょっと回答をいただいているんですけど、この中で、平成17年度に234件、この保険の申し込みがあった。これが平成18年は140件に減っているということで、そのときの課長というのは、平成17年も平成18年も県から来た同じ課長なんです。ということは、よきも悪きも全部その課長は把握をしなければいけないと。だからそういう現状があったというところで、この課長がどうなのかを本当によく考えないと、私は職員の方々に対して申しわけないのかなと。18年度にいた係長は処分をされて、19年度、1年間だけいた課長は処分される。本当にそこにいた17年、18年度の課長は県に行ったら処分をされないのか。そういうことで、本当に職員の意識が高まるのかどうか。そこはどうしても疑問なんです。だから、今ちょっと言いましたように、県の方の処分、これがどうなっているのか、そこを1つお聞きをしたい。

それと、県の職員は県に帰れば処分ができないのかどうかですね。もしできなければ、条例等定めてありますよね。懲戒手続とか、いろいろな格好。そこにおられた職場で不正を起こしたならば、そこで処分できるような条例関係等、そういうのをつくるのかどうかですね。そういう厳しい目で私は接してもらいたいと思います。

ちょっと質問の内容、一応そういうことで、よろしくお願いします。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） まず、QC活動等をやっていた方がいいんじゃないかということとでございましたけれども、実は今人材育成基本方針というのをつくっております。ことし中にはできる予定で進めておりますけれども、その中の1つとして、いろいろな職員の育成制度の中で、研修の中に含めて、そういうものも考えていきたいというふうに思っております。

それから、県職員の処分の内容の件ですけれども、これにつきましては、今先ほど申し上げたとおり、処分を何らかの形でされたということをお聞きしております。処分の内容はわかりません。そこまで聞いておりません。県の職員の処分については、先ほど申し上げましたように、なかなか任命権者でしか処分ができないと、これはもう事実でございます。ですから水俣市で処分するというのは、これはできないというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、木臼野地区の産廃建設問題について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、木臼野地区の産廃処分場建設問題についての御質問にお答えします。

まず、事業者撤退の発表の経緯についてお答えします。

6月20日の夜に、関係筋からの話として、産廃処分場の事業撤退の情報が流され、翌21日に一部新聞で、事業者が撤退意向との報道がなされました。この報道から2日たった23日の夕方に、親会社の1つである東亜道路工業が事業中止を発表いたしました。これは親会社としての発表で、肝心の事業主体であるIWD東亜熊本による発表ではなかったのですが、さらに3日おくれで26日の夕方にIWD東亜熊本が正式に熊本県に対して事業中止を通知し、翌27日朝に県が記者会見を開いて発表、同時に水俣市にも県から連絡がありました。

最初の情報が出てから1週間を経て、ようやく正式な事業中止の発表となったわけです。これを受けて27日午後に、市長として記者会見を行ったところでございます。

次に、建設予定地についてお答えします。

建設予定地の持ち主である東亜道路が土地をどうする予定なのかとのお尋ねにお答えいたします。

8月1日に東京の東亜道路本社を訪ね、その後の状況を伺いました。東亜道路からは、事業中止の発表以降、IWDとの協議が全くできない状況である。IWDは当社が一方的に発表したと感じており、この中止発表時のしこりが尾を引いて話し合いができていない。当社としても非常に困っていると。まだ水俣市に何か申し上げられるような状況ではないというようなお話でございました。

したがって、東亜道路としての建設予定地の今後の予定については、まだ決まっていないということだと思います。

また、水俣市としての計画は、産廃廃止！水俣市民会議でも意見が出され、方針を確認しておりますように、まずは東亜道路に対し、建設予定地の市への寄附を申し入れたいと考えております。

ただし、先日の訪問時には、寄附の申し入れをする状況にはないと判断をいたしましたので、今後、時期を見ながら申し入れをしていきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 時間がないみたいですので、できれば一番こう肝心なのは、土地を今後どうしていくかということだと思いますので、この土地の件に関しては、検討委員会なり何なり、そういう形という格好で、本当にこれについて真剣にやっていただければという要望ということで終わります。

○議長（松本和幸君） 以上で中村幸治議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午後0時10分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 日本共産党の野中重男です。

市民の皆さんの目線に立って、そして水俣市の発展を願いながら質問いたします。

さて、国政では安倍首相に続いて、福田首相も内閣をほうり出しました。解決しなければならない課題が山積している中でのほうり出し、こんな無責任なことはないと思います。

構造改革路線で一部の大企業と大資産家の利益は守ったけれども、格差と貧困を広げた。医療や年金など、社会保障を後退させた。憲法に違反して自衛隊を海外に派遣してきた。これらの政治が破綻したんだと、私は思います。

近く衆議院の解散と総選挙が予想されています。私は臨時国会で、今、国政で何が争点なのか、これを国民の前で明確にして選挙を行うべきだと思います。

そして、今度の選挙はだれが、どの政党が政権を取るかではなくて、どんな政治をこれから行っていくのかが問われなければならないと思っています。

私たちの日々の生活は、国の政治、政策、あるいは国が行う一つ一つの行動で左右されます。

地方自治体も同じではないでしょうか。

私たち大多数の国民が安心して暮らせる、そういう日本と政治を目指して進むことを私もこれから力を尽くしたいと思っています。

それでは、質問に入ります。

1、水俣病問題について。

① チッソに対する金融支援を協議する支援措置に関する連絡会議は、8月28日に幹事会を開き、抜本支援策の執行について方向を出したと報道されていますが、その内容はどのようなものなのか。

②、与党PT案を初め、患者救済問題は混沌としていわれていると言われています。その原因は、何だと考えておられるか。

③、汚染の全体を把握するために、まず水俣市民から健康調査を実施したらどうか。

2、産廃阻止の成果と予定地の跡地について。

①、環境影響評価準備書段階で撤退を勝ち取ったことは、全国的にも貴重な成果であります。阻止を勝ち取った教訓について。

②、宮本市長に対し、おどしや嫌がらせが数々あったと聞きます。具体的にどのようなことがあったのか。

③、東亜道路が所有する土地についての考え方について。

3、環境モデル都市の指定と今後のまちづくりについて。

今回の指定は、これまで水俣市が進めてきた環境対策と、これからの二酸化炭素削減などの計画が評価されたものと考えます。

①、今回の政府の指定の内容と今後の水俣市の計画、段取りはどうなるのか。

②、水俣市が所有する公共施設で1年間の電気、重油などの費用は幾らか。主要な施設ごとに。

③、これは今後の水俣のまちづくりにとって柱になるものと考えます。これを推進するために、機構改革を行い、政策を調整する事務局的な部署をつくり、推進体制をとったらどうか。

4、固定資産税の誤徴収について。

①、平成3年の課税の過ちが今回明らかになり、それが改められたのが今回の措置と思いますが、そもそもどのような経過で発生したのか。

②、今後に生かす教訓は何か。

③、欠損が生じた税収を補てんする方法はないのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長（宮本勝彬君） 野中議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣病問題については福祉環境部長から、産廃阻止の成果と予定地の跡地について及び環境モデル都市の指定と今後のまちづくりについては私から、固定資産税の誤徴収については総務企画部長から、それぞれお答えいたします。

○議長（松本和幸君） 水俣病問題について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

(福祉環境部長 吉本哲裕君登壇)

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 水俣病問題の御質問につきまして順次お答えをいたします。

まず、8月28日に開催されたチッソに対する支援措置に関する連絡会議の幹事会で、抜本支援策の執行について方向を出したと報道されているが、その内容はどのようなものかというお尋ねについてお答えいたします。

平成12年の閣議了解に基づく患者救済とチッソ支援のための抜本支援策により、チッソが抱える約1,500億円に上る公的債務返済額を国・県が一部肩がわり返済しており、額に関しては幹事会において毎回決められております。

しかしながら、本年度第1回目の幹事会において、今年度の見通しとして、チッソが約26億円返済し、国・県が約54億円の返済の肩がわりを予定していましたが、熊本県議会の支援見直しの意向を踏まえ、年4回ある公的債務の返済のうち、1回目の返済については、国・県の支援を確定しなかったと伺っております。

次に、与党P T案を初め、患者救済は混沌としていると言われるが、その原因は何だと考えるかについてお答えします。

これまで、政府・与党プロジェクトチームが未認定患者の新救済案を提示しましたが、患者団体については、この案を受け入れようとする団体と、受け入れを拒む団体とに別れており、一枚岩になっていないこと。また、一方で、チッソも与党P T案に対しては患者に対する一時金の支払い負担を拒否しており、暗礁に乗り上げている状況にあるなど、救済策を執行する側、救済を受ける側について、さらに課題が残されていると考えます。

次に、汚染の全体を把握するために、まず水俣市民から健康調査を実施してはとの御質問にお答えします。

水俣病問題の全面解決という観点からは、水俣病汚染の実態把握のための1つの方法として、健康調査もあるのではないかと考えますが、経費面や所見を行う医療機関の問題など、市単独での実施は、現時点では難しいと思っております。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 御答弁いただきましたので、2回目の質問をします。

1番目の内容はどうかというところでは、もう少しつけ加えますと、国と県で返済のうちの54億円を肩がわりして、チッソの返済分は25億ということで、当初計画がつくられていたと。しかし、県議会から意見書が出たりしたために、国と熊本県の協議の中で、負担分を留保したということは、54億と25億という、当初決めた案よりも、チッソの負担をふやしたらどうかということが考えられるというふうに解釈していいんだらうと、私は思っています、この間の流れからしてですね。これが1つ。

あと、2番目、3番目は御答弁のとおりだと思いますけれども、抜本支援策に対する連絡会議が出した方向等については、今、私が補足したことを含めて、そのとおりだろうと思います。

ところで、私たちは、チッソが倒産した方がいいとか、あるいは事業を縮小した方がいいとか、あるいは地域経済からもう撤退した方がいいだとか、そんなことはだれも考えていないというふうに、前提としてまず述べておきたいと思います。

患者救済のためにも、そして地域に重要な役割を果たしている1つの経営体として、今後その役割を果たしていったほしいというのは、だれもが望んでいることではないかというふうに思います。

ところで、私は世間一般の常識として、計画を決めた当初よりも経常利益がたくさん上がったら、借金の返済分をふやすというのは、どういう債務を負ったとしても、それは大体あり得ることです。特に、個別事業所の返済額よりも、国と県が払っている額が2倍ぐらいもあるということ言えば、この国・県が出している54億円というのは、税金から出ているわけですから、こういう議論があるのは、私は常識的に判断できると、そのように考えます。

ところで、市議会は7月の臨時議会で水俣病に関する意見書を出しておりますけれども、僅差の多数で採択されましたけれども、今回の環境省と熊本県及び熊本県議会の意見の方がまさに常識的であって、水俣市議会が出した意見書というのは、私は常識外れだったと、今でもそのように思います。

ところで、このことについては、もう置きまして、未救済の患者さんの問題です。

2番目の答弁で、患者団体の間に意見が分れている、あるいはチッソが受け入れを拒否しているという話がありましたけれども、そもそもこの水俣病問題のまず最初にこなきゃいけないのは、患者さんの救済問題なんです。これを抜きにして、その他の対策がされたとしても、それは中心のまさに喪失であるというふうに私は考えなければならないと思います。

ところで、この間の水俣病問題の混乱の原因は何だったのか。改めて私はこのように考えます。

患者救済の問題点の混乱の第一は、そもそも患者であるか、患者でないかという選択する機関を、選択する権限を、行政が独占してきた。ここに僕は最大の問題があるというふうに思います。国と熊本県が、自分たちも加害者であるという最高裁判所の判決が出た後も、あるいはそれが確定した後も、それが改められようとしない、ここに私は最大の過ちがある、混乱の原因があるというふうに思っています。

与党PT案が出ておりますし、そのほかにもいろいろな案が出てくるんだろうと思いますけれども、この、どの案が出てきたとしても、ここの根幹のところがあいまいになっておれば、同じことを繰り返すというふうに思います。現に平成7年に1回解決策がつくられました。しかし、そのときに、あなたは給付対象外ということになった人も、あるいはそのときに名乗り出てくれなかった人も、今名乗り出てきているんです。ですから、また、水俣病に詳しい原田正純先生だとか、協立病院の前院長の藤野先生だとか、あるいは神経内科医、水俣市内にも何人かいらっしゃいますけど、市内に3人、芦北に1人いらっしゃいますけれども、こういうお医者さんたちが診断して、水俣病に間違いないと言われた人が切り捨てられてきている。その人たちが今訴訟などに参加してきている、立ち上がってきているということからいいますと、国が患者かどうかを特定する選択権を、別の公的な国家機関である裁判所等が認めたものについても、救済の対象として認めるという選択肢をとらない限り、私は同じことが繰り返されるんだというふうに思います。

それでまた、もう一つの点は、受け付け期間を設けないということです。6月議会でも3月議会でもその前も言いましたけれども、平成7年のときは実質的に受け付け期間が7カ月間しかなかった。そのことが今新たにたくさんの患者さんが出てきていることにつながっているんです。ですから、原爆方式で名乗り出てこれる人がいつでも名乗り出てこれる。そして、ある国家機関が認定すれば、あるいは対象者だというふうに特定すれば、救済を受けられる、給付を受けられる、そういう制度をつくらない限り、私は終わらないと思います。

それで、今現在でも名乗り出てきていない人たち、私は知っています。急性劇症の患者さんの家族の方がおられますし、急性劇症とは言わないまでも、胎児性とか小児性の家族の方が、自分はまだ働けるからということで名乗り出ていらっしゃらない方もいらっしゃいます。そういう人たちが、もし期限切られてしまったら、その人たちは次に自分が本当に働けなくなったときにどうするのかというのが、課題として残るんです。ですから、私はここではこのように考えています。

このような理由から、患者かどうかということ特定することを加害者が、加害者、行政が独占しては解決にならない、あるいは期限を切っては解決にならないというふうに考えるんですけれども、市長の考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 第2の質問でございますけれども、市長の方に御見解をお求めでございますが、私の方からちょっとお答えしたいと思います。

患者救済に関しましては、与党PT案が取りまとめられ、和解に向けた一つの努力というのが重ねられている。その一方で、また、民主党による独自案というのも取りざたされております。また、患者団体にあっても訴訟を推進される団体、あるいは和解を切望される、そういった団体もそれぞれございまして、方向性が異なります。

それぞれの考え方に基づいた現在活動を展開しておられます。このように水俣病患者救済へのさまざまな動きがある中で、今、議員の方からは、期限をつくっては解決にならないとの御見解をお示しでありますけれども、市といたしましては、どのようにすべきだといった具体的な意見を申し上げるのに、なかなか難しい立場にございます。

この後、救済策について、具体的にまとまっていくのだと思いますけれども、基本的には現在その実行策を見守るしかないのではないかと考えております。

ただ、そういった中であっても、一日も早く患者救済が実現されるように、今後ともできる限り努力を尽くしてまいりたいと、そのように思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、部長の答弁と全く同じようなことでございますけれども、非常に混沌とした状況の中でございます。救済策の1つの考えとして、あるいは1つの意見として受けとめさせていただきながら、それを県や国にぜひお伝えしてまいりたいと、そのように思います。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 7月には、新しい環境省の次官、局長、部長等もお会いになって、いろいろと意見交換もされたということです。どうすれば、水俣病問題、特に患者救済問題解決するのかということでは、いろいろな意見あると思いますけれども、ぜひ地元の意見を上げて、今度こそ本当に解決するというような案がつくられるように、御尽力をいただきたいと思います。

3回目の質問ですけれども、最初の答弁の中で、1つの方策としては考えられるけれども、経費、医療機関等で、単独ではなかなか難しいという御答弁でございました。

改めて言うまでもありませんけれども、かつて熊本で辛子蓮根事件というのがございました。あるいは夏場には食中毒がよく起きます。こういうときにどうするかというと、だれが食べたのか、徹底的に聴取するんですね。食べた人はどういう症状が出ているのか。出てない人もあるかもしれないし、出ている人もあるかもしれない。全部、それこそ全身状態を、必要に応じては入院していただいて、行政の方でチェックするというのが、中毒事件の常識ですよね。ところが、水俣病はこれがされていないというところが、答弁でもあったように、僕は最大の不幸なんだと

いうふうに思います。

潮谷知事はこれをしないといけないというふうに言われました。また、水俣市単独では医療機関の面とか、あるいは経費等の面でなかなか困難というふうに言われましたけれども、医療機関で言いますと、私は医師会の中に、医師会に依頼すれば医師会のどの先生も全部できるというふうには思いません。しかし、今、新保険手帳という制度がありまして、これは開業医の先生、あるいは公立病院の先生でもいいんですが、みんな症状がある人は症状がある、ない人はないということで、診断書書かれて、熊本県なり、鹿児島県に患者さんが出されると、それで判定して、手帳が来たり、来なかったりするというふうになっています。そういう意味では、医師会の中には、症状を取れるお医者さんたちの蓄積が進んでいるように思います。ですから、医療機関としては医師会の人たちの中に、そういう機関ができるということも、依頼したら検討されるんだということも前提にしながら、これからいろいろなことを考えていただきたいと思いますけれども、単独でできないというのは、現時点での判断だと思いますけれども、いずれやらなきゃいけないという時期も来ると思いますので、これは環境省や熊本県に訴え続けていただきたいと思いますというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 健康調査について、熊本県や環境省の方に訴え続けていかれたらというお尋ねであったかと思いますが、水俣病汚染の全体把握のための健康調査につきましては、熊本県前知事が国に要望されたといった経緯もございまして、現在、国、それと県におきまして継続的に協議は進められていると、そういうぐあいに伺っております。今後とも情報を得ながら、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 次に、産廃阻止の成果と予定地の跡地について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、産廃阻止の成果と予定地の跡地についての御質問にお答えします。

まず、阻止を勝ち取った教訓についてお答えします。

阻止を勝ち取った教訓は、言いかえれば勝利の要因ということになりますが、大きく3つだったと思っております。

まずは、市民の力です。産廃問題の発生直後から、地元大森地区の住民の皆さんが立ち上がり、水俣の命と水を守る市民の会や水俣に産廃は要らない！みんなの会など、さまざまな市民団体が産廃阻止の運動に取り組みました。

そして、最終的には56団体が参加する産廃阻止！水俣市民会議のもとに、市民がその力と知恵

を結集したことが、大きな力になったと思います。

住民意見書の提出、市民集会や事業者説明会、公聴会への参加など、いずれも多くの方々の熱意と行動があって、大きな成果を上げました。

大きな問題や困難に立ち向かうとき、市民の力と、その結集がいかに大切かということです。

2つ目は、専門家と水俣応援団の力です。

法律家、産廃問題の専門家、地質や水、生物の専門家など、多くの方々に調査の実施や適切なアドバイスなど、支援・協力をいただきました。

これらの専門家の力が市民運動の展開や、市長意見の形成に大きな力となりました。

また、全国各地の水俣応援団の方々からは、署名活動や陳情・要望活動への支援など、温かい力添えと勇気をいただきました。このことは自分たちの力だけでなく、いかに多くのさまざまな人々の応援や支援を得ることが大切かということです。

3つ目は、市民・議会・行政が一致団結してこの問題に取り組んだことです。議会は一貫して処分場建設に反対し、みずからも要望活動を実施して、市民運動展開の大きなバックグラウンドとなりました。

また、市も組織を整え、市民運動をしっかりと支える体制をつくり、市民とともに全面的な闘いを進めていくことができました。

このように、関係者が団結して阻止に取り組んだことが、事業者や県を動かすことになったと思います。

私としては、この産廃問題での教訓を踏まえ、そこで発揮された市民の知恵と力を今後の水俣の新たなまちづくりの展開にぜひとも生かしていくべきであると考えております。

次に、私に対するおどしや嫌がらせについてお答えします。

私が市長に就任してから、深夜に嫌がらせの電話があったり、おどしの手紙が来たりと、いろいろ不快な思いや不安に感じるが続いたのは事実でございます。

しかし、相手は決して名前も理由も明かしませんから、何が目的なのかはわかりません。

次に、東亜道路が所有する土地についての考えについてお答えいたします。

中村議員への答弁でもお答えしましたとおり、建設予定地の今後の予定については、東亜道路はまだ方針を示しておりません。

私としては、産廃阻止！水俣市民会議で確認された方針どおり、東亜道路や関係者の協議の状況の推移を見ながら、適切な時期に東亜道路に対して建設予定地の市への寄附を申し入れたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 教訓についても、あるいは市長に対するおどしや嫌がらせなどについても御答弁い

いただきました。

教訓については、この間のいろいろなところでも話をされていますので、大まかに理解していました。ただ、嫌がらせなどについては、実はつい最近まで私は知りませんでした。それで、自治体向けに出されている「ガバナンス」という雑誌がありまして、自治の自画像というので、平成日本の市長、第18回という中に宮本市長が掲載されておりました。

これを見て、ええこんなこともあったのかということで、もう本当に驚きました。今、1つだけ例をおっしゃいましたけれども、例えば産廃阻止の動きの中で簀巻きにしてユンボで吊るしますか、あるいはあのときはそういうふうにしたよなとか、あるいは猫の死骸が庭に投げ込まれるとか、あるいは郵便ポストに大きなくぎが打ち込まれるとか、夜中に電話があったのは、今市長おっしゃったとおりです。手紙が来たというの也被言われました。駅のプラットフォームには立たない方がいいぞということで、殺人を予告するような、そういうのまであったというのが、この「ガバナンス」という雑誌の中に掲載してありました。これ、いろんなところで取材して、自治体向け雑誌ですから、信頼おける雑誌だと思えますけれども、こんなことまであったのかというのがよくわかりました。

何という卑劣なことがあったんだろうと改めて思うわけですが、市長がどんなおどしや嫌がらせにも屈せずに、運動の中軸になって頑張ってくれた、それが市民の力とともに、全国の力を集めて阻止できたことの中心的な力になったんじゃないかというふうに私は考えています。

もし、産廃阻止を公然と掲げ、戦わない市長であったならば、この結果が得られたかどうかということを改めて冷静に私たちは、今になって考えなきゃいけないんじゃないかというふうに考えています。

阻止のために、さまざまな体制整備や各種の調査、専門家の知恵を初めとする全国的な運動の展開、あるいは県知事意見書のもとになった市長意見書、こういうものは何としても阻止するという、市長を初めとする全庁的な、あるいは全市民的な体制がつくられたからこそ市長意見書はできたんだというふうに私は総括することができると思います。

ところで、そういうふうな結果を市長先頭に戦って勝ち取ったんですけれども、私の耳にこういうのが伝わってきています。いろいろな中傷する人がいるもんだというふうに思うんですけれども、東亜道路は、宮本市長が土地を買い上げる約束をしたから撤退を決めたんだという話が、まことしやかに言われて、私の耳にも届きました。市長は、これについてどう思われるかが2回目の質問です。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 市長と東亜道路の間に建設予定地の買い上げができていたから中止に至っ

たんだといううわさだろうと思うんですけども、今、答弁で申し上げましたとおり、この中止は、あくまでも市民の皆様方が一体となって中止に至ったと、中止に追い込んだと、そのように思っておりますし、そのようなことは全くございません。事実無根でございます。

現在、東亜道路からの正式な話もございませんし、市といたしましても、この買い上げについては、今後検討していかなくてはならない問題でございます。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、まず、寄附の申し入れをしていくことが、建設予定地に対する対応のこれからの第一歩だと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 そのとおり、東亜道路に市民会議で確認していただいたように、寄附を申し入れて水俣市の所有になるように力を尽くしていただきたいというふうに思っています。

私は、もう何回も本議場でも申し上げておりますけれども、クマタカとかサシバの調査に参加させていただいて、今もまだ続いています。

きのう私は行けませんでしたけれども、野鳥の会の人たちが調査に入られて、さらにC地点からの調査では、クマタカの飛翔が3回確認できたということでした。もう一つのつがいの方の調査の結果については聞いておりませんが、本当にああいう希少な絶滅危惧種1 B類等が生息する環境を守るということで、今後とも取り組みが進んだらいいなというふうに考えているところです。

私は、もし寄附されたら涵養の森にしたらどうかというふうな構想も持っておりますし、ここは土地が手に入るように、引き続き努力を続けていただきたいということを要望し、この質問はこれで終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、環境モデル都市指定と今後のまちづくりについて答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、環境モデル都市の指定と今後のまちづくりについて、議員の御質問にお答えいたします。

まず、今回の政府の指定の内容と、今後の水俣市の計画・段取りはどうなるのかという御質問にお答します。

水俣市を含む6自治体が環境モデル都市として選定された経緯は、先ほどの岩阪議員の御質問でお答えしたとおりですが、今回の公募は、温室効果ガスの具体的な削減と環境問題へ、どのように取り組むかというテーマで行われました。

本市では、小規模自治体における低炭素社会の実現に向け、28の事業を御提案させていただきましたが、選定に当たっての有識者によるヒアリング審査では、提案事業の実現性や市民や事業

所の協力実行体制についてなど、厳しい御意見もございましたが、これまでの市民協働による環境モデル都市づくりの実績をもとに、審査に合格し、今回の認定に至りました。

環境モデル都市の認定は、水俣市が環境分野において、他の自治体のお手本となったということであり、具体的には、1、環境配慮型暮らしの実践、2、環境にこだわった産業づくり、3、自然と共生する環境保全型都市づくり、4、環境学習都市づくりの4本柱からなる28の事業が、国の低炭素社会の実現に向けたモデル事業として採択されたというものであります。

また、今後の水俣市の計画・段取りについてですが、これからモデル都市として提案した28の事業を実施するために、さまざまな施策を展開してまいります。年内にはアクションプラン案を策定し、内閣府内にある低炭素都市推進協議会にお諮りしながら、財政的なものを含めた支援策をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、水俣市が所有する公共施設で1年間の電気、重油などの費用は幾らかという御質問にお答えします。

平成19年度の市内小・中学校などを除いた公共施設の電気使用料の総額は1億9,336万6,000円となっています。その中で、電気使用料の多い施設を幾つかお答えします。

まず、環境クリーンセンターが4,495万2,000円、次に、総合医療センターが4,492万6,000円、水道局及び水源地が2,306万7,000円、浄化センターが1,142万2,000円、市庁舎が1,096万4,000円、総合体育館が1,071万9,000円、明水園が956万2,000円、もやい館が884万円、文化会館が551万2,000円、図書館が548万9,000円などです。なお、もやい館につきましては、電気使用料の一部を太陽光発電で賄っております。

また、平成19年度の公共施設の重油使用料の総額は8,870万1,000円となっています。

この中で、総合医療センターの重油使用料は4,272万円ですが、この中には発電に使用される分もあり、その金額は533万1,000円です。

環境モデル都市提案書では、新エネルギー公共施設への積極的な導入も盛り込んでおりますので、温室効果ガス削減効果と同時に、電気料など、市の負担が軽減できるような支援も国にお願いしてまいります。

次に、これを推進するため、機構改革を行い、政策を調整する事務局的な部署をつくり、推進体制をとったかどうかの御質問についてお答えします。

議員御提案のとおり、環境モデル都市づくりを今後推進していくためには、組織機構改革を行い、新たな部署の設置が必要不可欠であると考えております。

既に、8月19日に環境モデル都市水俣市推進本部を設置し、庁内を横断する環境モデル都市推進に向けた組織体制は築いております。

しかし、環境モデル都市の認定を受けた自治体は、今年中にアクションプランの策定をしなけ

ればなりませんし、国や低炭素都市推進協議会との連携及び調整、市民への啓発と市民協働で取り組む事業も今後推進していかなければなりません。

そのため、そのような事務を分掌する組織を設置する条例改正案を今議会に提出できるよう準備しているところです。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 詳しく御答弁いただきましたけれども、日本のCO₂削減対策はさきの洞爺湖サミットでもヨーロッパ諸国と比べておこなっているというふうに言われました。2050年までの長期目標は決めるけれども、中期目標については全く示そうとしないというようなことが随分新聞紙上などでも批判されました。例えば太陽光パネルの生産量は世界一と言われています。弱電メーカー中心に世界一なんですけれども、設置はおこなっている。以前は家庭など、あるいは公共施設などで太陽光発電のパネル等を設置すればNEDOから補助が出ておりましたけれども、今はそれがなくなっています。最近これを復活しようじゃないかという話も出てきておりますけれども、こういうのは世論の高まりの反映なんだというふうに思います。こういう中で、今回の指定と今後の展開は水俣にとって大きな、これからの目玉政策、チャンスとなるというふうになるというふうに私も思います。この指定に尽力された市長、関係職員、あるいはこれまでずっと平成の初めごろから努力されてきた市民と関係者の皆さんの結果が、このモデル都市指定に結びついたのではないかというふうに思います。

大変な量の化石燃料が消費されている、しかも金額も多額であるというのは、私も市長御答弁いただいたもとになった資料を、これはISOをする過程で既につくられていたということですが、環境課で資料をいただきました。こんなにたくさんやっぱり使っていたのかと、電気にしても、重油にしても、あるいは金額にしてもこんなに使っていたかと改めて思ったところです。

医療センターで言うと、何と重油の金額がさっきおっしゃったように約4,300万、重油の量で何と56万4,000リットルですもんね。ドラム缶にすれば何本になるんだろうかという、200で割れば本数は出てくるとは思います、大変な量を使っているというのは改めてわかりました。それで各家庭を含めてどれくらいの量を水俣で消費をしているのかについては九電などに聞けばそのほかのところもわかるのではないかなというふうに思うんですけれども、今おっしゃったように、全体としてやっぱり電気発電に使われている化石燃料というのは、物すごく量が使われていると統計的に言われています。鉄鋼などの製鉄関係、それから電気のところが一番日本の化石燃料の使用では一番多いわけですから、電気を自然エネルギーにかえるとなると大きな効果があるというのはいまもうこの間言われているとおりであります。

それでもう一つ、市長が言われた28項目の取り組み、モデル都市提案書、インターネットでこ

それは市長の談話だとか、どういう計画をするのかだとか、28項目の項目ごとにずっと出ております。この中でも2050年度、あるいは2020年度の削減効果のところを見ますと、一番大きな比率になるのが、新エネルギーの積極的な活用なんですよね。2020年度で4.6%、2050年度で6.5%の削減ですから、自然エネルギーに転換することによるCO₂の削減効果がいかに大きいかということも数字でも出されてます。ですから、これをどう活用していくかということが一番大切なんだろうというふうに思います。

午前中の議論で新エネルギー等を出してても、それが継続できたのかどうかという検証が要るというのもありましたけれども、検証は確かに要ると思います。ただ国の政策との関係で、地方自治体単独ではできないことだってあるわけです。その政策はどういうふうに変わってきたのかとの関連で検証を考えないといけません、これからどうするのがもっと大切なことなんではないかなと私は思っています。

それで、既に市長部局の中にいろいろ考えがあるんじゃないかなと思いますけれども、私も提言を3つほどさせていただきたいと思います。

1つは、太陽光発電については公共施設だけではなくて、各家庭での設置についても今度の環境モデル都市の指定で補助が出るように、これも力強く提案していただきたいというふうに思います。

また、6月議会の答弁でリサイクル還元金の活用というものを答弁いただきましたけれども、これらと合わせて、例えば全国どこよりも設置すると、補助が出るんだよとなるのか、そういう目玉になるものがなんかあった方がいいんじゃないかなと思います。そうすると、設置する業者さんだとか、配線する業者さんだとかいろんな人たちに仕事が出てくると思いますので、地域の経済の活性化にもつながると思います。

第2点目は、水俣は水が本当に豊富です。東部の山間部から出てくる豊かな水が私たちを潤してくれておりますけれども、この水を活用して、水環境を変えない程度で水力発電、あるいは水車発電というんでしょうか。こういうものを進めていったらどうか。例えば思いつきで申しわけないんですけども、例えば湯の鶴温泉は、そこで出た水力でみんな電気賄っているんだよとか、そういうのも売りになるんじゃないかなというふうに思います。

あるいはいろんなところで水がわいていますから、そういう水を利用してやるというのもいいんじゃないかな。私が調べた資料では長野県の大町市ですけども、北アルプスから流れ出る、わき出る水を活用してまち起こしをしています。見学者も非常に多い。しかも水車、木の水車をつくりますと、木工の人たちに仕事がどんどん出てくる。あるいは金属のタービン等を使いますと、あるいは水車使いますと、地元の鉄鋼業の人たちに仕事が出てくる、こういうまち起こしにもなるというふうに言っていました。

小規模事業者の仕事起こしにもなるというふうに思いますので、こういうのも研究して、提案して、補助を取るとか、そういうふうにされたらどうかというふうに思います。

水力で言うと、水道局です。これも調べた資料ですがけれども、横浜市は水道管の途中に水力発電を起こすタービンを設置して、水力発電を起こしているんだそうです。水道局等で使う電力のどれだけ賄っているかわかりませんが、かなりの量をそういうので発電しているということでした。例えば水道局だけで年間2,300万円の電気代使っているわけでしょう。電気でモーターを起こすと2,300万円ぐらいかかるのかもしれませんが。こういうものを落差を利用して水力発電するというのも発想としては考えていいんじゃないかなというふうに思います。ちなみに28項目のこの提案書の中には、太陽光や風力など、自然でクリーンなエネルギーというふうには書いてあるんですけど、水力発電のところ、ちょっとここ入っていないんですね。これからつけ加えるようなこともしながら、取り組んでいただきたいというふうに考えておりますけれども。ですから、太陽光発電を使ったところは太陽光、水力発電を利用した方がいいところはそれをする、あるいは風力を活用した方がいいところは、それを活用する、こういうものをいっぱい研究して提案するようにされたらどうかというふうに思いますけれども、市長の基本的な考え方で結構です。考え方を御答弁いただければと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 貴重な御提案ありがとうございました。

今回、提案書の中でも今御提案いただきました水俣の豊かな自然を利用しての太陽光でありますとか、あるいは水力、風力などを利用したエネルギーの活用を、今回、御提案させていただいております。したがって、具体的には風力発電でありますとか、水力発電でありますとか、太陽光発電でありますとか、そういったいろいろなものが水俣の自然環境の中では可能なのではないかなと、そのように思っております。

したがって、それらの新エネルギーの導入に関しましては、いろんな技術的なこともございますので、電力会社等々、診断を仰ぎながら、ぜひ積極的にこの分については進めてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 私は簡単に水力発電と言いましたが、どれくらいのものを設置して、どれくらいの量が出てくるかは、私は今すぐはわかりません。御答弁いただいたように、検討していただいて、知恵をあっちこっちから集めて、一歩でも前進させるということで取り組んでいただければというふうに思っています。

それで、一番最初の御答弁で新たな部署をつくるということで、8月19日に推進本部を設置したということも御答弁いただきましたけれども、あるいは設置条例等を今議会に出すという御

答弁を今いただきましたが、庁内でそのそういう機構をつくと同時に、産廃のときにいろんな市民団体、市民のいっぱい意見を聞いて、全体的に進めたというのが、この間の教訓なんだろうと思います。ごみの分別収集についても役所だけでできたわけじゃないと思います。市民がそれを理解して、よしやろうということで、一步一步積み上げてきてここまできたんだろうと思います。

今回の指定にも、いろいろな市民との協働の取り組み等をヒアリング等で説明したからこそモデル都市に指定されたんだという御答弁ありましたけれども、これからもそういう取り組みで養った力を生かすというふうに考えた方がいいと私は思っているんですけれども、この点でも市長の考え方を最後に聞いておきたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今後のまちづくりに産廃阻止運動で培ったそういった力を生かせるんじゃないかなというような御提案だったと思います。私もそのようにおっしゃるとおりだと思います。これから環境モデル都市づくりということで、環境モデル都市をつくっていかねばなりません。これはもちろん市民や企業の皆さん方のお力添えをいただかねば、その目的は達成できませんし、また、この認定に向けてのヒアリングでもそのことを強く、できますかと、そういうヒアリングのところでも市民のかかわりでありますとか、あるいは協力体制がどうなのかということを、かなり厳しくヒアリングの中でも聞かれているところでございます。

本市のこれまでの実績をもとに、協力体制を認めていただいたところでございますけれども、引き続き市民の皆様方のお力をおかりしながら、そして本当にいい機会だと私もとらえておりますので、精いっぱい頑張っていければと思っております。

産廃でいただいたような市民のパワーがあれば、必ずやこの環境モデル都市もいい方向に進むのではないかと考えておりますので、ぜひ今後とも御支援をいただきたいと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、固定資産税の誤徴収について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、固定資産税の誤徴収についての御質問について順次お答えいたします。

まず、課税の間違いがどのような経過で発生したかという御質問にお答えいたします。

今回の事例は、平成2年に建築されたホテル用建物について、その翌年以降に施主から3名への一部売買による区分所有に関する登記がなされたことによるものでございます。

建物の区分所有につきましては、建物の区分所有等に関する法律第14条の規定により、廊下、階段、玄関ホール等の共有部分につきましては、各区分所有者が専有する床面積割合に応じて案

分し、各区分所有者の持ち分とすることとなっております。

本来であれば、法務局からの区分所有の登記通知を受け、担当職員が電算システムに異動入力し、その翌年度からその持ち分に応じて共有部分を案分課税する必要があったところですが、その当時以前に、ホテル等の区分所有の事例がなかったこと、また、法的な知識が足りなかったこと、チェック体制の甘さなどが重なり、各区分所有者の専有部分のみを持ち分として課税し、共有部分については施主にそのまま課税したため、今回の課税ミスになったものです。

次に、今後に生かす教訓は何かという御質問にお答えいたします。

先ほども申し述べましたとおり、今回のようにホテル用建物について区分所有の登記をなされるということは、本市におきましては極めてまれでございます。

しかしながら、それに対応するマニュアル等の作成などの必要性は感じておりますので、早急に対応したいと考えております。

また、区分所有の表示登記がなされた異動処理と課税処理後の点検を徹底し、再発防止に努めていきたいと考えております。

最後に、欠損が生じた税収を補てんする方法はないのかという御質問にお答えいたします。

地方税法第17条の5第3項の規定では、固定資産税にかかる賦課決定の期間を5年と制限してございます。

よって、平成15年度以前につきましては課税できませんが、平成16年度以降については、遡及して課税ができるということになります。

しかし、固定資産税は償却資産を除いて、納税者の申告によらず、行政側が課税を行う賦課課税方式でございますので、今回のように行政側のミスで発生したという経緯や、他市の取り扱い事例等をかながみ、協議しました結果、平成20年度は共用部分について各区分所有者に案分課税するという、本来の適正な課税に更正をし、税負担をお願いしたいというふうに考えております。しかし、平成19年度以前につきましては、見送る方向で検討をいたしております。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 誤徴収を発生させた原因については御答弁いただきましたので、わかりました。

今後にどのように生かすかというところが中心ではないかなと思うんですけれども、平成3年のことですから、17年前で詳細にわからない点多々あるんだろうというふうに思いますけれども、ただ、以前と同じようなシステムが、今現在でもそうになっているのであれば、改善点があるというふうに思います。というのは、担当職員のところで、法務局から登記簿謄本が来た。それを固定資産税賦課するときにその間違ったということですが、じゃその担当職員の上の管理者、係長さんとか、課長補佐さんとか、課長さんとか、その辺の目は通らなかったのか。物事にぱっと気づく職員、知識を持っている職員、経験がある職員がすべての業務をする

とは限らないと思うんです、業務的には。だからこそ管理者がそこにいるんだろうというふうに思うんですね。だから私も含めてですけど、人間はミスする動物なんです、やっぱり。みんなミスします。ミスをできるだけ少なくするには複数の目で見ると。いっぱい経験した人たちが見るというシステム化しないと、あるいは研修を積んでいかないと、同じミスがまた発生するのではないかなというふうに思っています。その点で、マニュアル等も作成するということでしたけれども、税務課はもう件数が多くて、固定資産税だけでも土地もありますし、建物もありますし、いろんなものがいっぱいあって、それこそ1年に何万件というふうに多分あるのではないかなと思うんですが、新しい事例については、経験のない新しい事例についてはちゃんと上司に相談する、上司が決裁をしていくという、そういうシステムを明確につくっていかないと、これは税務課だけではありません。どの部署についても同じなんですけれども、そういうふうにしていかないと、同じミスが起きるのではないかなと思いますけれども、そのマニュアルについてはどういう中身を今後、検討してつくられようとしているか、そこをちょっと御答弁いただければと思います。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） まずもって、納税をいただいている市民の立場からというふうに考えますと、今回のような課税ミスというのはあってはならないというふうに思って、反省をしているところでございますけれども、今、議員が御指摘ありましたように、本当は二重のチェック体制があれば防げた事例じゃないかなというふうに思っておりますし、まして今までやったことのない事例ということで、それ以降もそういう事例はほとんどあっておりません。特定のホテルができて、同じような事例があったというのはあっておりませんので、本当は上司がそういうのはもう特別なことですので、気づくのが通常ですと本当かなというふうに実は思っております。ほかの、けさほどもありましたように、交通災害の問題でもそうなんですけれども、ちょっとした気づきがあれば、そんなに大きな傷口に広げなくても済むような事例というのは、市役所の中にあるというふうに、全く御指摘のとおりだというふうに思っておりますので、それも含めまして、やはり二重のチェック体制、管理者としてのありようも含めて、税務課に限らず、全体のチェック体制の見直しをシステム化していきたいなというふうに考えております。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 そのように整備をしていただきたいというふうに思います。これは統括責任者として、市長のお考えをちょっと最後にお尋ねしたいと思いますが、例えば市内にはいろんな職種で、フルタイムで働いている人もいるだろうし、あるいはパートで3時間とか4時間だとか働いている人もいらっしゃるでしょうし、あるいは日雇いの労働で1日6,000円とか7,000円で高齢になっていらっしゃる年金もあるしという方はいいかもしれませんけれども、それで一家を支え

ておられる方は、子どもたちの教育費用も出てこないという方もいらっしゃるかもしれません。あるいは年金でやっと生活している、国民年金などは1カ月5万5,000円とか6万円以下の人たちが圧倒的多数ですから、そういう人たちの生活、あるいは障がい者の人たちの生活等を見ても、少ない収入でも皆さん必死で生活されているのではないかなというふうに思うんです。そういう人たちから見たら、1,500万円というのはどういうふうに映るんだろうかと僕は思います。けたが大き過ぎて、ちょっと感覚的にはわからないと思いますけれども、この1,500万円の収収で一回納めたのをまた、返さないかん。1,500万円あったら、もっと何か自分たちのものに使ってもらえたんじゃないかというような意見を言う人もいます。ですから、そういう市民の目線に立って、これからもいろんな点でチェック体制をつくっていただきたいと思いますし、また、今回のことは平成3年に起きたことで、もう市長が就任されて発生したことではありませんけれども、しかし、統括責任者として、この件については市長は市民にメッセージをちゃんと送るべきではないかというふうに私は思いますけれども、市長どのようにお考えでしょうか。

以上です。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、市長への手紙等もたくさん来ておりますし、この問題等につきましても触れておられる方もいらっしゃるし、市は何をやっているのかというようなおしかりを受けているような状況も確かにございます。今回のミスにしましても、個別的には文書等でお断り、おわびを申し上げているところでございますけれども、今、議員からございましたように、今後は、今メッセージを出したらどうかということでございますので、そういったメッセージも含めまして、何が一番誠意ある対応なのかということを考えさせて、進めさせていただければと思います。

○議長（松本和幸君） 以上で野中重男議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明10日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時36分 散会

平成20年9月10日

平成20年9月第4回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

平成20年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成20年9月10日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後2時33分 散会

（出席議員） 18人

松 本 和 幸 君	中 原 泰 子 君	高 岡 利 治 君
塩 崎 信 介 君	川 上 紗 智 子 君	福 田 齊 君
大 川 末 長 君	牧 下 恭 之 君	西 田 弘 志 君
中 村 幸 治 君	谷 口 眞 次 君	淵 上 道 昭 君
真 野 頼 隆 君	岩 阪 雅 文 君	平 松 辰 弘 君
田 中 功 君	野 中 重 男 君	緒 方 誠 也 君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（牛 迫 秀 基 君）	次 長（田 畑 純 一 君）
次 長（崎 田 雄 七 君）	議 事 係 長（栄 永 尚 子 君）
書 記（淵 上 大 輔 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（宮 本 勝 彬 君）	副 市 長（森 近 君）
総務企画部長（葦 浦 博 行 君）	産業建設部長（田 上 和 俊 君）
福祉環境部長（吉 本 哲 裕 君）	総合医療センター事務部長（桑 畑 達 美 君）
産業建設部産業づくり総室長（小 林 信 也 君）	福祉環境部次長（盛 下 修 一 君）
水道局長（吉 村 明 賢 君）	教 育 次 長（坂 本 彰 君）
総務企画部総務課長（本 山 祐 二 君）	総務企画部企画課長（栄 永 徳 博 君）
総務企画部財政課長（淵 上 茂 樹 君）	教 育 総 務 課 長（宮 森 守 男 君）

○議事日程 第3号

平成20年9月10日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| 1 谷口眞次君 | 1 産業廃棄物最終処分場事業者撤退について |
| | 2 百間雨水幹線、水俣湾等底質ダイオキシン類対策事業について |
| | 3 環境モデル都市認定について |
| | 4 PCB（有害化学物質ポリ塩化ビフェニール）の保管・処理について |
| 2 牧下恭之君 | 1 環境モデル都市認定について |
| | 2 肺炎球菌ワクチンについて |
| | 3 子宮頸がんの検診について |
| | 4 HTLV-1抗体検査導入について |
| 3 中原泰子君 | 1 本市の活性化について |
| | 2 肺炎対策について |
| | 3 学校再編成について |
| | 4 環境モデル都市について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（松本和幸君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、谷口眞次議員に許します。

（谷口眞次君登壇）

○谷口眞次君 おはようございます。

無限21議員団の谷口です。よろしくお願いいたします。

ことしの夏は北京オリンピックで大いに盛り上がりました。日本選手の活躍に感動の日々ではなかったでしょうか。

男子400メートルリレーの朝原選手の走り、さらには女子ソフトボールの金メダル、柔道内柴の金メダルなど、熊本県選手も活躍をいたしました。しかし、それより何よりも水俣市民にとっては、6月26日、産廃処分場完全撤退という、輝かしい歴史的な勝利と、さらに一月後には全国6カ所のうちの1つ、環境モデル都市に認定されるという、2つの輝かしい金メダルを獲得したのではないのでしょうか。

市民も議会も行政も、党派を超えて一丸となって勝ち取ったものであります。今後も残された水俣病問題や地域の活性化、少子・高齢化問題、さまざまな課題に一丸となって問題解決に取り組んでいける自信と誇りを実感したところであります。

しかし、その反面、国の政治はどうでしょうか。安倍前総理に続き、福田総理まで、わずか11カ月で退陣に追い込まれる異常事態、まるで国民の痛みは関係ない、選挙のための辞任劇、政権放棄、唐突、無責任、さまざまな言葉が新聞紙上にあふれました。総選挙なしで、1度ならずも2度までも自分たちの都合で首相をかえてこの結末です。

きょうが総裁選の告示日ですが、指導者選びに国民が参加できる国がうらやましく思うのは、私だけでしょいか。

国も地方もどこの世界も同じことです。国民や市民の支持が得られなければ、政治不信が高まれば当然のことだと思います。

安心実現内閣、国民目線の改革を掲げて内閣改造してからわずか1カ月、福田総理個人の責任はもちろんですが、連立与党の責任はより大きいのではないのでしょうか。やはり国民には無責任としか映らないでしょう。

一刻も早く国民が安心して暮らせる格差のない政治の回復を望むものであります。

永田町のことはこれまでといたしまして、本題に移りたいと思います。

今回は、環境問題に絞り込んで、4点、市民の目線に立って質問をいたしたいと思います。

昨日の一般質問とダブる項目もありますが、若干、質問内容の違うところもありますので、通告どおり、順次質問に入ります。

1、産業廃棄物最終処分場事業者撤退についてであります。

①、市長就任からわずか2年5カ月、事業者はみずから撤退を決定しました。要因と総括についてお尋ねをいたします。

②、今後の産廃対策室の業務内容などについてお尋ねをいたします。

③、残された跡地問題について、市長はどのようにお考えかお尋ねをいたします。

2、百間雨水幹線、水俣湾等底質ダイオキシン類対策事業についてお尋ねをいたします。

いつもこの時期になりますと台風が心配で、また、このダイオキシンの問題が浮上してまいります。気になってまいりますので、6月議会も一般質問なかったので、今回させていただきます。

①、一部の市民の方から、処分方法等について心配する声がありましたが、御理解はいただけたのかお尋ねをいたします。

②、今後の事業スケジュールについてお尋ねをいたします。

③、水俣市処理分の経費はどれくらいか、また、市独自での処分は検討されていないのかお尋ねをいたします。

3、環境モデル都市認定についてであります。

①、すばらしい名誉であり、今後は名実ともに、さすがに水俣と言われるような施策を展開していかなければなりません。今後の組織の体制づくりとスケジュールについてお尋ねをいたします。

②、市民協働の施策が不可欠となると思いますが、市民や企業の具体的ななかかわり方についてお尋ねをいたします。

③、環境学習の充実が今後大きな課題となると思いますが、今後の展開についてお尋ねをいたします。

4、PCB（有害化学物質ポリ塩化ビフェニール）の保管・処理についてであります。

この件につきましては、8月28日、熊日新聞で報道されましたように、県が27日に事業者向けの説明会を開いております。県内では600事業者が使用・保管している。状況把握を担う県はまだ届けていない事業者があると見て、確認を促していると。PCBをめぐっては、カネミ油症事件を契機に、毒性が社会問題化し、1972年に製造販売が禁止された。だが、長期保管による紛失や漏えいが発生したため、2001年に国が無害化処理を進める特別措置法を施行し、全国5カ所に施設を設けて保管使用される機器の処分を進めている。

熊本県も、2014年1月までに、北九州市にあります処理施設ですべて分解処理する計画であります。ただ、県廃棄物対策課には、現在も、PCBが使われている機器がわからないなどの質問が寄せられており、まだ未確認の機器があると見ています。

そこで、水俣の状況についてお尋ねをいたします。

①、水俣市としては、どのような対応をされているのかお尋ねいたします。

②、市内にはどこにどの程度保管されているのかお尋ねいたします。

③、市は保管や処理などについて、周知徹底や監視・指導などはされているのかお尋ねをいたします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 谷口議員の御質問に順次お答えします。

まず、産業廃棄物最終処分場事業者撤退については私から、百間雨水幹線水俣湾等底質ダイオキシン類対策事業については産業建設部長から、環境モデル都市認定については私から、PCBの保管・処理については福祉環境部長から、それぞれお答えいたします。

それでは、産業廃棄物最終処分場事業者撤退についての御質問にお答えします。

まず、市長就任からわずか2年5カ月で事業者が撤退した、その要因と総括についての御質問にお答えします。

昨日の中村議員、野中議員の答弁でも申し上げましたとおり、水俣市長崎木臼野の産廃処分場の土地所有者である東亜道路工業は、ことしの6月23日に事業の中止を公表、3日後の6月26日には事業者であるIWD東亜熊本が事業中止の発表を行いました。

このように、水俣市の産廃問題は、私が市長に就任した平成18年2月から、わずか2年5カ月ほどで事業の中止が決定したことになります。

全国の産廃問題を抱える市町村の中で、産廃事業が中止したところは、ほとんどが処分場の設置許可がおりた後に、裁判等で事業中止、あるいは事業者撤退となったもので、水俣市のようにアセスの段階において事業中止になったところは非常に珍しいケースです。

事業者撤退に至った要因としては、まず、産廃阻止！水俣市民会議が、市内の主要団体56団体から構成されたことにより、水俣市民が一体となって産廃建設反対の意思を明らかにし、全市民的な反対運動を展開したからだと思います。

具体的な取り組みとしては、3万3,000通を超える住民意見書の提出、水俣市文化会館を毎回いっぱいにした市民集会、事業者を圧倒した説明会、2日間にわたりたぎるような意見が出された県主催の公聴会、県庁や東京での要望活動、交通量やクマタカ等の調査など、市民の強い団結と行動、知恵の結集があったからこそ、今回の阻止につながったと思います。

水俣市民が一体となって取り組んだことが産廃を阻止させた要因の1つだと思います。

その次の要因としては、顧問弁護士や水俣市廃棄物最終処分場の検討委員会の委員、クマタカ等の調査に御協力いただいた日本野鳥の会の会員の皆様など、専門家の御協力、御指導の力は大きく、それらの方々の尽力により、昨年12月に県知事に提出した市長意見の内容が、大変科学的で、中身のある内容となりました。

その結果として、熊本県知事意見は、調査、予測、評価のやり直しなど、前代未聞の43項目に

も及ぶ意見書となり、このことが最終的には事業の中止につながったと思います。

また、東京を初め全国各地の水俣応援団、支援者の力も大きかったと思います。

東京での要望活動や集会では大変お世話になりましたし、署名や意見書は全国各地からいただきました。改めて水俣は、全国の人から支援されているということを実感とした次第です。

さらに、水俣市議会においては、一貫して処分場建設に反対し、全会一致で決議や意見書を上げ、みずからも要望活動を実施していただいたことも大きな要因だったと思います。

このことは市民運動を展開する大きなバックグラウンドとなり、産廃阻止運動を円滑に進めることができました。

また、市においては、産業廃棄物対策室や庁内対策委員会を設け、市民運動をしっかり支えたことも大きな要因だったと思います。

以上のように、市民の力を中心に、専門家と水俣応援団の力、議会と行政の力の3つの力が結集し、大きな力となったことにより、産廃処分場計画が中止となり、水俣を守ることができたと思っております。

次に、今後の産廃対策室の業務内容はいかがかという御質問にお答えします。

まず、産廃建設予定地への対応の業務があります。東亜道路は、所有する建設予定地について、今後の方針をまだ明確にしていますが、水俣市としては、市に寄附していただくよう働きかけていくつもりです。

また、これと関連して国有地への対応に関する業務があります。産廃処分場計画地内には、開拓道路として国有地が存在していますので、国に対して水俣市に払い下げていただくよう、必要な手続きを進めていかなければなりません。

次に、記録誌作成の業務があります。今回の産廃阻止の取り組みは、多くの市民が一体となって取り組んだものです。このような市民一体の取り組みを記録として残し、水俣の将来のために活用することは大変重要で意義あることだと思います。

また、今回のように、アセスの段階で事業中止に至ったケースは、全国の模範となる取り組みであり、産廃問題を抱える全国の市町村の参考となるのではないかと思います。

産廃阻止！水俣市民会議の事務局として、編集委員会を設け、来年3月の完成、出版を目指し、記録誌の製作に取り組めます。

その他、昨年夏から実施しておりますクマタカ等の希少猛禽類調査につきましては、その生態を明らかにするため、来年3月までは引き続き調査を実施し、その結果を取りまとめたと思っています。

次に、残された跡地問題について、市長はどのようにお考えかという御質問にお答えいたします。

昨日の中村、野中両議員の御質問に対してお答えしましたとおり、水俣市としましては、まずは土地所有者である東亜道路工業に対して、市に寄附していただくようお願いをしたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁をいただきましたので、2回目の質問に入ります。

きのうも中村議員と野中議員の方に答弁がありましたけれども、多少違う観点で私も意見を述べて、簡単にいきたいと思います。

まず、今回の産廃阻止の要因は、とにかく市民の皆さん、そして専門家の先生方、水俣応援団、議会と行政の力が団結して、科学的な観点から、そこにつくることができないんだということを、県も業者も、この早い時点で、本当にわからせたというか、そういったものが結果としてあらわれたのではないかと思います。

もし、宮本市長でなかったらと思いますと、本当にぞっとする思いがします。どれだけ多額の税金を使って、どれだけ何年も何十年も長期にわたり市民は苦勞を強いられたのではないかと、また、最終的に裁判までいったのではないかとということを考えますと、本当に今回の阻止に対しては、本当に市民一丸となってやっぱり喜んで、今も、これからも語り継がれていかれるんじゃないかなというふうに思っております。

環境影響評価調査中に、企業がみずから撤退してくれたという、本当に全国的にも珍しい例もあります。

市長、対策室におかれては、本当にすばらしい業績を残されたと、心から敬意を表したいと思います。

しかしながら、まだ全面解決には至っていないわけですが、東亜道路所有の跡地、国有地の問題がまだ残されているということで、1つお願いですけれども、先ほども答弁がありましたけれども、絶滅危惧種でありますクマタカの調査、今後はやはり水俣市民としてはこのクマタカがいる森として、ここはやはり保護していかなければいけないというふうに強く感じるわけですので、ぜひ確実に調査を最後まで終了していただきたいというふうに思っております。

土地の問題につきましては、東亜道路と話をまだされていないと、全く白紙状態だということですので、こちらから別に関心する必要はないわけですから、ぜひそのところは肝に銘じて、ひとつこれから対応していただきたいと思います。

また、3月までに、これまでの記録誌ということでつくられるということですが、今後、これまで産廃で苦しんでおられるところの励みになるような、すばらしい記録誌をつくっていただきたいと思います。

また、今後、産廃の法律を変えられるような、すばらしいものもまたつくっていただきたいな

というふうに感じております。

土地問題については、企業は利益を生むために調査、経費などを使ったわけですから、そこまで考慮して、水俣の血税で、私はもう買う必要は全くないと、市民の理解は全く得られないだろうというふうに考えております。

東亜道路は、一部上場のすばらしい企業でもありますから、必ずやいい方向で解決をしてくれるものだろうというふうに思っております。

また、我々議員としても、そのような気持ちで行動しなければいけないと思っているところでございます。ぜひいい結果を今後期待したいと思っております。

土地の所有権が、たとえ水俣に移動したとしても、産廃反対の一番の原点、出発点は、やはり環境、自然が破壊されるという、水俣の命と水が危ういということでそもそも反対をしてきたわけですから、基本的にはもう絶対あそこは土地開発はすべきでないと、もう自然に残すべきだと、私は個人的にはそう思っております。たとえもう利用するとしても、水俣の水源の森とか、クマタカを守る森として保護していくべきじゃないかというふうに考えております。

そういった観点から、水道水源保護条例でも制定すべきであると思うんですが、もうねらうち条例じゃないのかなと思いますので、そういった水道水源保護条例を制定すべきと思いますがどうお考えか、それ1点だけ聞いて終わります。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 水道水源保護条例を制定すべきでないかということでございます。今、議員の方で御指摘ありましたように、水俣市の貴重な自然環境保全を継承していくというためには、水道水源保護条例などの条例制定を初めとして、何らかの法的な政策も必要であると思いますので、今後、改めて水道水源保護条例については検討してまいりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、百間雨水幹線、水俣湾底質ダイオキシン類対策事業について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、百間雨水幹線、水俣湾等底質ダイオキシン類対策事業についてお答えいたします。

初めに、一部市民から処分方法等について心配する声があったが、御理解はいただけたのかについてお答えいたします。

処分場の事業主体であります県では、平成18年10月の第1回から平成20年2月まで、4回の工事説明会を開催されております。

この間、本市といたしましても、県との協議の場において、処分方法等の要望を行いながら、

事業計画の修正をしていただきました。

また、現在堆積している土砂をできるだけ安全に、早期に処分ができますよう、処分方法や場所等について同意を得られていない一部市民に対しまして、事業への御理解をいただけるよう、幾度となく協議や話し合いを行ってまいりましたが、残念ながら御理解をいただくまでには至っていないと認識しております。

次に、今後の事業スケジュールについてお答えします。

県事業の処分場造成事業につきましては、本年9月末には請負契約を締結し、10月中旬に5回目の工事説明会を実施し、本年度中に工事完了する予定であるとお聞きしております。

そして、平成21年度に中間処理施設設置工事を実施された後、水俣湾等のしゅんせつ工事に着手され、平成22年度までにしゅんせつ及び処理事業が完了する予定であるとお聞きしております。

市事業におきましては、現在、詳細な工事方法等について検討しておりますので、できるだけ早く工事方法を決定し、事業費を確定したいと考えております。

その後、必要な事務手続を行い、県事業の進捗状況にあわせて事業着手が図られるよう努力してまいります。

次に、水俣市処理分の経費はどれくらいなのか、市独自での処分は検討されていないのかについてお答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、市事業につきましては、現在、詳細な工事方法等について検討しております。したがって、事業費は確定しておりませんが、百間雨水幹線のしゅんせつに伴う水かえ等の仮設工事だけでも相当な経費が必要になるものと想定しております。

また、水路しゅんせつ後の土砂処分については、県に委託して共同処分する場合の市負担分について協議を行っているところですが、3千数百万円程度の負担が必要になるものと思われるっております。

市独自での処分につきましては、市管理のしゅんせつ土量は、県管理のしゅんせつ土量に比較して少量であり、県との共同処分になりますと、土量割合に対して割高になる可能性がありますので、他の処分方法について改めて検討に入ったところでございます。

処分方法としては、独自の埋め立て、焼却・熔融、再資源化等があると思われます。

将来の管理を含めた経済性や処分の安全性・確実性を考慮しながら、市独自処分と県との共同処分をさまざまな角度から比較検討したいと考えております。

○議長（松本和幸君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁をいただきましたので、2回目の質問に入りたいと思います。

①につきましては、まだ残念ながら理解はいただいていないということでございます。

確かに水俣病の教訓から、純粋な気持ちで心配をされているということは、もう切に私たちも身に感じて思っているわけです。10月中に説明会が行われるということでありますので、その説明会においては、県と一緒に、やはりしゅんせつ工事方法の安全性とか、あるいは運搬時の飛散、荷こぼれなどの安全性の面においての十分な説明、そして時間をかけてでも御理解をいただけるような説明会にしていだきたいというふうに思っております。ぜひそのように御努力をお願いしたいと思います。

県の工事ではありますけれども、工事中、やはり工事後の監視においても、市も管理体制を厳重に、積極的に図って、一緒になってかかわってほしいというふうに思いますので、そこら辺の見解をお尋ねしたいと思います。

それと、2番目に、今後のスケジュールについてですが、スケジュール的には22年度まで終了ということで、まだ夏が2回、完成するまで来るわけですね。第二小学校の前の現状をちょっと見ていただきたいと思いますけれども、草が生えて非常に景観が悪いと、だれもがそこを通るときにはそう思うんじゃないでしょうか。虫なども発生して、夏は私も何回か苦情を受けたことがあります。あその草というよりか、もう木が五、六本生えているんですね、こんな大きなやつが。見ていただければもうわかりますけれども、雑草、雑木が生えております。早急にこれは対応できないのか、これを1つお尋ねしたいと思います。

それと、3番目の、水俣市処分の経費ですが、三千数百万円かかるということで、今答弁がありました。そういう状況の中で、やはりそのまましとくのか、安全で安価で早くできるような処理方法を今模索されておるということでございますので、もう少し、今、3つの方法がありましたね、埋め立て、焼却、再資源化、これをもうちょっと具体的に説明をいただければと思います。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 工事中の安全対策につきましてでございますけれども、しゅんせつ事業につきましては、今まで4回の説明会の中でいろいろな説明を行ってきておりますけれども、濁りが発生するというので、拡散しないように特殊な機械を入れたり、バキュームで吸い取って処理するなど、かなり安全面については配慮されているということでございます。

それと、その取ったしゅんせつ土砂につきましては、水処理をして、処分場に運ぶわけですが、その場合でも、密閉式のダンプで運ぶということでございます。ただ、いろいろ水関係につきましては、非常にチェック体制も必要でございますので、水の濁りとか、pHとか、CODとか、随時計量しながら安全対策には心がけていくというふうにお聞きしております。

それと、2番目の、第二小学校前の草木が伸びていて、景観が悪いということでございますけれども、先ほども説明しましたように、21年の中期ごろにはもう県の方も入るということでござ

いますので、その前に市の方は実施しないと、百間雨水幹線上流に当たりますので、処理しますので、できるだけ早く市の方でも処理の方向を決定して、できるだけ早急に、あそこの方はしゅんせつ工事をして、景観にも、そして安全性にも対応できるようにしたいと考えております。

それと、先ほどの独自の処分方法ということでございますけれども、基本的には県の処分と協同でやるのがベースでございますけれども、埋め立てについては管理型処分場ということで、もし管理型処分場があれば、そちらの方に持って行って埋める。ただ市外に運び出すことになりますので、これも課題の1つかなということになります。

それと、焼却溶融につきましては、広域の溶融施設が有効かと思うんですけど、他の溶融関係ができないかということで、今検討しております。

それと、再資源化につきましては、あそこは塩水も上がってくるということで、塩分の問題等もございますけれども、セメント処理というか、セメントの材料に使えるか、リサイクルということでございますけれども、その部分についても検討しているところでございます。

いずれにしても、それぞれ課題がありますので、できるだけ早目に整理しまして、市の事業がどれが一番適切かということで決定していきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 3回目、要望にしたいと思っておりますけれども、ぜひ監視体制についてはそのようにやっていただきたいというふうに思います。

また、処理方法、水俣独自でされるということであれば、水俣はこれからもやはり再資源化を進めるべきじゃないかと思っておりますので、先日、熊本市の方でも下水処理の際に出る大量の汚泥を固形燃料などにするというような方向性も出しておりますので、ぜひ水俣市独自とするならば、再利用する方針を進めていただきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（松本和幸君） 次に、環境モデル都市認定について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、環境モデル都市認定についてお答えします。

まず、今後の組織の体制づくりとスケジュールについてお答えします。

組織につきましては、先日もお答えしましたとおり、8月19日に、環境モデル都市水俣市推進本部を立ち上げたところです。

今後は、提案書に基づいたアクションプラン案を年内に策定し、内閣府内にある低炭素都市推進協議会にお諮りしながら、財政的なものを含めた支援策をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、市民や企業の具体的ななかかわりについてお答えします。

今回、環境モデル都市推進事業として採択された28の事業のほとんどは、市民や企業の御協力なしでは、その目標を達成することはできません。

選定のためのヒアリング審査においても、そのあたりの協力体制や市民のかかわりについて詳しく問われたところがございますが、本市のこれまでの環境モデル都市づくりの実績により、協力体制についてもお認めいただきました。

私も産廃阻止をした市民のパワーがあれば、必ずや目標を達成できるものと考えております。

これまでの環境モデル都市づくりは、小規模な自治体ならではの市民の高い環境意識に支えられ、多額の経費を必要としない環境保全活動の取り組みでありました。今回の認定は、それが認められたあかしであり、水俣市民がごみ分別などに汗を流し、省エネ・省資源に努めてきた結果であると考えております。

これからの環境モデル都市推進事業は、市民や企業にも、これまでの省エネ・省資源・リサイクルをさらに進めてもらうことになりますが、具体的に何をさせていただくのかは、市民も交えた討論の場をつくり、今年度策定するアクションプランで明らかにいたします。

なお、一方で、今まで経費がかかることで実施できなかった交通体系の整備、太陽光や風力などの新エネルギーの導入など、ハード面の導入や活用も今回の提案の中に盛り込んでおります。新しい技術の導入や新産業分野の開発・誘致等で、市民が豊かで暮らしやすいまちづくりを考えているところでございます。

次に、環境学習の充実が今後課題になると思うが、今後の展開についてという御質問にお答えします。

市内の小・中学校における子どもたちの環境学習については、学校版環境 I S Oなどの実践により、環境に対する意識は、全国的に見てかなり高いレベルにあり、その功績には国内から数々の称賛を得ております。幼稚園・保育園版環境 I S Oも実践され、高校においても環境 I S Oに取り組みたいと伺っております。

このような子どもたちの取り組みもさることながら、今後は大人に対する啓発活動にも力を入れていくべきと考えております。

先ほども申し上げましたが、市民の協力体制、特に家庭における低炭素社会への取り組みが、今後の環境モデル都市推進事業には必要不可欠であり、家庭版環境 I S Oなどの普及により、環境啓発活動を展開してまいります。

なお、モデル都市認定により、今後は環境学習や研修のために、これまで以上に多くの方々が水俣に来られることが予想されます。

これも環境モデル都市となった水俣の使命であると考えておりますが、その副産物として、観

光産業の振興につながるものと期待しておりますので、受け入れ体制の整備も同時に進めてまいりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 2 回目の質問に入りたいと思います。

きのうもこの件につきましても、いろいろ答弁いただきました。1 番につきましては、きのうの答弁でもう大方理解をいたしましたので割愛いたします。

2 番目ですけども、市民の企業のかかわりについて、これまで市民や企業がごみ分別などに努力し、汗を流してきたことが認められたと、本当にそのとおりだと思います。さらに、省エネ・省資源・リサイクルを進めてもらうために、市民の人たちにも頑張っていたきたいという答弁でありました。

確かに水俣市民は一生懸命これまでやってきました。しかし、中には、何でもここまでせんばんとかいと、もうよそに住まんばんとか、せからしかでごみは実家に持って帰らんばとか、中にはそういう話も聞きます。確かにモデル都市認定で多くのメリットもある反面、これ以上はという声も中にはあるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

今の答弁の中で、具体的に何をしていくのか、市民も交えた討論の場をつくり、アクションプランで明らかにするという答弁がありましたけども、やはり基本はそこにあるんじゃないかと思います。トップダウンではなくて、住民みずから意識の向上の上に立って、事業計画策定に当たっていただきたいと、強く要望をしたいと思います。

これまで経済面でできなかった交通体系の整備、私も何度か提案をしましたけども、家庭用の太陽光発電、あるいは風力などの新エネルギーの導入、市民に対するメリットの大きさ、これを大きく打ち出して、やはり理解してもらって、とにかく産廃阻止で一丸となった市民のパワーをまた結集できるような方策を、ぜひ期待したいというふうに思います。

また、2 番目の、小・中学校の I S O ですけども、非常に高い評価を受けているということで、幼稚園、保育園、さらに充実していきたいということで、若干、高校の方も、これまでおかれていたのかなという感じがありましたので、取り組みたいと聞いているとのことですけども、高校の進捗状況はどうなっているのか、それを1 つお尋ねしたいと思います。

それから、これまでの展開は充実していきながら、一方ではやはり新しい施策も展開していかなければいけないと思います。

環境啓発活動の一環として、定期的に学習の場とか、実践の場とかというのができないのか。例えば、仮ですけども、1 のつく日は環境モデル都市ナンバー 1 を目指す日として、毎月 1 日を環境の日と定めるとか、環境学習実践をする日を 1 日決めて、今、何かあっちでばらばら、こっちでばらばらというような、何かまとまりのないような環境学習や実践がなされているのかなと

いう感じもしますので、これをきっかけとして、もう漠然としていたものを全部リサイクル率などを宣言して、本当にもうソフト面、ハード面、有言実行でやはりやらなければいけないと、もう本当に水俣はこの環境モデル都市に認定されてから、変わったなというような、やはり見えるような運動をしていかなければいけないと思います。

先ほどもお話がありましたように、副産物として、結果的に観光振興あたりも生まれてくるということです、やはり中途半端はいけないと思うんですね。やはり日本一、何もかもやはり日本一を目指してくれば、日本人は日本一というのに非常に弱いわけです。日本一のところに行ってみようとか、そういう感覚が非常に強い日本人ですので、ぜひ中途半端はやめていただきたいという思いがありますので、ぜひ施策に対しては、やはりトップダウン的じゃなくて、常に市民と一緒にやってできるような施策を講じていただきたいというふうに思います。

きのうも野中議員の質問でありましたように、結果として、やはり水俣の未来には、きれいな水路が流れて、そこに水車が回って、あるいは夏は蛍が乱舞してとか、やはり夢のある環境モデル都市水俣らしい施策が展開できるような、そういった話し合いの場を、その日に一緒にできればいいなというふうに考えております。

そういったことで、環境モデル都市水俣らしい夢のあるまちを実現するために、ある一定の、定期的に、そういった環境の日というものを設定できないものか。なかなか市民の方も、缶の1つでも落ちていれば拾おうかなという気持ちもあるんでしょうけども、やっぱり恥ずかしいなという気持ちも中にはあると思うんですね。でも、環境の日という日を1日決めておけば、いろいろな、何をすれば環境にいいのか、項目をいっぱい出していただいて、そしてきょうは缶々を自分で5つ拾おう、あるいはきょうはもう市内には車では行かずに自転車で行こう、そういったCO₂削減に対していろいろ項目を掲げて、その日はみんなでそういったことで、守ろうというようなことをすれば、環境に対する意識も盛り上がってきますし、また、すばらしいものが、環境モデル都市ができ上がるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ形のあるものをしていただきたいなという気持ちがございます。

それと、先ほども言いました太陽光発電の件ですけども、松山市が今太陽光発電ですばらしい成果を上げております。

ここに抜き出してきましたけども、松山市では、太陽光発電システムの導入に積極的に取り組んでおりますと、平成20年5月末現在で設置箇所が22施設、設置規模が366.8キロワット、全施設でこれまでに発電した電気の量は198万73キロワットということで、原油の削減量からすれば200リッターの缶で約2,408杯分、CO₂削減量が136万6,251キログラムということで、市内の公共施設に100キロワット以上の規模で太陽光発電をやっております。個人の補助金当たりも1キロワット当たり8万円、5キロワットで40万以上を上限として、太陽電池出力の10キロワット以上

のシステムを設置の場合は、一律100万円とか、こういった施策をやっております。

ぜひ、何事もやはり2番目じゃなく、3番目じゃなく、1番を目指して、日本全国でやはり6つの環境モデル都市に選ばれたわけですから、日本一の施策を展開していただければなというふうに思っております。

ドイツあたりは非常に太陽光発電の先進国でありまして、やはり金は空から降ってくるということで、ドイツ東部のブランディスの旧ソ連空軍基地で世界最大級のソーラーシステムをやっているということで、まだ日本は立ちおくれておるんじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひこの機会に積極的に進めていただきたいなというふうに思います。

これは要望にして終わりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 貴重な御提案ありがとうございました。

いずれにしても、市民の皆さんの御意見、あるいは企業の皆さん方の御意見を十分受けとめさせていただきながら、そして市民の皆さんの目に見えるような形で展開できればなと、そのように思っております。

まず、第1点の、高校版環境ISOの進捗状況はどうかということでございます。

この学校版のISOが子どもたちの環境教育に非常に役立っているということは、もう周知のとおりだと思います。

これまで水俣高校と水俣工業にそういうお話をさせていただいているところでございますけれども、水俣高校におきましては、既に環境に関する年間計画を立てていらっしゃるということでございました。今年度中には水俣市の学校版環境ISOにあわせて実施をするというようなお答えでございました。

それから、水俣工業につきましては、今のところはまだやっていらっしゃるということでございますので、今後も機会を持ちながらISOの取り組みができるように、教育委員会を通してお願いをしていくことになるのではないかなと、そのように思っております。

それから、もう一点は、環境モデル都市の認定のこの機会に、何というんですか、環境の日といますか、そういった日を設けてやったらどうかということでございます。

これは本当に今回のモデル都市につきましては、やっぱり先ほど申し上げましたように、市民の皆さん方の意見やアイデアとか、そういったものを持ち寄ってつくり上げていかなければなりませんし、お力もちろん要るわけでございます。

今後の環境の日の制定等につきましては、きょう担当の方で国の方に出かけていきまして、今ヒアリングを行っている、アクションプランについてのヒアリングを行っているところでございます、きょう行っておりますけれども、それを持ち帰ってまいりますので、そういったところ

で、さらに、また、具体的に詰められると思いますから、今後そのアクションプラン策定の時点で、そういったことも含めまして、ぜひ積極的に検討させていただきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、P C Bの保管・処理について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、P C Bの保管・処理についてお答えします。

まず、水俣市としてはどのように対応しているのかについてお答えします。

P C Bの処理につきましては、平成13年に国が無害化処理を進める特別措置法を施行、その後、熊本県でも平成18年3月に処理計画を策定、これに沿って、県内の保管されているP C Bを処理していく計画となっています。

この計画の中では、市町村の役割として、県の処理計画に基づく計画的な収集運搬及び処分に関する施策への協力、地域住民へのP C B関係情報の広報などが上げられており、市は県に対して協力していくことが求められています。

次に、市内にはどこに、どの程度保管されているのかについてお答えします。

P C Bについての保管状況は、保健所で把握しておられますので、お尋ねをいたしましたところ、市内でP C Bが含まれている機器を保管している施設は、15施設あり、品目としては、高圧トランス9台、高圧コンデンサ57台などとなっております。

次に、市は保管や処理などについての周知徹底や監視・指導などはされているのかについてお答えします。

事業者への周知徹底や監視・指導については県が行っており、市は県から協力を求められた場合に広報を行うなど、協力をしていくことになります。

ただ、P C Bについては、県内でも来年6月から処理事業が開始されるということですので、環境モデル都市となった当市におきましても、県とは積極的に連携していきたいと思えますし、情報についても、常に把握に努めていきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をさせていただきます。

今、答弁によりますと、水俣市としては県の処理計画に基づいて、計画的な収集運搬及び処分に関する施設への協力、あるいは地域住民へのP C B関係の情報の広報などについて、県に協力をしなければいけないという答弁でありましたけども、これまで県からの指示などで広報はされたことはあるのか、また、その内容についてはどういったものを市民に広報されたのかを1つ尋ねたいと思います。

それと、2番目の、15施設、高圧トランスとかコンデンサが保管されているということですが

ども、主な施設はどこら辺に、企業とか、どこに保管されているのか、わかれば教えていただきたいと思います。

それと、3番目としては、3つ目の質問ですが、今の現状の保管場所で、保管の管理の仕方、水俣市としては安全であるというふうに考えておられるのか、きちんとされていると認識されているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 2回目の質問でございますけども、P C Bについては、県からの指示で、市民向け等に広報の依頼があった場合には協力しなければいけないということになってますけども、これまで県は保管事業者向けに毎年適正に管理するように通知を行っておりますし、保管事業所の方からも適正に管理していると、そういった報告をする義務があります。

市に対しましては、今のところ、その広報についての要請というのはございませんので、現在まで住民に対して広報を行ったというようなことはいたしておりません。

それから、施設、どういうところに保管されているのかということでございますけれども、事業者名については環境省のホームページに出ておりまして、これは詳細にそのホームページの方をごらんいただければわかると思いますが、平成15年度P C B保管使用事業所というのが公開されております。これによりますと、水俣市関係では、主な施設として市の水道局、それから医療センターなど4カ所と、熊本県関係では県立高校、2校ございますけれども、その2カ所、それから、民間企業ではチッソでありますとか、新栄合板、それから、J Aあしきたなど9カ所となっております。

安全に保管されているのかということでございますけれども、これは毎年その保管状況を県の方に報告するというのが義務づけられておりますし、現在までのところ、それに不適性であるというようなことも伺っておりませんし、市としては、先ほど述べました市の施設についても、それから民間の施設についても、適正に保管されているという認識を持っております。

保管の状況につきましては、鉄製の容器であるとか、あるいはドラム缶といいますか、そういったものに処理するとか、それからそういった保管場所についても適正な、ここは保管している場所ですよというような掲示がなされているというぐあいに伺っておりますので、市としては適正に保管されているという認識を持っております。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 谷口眞次議員。

○谷口眞次君 今、報告をいただきました。

水俣病を経験した水俣ですので、その教訓が本当に生かされていかなければいけないと思うんですね。市民の方は、ほとんど知らないんじゃないかというふうに思います。こういった新聞報

道に出ますと、やはり市民も不安を持たれるわけですから、安心ならば安心ですよという広報もやはり知らしめる必要があるんじゃないかなというふうに感じております。

県が管理して、保健所が保管状況なんかは把握しているからじゃなくて、やはり市としても情報や管理状況は常に把握しておくべきじゃないかというふうに感じておりますので、今回調査を依頼をしたときに、なかなか全くうちとしては把握していないというような状況だったものですから、ぜひ、ここまで事故がなかったのは幸いなんですけども、この危険性というのはカネミ油症事件で出てきたわけなんですけども、発病の物質はP C Bが高温加熱された際に精製されるポリ塩化ベジンゾフラン、コプラナーP C Bであるということで、いずれも最終的に調査したときには、P C Bは原因じゃなかったというようなあれも出ていますけども、しかし、いずれにしましても、P C Bは有害化学物質でもありますし、国・県も、特別措置法によって、今後、来年6月から処理事業が開始されるわけですから、ぜひ、環境モデル都市に認定された以上は、やはり県からの指示を待つんじゃなくて、これからはやっぱり市から積極的に連携をとって、市民や企業に情報提供をしていただきたいというふうに思います。

インターネットでちょっと調べたんですけども、湯之児病院にも何かあるようなことになっておりますので、そこはだれもいないと思いますので、ぜひそこら辺の管理もお願いして、これで終わりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 以上で谷口眞次議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時27分 休憩

午前10時38分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、牧下恭之議員に許します。

（牧下恭之君登壇）

○牧下恭之君 皆様、おはようございます。

公明党の牧下恭之でございます。

それでは、通告に従い順次質問を行います。

過去最多の22カ国が参加した北海道洞爺湖サミットは、7月7日から9日に開かれ、議長を務めた福田首相が強いリーダーシップを発揮しました。

採択された首脳宣言では、50年までに世界全体の排出量の、少なくとも50%削減を達成する目標を国連の気候変動枠組み条約の締結国と共有し、採択することを求めると明記。また、中期目標に関しても、米国を含むG 8 各国が国別総量目標を設けることを初めて示すなど、大きな成果

を上げました。

地球環境問題は、文明社会に生きている我々にとって、喫緊で最重要に取り組まなければいけない課題であり、そのためには温暖化防止へ、家庭・オフィス・学校など、自治体挙げての地道な取り組みが何よりも大切であり、その積み重ねが温暖化の原因である二酸化炭素などの排出を抑制し、低炭素社会へのただ一つの道であることを確信をしております。

国は温室効果ガスの大幅な削減など、低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取り組みにチャレンジする都市を選ぶため、全国の市区町村からの提案の募集を行い、82件の応募の中から、水俣市は環境モデル都市の認定を受けました。提案書を拝見し、大きく4項目に分かれ、さらに細かく低炭素削減目標が提示しており、担当者の苦勞が目に見えるようなすばらしい内容でありました。

提案書に基づいたアクションプランはこれからだと思いますが、以下、お尋ねをいたします。

市民が身近な生活現場で実践できる具体的な市民行動計画を確立し、実践していくことは時代の要請である。市長の認識と対応はいかがか。

洞爺湖サミットに連動した七夕ライトダウンには全国で7万6,000施設が参加し、クールアース・デイに温暖化防止の願いを込めました。環境省によると、今回のキャンペーンによって、午後10時までの2時間で122万キロワットの消費電力が削減され、475トンのCO₂削減効果があったと言えます。

本市におけるクールアース・デイの取り組みの総括と、この取り組みを単なるセレモニーとして一過性のものにしないために、今後のクールアース・デイの日常化に向けた取り組みはいかがか。

本市のあすを担う子どもたちの学校現場での節電・節水への取り組みは、児童の各家庭への広がりも期待できる。本市における環境教育のさらなる取り組みについてお尋ねいたします。

新産業分野の開発・誘致等で、市民にも豊かで暮らしやすい、環境モデル都市水俣をつくっていききたいとあるが、どのような誘致を考えているのかお尋ねいたします。

次に、肺炎球菌ワクチンについてお尋ねいたします。

日本人の死亡原因の第4位が肺炎でございます。医学技術の向上に伴い、全体的には以前に比べると死亡率は減少してきましたが、高齢者に限ってみると増加傾向にあります。

その肺炎の原因となるもののうち、最も多いとされているのが肺炎球菌です。20年ほど前は抗生物質がよく効きました。しかし、現在は抗生物質が効きにくい耐性菌がふえています。肺炎球菌ワクチンは、この肺炎球菌の型、80種類以上あると言われており、このうち感染の機会の多い型は23種類です。これを接種することにより、肺炎を予防するものです。

このワクチンの免疫は5年以上持続すると言われております。1人が生涯に接種できるのは1

回のみと、日本では限定されています。

肺炎球菌ワクチン接種が推奨されるのは65歳以上の高齢者、心臓や呼吸器に慢性疾患のある人、腎不全や肝機能障害のある人、糖尿病の人、脾臓摘出で脾臓の機能が不全な人とされているそうです。

予防により、医療費削減のために、以下、お尋ねいたします。

本市の現状はどうか。

肺炎球菌ワクチン接種の実施と補助ができないかお尋ねいたします。

次に、子宮頸がん検診について。

最近、日本の若い女性の間で急速に広まり、死亡率も上昇しているがんがあります。何のがんか御存じでしょうか。それは子宮頸がんであります。

子宮頸がんは世界で2番目に多く発生している女性特有のがんです。

日本では年間約8,000人に発生し、約2,500人が亡くなっています。

子宮頸がんの原因は、その99%以上がHPV（ヒトパピロマウイルス）感染であることが明らかになっています。

HPVは、ありふれたウイルスで、性体験のある女性の50ないし80%が一度は感染するウイルスだと言われています。感染しても多くの場合は、本人の免疫力によりウイルスは体外に排除されます。しかし、約5ないし10%の人はウイルスを排除できず、感染が長期化します。そうなることで細胞が変化を起こし、やがて前がん病変を経て、数年をかけて子宮頸がんへと進行する危険性があります。

我が国では性交開始年齢が早まっているため、子宮頸がんの発生年齢ピークも30代と、若年化傾向にあり、さらに最近では、20代から30代の若年層で死亡率が急増しています。

そこでわかったことが、30歳以上の女性に対して、従来のHPV（ヒトパピロマウイルス）検診、いわゆる細胞診とHPV遺伝子検査を組み合わせた検診を行って、異常がなければ検診間隔を3年に1度の受診で済みます。

検診にかかる費用も隔年の受診とほぼ同額となり、また、両検査を組み合わせることで、安全度をほぼ100%確保することができ、水俣市から子宮頸がんを発症する女性がゼロになるということです。

そして、すべてのがんの中で、この子宮頸がんだけは唯一予防できるがんで、その他のがんは、すべて早期発見で完治します。

また、世界では子宮頸がんの予防ワクチンも認可されてきており、アジアで認可していないのは日本と北朝鮮だけと聞いております。

近い将来、日本も海外同様に予防ワクチンを受ける時代が訪れると思いますが、しかし、現在

の我が国の状況は、先進国の中でも依然として受診率が低く、全国平均で24%、ちなみに水俣市は34.4%です。不名誉な子宮頸がん大国と呼ばれないよう、受診率の向上を高めるためと、女性の健康の安全確保のために、30歳以上の女性に対して細胞診とHPVの遺伝子検査を組みあわせて、子宮頸がんの予防の実施が一家の太陽となる女性を守ることになります。

そこで、お尋ねいたします。

検診受診率の向上にどう対応していくのか。

細胞診とHPV検査の併用で、市民の健康維持や健康増進及びがん予防と早期発見のため、よりよい検診の体制を築くことは大変重要なことと思うがいかがか。

次に、妊婦健康診査時におけるHTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）抗体検査導入についてお尋ねをいたします。

皆さんは、ヒトT細胞白血病ウイルスI型（HTLV-1）ウイルスを御存じでしょうか。HTLV-1ウイルスとは、大昔から存在し、日本では九州、沖縄、東北、北海道に多いとされています。

1985年にHTLV-1に対する抗体が測定できるようになり、感染が確認できるようになりました。1990年の調査では感染によるキャリアは全国で120万人、世界では1,000万人から2,000万人いると推定されています。

ATL（成人T細胞白血病）とは、このHTLVウイルスが原因で発症するT細胞白血病です。比較的男性に多く発症し、年間に約1,000人が亡くなっています。

鹿児島県では白血病による死亡者の60%がATLによるものと推測されたことにより、1997年にATL抑制10カ年計画が制定されました。

また、HAM（HTLV-1関連脊髄症）とは、HTLV-1によって脊髄が傷つけられて麻痺が起こる病気と考えられています。自覚症状の第1段階は徐々に進行する歩行障害で、両下肢の突っ張り感のため、足がもつれて歩きにくくなり、筋力の低下が起こると大腿や腰回りに力が入らず、スムーズな動きができなくなります。筋肉の硬直やけいれんを伴い、自分ではひざ関節を曲げることが困難になり、歩行障害が進行すると、両手つえ、車いすが必要になります。並行して排尿障害や便秘などの症状があります。重症例では両下肢の完全麻痺、身体の筋力低下による座位障害で寝たきりになります。

HTLV-1の感染経路は、輸血や性交渉、また、母子感染によるものが考えられます。このうち輸血による感染は、今から20年前の1986年11月から行われている献血時のHTLV-1抗体検査で、ほぼ100%阻止できるようになりました。しかし、それ以前に輸血を受けた人は感染している可能性が残されています。

性交渉による感染は女性から男性への感染率は0.4%であるのに対して、男性から女性への感

染率は60%の高い数値になっています。

母子感染については、主に母乳による感染と考えられています。

鹿児島県では検査で陽性となった方に授乳指導を行い、感染を抑制しています。

そして現在、このH T L V－1に対する治療薬は開発されていません。

そして、この病気の最も恐ろしいところは、H T L V－1の潜伏期間が長いことです。

みずからがキャリアであることを知らず、子どもを産み育て、数年後に自身が発症し、初めて子どもに感染させてしまったことを知らされるお母さんの苦悩は言葉では言いあらわせません。もし妊娠中に感染していることがわかれば、母乳を与える期間を短くして、子どもへの感染が防げたかもしれません。このようなことが起きないようにするためにも、水俣市においても母子感染を防ぐために、すぐにでも妊婦健康診査時のH T L V－1抗体検査を実施すべきと思います。

九州各県、沖縄はもちろんのこと、既に秋田県では平成13年から大仙市を初め36の市町村で、また、栃木県の大田原市なども今年度から妊婦健康診査時の無料抗体検査を始めました。いまだに根本的な治療法が確立されていない現在では、感染者をなくすることが重要課題であることを踏まえ、お尋ねをいたします。

水俣市におけるH T L V－1ウイルス感染者の実態はどのようになっているのか。

水俣市のA T L、H A M患者数は何人いらっしゃるのか。

市民への周知徹底を図るとともに、相談窓口を設置し、きめ細かい対応をすべきではないのか。

水俣市での妊婦健康診査時のH T L V－1抗体検査導入とあわせて、水俣市独自の検査費用の助成を行うべきと思うが、いかがお考えかお尋ねをいたします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 牧下議員の御質問に順次お答えします。

まず、環境モデル都市認定については私から、肺炎球菌ワクチンについて、子宮頸がんの検診について及びH T L V－1抗体検査導入については福祉環境部長から、それぞれお答えいたします。

それでは、環境モデル都市認定について順次お答えします。

まず、市民が身近な生活現場で実践できる具体的な市民行動計画を確立し、実践していくことは時代の要請である、市長の認識と対応はいかがかについてお答えします。

環境モデル都市で提案しました二酸化炭素を初めとする温室効果ガスの削減は、全世界共通

の課題とはいえ、目に見えるものではなく、重さを感じることもなく、実感がわきにくいものです。

また、地球規模の漠然とした話になりがちですが、実際は市民一人一人が身近な生活現場で地道に取り組むことこそが重要です。

今後は、本市がこれまで培ってきた市民や市内事業所の高い環境意識をもって、無理なく環境モデル都市事業の推進が図られるように、市民を初め、多方面の御理解、御協力をいただきながら、市民行動を含むアクションプランを策定し、施策を展開してまいります。

次に、本市におけるクールアース・デイの取り組みについての総括と、今後のクールアース・デイの日常化に向けた取り組みについてお答えします。

クールアース・デイにつきましては、先般6月17日の政府主催、地球温暖化対策推進本部で、北海道洞爺湖サミットが開幕する7月7日をクールアース・デイとし、一斉消灯など、国民的取り組みを毎年行う日とすることが決まりました。ことしは、東京タワーやレインボーブリッジ、明石海峡大橋など、全国各地でライトダウンなどの地球温暖化防止活動が実施されました。

本市におきましては、決定から事業開始までの時間がなく、本事業には今回は参加しておりませんが、国民が時を同じくして環境行動を起こすことは、資源の枯渇、省エネ、地球温暖化防止対策にとって高い意識づけにもなりますので、来年度からは環境モデル都市として、率先して参加したいと考えております。

次に、本市における環境教育のさらなる取り組みについてお答えします。

先ほど谷口議員にもお答えしましたが、市内の小・中学校における子どもたちの環境学習につきましては、学校版環境ISOなどの実践により、全国的に見てもかなりの高いレベルにあり、その功績には国内から数々の称賛を得ております。

幼稚園・保育園版環境ISOは、節電・節水などの省エネ・省資源を家庭で保護者も一緒になって行える制度を取り入れている園もありますし、小・中学校によっては、学校版環境ISOを家庭でも延長して行う制度を導入している学校が実際にあります。

子どもが大人に環境のしつけをするというのは、一見逆な話になりますが、これも環境意識の高い子どもたちが水俣で育っているあかしであり、今後も学校版環境ISOを家庭へつなげる取り組みにも力を入れていくことで、家庭における温室効果ガスの削減を図り、環境モデル都市提案書にも掲げております地域全体丸ごと環境ISOの推進を展開していきたいと考えております。

さらに、新産業分野の開発・誘致等で、市民にも豊かで暮らしやすい環境モデル都市水俣をつくっていききたいとあるが、どのような誘致を考えているのかについてお答えします。

環境モデル都市提案書では、地元資源を活用したバイオマスエネルギーの創出事業の中で、か

んきつ類の搾りかすや間伐材、生ごみなどを原料として、バイオエタノールを製造するミニプラントの検討・研究を行い、それを製品化することを提案しております。この事業では、エタノールや石油関連企業などの誘致につなげられないかと考えております。

また、新エネルギーの積極的な活用では、太陽光や風力などの自然でクリーンなエネルギーによる発電所を設置することを提案しております。この事業では、太陽光発電など、新エネルギーの先進技術を持つ企業の誘致ができないかを考えております。

さらに、第2次エコ産業団地開発では、現エコタウンと並行して、南九州リサイクルの資源活用拠点とすることを提案しております。この事業では、新たなリサイクル関連企業の誘致ができないかを考えております。

なお、これらの事業には、地元の環境関連における事業者はもちろん、建設業を含め、地域経済の振興につながるものと考えております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 世界の温室効果ガスの排出量は、CO₂換算で430億トンに達しており、先進国の排出量を10億トン程度削減しようという京都議定書は、温暖化を抑制するには無力に等しいと言われております。

特に問題なのは、CO₂で年間264億トンが排出され、約60%が海や陸に吸収にされずに152億トンも大気中に残留し、さらにその3分の1は数千年も大気中に滞留すると考えられると、東京大学の山本教授は講演をされています。

その中で、水俣市が環境モデル都市の認定で、確実に中期目標である2020年の削減目標マイナス32.7%を達成しなければなりません。その過程の取り組みを日本じゅうに発信する使命が水俣市にはあると思っております。しかし、マイナス32.7%のCO₂換算で、4部門合計でも7万8,038トンになります。これは莫大な数字です。例えば太陽光発電は3キロワットを住宅に取りつけた場合、年間で削減できるのはCO₂は1トンです。この大きな目標を達成するには、市民、企業の総合力で水俣市全体で取り組む体制が必要であると思います。

そこで、この目標を絶対に達成するとの市長の決意についてお尋ねをいたします。

太陽光発電についてであります。低炭素社会日本を目指しての中で、日本は太陽光発電世界一の座を奪還するため、導入量を2020年までに現状の10倍、2030年には40倍に引き上げる。それには設置費軽減が普及のかぎとして、一部補助及び現在は1戸当たり約230万円に上る導入費用を3年ないし5年以内で半額程度まで抑えたい、また、優遇税制も検討をされております。再生可能エネルギーの大幅な導入には太陽光発電が主役と言えますので、環境モデル都市認定の水俣市としての導入の補助の検討、さらに太陽光発電関連企業の誘致に積極的にアクションプランに計画するべきだと思っておりますが、いかがか。

学校版 I S O については、岐阜県各務原市では全小・中学校の児童・生徒が総合学習で各学校ごとに地球に優しい環境活動に取り組んでおります。活動を通して2007年度の小・中学校水道・電気料金の総額が、過去3年平均に比べて、約1,180万円も節約することができたなど、大きな成果を上げたということでもあります。

このうち、ある小学校では節電・節水に取り組んだ。5年生を中心に、地球戦隊節電ジャー、地球を守るウォーターキッズを編成し、教室の消灯など、全校に働きかけたり、使った分の電気量と金額が表示される測定器を家庭に持ち帰り、電気製品の待機電力調査を行い、また、節水では鉛筆1本分の太さで水道を使いましょうと呼びかけた。こうした取り組みが児童の家庭にも広まる効果があったと言います。わかりやすいCO₂換算とCO₂削減が目に見えて楽しく実感できる。

例えば、今言いました電気量と金額が表示される測定器を学校に設置し、活用することで、大きく家庭に、また、市民に浸透していくと思いますが、いかがか。

さらに、環境検定の実施やエコアクションポイント事業の実施も視野に入れて検討するべきだと思いますが、いかがかお尋ねをいたします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点は、温室効果ガス削減の目標を絶対に達成するという決意はどうかということでございます。

これは今、議員が申し上げましたけども、環境モデル都市認定の公募に当たっては、2020年で一応30%弱。それから2050年までに50%、これがいわゆる公募の条件でございました。絶対にということでございますけれども、2050年になりますと、私まだ生きているかどうかかわかりませんので、絶対という強い気持ちで頑張っていきたいと、そのように思います。

それから、太陽光発電の導入はいかがと、アクションプランにも盛り込んでいくべきではないかというようなことでございます。

この太陽光発電につきましては、国においても、今後、その普及を強力に推し進めていくというような姿勢でございます。数年後には今の2倍も3倍も設置をしていくというような方向に進んでいるということですので、今後のアクションプランの作成に当たりまして、ぜひ家庭への設置補助制度あたりができれば、そういうものを含めて積極的に進めてまいりたいと思います。

それから、測定器等の学校への設置はどうかということですが、これは実際、環境教育の推進校として指定されております袋小学校で実際もう導入しております。一応そういうことで、このことも一つの効果として、学校版の環境 I S O が家庭へ広がっていく一つの大きな要素になりますし、議員のおっしゃるように、楽しくて長続きする、というような一つの方向性を

示すものだろうかかなとも思います。

そういう意味で、一応今その結果について、どんな効果があるのかということはまだ確認しておりませんので、そういう効果を見ながら、効果があるということあれば、やはりこれも積極的に導入できればなと思っていますところでございます。

それから、環境検定とか、あるいはエコアクションポイントの事業の実施もしてはどうかということでございますけれども、環境検定につきましては、水俣第二中学校でも既にやっております。クイズ形式にしたりしながら、環境に対する意識を高めたり、あるいはそういう、どの程度理解ができているのかとか、そういったところも、今やっているところでございます。

今第二中学校がやっておりますことは、次第に各学校に広がっていくんではないかなと期待をしているところでございます。

それから、エコアクションポイントの事業ということでございますけれども、これ私もちょっと以前に聞いたこともありますけれども、例えば旅館やホテルあたりに歯磨きを持ってきた人とか、あるいはマイコップを持ってきた人とか、そういった人たちに幾らか値引きをするとか、いわゆるエコひいきというようなネーミングでやったらどうかというような話も伺ったりしております。

それと同じようなことだろうと思うんですけれども、今、エコショップに認定をしているところがございますので、そこらあたりのところからまず切り込んでみたいかと、そのように思います。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 2次質問の中で、わかりやすいCO₂換算というのを入れておりましたが、答弁がありませんでした。CO₂換算はかなり難しいんですね。みんなが子どもでもわかる、これだけしたらこれだけのCO₂が削減できるというのは、目標、目安をまたこれからの中を出していただければなというふうに思っております。

水俣市は環境モデル都市を目指して、日本じゅうに、また、世界じゅうに使命と義務と勇気を発信できるよう頑張っていたいただきたいことを要望しまして、この質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、肺炎球菌ワクチンについて答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 肺炎球菌ワクチンについての各御質問に順次お答えをいたします。

まず、本市の現状についてであります。肺炎球菌の予防接種は、自治体に実施義務のない任意接種であることから、現在のところ、本市の予防接種事業としては実施しておりませんが、本

市の総合医療センターなどの医療機関では、何回も肺炎を引き起こされる方や、先ほど議員が述べられましたハイリスクグループの方々について、医師の勧奨によって接種をされていると伺っております。

本市の肺炎患者の罹患状況は、本市国保加入者のレセプト件数で見ますと、60歳以上の方から突出してふえ、近年のデータから見ますと、平成16年度では761件中600件、その割合は78.8%、平成17年度は856件中726件で、84.8%、平成18年度は894件中770件で、86.1%となっており、議員からの御指摘のとおり、高齢者が増加傾向にあります。

また、実際の患者の現状としましては、総合医療センター呼吸器科の平成19年度のデータによりますと、細菌性による肺炎患者は187件中118件となっており、間質性のものや誤嚥性のものより多いと聞いております。

次に、肺炎球菌ワクチンの接種の実施と補助につきましては、全国で20近くの自治体で実施されていますが、熊本県内ではまだ実施している自治体はないようであります。

肺炎は風邪やインフルエンザから引き起こされる場合が多いため、その予防が肝心でありますので、本市では65歳以上のインフルエンザ予防接種料への助成を行うことで、自己負担を軽減しておりますし、ハイリスクグループの方々へは接種を受けられるよう、個人あて文書でお薦めするなどの啓発に努めております。

しかしながら、高齢者の肺炎患者が年々増加していることから、今後、さらにインフルエンザ予防接種の啓発に努めてまいりますとともに、肺炎球菌ワクチンの接種につきましても、今後、国の動向や他市町等の実施状況の推移を注視しながら、検討してまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 高齢者の死因の上位を占める肺炎、その予防に肺炎球菌ワクチンがいいということで、できればこういう助成をと要望いたします。

我が国において認められている肺炎球菌ワクチン接種への保険適用は脾臓摘出患者における肺炎球菌感染予防のみで、それ以外は全額自己負担になります。

自己負担の場合、自由診療であるため、費用が6,000円から9,000円かかります。海外ではカナダが全額助成されておりますが、我が国では北海道の瀬棚町が平成13年9月から、65歳以上の高齢者を対象に、国内で初めて公費助成を行いました。町が費用のうち2,000円を負担をいたします。現在まで65歳以上の高齢者の58%、約40人が接種を行われているということであります。瀬棚町は人口2,800人という過疎の町で、高齢者が28%、農業、漁業、酪農が産業です。以前は高齢者の医療費が日本一という不名誉な記録を持ち、人、物、資金が乏しい過疎地であるからこそ、予防医学に重きを置きたいという経緯があります。今ではインフルエンザ予防接種費用の助成、ピロリ菌の尿中抗体検査等、いろいろ実施しておりまして、国民1人当たりの医療費につい

て、平成3年に道内1位だったのが、平成16年には182位と改善をしております。医療費削減につながったという実績があります。

また、財政破綻した夕張市でも、予防の必要性から、肺炎球菌ワクチンの助成を行っています。

茨城県東海村でも、平成19年6月から補助を開始いたしました。

水俣市の高齢者の命を守り、医療費削減につながる肺炎球菌ワクチン接種等、だれもが受けやすい環境をつくるために、接種補助は欠かせません。安心・安全な水俣市を構築するために実施できないか、再度お尋ねをいたします。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 肺炎球菌ワクチン接種に対する補助につきまして、今、再度の御要請がございましたので、お答え申し上げますが、肺炎球菌ワクチン接種は、現在のところ、議員も申されたとおり、任意の定期予防接種にはなっておりません。本市で実施しております定期の予防接種のうち、日本脳炎接種については、その副作用を懸念するということから、積極的接種を差し控えるように、国の方で勧告がなされておりますが、近く全面再開ということも言われておりまして、国からの通達がございますと、日本脳炎接種を再開しなければならないと。再開するとなれば、日本脳炎接種の方に多額の経費が必要となるということもございます。現在、任意の肺炎球菌ワクチン接種の実施につきましては、現状では困難であるというぐあいに考えております。

先ほど申し上げましたけれども、本市としましては、肺炎の主な原因というのが風邪の予防であるとか、インフルエンザ接種の啓発というのがございますけれども、肺炎の罹患防止には当面そういった形で風邪予防やインフルエンザ接種の啓発に努めてまいりたいというぐあいに考えております。

○議長（松本和幸君） 次に、子宮頸がんの検査について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 子宮頸がん検診についての御質問に順次お答えいたします。

まず、本市の子宮頸がん検診の受診率向上にどう対応していくのかとの御質問についてであります。水俣市の平成19年度の子宮頸がん検診の受診率は34.4%で、年代別の受診状況を見ますと、他市と同様、若い世代の受診率が20%に満たないという低い受診率になっております。

子宮頸がんは、女性のがんでは、乳がんに次いで多く発生し、特に20代から30歳代の女性に急増していると言われ、この年代におけるすべてのがんの中でも最も発症率の高いがんと言われております。しかし、子宮頸がんは定期的に検診を受けていれば、がんになる前の段階で発見するこ

とができます。

早期発見し、治療を行えば、子宮を摘出することなく完治できるので、その後の妊娠や出産にもほとんど影響はないと言われており、定期的に検診を受けることで予防ができるものと考えています。

国の子宮頸がん対策を見ると、平成16年度にがん検診指針が改正され、従来の検診対象年齢が30歳以上から20歳以上に拡大され、また、受診間隔が1年に1回から2年に1回へと変更されています。

当市においても2年に1回、原則として偶数年齢での受診を勧めておりますが、受診できなかった場合に限り、奇数年齢でも受診できるよう、柔軟に対応しております。

受診率を上げるための具体的な取り組みとして、特に子育て世代に対し、子宮頸がんはHPV、つまりヒトパピロマウイルスによる感染症であること、検診を定期的に受けることにより予防できること、早期に発見することができれば100%完治できることなどを、乳幼児健診や各種教室などの機会をとらえて啓発していきたいと考えています。

次に、細胞診とHPV検査の併用で、市民の健康維持や健康増進及びがん予防と早期発見のため、よりよい検診体制を築くことは大変重要なことと思うがいかがかとの御質問にお答えします。

細胞診とHPV検査の併用について実施している自治体は、熊本県内ではないと伺っています。

以上のようなことから、子宮頸がんの早期発見のため、まずは現在の子宮頸がん検診の実施方法について改善すべきところはないか、研究をしてみたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 我が国の子宮頸がん検診は、1982年に老人保健法で制度化され、検診受診率の増加により、死亡率の大幅な減少となりました。

当時は世界に誇れる検診先進国でしたが、その後の医療の進歩に伴い、子宮頸がんが予防可能な疾患と認識されるようになったにもかかわらず、そのために必要な対応が取られず、世界標準に大きく立ちおくれているのが現状であります。

問題点としては、検診受診率の低迷とHPVの検査の導入のおくれの2点が挙げられます。

厚生労働省は2004年、子宮頸がん検診の開始年齢を30歳から20歳に引き下げ、受診回数を原則2年に1回としました。しかし、検診の重要性が国民にほとんど理解されておらず、検診受診率も23.7%という低いレベルです。これはOECD加盟24カ国中最低の水準であります。ちなみにアメリカは82.8%、フランスは74.9%、イギリスでは69.8%であります。

また、検診制度の点では、前がん病変の段階で、確実に発見可能な細胞診とHPV検査の併用

検査が我が国ではまだ制度化されておられません。これについては、国に強く要望をしていかなければなりません。

細胞診とHPV検査を併用実施している自治体は、熊本県ではないとのことですが、細胞診は従来から実施されてきた子宮頸がんの検診の検査方で、がんの発見には有効で十分な制度の検査です。しかし、前がん病変の発見となると限界があり、現実には25%程度の見落としがあると言われております。

そこで、最近注目されているのが子宮頸がんの原因ウイルスを調べるHPV検査との併用です。HPV検査とは高リスクタイプのHPVに感染しているかどうかを調べる検査方で、世界的にその有効性が高く評価をされております。

細胞診とHPV検査の併用で、前がん病変の段階でほぼ100%発見することができます。現在の検診では25%程度の見落としがあると言われております。また、最も発生率の高いがんです。特に20歳から30歳代の女性に急増をしております。細胞診とHPVの検診を両方併用して行うことによって、100%子宮頸がんは予防することができるがんです。早急に実施することが、水俣市民の安心・安全につながると思うがいかがにかお尋ねをいたします。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 細胞診と、それからHPV検査を併用ということによって子宮頸がんが100%予防できると、早急に市民の方に安全・安心につながるから啓発はどうかということでございますけれども、子宮頸がん検診の重要性というのは、市民に理解していただくということはまず大事なことでと考えておりますし、受診率を向上させていくためにも、特に若い世代、20代の方々にその予防意識を高めるということは強く認識をいたしております。

今後、広報紙等でのPR、あるいは啓発に努めていきたいと思いますが、20歳になりましたときに、成人式等で20歳の献血というのがございますけれども、20歳の検診とか、そういった形での啓発も呼びかけていきたいと思いますが、細胞診とHPV検査の両方併用を早急に実施することにつきまして、第1次質問でも御答弁申し上げましたように、子宮頸がんは定期的に検診を受けると、早期に発見すれば完治できるということから、市としましては、今後、他市の実施状況等の情報収集にも努めながら、当面は現行の方法で視診と細胞診による検診を受けていただくように、さらなる啓発に努めてまいりたいというぐあいに考えております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 HPV検査併用には、検診費用の効率化というメリットがあります。検診で陰性の場合は検診間隔を安全に3年に延ばすことが可能ということで、3年に1度の検診で済むことになります。現状の2年に1度の検診と同等で済みますので、費用対効果の高い検診が可能になります。水俣市の女性を子宮頸がんから守る、こういう気概と本気が今求められると思いますが、

いかがかお尋ねして、この質問終わります。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 第2質問にもお答えいたしましたように、H P V検査と細胞診との併用につきましては、国内ではその方法で実施している自治体が非常に少ないということもございます。

それから、自治体による検診の対象者数の多寡、多い少ないなどの違いも考えられます。それと費用対効果がどうであるのか、判断することは非常に今の段階では難しいと思われるので、今後、実施されている自治体の状況等を伺うなどして研究をしてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（松本和幸君） 次に、H T L V－1抗体検査導入について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、H T L V－1抗体検査導入についての各質問に順次お答え申し上げます。

まず最初に、水俣市におけるH T L V－1ウイルス、ヒトTリンパ球指向性ウイルスと言ううでございすけれども、感染者の実態はどのようなになっているのかとの御質問についてであります。これは正確な把握は保健所や医療機関でも非常に困難であります。それは次の理由によると考えられます。

1つは、自分自身がそのようなウイルスの保因者、いわゆるキャリアであることを知らない、また、症状があつて医療機関で治療を受けていても、医療機関で気づかれず、検査を受けていないのでわからない、また、みずから知っていても偏見をおそれて人に話さないためなどであります。

しかし、献血によるデータから、その大まかな実態は把握できます。熊本県赤十字血液センターからいただいた献血による水俣市・芦北郡管内のH T L V－1陽性者のデータでは、陽性者個人への通知をするようになった平成11年度からの数値が明らかになっております。

そのデータによりますと、平成11年度で献血をされた13万917名のうち、陽性者は1,848名で、献血者数の1.4%であり、看過できない数値であると認識をしております。

この個人への通知が開始されたことで、キャリアの方は献血ができないため、年々陽性者率は減少してきておりますが、その実態は潜在化し、現在での実態把握はさらに困難なものとなっております。

次に、水俣市のA T L（成人T細胞性白血病）、H A M（H T L V－1関連脊髄性）患者数は何人いるのかにつきましては、本市には資料がございませんので、保健所へ問い合わせをいた

しましたところ、先ほどのお答えと同様に、数値のわかるような資料がないとのことでありました。

次に、市民への周知徹底を図るとともに、相談窓口を設置し、きめ細かい対応をすべきではないかとの御質問にお答えします。

H T L V－1 のキャリアから発症するH A MやA T Lの疾患につきましては、取得している情報がまだ不十分であります。

特に、H A Mにつきましては、本年6月、国から難治性疾患克服研究事業の対象として追加されたばかりであり、市としましては、まだ疾患に対する情報収集も不十分であり、指導等を行える状況にはありません。

現在、献血をされた方で、キャリアであることが判明した方につきましては、赤十字血液センターが相談を受け、専門のキャリア外来を紹介などされております。

また、妊婦健診で判明した方につきましては、かかりつけの産科医院で生活指導等を受けておられるものと考えております。もし、そのような相談が市の保健センターにありました際には、赤十字血液センター等から専門のキャリア外来を教えていただき、受診や相談をされるようお勧めするなどの対応を行いたいと考えております。

最後に、妊婦健康診査時のH T L V－1 抗体検査導入とあわせて、水俣市独自の検査費用の助成を行うべきと思うが、いかがお考えかとの御質問にお答えします。

本市が隣接する鹿児島県の各自治体では、妊婦健康診査につきまして、H T L V－1 抗体検査を公費負担にして、鹿児島県医師会に委託をされ、感染防止に努めておられると伺っております。

本市といたしましても、経済的な理由から潜在するキャリアの方々が検査を受けないことで、みずからも気づかないうちに子どもに感染させてしまうようなことがあってはならないのではないかと考えますので、今後、検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 実際に水俣市の中には、H T L V－1 に感染して、H A Mを発症してる患者さんは実在しております。熊本県にも患者の会があり、今現在病気に苦しんでいる方がたくさんおられます。H A M患者100人の叫びをまとめた冊子があります。この中から1つだけ紹介をさせていただきます。

64歳の女性の方で輸血による感染で、御自身はH A Mを発症されている方です。長女が妊娠の折、母乳感染によりH T L V－1 ウイルスのキャリアであることを知りました。知らなかったこととはいえ、現在も申しわけない思いでいっぱいです。母親がH A Mを発症し、自分たちもいつ発症するかもしれないという不安と戦いながら、長い人生を歩んでいかなければなりません。目

の前にその見本となる母親がいるのです。1986年前後に母乳で育った若者が子育てを始める年代です。私のような悲しみ、苦しみ、悔しさをこれからの世代にさせたくはありません。一日も早く治療の研究と薬の開発、そして全国の医療機関での対応を望みます。

このような内容であります。

もしかしたら、今この瞬間に水俣市において感染が起こっているかも知れない。水俣市では毎年約200人の新生児が誕生しております。妊婦健康診査時に抗体検査を行い、感染を子々孫々に引き継がないことが大事だと思います。

特に、妊娠者数が多いと思われる20代から30代の若い女性の中には、不況の中、経済的に非常に苦しい家庭生活を強いられている方々もたくさんおられます。

難治性疾患克服研究事業の対象疾患に指定をされることになりました。今後、治療法の確立へ向けて、研究促進に大いに期待するところではありますが、それとともに、母子感染を防ぐ措置をいかに早く実施するかで大きく変わってきます。

今後検討を行うということですので、早期の導入を期待して質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 以上で牧下恭之議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時33分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中原泰子議員に許します。

（中原泰子君登壇）

○中原泰子議員 皆さん、こんにちは。

勇気会の中原泰子です。

さきの通告に従い、4項目について順次質問いたします。

昨日、本日と重なったものがございしますが、女性の視点、違う観点からとしておりますので、よろしくお願いいたします。

1、本市の活性化について。

①、伝統行事の市としての取り組みについて、ことしの恋龍祭のスタイルが若干前年と違ったが、それはなぜだったのか。

②、活性化のためにふるさと大好き寄附条例が設置されたが、その期待すべきことは何か。また、そのために動いていることは何か。

2、肺炎対策について。

①、肺炎球菌ワクチンの本市での接種数、また、負担金は幾らになるのか。

②、助成する自治体がふえてきているが、本市はどうか。

3、学校再編成について。

①、平成23年4月に延期となったが、これからも説明会・話し合いが同じ対応であれば、何度も延期をしなければならない。改善する点は何か。

②、再編を執行したときに考えられる問題点、また、指摘を受けている問題点は何か。

4、環境モデル都市について。

ほかの議員の方からも質問がありましたので、ポイントを絞って質問します。

①、このたび認定を受けて、本市には何のメリットがあるのか。

②、平成20年度中にさらに分別項目をふやす提案書を出しているが、その必要性は何か。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 中原議員の御質問に順次お答えします。

まず、本市の活性化については副市長から、肺炎対策については福祉環境部長から、学校再編成については教育次長から、環境モデル都市については私から、それぞれお答えいたします。

○議長（松本和幸君） 本市の活性化について答弁を求めます。

森副市長。

（副市長 森近君登壇）

○副市長（森 近君） それではまず、本市の活性化について順次お答えをいたします。

まず、伝統行事の市としての取り組みについて、ことしの恋龍祭のスタイルが若干前年と違ったが、それはなぜだったのかについてお答えします。

御承知のとおり、恋龍祭は昭和31年に水俣港が国際貿易港に指定されたことを記念して始まった港祭りを前身とし、昭和61年に幅広い人が参加する市民の祭りに変えようと、恋龍祭の名前が加えられたもので、現在、健康、農業の豊作、漁業の大漁、船舶航海の安全、商工業、観光の振興と発展を祈念する祭りとして実施されているところであります。

特に、昨年度からイベントの相乗効果を図るため、みなまた港フェスティバルと総合物産展は5月のみなまた未来コンサートと同時開催することになりました。祭りの運営主体である恋龍祭実行委員会の事務局は水俣商工会議所に置かれているところですが、市といたしましても、これまで運営費の一部を補助するとともに、近年はパレードの準備や実施を事務局として分担するなど、実行委員会事務局の一部を担う形で携わってきているところであります。

さて、最近の恋龍祭を取り巻く状況としては、少子・高齢化の進展や地域経済の低迷といったさまざまな要因により、祭りへの参加団体や観客、さらには運営をサポートする団体が減少するとともに、市補助金の減額や協賛金が以前のように集まらないなどといった状況が生じております。

また、市民の祭りに対する意識の多様化や、多種多様な娯楽の存在により、祭りへの関心が薄れていることも否めません。

今年の場合、資金面やスタッフ確保の状況を勘案すると、これまでのように2日間にわたり、市内中心部全体を使つての開催は困難な状況となったことから、4月以降、恋龍祭実行委員長、事務局である商工会議所及び本市の三者で協議を重ねた結果、イベントを集約し、相乗効果をねらうとともに、経費の削減を図る方向で内容を見直すことになりました。

具体的には、パレードと市民総おどりを同日開催として、観客動員の集約を図るとともに、パレードに関しましては、交通規制や警備員等の費用の問題はあるものの、水俣の次世代を担う子どもたちの思い出づくりや、愛郷心の醸成にもつながることから、距離を短縮し、園児から高校生までが参加する子どもパレードとして実施することといたしました。

また、市民総おどりについても、開催時間を踊りの参加者や観客が、祭りの余韻を楽しみながら、打上げや懇親会が当日でき、市中に経済効果が生じるようにとの思いから、午後8時30分をめどに終了することとなったものです。

以上、本年は例年と異なる形で開催されたわけですが、市民が楽しみ、盛り上げられる祭りとなるように、これまでの開催実績や流れを踏まえつつ、社会情勢や時代の流れに沿った内容としていく必要があると考えております。

今月下旬に開催が予定されている反省会での意見等を参考にしながら、本市としての祭りへのかかわり方などを含めまして、商工会議所を初めとする関係機関と十分に協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に、活性化のためにふるさと大好き寄附条例が設置されたが、その期待すべきことは何か、また、そのために動いていることは何かという御質問にお答えします。

本市のふるさと大好き寄附は、ふるさと寄附制度を活用して、水俣を応援したいと思う皆さんからの寄附金を募り、元気で活力のあるまちづくりを目指す各種事業に活用するものであります。

先般6月18日に関西水高会が開催され、その際寄附のお願いを行いました。関西在住の水俣出身者の方から、励ましの温かいお言葉とともに、1人1,000円程度、カンパという形で約6万円の御寄附をいただきました。その時点での御寄附は、同条例がまだ設置されておらず、ふるさと寄附の対象外でしたが、ありがたいことに寄附を募りますと、このように賛同いただける方が多くいらっしゃるということがわかりました。

現在まで、ふるさと大好き寄附はございませんけども、11月に開催される関東水高会など、機会があるごとにアピールを行うとともに、水俣にゆかりのある方に対してのPR、市のホームページでの呼びかけ等を行ってまいります。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子議員 ①についてですが、ことしの恋龍祭は1日に集約され、幾分心配されましたが、盛り上がりは十分感じる事ができたものと思っております。しかし、前後の幾つかのイベントに少数の職員がフルに活動されているのを見ていますと、予算、協賛金が少なくなったこと、対応できる職員の削減などの背景から、かなり負担の大きい行事ではなかったかと思われます。経常的経費も削減努力をされている中では、この行事にけるこれからの予算をふやすということは困難かと思われますし、職員の対応できる人数も限られてくるのではないのでしょうか。しかし、市民はこういった行事を楽しみにしていますし、子どもたちの鼓笛隊のパレードは高学年のイベントとして、新学期から練習を重ねている学習です。皆さんに見てもらって、聞いてもらって、感動してもらうことで、子どもたちは自信をつけていくのです。ですから、できる限り子どもたちの舞台を減らしていただきたくないと思います。

水俣の活性化には祭りやイベントで集客数をふやし、経済効果を期待するのが一番理想的であります。保存していくお祭りも大事ではないかと思えます。

山の神、海の神の伝承は、これからも受け継がれ、経済効果と別に市民が一つになる数少ない場面ではないのでしょうか。これも活性化につながります。

そこで、今後も続けていくのであれば、以下の提案を含めて質問いたします。

こういった祭り行事を運営するために、行政の呼びかけで、市民から期間を決めてボランティアスタッフを募集したらどうでしょうか。伝統行事に対して、市として取り組む姿勢は、市民にも大きな影響がありますから、祭りの実行委員会の中でも負担はあるでしょうが、行政が中心となって積極的に動きを見せてはいかがかと思います。

このことについてどう思われるのか、今後どうしていくのか質問いたします。

次に、②についてですが、設置したからには期待もあり、目標を持って効果を得られるよう努力していくものだと思います。やはり、水俣を好きになってもらうには情報発信して、水俣に来ていただき、まちに触れていただかなくてはなりません。しかし、観光客の増加は長い間課題とされてきたことではありますが、思うようにふえていないのが実情だと思われます。こういった状況の中で、寄附を募ることは各地でも行われていることです。ハードルの高いものだと感じるのです。

そこで、私は新たな水俣のファンをふやすことも大事ですが、先ほど関西の方から6万円の寄附があったということを聞いたこともありますが、水俣出身者に情報を発信することが、最速で

増加が見込めると考えます。

そこで、水俣市が声を出して水俣同窓会を開催してはどうかと思います。年々少なくなってきた成人式を利用して、２度目、３度目、４度目の成人式と呼びかけて、40歳、60歳、80歳の方に水俣に帰ってきていただくイベントをしたらどうかと思うのです。

皆さんも御経験があるように、同窓会があるからという理由は家族も納得しますし、昔の仲間と顔を合わせることは、どんな有名な観光地を訪れるより、何よりも楽しいことではないでしょうか。当時の写真をホールに展示するだけでも遠方から足を運んでくださるのではないかと想像できます。

そのときにふるさと大好き寄附の情報を発信し、理解をしていただける方をふやしてはいかがでしょうか。オリンピックでの頑張れ日本に次いで、頑張れ水俣でもっと動きを見せてはどうかと思いますが、いかが思われるのか質問いたします。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） それでは第２の質問にお答えいたします。

まず、恋龍祭等へのかかわりの問題ですけれども、今議員がお話をされましたように、地域活性のためにはやはり祭りも大変大事なものだと思います。また、伝統ある行事を守っていくということも一つの大きな行政の課題だと思っております。

また、子どもたちがやっぱり発表の場ということで、そういった機会を設けて練習をして出てくるということも大切なことなのかなと思います。ただ、学校現場の話を聞きますと、やっぱり時間数の問題があったり、練習の問題、いろいろなものがありますけれども、できたらそういった形で出ていただけるように、我々からも願いますし、保護者の皆さんも御協力の方をお願いできればなと思っております。

また、やっぱり祭りは市民が一つになっていくということで、これまで経済効果だったり、よそから人を呼んだりということもありましたけれども、水俣市民がどう楽しんでいくかというのも一つそういった大きな役割なのかなと。そういった意味で、これまでのように、役所とか商工会議所とか事業所が主になった祭りから、徐々に住民の方々も参加いただける、そういった形ができていけないのかなと。自治会も動き出しましたので、そういったものも含めて一緒に取り組んでいければなと思っております。

あと、祭りのボランティアスタッフの件ですけれども、実はことしの未来コンサートで募集をしました。実際は中学生が２名応募してくれました。そういった状況で、なかなかただ単に集まってくださいといっても難しい状況にあるのかなと。どうしたらみんなが参加してボランティアでも裏方を支えていくという形になるか、その辺も考えながら、今後また募集をして、みんなで盛り上げるような形にできないかなと思っております。

あと、今後の運営の方法で、市の方も積極的な動きをとというのがありましたけども、これまでも事務局、そういった形で動いています。ただ、なかなか役所としてもそこまで全面的な部分ができない部分がありますので、今、実行委員会がありますので、今申し上げましたように、これまで参加いただいていた団体の方、また、地域の方とか、一般市民の方、皆さん参加いただいて、今月、反省会もある予定になっていますので、そういった中で話をしながら、来年度に向けて、また、どうすればいいか、検討してまいりたいと思いますので、議員の皆さんもいろいろなアイデアがありましたら出していただいて、一緒に考えていただければなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それと、ふるさと寄附の問題ですけども、これにつきましては、今お話がありましたように、つくったばかりでいいという話でなくて、我々も6月につくって、今まで何したかという反省をしなければならぬ部分もあるかなと思っています。今、パンフレットをつくったり、ホームページに載せたり、そういった形の取り組みをしております。今、いろいろ提案もありましたけども、私たちは、今、市報あたりを、各水俣の関係する人に70名ぐらい、毎回送っておりますので、その方々にそういったチラシとか、御案内を入れて出していく、そういったことをまず始めようかなと思っています。

また、水俣同窓会という話がありましたけども、その前に、まず、各年代で役所の職員が大半、同窓会の事務局あたりをやっておりますので、まず、ことしの冬の同窓会にそういったのがあるからということで、皆さんにお諮りをしてPRをしていくといったことから始めていきたいなと思っています。今、議員が御提案いただきました水俣同窓会、成人式を含めて、そういう形でしたけども、こういった部分につきましては、以前からもちょっとそういった御意見もあっておりますので、実現できるかどうかも含めまして、今後、検討してPRをしていきたいなと。そういった意味で議員の皆さん、市民の皆さんもこういった寄附制度ができて、水俣のいろいろまちづくりに使う一つの制度ができたということを、まず、理解をしてもらうということが必要なかなと思いますので、私たちも機会あるごとにお願いをしながら、多くの寄附が集まるように努力をしていきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子議員 祭りについては、ボランティアの呼びかけをしたが、集まらなかったという答弁だったと思いますけども、なぜ集まらなかったのか、どうすれば今後集まっていたのか、もう少し分析していただけたらなと考えます。

また、山鹿灯籠祭りのように、整然とした踊りの保存から、今はたくさんの集客を得るイベントとして拡大されている例もあります。ぜひ、今後も中心となってやっていただきたいと思います。

また、②で提案しました水俣同窓会の件ですが、寄附をしていただくということは、お願いをして理解をしていただくよう努力をしないと、待っているだけでは企画だけで終わってしまいます。他市と同じことをしていても、少し工夫を凝らしたところに持っていかれるんじゃないでしょうか。水俣同窓会も二、三年は周知していただくのに大変かも知れませんが、知っていただいて、少し継続すると、次は私たちの同窓会とっていただけるのではないのでしょうか。

ぜひ、いろいろな提案、アイデアを検討していただけると期待いたしまして、これで終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、肺炎対策について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、肺炎対策について、肺炎球菌ワクチンの本市での接種数、また、負担金は幾らになるのかとの御質問にお答えを申し上げます。

肺炎球菌ワクチン接種は、本市の予防接種事業としては実施しておりません。しかし、接種自体は、本市の総合医療センターの呼吸器科ほか全国の関係医療機関で実施されております。

ちなみに総合医療センターでの接種件数がわかっており、19年度の実績では4件でありました。

このワクチン接種は自由診療であるため、医療機関における接種料はそれぞれ異なっており、おおむね7,000円から8,000円程度であると伺っております。

ちなみに本市の総合医療センターでは、呼吸器科の疾患絡みで、必要な人に医師が勧奨して接種しているので、保険併用として扱い、5,410円の自己負担となっております。

次に、助成する自治体がふえてきているが、本市はどうかとの御質問についてであります、接種料に助成がない自治体では全額個人負担であり、助成を実施している自治体では、それぞれの事情により助成額が異なると考えられます。

まだ、このワクチン接種及び助成を行っている自治体が多くはないため、市で実施しているところの一例で申し上げますと、例えば宮城県でございますが、白石市では医師会への委託で実施されており、接種料は8,000円で、そのうち3,000円が市の助成額、5,000円が自己負担額であると伺っております。

熊本県内の自治体でも、任意接種であることから、まだ実施している自治体はないようであり、本市としましては、今後の肺炎患者数の動向に注意を払いながら、肺炎罹患の主な原因となる風邪予防やインフルエンザ予防接種の勧奨推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子議員 2001年ぐらいから、この肺炎球菌ワクチンが注目されてきており、脾臓摘出の患

者には保険適用がありますが、それ以外の方は全額自費のため負担が高いと思われます。しかし、個人病院での接種、公費助成をしている自治体もふえてきております。

ここで申し上げたいのは、少子・高齢社会では医療費はどんどん上がり、若年層においても負担額がふえていく中で、医療費を抑えるのには予防意識を高め、予防費を幾分かふやすことが大切ではないかということです。

肺炎は高齢者にとって罹患率が高く、せきや痰などといった症状に乏しく、重症になりやすい、また、持病の悪化につながるのです。さきの牧下議員の答弁にあった肺炎による死亡率は、包括医療を考えますと、表には出てこない数が高くなると思われます。

肺炎が引き金になったということもあるでしょう。また、ここで大事なことは肺炎球菌というものは、入院中にかかる肺炎よりはるかに市中肺炎、いわゆる一般家庭に暮らしている方が肺炎にかかることですが、その普通生活内での数の多い原因菌の1つですから、入院率を下げることもつながると考えます。

接種対象者はほとんどが高齢者です。接種回数は原則1回となっており、接種するには日ごろからのかかりつけの医師と相談して行うものです。

ぜひとも公費負担をしていただき、予防に対する意識向上の啓発を肺炎予防を通して推進してほしいと思いますが、どう考えられるのか質問いたします。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 肺炎球菌による感染症ということでございますけども、肺炎の多くが、そういう肺炎球菌による感染症というのが多数を占めているというのは承知いたしておりますし、肺炎の原因の中でもやっぱり肺炎球菌によるというのが一番多いという事実がございます。午前中に牧下議員にも御答弁申し上げましたとおり、予防によるというのが極めて大事でございます。ただワクチン接種による予防ということもですが、申し上げましたように、風邪予防やインフルエンザ予防接種の推奨ということで、市としては当面精いっぱい努力をしてまいりたいというぐあいに考えております。

ふだんからやっぱり手洗いであるとか、うがいであるとか、あるいは天気のいい日は、日に当たり少しばかりの散歩をしてみるとか、そういった日常的な心がけというのも予防につながるので、そういったことも含めて、高齢者の方々、特に非常に肺炎にかかりやすい、罹患率も高うございますので、その辺も啓発してまいりたいというぐあいに考えております。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子議員 近年、予防を考えた動きは活発であります。近隣の市においても新たなワクチンへの助成金が出されたところもございます。それは子ども対象のものですが、そのまちの現状に合った予防体制が今後も出てくると考えます。

高齢率の高い本市においては、ぜひ検討していただきたいと思います。

北海道の瀬棚町の診療所では、肺炎球菌ワクチン接種に対する公費補助の実現で、高齢者の医療費を大幅に減らしたという実績があります。それを推進した村上先生は、高齢者率の高いところでの病院運営に対して、最初に取り組むのは健康に対する住民意識の改善である、意識の低さが病気を招き、結果的に医療費が膨らむと指摘しています。

また、前の質問でも申しましたが、接種には日ごろからかかっておられる医療機関の先生からの進めによって行うのが主流です。

2次医療機関を地域で守っていくためにも、かかりつけ医を持っていらっしゃる方への思い入れがあってもいいのかと考えますが、このことを最後に質問いたします。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 住民意識の改善ということは、極めて重要であるという認識は持っております。

今、2次医療ということでかかりつけ医の方々の理解を得て、指導を行っていったらということでございましたけれども、水俣市の医師会の方とも、その辺十分情報交換というか、意見交換いたしまして、今後の対策に反映させていくべきところがあれば、反映していきたいというぐあいに考えております。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 次に、学校再編成について答弁を求めます。

坂本教育次長。

（教育次長 坂本彰君登壇）

○教育次長（坂本 彰君） 次に、学校再編成について順次お答えいたします。

まず、平成23年4月に延期となったが、これからも説明会、話し合いが同じ対応であれば、何度も延期しなければならない、改善する点は何かとの御質問にお答えします。

教育委員会といたしましては、これまで説明会の開催とともに、質問に対しては文書で回答するなど、保護者の理解を得るべく努めてまいりましたが、結果として十分な御理解が得られず、このような結果となりましたことは、深く反省しているところでございます。

しかし今回、水俣市PTA連絡協議会と連携して、学校再編成を行える状況となりましたことは、大きな改善点であると考えております。

今後は、水俣市PTA連絡協議会の協力を得ながら、中学校の再編成を平成23年4月までに実施することを確認し、目標を共有できるようになりましたので、各学校やその他関係機関とも連携しながら、具体的な問題を一つずつ解決できるよう努め、中学校の再編成を推進してまいりたいと考えております。

次に、再編成を執行したときに考えられる問題点、また、指摘を受けている問題点は何かとの御質問にお答えします。

再編成を進める上での課題としましては、先日の全員協議会で報告しました、水俣市PTA連絡協議会との合意事項の各項目が、その主なものであると考えております。

また、各学校ごとには、通学路やスクールバスの問題、学校間やPTA間の交流事業などの課題もあります。

さらに、さきの6月議会で議員から御質問がありましたように、施設に入所している子どもたちへの対応も課題として指摘されているところでございます。

今後、このような具体的な問題点や課題を、水俣市PTA連絡協議会を初め、各学校や関係機関と連携し、協力を得ながら、一つずつ解決していきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子議員 2回目の質問をいたします。

こちらに水俣市小中学校再編成推進体制図がございますが、これは今までの説明会、話し合いの中で、校区のこと、校名のこと、制服のこと、耐震強度のこととさまざまな意見が上がる中で、どこで話し合って進めていくことなのか不明確になってまいりましたので、出していた資料でございます。

今度から市のPTA連絡協議会とも連携を深めて進めていくということで、体制図に入っておりますが、まだ若干不明瞭なことがあります。

例えば校名は協議会で検討できても、制服はその学校長が決定するものではないでしょうか。県の高校再編には現場の先生方の意見もございますが、本市では現場の声を聞くということはないのでしょうか。

また、説明をしていく中で、先日の中村議員の質問にもございましたが、中心となるところはどこなのでしょう。この図からいきますと、教育委員会かと思われそうですが、どうですか。

大体の意見の収集はなされているものと思われしますので、もう一度整理をしていただき、せっかく庁内にもプロジェクトチームがあるわけですから、専門的な質問に対しては、その点に詳しい方が直接説明をなさる方が納得がいくのではないかと考えます。

また、先のことを思って説明会をするのであれば、中学校の再編説明会は中学校だけでなく小学校でも、小学校の説明会は幼稚園、保育園でも行うべきです。校区の見直しがあるのであれば、自治会も必要です。そして、どの場所、どの方に対しても一環の考えを持って行うことは言うまでもありません。このことについて、説明会の参考にしていただけるのか質問いたします。

○議長（松本和幸君） 坂本教育次長。

○教育次長（坂本 彰君） 何点かお尋ねがありました。

要望等がいろいろ関係団体、保護者を中心として、いろいろ出ますが、学校現場の声を聞く機会と、学校現場の声はいかがでしょう、聞けないのでしょうかというような、まず、御質問だったのではないかなというふうに思います。

毎月定例の市の校長会議を開催をしております。

それから、二月に1回、教頭先生方の研修会をしております。その中で、学校再編成につきましては御説明等をしているところですし、校長先生、教頭先生からも御質問等がっております。学校の先生方お一人お一人ということはいたしておりませんが、学校に校長先生方、教頭先生方、学校に帰られてから、いろいろ御報告等をあっているというふうに思いますので、校長先生や教頭先生方からお話ということで、学校の方の御意見等は得ているものというふうに思っております。

次、再編成を進めるに当たって、体制の中心はいかがかという御質問だったと思いますが、中心は教育委員会でしょうかというお尋ねでしたけども、体制の中心は、教育委員会でございます。お渡しいたしました構想図というんでしょうか、関係図につきましては、教育委員会を中心に再編成協議会の方々にいろいろ関係団体からのお尋ねと御意見等をそこに御紹介して、また、学校関係者だけではなくて、市民の方々がどういうお考えを持っているのか、そういうことをお尋ねをするために、御意見を伺うために、再編成協議会持っておりますので、その再編成協議会につきましても、大変重要な位置にあるのではないかなというふうに思っております。

続きまして、説明会等、いろいろな関係団体がございますので、いろいろな説明をしていくときに、専門的な知識なり何なりを持った方々の説明も非常に効果があるのではないかなという、そういうようなお尋ねではなかったかなと、御提案ではなかったかなというふうに思いますが、おっしゃられましたように、やはりそれぞれの専門分野があらうかと思しますので、いろいろな場面を想定しながら、そういう専門的な方々へのお願いも大切なことではないかなというふうに思っております。

それから、説明会を中学校を中心に開催をしているところではございますが、中学校であれば小学校の方々も、小学校であれば保育所というか、就学前の方々も説明会に参加していただければどうでしょうかという、そういうふうな御提案、お尋ねではなかったかなというふうに思いますが、おっしゃられたように、例えば平成23年4月、春ということを考えれば、今の中学校の在学学生は関係ないとは言いませんが、直接かかわってくる子どもたちは今の小学校5年生、6年生かなというふうに思しますので、議員が今おっしゃられましたように、小学校、あるいは就学前の方々への御案内も必要ではないかなというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子議員 今の答弁から、現場の先生方の声は校長会等でつながっているものととらえてお

きます。恐らくこういった再編にかかわるさまざまな問題は、今まで引き延ばして、大変だとわかっていただけ、なかなか着手できずにいたんだと思います。しかしながら、教育委員会事務局だけでなく、この体制図からもわかるように、みんながサポートするとなっています。さらに連携を深めて、現場に出る必要があれば協力をお願いして進めていくと、理解が得られるのではないのでしょうか。このときでないと再編成の問題のみならず、それを取り巻く問題もクリアできないと感じますので、水俣の将来を担う子ども、孫たちのために力を合わせていく必要があります。

また、昨日の中村議員の答弁の中でもありましたが、リーダーシップは教育委員会とおっしゃいました。実際はそうではなかったのではないのでしょうか。本来なら、再編の質問があるのならば主体の教育委員会がそちらに座っていただくのが主体と主張される自然のあり方ではないですか。こういったところも改善点に上げるべきと思いますが、いかがでしょうか。

また、もう少し具体的に考慮と対策を前もって取り組んでいただきたいことは、不登校児に対しての問題です。現在の不登校児をサポートするあじさい学級の体制は万全ですか。子どもたちに変化はありますか。そちらに行けない子どもたちはどう対応されているのでしょうか。各地、編成には必ず増加する不登校と言われています。そのことは絶対に考えておくべきです。再度、主体となるところはどこなのか。また、水俣の子どもたちであります児童養護施設の子どもたちも含めて、不登校児に対しての対応、対処、対策は考えておられるのか。

2点について質問いたします。

○議長（松本和幸君） 坂本教育次長。

○教育次長（坂本 彰君） まず、教育委員のあり方について、お尋ねではなかったかなというふうに思いますが、昨日の中村議員の御質問、あるいは教育委員会としての答弁でもありましたが、教育委員会は教育委員の、まあ事務局が事務的なことはいろいろやってはいきますけれども、教育委員の存在はやはりいろいろなことを最終的には決めていただかなければいけない存在でございますので、今後、その点につきましては、十分事務局としてお話をしながら、教育委員の皆様のお意見等もしっかり伺っていかなければいけないんじゃないかなというふうに、そういうふうに思います。

不登校対策につきましては、適応教室の対応、それから増加するということを見込んでの対応、あるいは養護施設等へ入所している子どもたちへの対応についての御質問ではなかったかなというふうに思いますが、適応教室に通級をしていない不登校のお子様はいらっしゃいます。

適応教室の指導員は、適応教室に来る児童・生徒を中心に指導をしておりますので、ある学校でなかなか学校にも来ない、もちろん適応教室にも来ない、そういうお子さんにつきましては、適応教室の指導員がその御家庭へ訪問して、いろいろお話を聞くという、そういう機会がありま

せん。学校にもなかなか足が向かないという児童・生徒につきましては、学校の方もいろいろ担任を中心に、校長先生も家庭訪問をするなど一生懸命取り組んでもらってはいるところですし、また、その御報告も受けているところではございますが、なかなか決定打といいましょうか、なかなか自宅から一歩足を踏み出すという、そういう児童・生徒も、中には非常に難しい児童・生徒もいますので、非常に学校の方も苦慮されているところですが、やはりいろいろな機会を利用して、保護者の方、児童・生徒へのアプローチをしながら、少しでも改善をしていかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

養護施設の子どもたちにつきましても、今後、学校再編成の話が進んでいきますときに、やはり何らかのことで、気持ちの上でなかなか整理がつかない、いろいろなことが考えられますので、先ほど交流事業等というふうなことを言いましたが、事前に関係学校の先生方との情報交換、あるいは児童・生徒の実際的な交流、そういうのも通じまして、できるだけ子どもたちのいろいろなことを理解した上で、学校再編成を進めるように努力をしていきたいと思っておりますし、また、関係学校にはそのようなことをお願いしようというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、環境モデル都市について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、環境モデル都市について順次お答えします。

まず、認定を受けて、本市には何のメリットがあるのかについてお答えします。

今回の国による環境モデル都市認定は、水俣市民がごみ分別などに汗を流し、省エネ・省資源に努めてきた結果によるものであり、市民に与えていただいた最高の栄誉だと考えております。

何よりうれしいことであり、このことはまず最初のメリットに挙げたいと思います。

この認定は、2050年までに、温室効果ガスを半減することを目標として設定し、そのために必要な事業として、28の事業提案をいたしました。その支援として、国は、必要な予算等の支援を優先かつ重点的に行うとしております。つまり、2050年までは、水俣市が行う環境施策については、国の手厚い支援を受けられるということです。

例えるならば、国の直轄地として指定を受けたようなもので、今まで経費がかかってできなかった太陽光発電など、新エネルギーの整備や、バイオエネルギーの導入とともに、新産業分野の企業参入も期待できるというメリットもあります。

また、地元産業の振興策として、コンパクトシティ整備、新エネルギー発電所の設置による道路や工業団地整備、環境学習都市づくりから発生する流動人口増による商工観光業の振興、エコハウス集落づくりによる太陽光発電設備やコージェネレーションシステム導入への市民に対する助成措置等も、今回提案させていただいております。

さらには、何より国のモデル都市となる自治体に指定されたわけですから、水俣市民に誇りが生まれ、特に子どもたちにとっては将来に明るい希望が生まれるものと、大きな期待をいたしております。

次に、平成20年度中に、さらに分別項目をふやす提案書を出しているが、その必要性は何かという御質問にお答えいたします。

本市は、平成4年に日本で初めて環境モデル都市づくり宣言を行い、市議会では、環境・健康・福祉を大切にすまちづくりを宣言されました。これを踏まえて、翌年には水俣市環境基本条例を制定し、市民協働でごみの高度分別を開始するなど、水俣病の経験を教訓としたまちづくりを進めてきた経緯があります。

さて、このたびの環境モデル都市提案書では、平成20年度中に行う事業として、廃材・剪定枝・草・廃食油・小型電子機器等を新たな分別項目に掲げ、本年度中にその取り組みに着手するとしております。

現在、水俣市のリサイクル率は、市民による高度な分別にもかかわらず40%弱となっております。これを今後さらに中・長期的にリサイクル率を高め、ごみ減量を進めるという目標を掲げております。このうち剪定枝・草等につきましては、分別し資源とすることで、バイオマスエネルギーの原料として活用できるのではないかと考えております。

また、廃食油も同様に、わざわざ凝固剤などで固めて、燃やすごみとして出していただかなくても、そのまま油として回収することで、ディーゼルエンジンの燃料などとして活用できるのではないかと考えております。

さらに小型電子機器等は、今まで破碎ごみとして出していただいておりますが、新たに希少価値のある資源として有効活用できるシステムづくりに着手したいと考えております。

これからも、現状のシステムを一工夫することで、なるべく手間のかからない分別方式を考案し、それを市民の方々に実践していただくことで、リサイクル率を上げながら地城活性化にもつなげる施策をと考えておりますので、どうか御理解と御協力をお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子議員 ゼロ・ウェイスト宣言をしているまちもありながら、本市が認定を受けたことは、やはり注目度は高いなと感じましたし、さらに強い注目を浴びるとなると分別項目もふえて、私たち主婦も分別強化宣言を家庭内に発表しなければならないと思うわけですが、正直、何か張り合いがないと感じるのです。

今の分別の必要性の説明を聞きますと、なるほどと思うのですが、何度も環境モデル都市の提案書を見返しましたが、私たち主婦には環境大学に行く時間がなく、バイオマス、ピオトープという言葉さえも知らない子育て主婦は多いのです。環境学習の話をして、子どもの宿題で精

いっぱいなどという答えが返ってまいります。

環境モデル都市を推進する立場と、実際、毎日家のクリーンセンターとも言える台所に立つ主婦の立場はギャップがあるように感じます。そこで、そのあたりをうまく推進しているところはないかと調べましたところ、ほかの地域では分別項目が少なくても、主婦が、あっ、やってみようという気にさせている努力をしている自治体があります。

水俣には推進にないというか、余り強く言っていない点があります。それは福祉につながるものが余りPRされていない点です。水俣市の提案書には、A、環境配慮型の暮らしの実践、B、環境にこだわった産業づくり、C、自然と共生する環境保全型都市づくり、D、環境学習都市づくり、環境と経済が調和した、持続可能な地域社会の形成となっております。残念なことに、女性の目から見て、福祉が見えていません。

滋賀県野洲市には、リサイクルの活動から地域の内発的発展が実現成功しているところですが、そちらのテーマは、目指すのは、環境と経済の両立から福祉へつながるまちづくりです。こちらは、エコ活動が福祉につながり、地域の物産を安く買える仕組みになっています。また、発電にもつなげているところです。

また、これは水俣市内の女性の複数意見ですが、宇城地区がやっているペットボトルのキャップは何で水俣では集めないのか、あれは、子どもたちのワクチンに役立たれるんでしょうという意見があります。言いたいのは、このごみをリサイクルすることでどうなるのか、何に使われるのか、分別した達成感となる情報が欲しいということです。

女性の希望としては、福祉にもつながってほしいと思います。モデル都市になったことで、目標を高くということでしょうが、もう少しわかりやすく推進していただき、福祉につながりたいと思いますが、いかが思われるのか質問いたします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、議員がおっしゃったように、確かに説明不足の部分がある、そのことが市民の皆さん方にこの取り組み、これまでやってきたこともなかなか徹底していない部分も一つはあったのではないかなという反省はしております。

私、考えますのは、こういう思いで今後やっていかなければならないと思っておるんですが、ちょっと抽象的な言葉で大変申しわけないんですが、思いますのは、環境一点突破全面展開と、そんな思いがしております。つまり環境を目指すことによって、それを追求していくことによって、そこからいろいろな形に広がっていけるのではないかと、まずは環境に特化したまちづくり、環境一点突破しながら全体に広げていく、そういうやり方をやっていけないだろうかということも考えているところでございます。

議員御指摘のように、福祉の部分が入っていないのではないかと、もっと福祉の部分を重視し

ていくべきじゃないかなということも確かにそのように受けとめさせていただいております。

ただ、今回の認定の基準に限って申し上げますと、今回認定していただいたのはCO₂削減を2020年度までに30%、2050年度までに50%の削減をなさいと、この目標を立てて、その目標に対してどう取り組んでいくのかというようなところで認定をいただくわけでございます。もちろん水俣市のこれまでの取り組みが高く評価されたということはもう言うまでもありませんけれども、その上に立って、今回はそのCO₂削減に限ってどう対応していくのかということで、それに対して、うちの方からも提案書を出したわけでございます。それが認定を得たということでございます。したがって、やはりこの環境のモデル都市を進めていくことによりまして、先ほども言いましたように、これが一つの大きな水俣のまちづくりの1つだと考えております。

環境一点突破と言いましたけれども、例えば自転車のまちづくりあたりをしていきます。自転車のまちづくりをしていくことによって、道路がいろいろ整備をされていきますし、高齢者の方々に歩きやすいとか、そういった部分も出てくるのではないだろうかと思ひますし、また、ごみの分別あたりにいたしましても、これまで子どもたちが、例えば二中あたりは部活動を休んで、ごみの分別収集に入っている。その中で高齢者の方々、あるいは大人の方々たちとの会話も生まれますし、コミュニケーションという言葉でもあらわしておりますが、そういった形の中で、この環境モデル都市づくりの一番の基本になります思いやりでありますとか、優しさでありますとか、そういったものを育てることがやはり福祉につながっていくのではないかなと、そんなふうにも思っているところでございます。

また、現在わくワークみなまたあたりもでございますけれども、わくワークみなまたや、あるいは瓶の会社でございますが、そういったところでは障がい者の方々もたくさん受け入れていただいております。大変喜んでいらっしゃるところでございますけれども、今、議員が御指摘ございました部分は、いずれにいたしましても、今回アクションプランを制定いたしますので、その策定の中で十分福祉のことも考えながら、盛り込んで策定プランを作成していきたいと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 中原泰子議員。

○中原泰子議員 最後の質問をいたします。

外部からの評価も厳しいものがあり、過去の経験から、早期にエコへの取り組みを見せてきた水俣だが、それを活用した取り組みにおいては、他市の評価の方が高く、お株を奪われた感じであるとしています。決して、評価を得るために環境改善に取り組んでいるのではありませんし、評価を得るべきだと申しているのではありません。

分別やエコスタイルが当たり前になるためには、動機づけも必要であると思うのです。汗を流し取り組んでいることありますから、数字や流れが見える環境モデル都市にしていきたい

と考えます。

水俣がどういったカラーで、何で生きていくのかと思ったときに、もう一度現場と一緒に考えるときに来たのかなと思われそうですが、そのことを最後に質問して終わります。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今回の環境モデル都市に限って申し上げますと、アクションプラン策定委員会というのを直ちに立ち上げるつもりであります。その策定委員会の中では、もちろん学識経験者も含めまして、市民の皆さん方、あるいは公募によって募集していただいた市民の方々、そういった方々を一堂に会しまして、その中でいろいろな形で今後検討していかなければならないと思いますし、アクションプランの策定も年度内には策定をしていきたいなと思っております。それができますと、そのような内容について、今回は地区説明会あたりも予定しておりますので、その内容を持って、それぞれの地区に参りながら、いろいろな形で説明をして、もっともっと納得していただいて、協力体制をつくっていききたいと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 以上で中原泰子議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明11日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時33分 散会

平成20年9月11日

平成20年9月第4回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

一般質問・質疑

平成20年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成20年9月11日（木曜日）

午前9時30分 開議

午後3時21分 散会

（出席議員） 18人

松 本 和 幸 君	中 原 泰 子 君	高 岡 利 治 君
塩 崎 信 介 君	川 上 紗智子 君	福 田 齊 君
大 川 末 長 君	牧 下 恭 之 君	西 田 弘 志 君
中 村 幸 治 君	谷 口 眞 次 君	淵 上 道 昭 君
真 野 頼 隆 君	岩 阪 雅 文 君	平 松 辰 弘 君
田 中 功 君	野 中 重 男 君	緒 方 誠 也 君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（牛 迫 秀 基 君）	次 長（田 畑 純 一 君）
次 長（崎 田 雄 七 君）	議 事 係 長（栄 永 尚 子 君）
書 記（淵 上 大 輔 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（宮 本 勝 彬 君）	副 市 長（森 近 君）
総務企画部長（葦 浦 博 行 君）	産業建設部長（田 上 和 俊 君）
福祉環境部長（吉 本 哲 裕 君）	総合医療センター事務部長（桑 畑 達 美 君）
産業建設部産業づくり総室長（小 林 信 也 君）	福祉環境部次長（盛 下 修 一 君）
水道局長（吉 村 明 賢 君）	教 育 次 長（坂 本 彰 君）
総務企画部総務課長（本 山 祐 二 君）	総務企画部企画課長（栄 永 徳 博 君）
総務企画部財政課長（淵 上 茂 樹 君）	教 育 総 務 課 長（宮 森 守 男 君）

○議事日程 第4号

平成20年9月11日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | | | |
|---|-----------|---|------------------|
| 1 | 田 中 功 君 | 1 | 地域経済とまちづくりについて |
| | | 2 | 交流促進奨励金について |
| | | 3 | 教育施設について |
| | | 4 | 市長車について |
| 2 | 西 田 弘 志 君 | 1 | 環境モデル都市について |
| | | 2 | ごみの施策について |
| | | 3 | 農業の活性化について |
| | | 4 | 日本一の読書のまちづくりについて |
| 3 | 淵 上 道 昭 君 | 1 | 地域活性化について |
| | | 2 | 財政問題について |
| | | 3 | 農業問題について |
| | | 4 | 職員問題について |

(付託委員会)

- | | | | |
|-----|-------|---|--------|
| 第2 | 議第82号 | 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について | (総務文教) |
| 第3 | 議第83号 | 水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について | (総務文教) |
| 第4 | 議第84号 | 水俣市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について | (総務文教) |
| 第5 | 議第85号 | 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について | (総務文教) |
| 第6 | 議第86号 | 水俣市恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について | (総務文教) |
| 第7 | 議第87号 | 水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について | (総務文教) |
| 第8 | 議第88号 | 平成20年度水俣市一般会計補正予算(第6号) | (各委) |
| 第9 | 議第89号 | 平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) | (厚生) |
| 第10 | 議第90号 | 平成20年度水俣市老人保健特別会計補正予算(第2号) | (厚生) |
| 第11 | 議第91号 | 平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第2号) | (厚生) |
| 第12 | 議第92号 | 平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) | (産業建設) |

- 第13 議第93号 字区域の変更について (産業建設)
- 第14 議第94号 水俣市土地開発公社定款の変更について (産業建設)
- 第15 議第95号 平成19年度水俣市病院事業会計決算認定について (厚生)
- 第16 議第96号 平成19年度水俣市水道事業会計決算認定について (産業建設)
- 第17 議第97号 水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)
- 第18 議第98号 水俣市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)
- 第19 議第99号 平成20年度水俣市一般会計補正予算 (第7号) (総務文教)
- 第20 議第100号 水俣市過疎地域自立促進計画 (後期計画) の変更について (総務文教)
- 第21 議第101号 工事請負契約の締結について (水俣市営月浦団地4号棟建設建築主体工事)
(産業建設)
- 第22 議第102号 平成19年度水俣市一般会計決算認定について ()
- 第23 議第103号 平成19年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について (厚生)
- 第24 議第104号 平成19年度水俣市老人保健特別会計決算認定について (厚生)
- 第25 議第105号 平成19年度水俣市介護保険特別会計決算認定について (厚生)
- 第26 議第106号 平成19年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について (産業建設)
- 第27 特別委員会の設置について

平成20年9月第4回水俣市議会定例会請願・陳情文書表

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	紹介議員	付託委員会
請第4号	教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について	水俣市長野町10-12-8 田中 陸	緒方 誠也	総務文教
陳第5号	「クマタカの調査徹底」に関する陳情について	水俣市江添1072-11 坂本 龍虹		厚 生
陳第6号	「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定を国に求めることについての陳情について	鹿児島県出水市 高尾野町柴引3269-5 馬籠みどり		産業建設

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長(松本和幸君) ただいまから本日の会議を開きます。

○議長(松本和幸君) 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、条例案2件、補正予算1件、議決案2件、決算5件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した請願1件、陳情2件は、議席に配付の請願・陳情文書表記載のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。

次に、監査委員から、平成20年7月分の一般会計、特別会計等及び公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（松本和幸君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、田中功議員に許します。

（田中功君登壇）

○田中 功君 おはようございます。

新政会の田中です。

今、世界の経済は、アメリカのサブプライムの焦げつきの問題が表面化して1年が経過しました。一向におさまるところか、アメリカの経済は深刻な状況になっており、ヨーロッパでも景気減速の兆しが出始めた、と各新聞は報道しております。

また、日本においても、景気は後期局面に入ったと見られております。

私は仕事の関係で、水俣のいろいろな事業所を回りまして、それぞれの経営者の方とお会いして話をよくするんですが、話の中で、ほとんどの方が経営状況が厳しいというお話をされます。その原因は何かと聞きますと、売り上げが年々減少していることを第一番目に挙げられます。

売り上げの減少にはいろいろな要因があると思いますが、1つには、今の水俣の多くの事業所の方が、また、その経営者の方が、昭和30年代の人口5万人のときの、あるいは昭和40年代の好景気のことを柱として事業形態を築かれておられるところが多く見受けられ、今の水俣市の人口2万8,000人の消費を考えましたら、売り上げが減収するのは自然なことだろうというふうに思います。

そのほかにも、生活環境の変化、物価上昇による景気の低迷、大手資本の地方参入など、たくさんの要因があるかと思えます。

もちろん時代の流れや、環境の変化などにつぶさに反応され、事業形態を変え、業績を上げて

おられる事業所があるのも現実ではございますが、その数を比較してみますと、経営改善のおくれなどから、倒産、廃業に追い込まれた事業所が多く見られるようになりました。それが水俣の業界の現況かというふうに思います。

そのような水俣の現況を踏まえまして、以下、質問をいたします。

まず、1番目に、地域経済とまちづくりについて。

①、地元建設業、旅館などを含むサービス業関係、小売業関係など、水俣の主たる業種の現況をどう認識されているのか。

②、①でお尋ねしました主たる業種の経済的支援にはおのずと限界がありますし、これからの支援には知恵と行動が必要かと思いますが、来年度の予算措置を含めまして、対策を考えておられることはないのか。

③、経済政策の問題については、6月の大川議員の質問、また、今回の岩阪議員の質問に熊本県産業・雇用創出事業を活用するという答弁が出てまいりましたが、再確認を含めまして、予定のとおり質問をさせていただきます。

そもそもこの事業とはどのような事業なのか。また、ことしの2月に開催されました地域産業雇用創出意見交換会とはどのような中身だったのか。

④、チッソ八幡社宅の跡地は民間企業の所有地とはいえ、その活用は市の経済に大きな影響があると思いますので、質問に取り入れさせていただきます。

跡地活用について、チッソから事業計画などは聞いておられないのか。

⑤、市長の今年度基本方針の5つのまちづくりの中で、子どもからお年寄りまで、安心して暮らせるまちづくりとあります。

お年寄りについて、ソフト面でのケアも必要であります。具体的には社会福祉施設などへの入所を希望している方にとって、民間などの力を活用した施設の新設、増設することは考えられないのか。

また、低所得者向けに、リバース・モーゲージなど実施できないのか。

⑥、環境モデル都市に選ばれました。これからの環境を大切にする水俣のまちづくりには、大きな後ろ盾になりそうですが、具体的な支援にはどのようなことがあるのか。また、この制度の有効期限は存在するのか。

次に、交流促進奨励金について。

①、交流促進奨励金の目的は何か。また、19年度の実績を踏まえまして、どのような評価をしているのか。

②、この制度を有効に活用するには、関係機関及び団体等に周知を図ることが大事と思いますが、どのような方法を実施しているのか。

③、スポーツイベント誘致を行うには、その環境と施設の最低限の整備が必要と思いますが、各競技団体とのコミュニケーションはとれているのか。

次に、教育施設について。

学校再編成につきましては、今回も多く質問が出ておりますので、私は再編後の生徒を受け入れる施設について、以下、質問をいたします。

①、学校耐震診断の発注の予定と完了の予定はいつか、また、三中は含まれているのか。

②、耐震強度不足と診断された施設の今後の計画はどうなるのか。

③、教育施設について、シックハウス症候群対策を行う予定はないのか。

④、小・中学校のパソコンの配備状況と今後の計画はどうなっているのか。

最後の質問になりますが、市長車についてお尋ねします。

議長車につきましては、6月議会で市民からの陳情・請願が採択されまして、買い換えを据え置きにしておりますが、市長車につきましては、非公式ではありますが、廃止して、公共交通機関などを利用したいという考えを市長は持っておられるということを聞いたことがあります。しかし、市長の過密なスケジュールの消化や、また、公務執行のための活動範囲などを考えましたら、廃止することは、逆に時間と経費の面から見ても、非効率だというふうに考えます。

これからの市の公用車につきましては、環境に優しいエコカーの導入を考えていきたいと明言されておりますので、市長車につきましても、先ほど述べましたように、廃止とせず、ぜひエコカーへの買い換えをしていただきたいと思うわけではありますが、市長の考えをお聞かせください。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 田中議員の御質問に順次お答えします。

まず、地域経済とまちづくりについては私から、交流促進奨励金については産業建設部長から、教育施設については教育次長から、市長車については私から、それぞれお答えいたします。

地域経済とまちづくりについて順次お答えします。

まず、地元建設業関係、サービス業関係、小売業関係など、本市の主たる業種の現況をどう認識しているかについてお答えします。

本市の建設業関係の現況につきましては、全国的な傾向ではありますが、公共工事や民間設備投資の削減及び急激な材料費の高騰などの影響で、大変厳しい経営状況であるとお聞きしております。

特に、ここ数年の本市における建築工事等の受注量の減少は著しく、倒産件数も昨年から本年にかけて、計4社を数えるなど、厳しさが加速している状況です。

本市の湯の児・湯の鶴温泉に代表される観光業を含めたサービス業関係の現況につきましては、観光入り込み客が平成10年の約70万人をピークに、年々減少し、平成19年においては約35万人と、ほぼ半減しており、宿泊者につきましても、平成10年においては湯の児温泉が約12万人、湯の鶴温泉が約1万2,000人であるのに対して、平成19年においては、湯の児温泉が約4万5,000人、湯の鶴温泉が約5,600人と、大きく減少しており、大変厳しいものがあります。

本市の商店街を中心とした小売業等の現状につきましては、最近の傾向として、商店街の空き店舗率は横ばいで推移しているものの、事業所数や販売額が年々減少してきているほか、商圈人口の減少や、近隣市町への相次ぐロードサイド型大型店の進出などの影響も相まって厳しいものがあります。

このように、本市の主たる業種の現状は、ここ数年、倒産を含めた廃業事業所数が増加するなど、厳しさを増しており、この現状は、市といたしましても大変残念なことであり、地元雇用の確保を図るといった観点からも、水俣全体が衰退するのではないかと、強い危機感を抱いているところです。

次に、本市の主たる業種に対する来年度の予算措置を含めた今後の対策をどう考えているのかについてお答えします。

地元建設業やサービス業、その他製造業など、本市の中小企業を中心とした地元企業に対する今後の対策につきましては、本年度から平成22年度までの3年間、熊本県産業・雇用創出事業に取り組み、本市の産業振興と雇用機会の増大につなげてまいりたいと考えております。

具体的には、岩阪議員の御質問でもお答えしましたとおり、企業誘致対策事業、環境モデル都市にふさわしい地場産業のプロジェクト推進事業及び地場企業への人材確保に向けた支援事業の大きく3つの事業を考えております。

本年度中に地元企業への訪問調査を行い、それぞれの企業が抱える現状や新規事業、人材育成等のニーズを把握しながら、今後の対策につなげてまいりたいと考えております。

また、本年度は、環境にこだわった産業づくり支援事業の中で、水俣市バイオ燃料利活用等事業を初めとする地場産業プロジェクトを支援しながら、事業化に向けた調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、本市の湯の児・湯の鶴温泉に代表される観光業に対する今後の対策につきましては、観光再生アクションプランを本年2月に策定し、3年後の九州新幹線全線開通をめどに、観光関係者等と協議しながら、宿泊者増につながる施策に取り組んでいるところです。

具体的には、まず、新たな観光スポットとして、エコパーク水俣内のバラ園を売り出していく

ために、本年11月の秋バラ、来年5月の春バラの時期にあわせて、エコパーク水俣の指定管理者であるハートリンク水俣や、市内のお菓子屋さん、観光物産館まつぼっくりなどと連携して、集客力のあるイベントを検討しているところです。

また、湯の児温泉におきましては、本年度、湯の児観月橋の塗りかえや、イルミネーションを行うことで、イメージアップにつなげてまいりたいと考えております。

さらには、高潮対策事業により、湯の児海岸護岸の平場が拡張され、グラウンドゴルフ大会や、桜祭り等で活用されております。

今後は、蓄光石を活用した整備を行うことで、観光客の誘致につなげていきたいと考えており、湯の児観光関係者を初め地元の皆さんの御意見を伺いながら、県に働きかけてまいりたいと考えております。

湯の鶴温泉におきましても、観光物産協会エコみなまた湯の鶴部会では、本年3月に薬膳料理の試食会を行い、湯の鶴の旅館で4月末をめどに、春の薬膳料理として試みをされ、大変好評であったとお聞きしております。

今後は、四季折々の薬膳料理を提供していただきたいとのことであります。

また、地元の生産者等による湯の市の開催や、旅館による地産地消の取り組みなどが進められており、旅館のみならず、地元の住民や生産者等と連携しようとの動きが出てきておりますので、市としましても、地元とも十分協議をさせていただきながら、湯の鶴温泉の活性化に努めてまいりたいと考えております。

本市の商店街を中心とした小売業関係の今後の対策につきましては、来年度も引き続き水俣市いきいき商店街づくり事業等支援補助金制度に関する予算措置を行い、商店街が行う空き店舗対策事業を支援していくほか、例えば、市内の和洋菓子店が中心となり進めておられるスイーツのまちづくりやインターネット上で行うブログを販売戦略の一つとした取り組みなど、小売店の方々を中心とした前向きな動きに対しましては、市としましても可能な限り支援していきたいと考えております。

次に、熊本県産業・雇用創出事業制度の概要及び意見交換会の内容についてお答えします。

先ほどの答弁でも少し触れましたが、本事業は、雇用情勢の厳しい県南4地区を対象として、雇用情勢の改善を図る目的で、本年7月に創設された熊本県の事業でございまして、県、ハローワークと連携しながら、市、地元経済団体、地元企業などの関係者を構成メンバーとした地域産業・雇用創出協議会を立ち上げ、事業構想を策定するとともに、本協議会が実施主体となって各種事業を実施していくような事業スキームとなっております。

事業費は、1地域当たり、年間約450万円が見込まれておりまして、本市では本年度から平成22年度までの3年間、本事業に取り組んでいく予定にしております。

また、本年２月に本事業に関する意見交換会を、県、ハローワーク、学識経験者、地元経済団体等呼びかけて開催をいたしました。関係者からは、厳しい地域の経済の現状や本事業のような緊急雇用対策事業の必要性並びに本地域で考えられる地域活性化対策等について、貴重な御意見をいただいたところです。

その中で、本事業に関する意見としては、１つは、既存産業の再生に関する事、１つは、やる気のある若手経営者など、新産業の創出に向けた取り組みを総合的に支援し、事業化につなげていくこと、１つは、企業誘致を積極的に行い、雇用機会の増大につなげていくといった内容がありました。

今後は、早急に本協議会を発足させて、本年度の事業構想を策定し、各種事業の実施を行ってまいりたいと考えております。

次に、チッソ八幡社宅跡地の活用について、チッソから事業計画など聞いているのかとの御質問にお答えします。

チッソ所有のチッソ八幡社宅跡地につきましては、チッソから直接事業計画の説明はあっておりません。

なお、チッソの呼びかけで、６月３０日、チッソ水俣商工会議所、水俣市からなる八幡社宅跡地活用検討委員会が設置されました。

委員会の目的は、チッソ八幡社宅跡地へ市庁舎、商工会議所の移転並びに商業施設等の整備などの可能性を検討することとしています。

次に、市長の今年度の基本方針の５つのまちづくりの中で、子どもからお年寄りまで安心して暮らせるまちづくりがあるが、お年寄りについて、ソフト面でのケアも必要と思うが、不足している施設を民間などを活用して、新設、増設など考えられないか、また、低所得者向けにリバース・モーゲージは実施できないかとの御質問にお答えいたします。

本市において、介護老人福祉施設への入所を希望される方について、緊急の場合を除き、長期に待機されている方が多数おられる現状があります。

福祉施設等における待機者解消の問題は、本市だけでなく、まさに全国的な課題となっておりますが、国としては、今後、施設での介護を減らし、より地域や在宅での介護を充実させるという方向性を示しております。

これは、多くの高齢者が可能な限り住みなれた地域で生活したいと望まれていることを踏まえたものであり、そのために平成１８年度から地域密着型サービスが創設され、新たな施設整備と仕組みづくりに変えられております。

本市でも第３期の介護保険事業計画でグループホーム３カ所、小規模多機能型居宅介護施設２カ所を設定し、民間事業所の開設を支援してまいりました。

今年度、第4期の事業計画を策定しますが、施設入所待機者の現状を踏まえ、地域密着型サービス基盤の新たな整備については、必要かつ緊急性が高まってくると認識しております。

また、高齢者福祉関係の部分につきましても、住環境を含む生活全般の支援策に係る民間事業所や関係団体の役割について検討を進める必要があります。

今後とも民間事業所等との連携を深めるとともに、施設等の新設や増設に係る支援など、検討を行います。一方、施設整備によるサービス基盤の向上は、保険料に大きく反映することとなりますので、介護保険等運営委員会の御意見等も伺いながら、慎重に対応してまいりたいと考えております。

また、低所得者向けのリバース・モーゲージにつきましても、社会福祉協議会が行う事業の内容や他自治体の導入状況、事業の必要性について研究してまいりたいと思います。

次に、環境モデル都市に選ばれたことで、具体的な支援はどのようなことがあるのか、また、この制度の有効期限は存在するのかについてお答えします。

まず、具体的な支援につきましては、これまでの答弁で申し上げておりますとおり、環境モデル都市のアクションプランの実施に伴い、必要な予算等の支援を優先かつ重点的に行うという通知を内閣官房からいただいておりますが、詳細につきましては、まだ内閣府からの説明があっておりません。今後、支援策が明らかになることとあわせて、国の方針に沿いつつ、それらを活用したアクションプランの策定を進めるつもりでございます。

なお、環境モデル都市の認定に期間は記載されてはおりません。2050年までの目標値を掲げ、低炭素社会の実現に取り組む本市の提案が認められ、今回の認定に至ったわけですから、2050年までの事業が国に認められたものと考え、環境モデル都市づくりを推進してまいります。

○議長（松本和幸君） 田中功議員。

○田中 功君 手元に水俣商工会議所からいただいた水俣の事業所の推移に関する資料がありまして、これから紹介しますが、平成11年に会議所に加盟している事業所は1,280件ありました。平成18年は1,091件になり、7年間で189件の減少となっております。

また、ことしはこの数字がもっとふえるというふうに伺っております。今、市長がそれぞれの業種の認識について述べられましたが、その認識はかなり強い危機感を持っておられるということとはよくわかりました。今、私が申し上げました数字も市長は当然把握しておられることだという事も察します。

この状況は、市長もおっしゃいましたように、水俣に限られたことだけではなくて、全国の地方都市にも当てはまることだというふうに思っております。

そこで、質問に入りますが、これから熊本県産業・雇用創出事業に取り組むために、本年度中に地元企業への訪問調査を行うとの答弁だったというふうに思いますが、ところで、市長は、こ

としの1月に市中金融機関の支店長と意見交換会をされておりますが、その目的は何だったのでしょうか。また、この会が有意義だったとすれば、継続して開催することが望ましいと思いますが、その点について、まず、お尋ねします。

また、市長は、市内の多くの業界、あるいは組合から総会等の案内が毎年あっておりますが、そのようなときに、来賓のあいさつだけで終わるのではなくて、せっかくの機会ですので、開始1時間ぐらい前に、それぞれの協会、組合の役員の皆さんに集まっていただいて、金融機関となされた意見交換会などを持ちかけたらいかかと思いますが、どうでしょうか。必ず市政運営に役立つというふうに私は思っておりますが、その点について御答弁をお願いします。

チッソ八幡社宅跡地については、跡地活用検討委員会が立ち上げられて、これから検討していくということになるんでしょうが、このことについては、市民からも市長に要望などが上がってくると思いますので、一人の委員としての立場として、ぜひ水俣の活性化に反映するような発言をお願いしたいというふうに思います。

次に、高齢者がいきいきと安心して暮らしていくために、ふれあい活動や老人会による友愛訪問、婦人会による誕生会など、さまざまな地域活動を支援していくと、施政方針の中でも述べておられます。もちろん大事なことだと思います。

今、水俣は高齢化率が30%を超えております。また、要介護1から要介護5の方まで1,180人ほどいらっしゃるというふうに聞いております。その方々の多くが施設に入所して、温かい介護を望んでおられますが、500名近くの方がまだ入所できなくて、待機している状況にあります。この点について、例えば新型特養など、やる気を持っている人たちも民間にはいらっしゃいますので、門戸を開く考えはないかをお尋ねします。

リバース・モーゲージとは、自宅を担保に、老後の資金を借り入れ、契約者の死亡など、契約終了時に担保不動産を処分して、一括して返済する仕組みのことですが、この仕組みは、担保になる物件はあるが、日常生活の支援が不足するなどの人が対象になります。

一般的には確かになじみは薄く、活用も少ないようですが、困っている人にはありがたい制度だというふうに思います。

貸し付けの専門金融機関である市内の金融機関と提携し、条例として制定すれば、困っているお年寄りの受け皿にはなりますし、リスクもそう大くないというふうに思いますが、早速、次の金融機関との意見交換会で提案してみる考えはないかお尋ねします。

以上、4つについて答弁をお願いします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点は、ことし1月に金融機関の代表の方々と話し合いをしたということですが、その目的は何か、あるいはどういう効果があったのか、また、今後それはどの

ようにしていこうと考えているのかという御質問でございました。

話し合いを持たせていただきましたことに、まず、感謝を申し上げたいと思っております。いろいろ金融機関の代表の方々とお話をさせていただきながら、水俣市の経済の動きがどうなっているのかと、あるいはそういった状況に対して、どんな支援ができるのか、市として何をしなければならないのか、今どんな厳しい状況なのかということをしっかり把握することができました。大変有意義だったと思っております。

それにつきましても、なかなかまだ手が打てないというのが正直なところでございますけれども、非常に水俣市内の状況を赤裸々にといいますか、極端に言いますと、そういうようなことも言えるのではないかと思います。よく知ることができました。ぜひ、今後も続けさせていただきたいというお話をしましたところ、向こうの方もぜひ続けたいというようにお話でございましたので、今後ぜひ定期的にお話し合いをさせていただきながら、そして、我々でできることを精いっぱい努力をしてまいりたいと、そのように思っております。

それから、第2点は総会等がありますけれども、そのときの意見交換会を早目に行ってやっただろうかということでございます。やっぱり私もどんどん前に出て行って、いろいろな方々の御意見をお聞きしながら、そして具体的な対応ができるところは精いっぱいやっていかなければならないと思っておりますので、ぜひ今後はそういう方向で努力をしてまいりたいと思います。

それから、3つ目は、高齢者の福祉関係施設についてのことでございますけれども、今の、ただいま答弁で申し上げましたように、確かに待っていらっしゃる方が多いということは、かなりいらっしゃるということは認識しております。できるだけ手を打たなければならないと思っておりますけれども、ただ問題点が幾つかございまして、今の答弁で申し上げましたように、この施設を増設していきますと、まず、介護保険にはね返ってくるというのも1つございます。介護保険料にはね返ってくる、あるいは本市の人口減少あたりを考えていきますと、その介護保険料あたりのピークになるのがちょうど平成27年あたりがピークになるのではないかなと思います。そのピークからは次第に減少してまいりますので、減少してまいるということになりますと、施設等に対するまた圧迫が出てくるのではないかなと思っております。

そういう意味で、現在、介護保険等の運営委員会というのを立ち上げております。そこで、今後の介護サービスについてのあり方等について検討をしていただくようにお諮りを申し上げておりますので、そこから御意見もいただけると思っておりますので、その御意見をいただきながら、きめ細やかな対応ができるように努力をしてまいりたいと思います。

それから、4点目でございますが、そういった金融機関との話し合いの中で、今言ったような、何ですか、自分の資産を、例えば家あたりを担保にして借りていくという、そういう方式でございまして、ぜひそこら辺も含めてお話を申し上げたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 田中功議員。

○田中 功君 お年寄りの福祉に関する国の方向性は、多くの高齢者の方が可能な限り住みなれた地域で生活をしたい、そういうことを望まれている御老人が多い、これからは施設での介護を減らし、地域や在宅での介護を充実させるというようにありますが、果たして本当にそうなんでしょうか。私は違うように思っております。確かに国の方向性はそうかも知れませんが、また、今、市長がおっしゃいましたように、歳出が伴うことも事実でございます。しかし、水俣だけでも環境にも優しいが、お年寄りにも住みやすいし、優しいまちであっていいんじゃないかというふうに思います。このこととりバース・モーゲージの件は、今後の前向きな検討課題としていただきますようお願いいたします。

次に、環境モデル都市に選ばれたことは大変光栄なことであり、環境を大切にする水俣のまちづくりの大きな支えになることはよくわかりました。また、懸案である地場産業の活性化にもつながる要素が多く含まれているとも思っております。これから取り組む28の提案は、市民、それから事業者の協力は不可欠であります。ぜひ成功と成果が得られればというふうに強く思います。

これからの市長の政策は、いろいろなことを考えなければならないと思いますが、何といても地域経済の政策は一番だというふうに思います。そのことが山積する水俣の課題の解決につながるというふうに私は信じております。

宮本市長は、産廃にも強かったが、経済政策にも強いということを市民にアピールし、実践されることを切望いたしまして、この質問は終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、交流促進奨励金について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、交流促進奨励金について順次お答えします。

まず、この奨励金制度は、観光振興や経済発展に効果が見込まれるイベントや合宿等の誘致により、本市の交流促進に寄与した主催者に対して、市内の旅館等で延べ宿泊数に応じて10万円を限度に奨励金を交付するもので、本市の観光入り込み客数が年々減少する中、宿泊者増加の打開策として、平成19年度に創設したものです。

昨年度の実績として、7つのイベントに助成し、52万5,000円の奨励金を支出しておりますが、効果としましては、延べ宿泊者数が1,220人であり、宿泊費のみではありますが、790万3,000円が旅館等への収入となっているほか、市内業者へ弁当や飲み物などの注文があるなど、経済波及効果は十分生じているものと考えております。

本年度も当初予算で50万円確保させていただいていますが、今後、予算以上に申請があること

が見込まれるため、9月補正にて追加をお願いしているところであります。

次に、この制度の周知については、昨年度、教育委員会生涯学習課で作成しましたエコパーク水俣を中心としたスポーツイベント・合宿用パンフレットの中に、奨励金制度について記載し、県の総合運動公園を初め九州管内の各体育協会や大学、県内の各市町村、市内旅館へ配付し、本制度の周知を図っているところであります。

次に、スポーツイベント誘致につきましては、関係機関との連絡調整が必要であり、受け入れ体制づくりが欠かせないことから、エコパーク水俣を中心に利用するイベント・合宿などの誘致について、課題や問題点などを協議していくために、ことし7月に関係先である教育委員会生涯学習課スポーツ振興室、商工観光振興室、水俣広域公園指定管理者ハートリンク水俣、観光物産協会エコみなまた及び水俣市体育協会で構成する合宿誘致のための連絡協議会を設置したところです。

なお、エコパーク水俣には、県の指定管理者であるハートリンク水俣が管理する陸上競技場、サッカー場、テニスコート、グラウンドゴルフコースのほか、県との協定により、市が管理する潮騒の広場の野球場、ソフトボール場、サッカー場などがありますが、現在、市が管理する部分については、市内の関係する各種目協会と協定を結び、それぞれの施設の維持管理をお願いし、利用の促進と状況の把握に努めているところです。

ことし6月に、スポーツ振興室で各種目協会から現況等についてお聞きしましたところ、設備が足りず、大会運営等において、一部支障を来している面があるとの御指摘もあっております。

今後ともスポーツイベント誘致に向けた環境と施設の整備に向け、各競技団体とのコミュニケーションを十分にとりながら、公園の設置者であります県とも協議を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 田中功議員。

○田中 功君 目的と評価についてはわかりました。ただ、周知につきましては、19年度の実績と20年度の申請を比べてみますと、少ない利用件数の中で、同じ競技団体が2年連続であったり、水俣市体育協会に加盟している競技団体だけでも28団体あることを考えましたときに、とても周知していると言えないんじゃないかというふうに思います。

競技団体とはっきり言ってコミュニケーションがとれていないことのあらわれじゃないかというふうに思います。そのことが競技や合宿をするため、設備が不足したり、最低限の水道や電気が来ていない競技場があることも把握できていないんじゃないでしょうか。せっかく来てもらったのに、逆に不評をかったりとすることになるんじゃないだろうかというふうに思います。

ただ、施設の設備につきましては、今、答弁がありましたように、連絡協議会を立ち上げたということですので、そこでこの状況をしっかり把握して改善してもらえれば済むことだというふ

うにも思います。

先ほど答弁にありましたパンフレットは、このことだと思いますが、私もこれはよくできているというふうに思います。

また、この制度は水俣にとって有効な制度というふうに私も評価をしておりますが、ただ、奨励金を出すだけではどうしても限界がありますし、大きな効果は生まれてこないというふうに思います。それよりも、せっかく競技や合宿に来られた皆さんが、ぜひ水俣でまたやりたいと思うような環境づくりが大切ではないかというふうに思います。1つの例として申し上げますが、ここの5月10、11日に、全九州高等学校男子春季ソフトボール大会がエコパークで行われました。九州各県から代表16チームが来て、水俣で2日間試合をしたんですが、これも交流促進奨励金を利用して運営された大きな大会でもあります。ただ、ほとんど市民の皆さんはこの大会は知らずに、その会場にいた人は、大会を運営するソフトボール協会の皆さんと選手を応援に来ていた保護者の皆さんだけでした。もし、この大会が事前に市民が知っていたら、ソフトボール競技のファンも多いし、多分観戦者も多くなって、また、会場内に放送のうぐいす嬢もいたら、試合をする選手の大きな励みになったんじゃないかというふうに思いますと、非常に残念な気がいたしました。これは1つの例として申し上げただけで、競技をする、あるいは合宿をする皆さんは環境を整えてあげることによって、水俣を好きになってくれるし、再度また水俣に合宿やら競技をしていただくことにつながるんじゃないかというふうに考えます。

このことが、この制度を生かす方法でもあり、効果が上がるんじゃないかというふうに思います。

ここで、質問しますが、奨励金を出して頑張れただけじゃなくて、この制度の真の目的であります流入人口及び宿泊者の増加による地元消費への波及効果につながるためにも、もう一度根本から見直してほしいという部分がありますが、いかががお尋ねします。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 確かに議員の御質問を受けて、いろいろ検討をしていたところなんですけれども、確かに奨励金のことさえも、なかなか市民の皆さんが周知していないとか、なかなかエコパーク内でいろいろな大会があるんですけれども、何を行っているんだろうとかわからなくて、競技者だけの大会になってしまうということで、なかなか広がっていかないのが確かに現実ありまして、これは早急に改善しなきゃいけないと考えております。ただ、いろいろなエコパークの中で、競技種目、それぞれある中で、最初からその利用を計画して設置した競技もあります。例えば野球場のように、いろいろな事情で、後で設置したようなところもありますので、確かにいろいろなところから来ていただくには設備がある程度充実していかないと、なかなか来ていただけないというのもあると思います。そういう全体的な周知と設備の充実が将来的にはい

ろいろな方々に愛されていて、誘致が可能になってきますし、さらにはその宿泊者数、交流人口等もふえていくと思いますので、今後、関係者と協議しながら、その辺のところについては、十分検討してまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 次に、教育施設について答弁を求めます。

坂本教育次長。

（教育次長 坂本彰君登壇）

○教育次長（坂本 彰君） 教育施設についての御質問について順次お答えいたします。

まず、学校耐震診断の発注予定と完了の予定はいつか、また、三中は含まれているのかとのお尋ねにお答えします。

本市小・中学校施設の耐震化につきましては、平成18年度、優先度調査を実施し、その結果につきましては、全員協議会において説明させていただいたところです。

今後の手順としては、耐震診断を行い、その結果により施設の耐震化工事を実施することとなります。

耐震診断につきましては、さきの一般質問の中でお答えしておりましたように、庁内に水俣市立小中学校施設耐震化推進委員会を設置し、検討しました結果、まずは、学校再編成で閉校を予定している学校施設を徐く全対象施設について耐震診断を行うべきとの結論を得ましたので、今回その委託料を補正予算として計上しているところであります。

今回、この予算を議決いただきました場合、10月には発注し、年度内の完了を計画しているところであります。

また、第三中学校の校舎につきましては、さきに述べましたように、23年4月までに閉校を予定しておりますので、今回の耐震診断計画には入れておりません。

次に、耐震強度不足と診断された施設の今後の計画はどうなるのかについてお答えします。

今回、耐震診断を実施することにより、対象全施設の耐震指標が示されますので、この結果をもとに水俣市立小中学校施設耐震化委員会で検討し、計画を定め、速やかな耐震化を図っていきたいと考えているところです。

なお、久木野小・中学校体育館については、優先度調査において、文部科学省が求めております、原則22年度中に耐震化すべき施設に該当すると考えられますので、早急な対策が必要であり、今回の補正予算で実施設計委託料まで計上させていただきました。

次に、教育施設について、シックハウス症候群対策を行う予定はないかとの御質問にお答えします。

一般的な対策として、小・中学校校舎等の新築、増改築の際、設計、工事の段階で、化学物質の発生のない、または発生の少ない建材の選定、施設内の空気の流れに配慮した設計、適切

な換気計画等、十分な対策を行うよう、文部科学省のシックハウス対策の留意事項として示されており、近年の建材等においてはほとんどこれに対応したものとなっております。

また、本市におきましては、パソコンの新設、リプレースの際に、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等の関係法令の規定に基づき、パソコン設置教室の空気環境について、ホルムアルデヒド等の量の測定など、必要な検査を実施しているところであります。

さらに、各学校の日常生活においても、換気設備の日常的な清掃、点検の実施、また、教室等の換気の励行により、教室の空気環境を快適、清浄に保てるよう、各学校をお願いをしているところでございます。

次に、小・中学校のパソコン配置状況と今後の計画についての御質問にお答えします。

水俣市内の小・中学校のパソコンは、パソコン教室に配置され、授業を中心として活用されております。

1クラスごとにパソコン教室を使用することから、最多人数のクラスの生徒数に合わせた台数を設置するようにしております。

パソコンの配置状況につきましては、平成20年8月に、文部科学省が平成19年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果を取りまとめておりますが、その中で、教育用パソコン1台当たりを使用する児童・生徒数については、全国平均7.0人、熊本県平均6.3人という結果が出ております。

水俣市の場合、1台当たり小・中学校においては8.3人で、国・県の平均値を下回っております。

現在、本市は最多人数クラスがパソコン教室で授業を行う際、中学校におきましては、1人につき1台使えるように、小学校においては1人から2人につき1台使えるように配置しておりますが、学校から授業用のパソコンの追加配置等に対する特段の要望はあっておりません。

しかし、文部科学省では、今後パソコン台数の拡充を図ることを目標としておりますので、本市におきましても、今後拡充していく必要はあると考えているところでございます。

また、学校再編成の計画が進み、各学校での必要とされる台数が変化していくことが予想されますので、それに応じたパソコンの有効活用・環境整備を図っていきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 田中功議員。

○田中 功君 第三中学校の件ですが、第三中学校はコンクリートの強度不足が指摘され、耐震化も大変困難で、建てかえを考えるべき施設であるというふうに聞いておりますが、質問ですが、先日の全協での説明では、23年3月までは現在の三中の校舎を使用するということになったと聞きました。廃校することは決定しているようですので、建てかえは不要かと思いますが、大きな地震が発生したら大変取り返しのつかないことになりますし、早急に耐震化すべきかというふ

うにと思いますが、できないのか、また、このことは三中のPTAの方は御承知なのかお尋ねします。

シックハウス症候群とは、建物の中に入ったら目がつんとするとか、頭やのどが痛い、ぜいぜいするといった症状のことですが、原因は建物の中のホルムアルデヒドやトルエン、キシレンなどの揮発性有機化合物が発生しているからだそうです。その対策は、今の答弁にありましたように、施設の空気環境を快適に、正常に保つことでかなり防げるそうですが、国はシックハウス総合対策の中で、指針値を設けていることは御存じかと思います。測定表については、今、地元の業者の方にそういう仕事をされる方もいらっしゃるというふうに聞いておりますし、測定については無料でできるということだそうです。

施設が基準値内にあるかどうかを把握するためにも測定の実施はぜひお願いしたいというふうに思います。

パソコンの配備につきましては、パソコン1台当たりの児童数は全国平均7人、熊本県は全国で23番目の6.3人で、答弁のとおりです。水俣市の状況は、国、県の平均を下回っているものの、追加配置の要望はあっていないとのことですが、政府のIT新改革戦略では2010年までの目標として、たしか1台当たり3.6人としておったと思います。そのために、地方交付税での財政措置もしてありますし、今後、水俣は学校編成もありますので、それを視野に入れた改善をぜひしていただきたいというふうに要望いたします。

以上、この件は先ほどの1件を質問して終わります。

○議長（松本和幸君） 坂本教育次長。

○教育次長（坂本 彰君） まず、耐震化の件でございますが、三中の校舎につきましては、優先度調査においても、建てかえを要する校舎であると、建物であるというふうな、そういう結果を得ております。

大きな地震が来るときには、いつ大きな地震が来るかわかりませんが、どういうふうに考えているのかと、また、そのことについては、関係の皆様方が御存じなのかというふうなことであったというふうにと思いますが、議員御指摘のように、三中の校舎につきましては、コンクリート強度不足から耐震化が困難であると、建てかえるべき施設であるということでございます。

国におきましては、中国での地震、それから東北での地震を受けまして、早急に耐震化を図るということで、国の方も22年度末までには早急に対策を立てなさいということで、通知も文科省通じて県の方からいただいたところでございます。

文科省が言っております、いわゆる地震の強度6強によって倒壊するとともに危険性の高い校舎は、全国で1万棟余りというふうに言われておりますが、三中の校舎もその中に含まれるわけです。22年度末までにはどうにか対策を立てなさいということで、補助率のかさ上げもしまして、

早急に対策を立てるように通知を受けているところでございますが、仮に校舎の耐震化ができる場合であっても、これから耐震診断をします。三中の場合は耐震診断というよりも、耐力度調査をすべき建物でございますので、設計、施行までかなりの期間を要すると思われますので、やはり23年春には再編成をするという計画でございますので、大変耐震化工事には、今から計画をしても間に合わないものではないかなというふうなことを考えております。

そのことについては、関係の皆様方にはこれからまたお話を、説明等をしていかななくてはいけないんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

シックハウス症候群のことにつきましては、平成19年度、昨年度も学校の調査をいたしました。平成19年度に実施をしております。適宜、シックハウス、ホルムアルデヒド等の調査につきましては実施をしていきたいというふうに思っております。昨年度は0.08ですか、ppmの基準がありますが、ホルムアルデヒドにつきましては、2校がその基準を超えていたようですけれども、空気環境を清浄にする、窓開け等をして空気を入れかえる、そういうことをしたら十分であるというふうな御指摘をいただいているところでございます。

パソコンにつきましては、今後、台数の増加というんでしょうか、台数をふやすというんでしょうか、子どもたちの利用につきましても、職員の利用ができやすいような、そういう環境もつくる必要があるんじゃないかなと、そういうふうに考えているところでございます。

○議長（松本和幸君） 次に、市長車について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、議長車の買いかえは据え置きになったが、市長車についてはどのような考えを持っているのかとの御質問にお答えいたします。

今年7月、水俣市は内閣府から環境モデル都市の認定を受け、地球温暖化に対する低炭素社会実現のモデル自治体として、二酸化炭素排出削減への取り組みを本格的にスタートいたしました。

また、環境首都の称号獲得に向けての取り組みの上からも、市の公用車全般について運用効率化が求められるとともに、環境に優しい、いわゆるエコカーの導入は積極的に検討すべきものであると認識いたしております。

現在、使用しております市長公用車について申し上げますと、平成14年7月の購入から6年を経過し、走行距離は12万5,000キロを超えておりますが、これまでのところ、特に不具合もなく、県内はもとより、九州各地への出張にも使用しているところでございます。

しかし、来年7月には車検の時期を迎えることから、私としましては、これを機に現在の市長公用車を売却した上で、環境モデル都市水俣の理念を体現する、低燃費かつ低公害の車両に更新

したいと考えております。

つきましては、今後、予算計上に向けた検討を進めてまいり所存でございます。

議長（松本和幸君） 以上で田中功議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時47分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、西田弘志議員に許します。

（西田弘志君登壇）

○西田弘志君 皆さん、おはようございます。

まずもって、4年にわたります産廃問題が、跡地問題は残っておりますが、終結に至ったというところを、本当に心からお喜びをしたいと思いますし、また、産廃阻止に誠心誠意取り組まれてこられました宮本市長、行政職員、反対運動を最後まであきらめずに、辛抱強く続けられました水の会、みんなの会等、市民の方々に心より敬意を表すところであります。

この議場で、前市長と産廃問題でいろいろなやりとりをやったことも、最近もう記憶も薄らいでいるところですが、1つ私覚えていますのが、会社は法にのっとって手続をするのであれば、許可は出る、反対をしても無理ではないか、産廃を阻止できる方法があったら教えてくれということをこの議場でやったことはあります。私は、あの場所は危ない、水俣市民がみんなで声を一つにすれば必ず阻止できるのではないかということを言ったことをよく覚えております。

そして、水俣市民の声は一つになり、現実に産廃阻止ができたということは、本当に胸をなでおろしているところであります。

産廃問題が一区切りし、今から新しい水俣のまちづくりが始まる、そういった思いであります。

先日、私、九州創発塾というまちづくりの塾に行きました。コーディネーターは茂木健一郎さん。最近、NHKで「プロフェッショナル仕事の流儀」というので司会をされています。大変、今人気のある方ですけど、頭がぐしゃぐしゃとした方です。

今回、塾のテーマは「農」、茂木さんの研究されている脳みその脳ではなく、農業の農でした。食料自給率の低い日本にとって心配されるのは、今、地球の気候変動、石油価格の高騰などにより、世界的な食糧危機が来るのではないかと。こんな中、こういう危機をただ待つのではなく、現状の逆境をバネにして、農業を通して地域の活性化、チャンスを変える、そういうものであります。

全国に目を向けますと、農業を足がかりに地域を再生したところはたくさんございます。

有名なところでは、大分県の大山町、ここは直売で有名ですが、年収1,000万以上の農家をたくさん輩出をしております。

北海道和寒町、ここでは秋にとれましたキャベツを、冬、雪の下で貯蔵して、越冬キャベツ、そういったネーミングで甘みの増したキャベツを春出荷しております。1シーズンで3,500トン、多いときに1日1,500個ぐらい出荷されるということなんですけど、これはネットで販売されていまして、10キロ2,500円、大体5個入っていますけど、1個500円、そういうふうに加付価値を高めたキャベツを販売をしております。

この和寒町というのは、ことうちの商店街で玉入れ選手権というのをやりまして、行政の方にもたくさん参加していただいたんですけど、そこの発祥の地でありまして、一番寒い、最低気温というのが41.2度を記録して、それにかけて玉入れ選手権のボールの高さが4メートル12センチというふうになっていまして、非常におもしろいことをやっているところです。

近くでは宮崎県の都農町、ここはブドウづくりを土づくりから始めまして、地元の都農ワイン、10年かかりました。昨年のワイン百選、その中に選ばれておりますけど、日本で2つワインが選ばれて、その中の1つがこの都農ワインでした。アジアの最もエキサイティングなワインナンバー1、これも選ばれたのが都農ワイン、いろいろなことを皆さん農業を通してチャレンジしていっています。

今、農業を通して、地域の活性化が注目をされております。水俣も農地は少ないかもしれませんが。しかし休耕田はたくさんございます。水俣に合った農業政策を打ち出すことは、自給率の低い日本にとって、将来を考えたとき、大変重要なことでございます。

これからは、今頻繁に使われております農・商・工連携、今からのキーワードとなると思いますが、1つだけよいのではなく、みんながつながって、結果として水俣市全体が底上げされていけばいいなというふうに思っています。

よくウイン・ウインの関係と言いますが、お互いが提携することによって、双方利益が上げられる関係ですが、そういう関係が保てる施策をとっていただきたいという思いから、今回、いろいろな質問をさせていただきますので、執行部の皆さんの明確な御答弁、よろしくお願いをいたします。

1、環境モデル都市について。

初日から私でもう7人目だと思います。答弁内容はもう大体わかっているんですが、私なりの視点で提言もしたいと思いますので、このまま質問をさせていただきます。

①、環境モデル都市宣言をしている本市が、今回、政府の公募した環境モデル都市に選定されたことについて、どう感じられるかお尋ねします。

②、環境モデル都市に選定されたメリットをお尋ねします。

③、今後、環境モデル都市としての施策についてお尋ねをいたします。

2、ごみの施策について。

水俣市は産廃をとめたまち、また、環境モデル都市として、日本じゅうから注目をされています。今後、ごみに対する施策は大変重要であり、取り組み方によっては、産廃阻止は地元のエゴだったんじゃないか、そういうことも言われかねません。そのためにも、真剣にごみ問題に向かい合い、ごみに対する水俣の姿勢を全国に発信することが必要だと思い、以下、質問をいたします。

①、福岡県大木町が徳島県上勝町に次いで、日本で2番目のゼロ・ウェイスト宣言を行いました。産廃処分場の阻止をしたまちとして、ごみを発生させない、埋め立てない循環型社会を構築すべきと思うが、どう考えるかお尋ねをいたします。

②、生ごみを自宅で処理することは、処理費用の軽減、減量化につながると考えます。以前、生ごみ処理機の補助がありました。補助内容と件数をお尋ねします。

③、今後、生ごみ処理機の補助の再検討はできないかお尋ねします。

④、生ごみの堆肥化をしているが、市民の生ごみからできた堆肥を市民に還元できるシステムはできないかお尋ねをいたします。

3、農業の活性化について。

農家は3Kと言われるきつい、汚い、危険、そういったものではなく、収入がよく、カッコいい仕事と見直されていかないと、若者の農業従事者はふえないと言われております。

農家の労働が適切に評価された作物の値段で流通する。相場だけで値がつけられ、苦勞してつくった作物が二束三文の値になるようでは、労働意欲もなくなり、農業従事者もふえないと思います。

それには流通形態の整備、お手伝いを行政として、時代に、地域にあった施策を打ち、側面から農業を支援するべきではないかという思いから、以下、質問をいたします。

①、自給率40%の日本にとって、農業への支援、活性化は欠かせないと思います。

地元の農作物、加工品の流通システムの構築のため、直売所などの設置はできないかお尋ねをいたします。

②、サラタマなどをまつぼっくりでインターネット販売を行っているが、他の農作物、加工品など広げ、市内の農家の販路拡大はできないかお尋ねをいたします。

4、日本一の読書のまちづくりについて。

宮本市長のマニフェストの1つである日本一の読書のまちづくりによって、水俣の子どもたちが本に親しむ機会がふえ、1冊でも多く本を手にすることは、将来、子どもたちの人間形成する

上で大変重要であると考えます。

そういう思いから、以下、質問をさせていただきます。

①、日本一の読書のまちづくりの進捗状況をお尋ねいたします。

②、今後、日本一の読書のまちづくりを目指す事業等をお尋ねをいたします。

本壇からは以上です。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 西田議員の御質問に順次お答えします。

まず、環境モデル都市については私から、ごみの施策については福祉環境部長から、農業の活性化については産業建設部長から、日本一の読書のまちづくりについては教育次長から、それぞれお答えいたします。

まず、環境モデル都市についてお答えいたします。

最初に、環境モデル都市に選定されたことについてどう感じられるのかについてお答えします。

これまでの答弁で申し上げておりますとおり、今回の国による環境モデル都市認定は、水俣市民がごみ分別などに汗を流し、省エネ・省資源に努めてきた結果によるものであり、市民に与えていただいた最高の栄誉だと考えております。

また、昨今の地球温暖化は全世界共通の公害問題であり、これからも温室効果ガス削減の取り組みや、汚染物質による環境破壊を未然に防ぐため、公害の原点水俣病の教訓や本市の環境保全活動の手法を、日本の環境モデル都市として全世界に発信し続けることが、水俣市の使命であると考えており、これらの重責にまさに身の引き締まる思いでおります。

同時に、新産業分野の開発・誘致等で、市民にも豊かで暮らしやすい環境モデル都市水俣をつくってまいりますので、環境と経済の調和した地域振興にも弾みがつくものと大いに期待をしております。

次に、環境モデル都市に選定されたメリットについてお答えします。

これもさきの答弁で申し上げており、新産業分野の企業参入が期待できること、地元産業の振興策が図られること、市民に対する助成措置等が期待できること、そして水俣市民に誇りが生まれ、地域の将来に明るい希望が生まれることなどをメリットとして考えております。

次に、今後の環境モデル都市としての施策についてお答えします。

今回の提案では、環境配慮型暮らしの実践、環境にこだわった産業づくりなど、4本柱からなる28の事業を2050年までに実施し、水俣市において温室効果ガスを半減させることを掲げまし

た。

また、水俣市で環境の取り組みを学んでいただき、他の自治体の地球温暖化抑制の取り組みにも貢献することも掲げております。

これらの施策を今から四十数年続けていくためには、家庭など民生分野における取り組み、事業所や企業など産業分野での取り組み、車など運輸機関における取り組みが必要であり、市民団体、事業所など幅広い協力なしでは二酸化炭素などの温室効果ガスを半減させることは到底無理だと考えております。

今後は、市民や市内の事業所が高い環境意識を持って、無理なく環境モデル都市事業の推進が図られるように、市民を含む多方面の御理解と御協力を得ながらアクションプランを策定し、施策を展開してまいります。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 環境モデル都市につきましては、初日からずっと聞きましたので、もう大体わかりました。4本柱があって、環境配慮型の暮らしの実践、環境にこだわった産業づくり、自然と共生する環境保全型都市づくり、環境学園都市づくり、この4本の柱を軸にアクションプランを策定されるということだと思います。

水俣にとって、今回、環境モデル都市を推進するということは、国策として水俣が低炭素社会へ転換が図れる、それを国の支援を受けながらできるという、大変メリットがあるというふうに思います。

提案書の中で、見させていただいた提案書を出されている、その中で環境にこだわった産業づくりという中で、クリーンなエネルギーに転換していくというのがございました。温室効果ガスの削減が大きな目標なんですけど、それには、まず、化石燃料を燃やさない、不可欠であります。

水俣に目を向けますと、水俣の大企業であるチッソさん、チッソは水力発電を利用しているということを以前聞いたことがございます。公害を出したチッソは、見方によっては、今大変エコな企業、そういったふうに見ることができると思います。

チッソに対しては、チッソをもっと支援しろという声もありますし、いや患者の補償を積極的にやれ、そういったいろいろな声があると思いますが、違う観点からチッソを見ていくと、そういった持っているクリーンなエネルギーの活用というのを、初日だったですかね、野中議員が水俣市の公共施設の電気、重油等の使用料を聞かれまして、大変な使用料でございました。こういった施設のエネルギーを、できるかどうかまた置いといて、チッソのこういう水力発電、クリーンなエネルギーで賄うことが可能であれば、チッソは企業としての社会的責任も果たすことができ、なおかつ水俣市は温室効果ガスを削減でき、どちらにもメリットがある、感謝し、感謝される、そういった関係がチッソと水俣市の関係が築かれるんじゃないかなというふうに思いま

す。

そういうことをやることで、チッソはすごく影響力の大きい会社なので、水俣全体が環境モデル都市に同じ方向を向くことができるというふうに思っております。

それはもうできるできないのはちょっとあれなんですけど、こういうクリーンなエネルギーというのを考えたときに、そういった視点もあるんじゃないかなということです。

質問としては、いろいろな形で環境モデル都市に挑戦していかれると思いますが、今言いました、こういうチッソ、地場の企業のクリーンなエネルギーということを提携するとか、そういったことについてどういった考えがあるかを質問させていただきます。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） クリーンなエネルギーの活用で、チッソの水力発電あたりを何か利用できるとか、そういうことはできないかというようなことでございますけれども、実はチッソさんに対して、計画の段階で、このお話は一度お話をさせていただいております。ただ、まだちょっと厳しい状況もあるようでございますので、今後、アクションプラン作成していきますから、その時点でまたお話をさせていただければなと思っております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 そういうふうにコンタクトをとっていただいているというのなら、これは私も全然今はじめて聞いたんで、思ったことを言いまして、それにそういうふうに動いていращやるということでしたら、ぜひその辺、何か実現ができれば、非常にいい方向に進むんじゃないかなというふうに思います。

この環境問題といいましても、地球温暖化から日々の暮らしまで、テーマは幅広く問題が広いです。私たちは水俣病を経験したまちとして、その経験を生かした施策が望まれるというふうに思います。過去に水俣の海は汚染され、きれいな海を取り戻すのに50年かかりました。今、人間は地球全体を汚染しようとしております。これをまた、1回汚染させてしまうと、何百年、また何千年とかかるかもしれません。水俣の教訓というものを胸に環境モデル都市づくりを行っていくことこそが世界から期待される、そして注目をされている水俣の使命だというふうに思います。

計画は一步步、今から進んでいくと思いますが、水俣にとってまちづくりの柱になることは、もうこれは間違いありません。今回も7人質問されていますけど、やはり期待が大きいというふうに思います。

新しい組織を立ち上げて取り組まれるということも聞いて安心もしておりますし、風は本当に今フォローに水俣に吹き始めているというふうに思いますので、先ほど言いました、こういうクリーンエネルギーの活用等をいろいろなことを研究されて、ともに喜べる、ともに利益がある環

境モデル都市、そういうものを成功させていただきたいというふうに思います。

水俣市民の1つのことをなし遂げるポテンシャルが高いのは、産廃問題で証明をされました。いざ鎌倉、そういった気持ちは水俣市民にあったというふうに思います。今度は、環境モデル都市づくりを市民一丸となって推進していただきたい、そういう思いがあります。それには、やっぱり市長の産廃阻止のときの熱意、そういったものが違う形でやっぱり表現されることが必要だと思います。

私もIWDとか行かれたり、環境省へ行いった市長の熱意というものを見て、やっぱり産廃はとめんといかんと思った1人です。やっぱりそういった熱意というものを、今度は環境モデル都市づくりを水俣はやっていくんだということで表現していただきたいと思います。

今の市長の取り組みの決意というものを、一つ聞かせていただきたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 思いはまさに議員と全く同じでございますけれども、今回認定していただいたことは、今後の水俣の方向性を示してもらったものと、一面そのように受けとめております。水俣市の今の厳しい状況を考えるときに、この厳しい状況を乗り越えるためにも、また、まさに水俣の生きる道ではないかなと、そのように今とらえております。何としてもやり遂げるという使命感を持って、今後も取り組んでいかなければならないと思っております。

したがいまして、この計画をできるだけ早く具体的に示しながら、そして実践につなげていけば、必ず経済と環境の両立する持続可能なまちができて上がるのではないかなと、そのように思っております。

そのためには、やはり水俣市民が総出で、この問題に生き生きとして取り組んでいかなければならないと、そのように思います。

楽しみながら、そして長続きする取り組みをぜひ展開していきたいと思っております。

力いっぱい頑張ってみたいと思います。御支援をよろしくお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 次に、ごみ施策について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、ごみの施策についてお答えします。

まず、循環型社会の構築についてお答えします。

循環型社会とは、投入された資源は経済活動の中でさまざまな状態に変化し続けますが、本質は変わらず存在しており、これが消失することなく循環し続けるシステムが実現された社会を循環型社会と呼ぶのだと思います、

だとすれば、本質的には資源であるものがごみとして焼却され、その処理に莫大なエネルギー

を消費し、結果的に有害物質となって最終処分場に存在することは、考えてみればとてつもなくむだな行為であり、大きな社会的損失であります。この認識から、焼却・埋め立てされるごみをなくして、むだを排除することがゼロ・ウェイストの概念だと思います。

昨年、この実現のための手段として、水俣芦北地域戦略プラットフォームから、水俣市におけるゼロ・ウェイスト宣言を行うよう提言を受けております。

焼却・埋め立てごみをゼロにすることは、現状では極めて困難ではありますが、目標を明確に提示することにより、それに向けた努力を継続することで大きな成果が期待されます。

今後、市民、議会、事業所の理解、協力を得ながら、ゼロ・ウェイストによる循環型社会の構築に向け取り組んでいきたいと考えております。

次に、生ごみ処理機補助金についてお答えします。

本市では、平成13年度から平成17年度にかけて、生ごみ処理機に対して補助を実施してまいりました。まず、補助の内容ですが、1件当たり2万円を上限として、購入費の2分の1を助成するものであります。

次に、補助の件数ですが、5年間で500件であり、水俣市の全世帯の約4％に該当します。

成果につきましては、生ごみ排出量は、平成15年度が1,527トン、平成19年度が1,287トンで、約15％減少しておりますことから、この事業がある程度効果が出たものと予想されます。

次に、生ごみ処理機補助金の再検討についてお答えします。

この事業は、ごみの自家処理を啓発するという効果とごみ減量効果が期待できます。

一方で、生ごみ処理機は電気を使用するため、CO₂排出量の増大につながる面もあります。

このことから、過去5年間の補助事業を総括し、これらのメリット・デメリットを勘案しながら、慎重に検討する必要があると考えます。

最後に、生ごみ堆肥の市民への還元についてお答えします。

現在、リサイクル祭り等で、生ごみ堆肥の無料配付等を行い、生ごみリサイクルについて理解周知を図っておりますが、さらに市民に還元できるようなシステムがどのようなものが考えられるか、研究検討を行いたいと思います。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 ごみ施策につきましては、先ほども言いましたように、非常に重要だというふうに認識をしております。

ゼロ・ウェイストは焼却、埋め立てに頼らない、ごみになるものをなくしていこうという考え、概念ですね。現在は、今使わなくなったものというのは、破棄したものは、処理自体自治体の責任になっております。そして消費者が負担する。そういった仕組みになっておりますが、結果として、処理するときのことを考えずにさまざまなものがメーカーによってつくられている現

状です。ごみにならないもの、分別しやすいものがメーカー段階でつくられれば、今ごみのために使われている資源、お金、労力、そういったものが省けるというふうに思います。

メーカーには拡大生産者責任があります。今、自動車リサイクル法、家電リサイクル法、容器包装リサイクル法ができたとはいえ、リサイクルしにくいもの、そういうものはまだ世の中にあふれております。つくるときに分別回収、再利用、再資源化が容易な製品に切りかえ、そういったことを求める声、これを上げることも宣言の重要な部分の1つだというふうに思います。

ゼロ・ウェイストは、ゼロ・ウェイストに向けた行動をする宣言することで、自治体でこういう取り組みをするということは、本当、メーカー、消費者の意識改革というふうにつながると思います。

もう一回、ゼロ・ウェイストについて、今学園大中心にゼロ・ウェイスト会議、環境対策課の方も入っていらっしゃいますけど、ゼロ・ウェイスト宣言について、もう少し市の考え方をちょっと聞かせていただきたいと思います。

生ごみについては、平成17年度1,493トン、18年が1,350トン、19年が1,287トンという資料をこの間いただきました。生ごみ自体はずっと減ってきてるんですね。でも水俣の場合、生ごみは有料で、燃えるごみは無料です。実際に減っているのか、もしかしたら有料なので、燃えるごみに捨ててしまうということも可能なので、そういったものがどういった形で減っているというのは、はっきりわかっていないというふうに思います。

生ごみ有料、可燃ごみ無料という、いびつな関係になっております。でも水俣が可燃ごみを無料ということは、非常に私は誇っていいと思います。きょうの新聞に熊本市も有料化を来年9月から導入を計画しているということだったんですけど、これ14市ありますけど、市で無料なのは水俣と熊本だけ。熊本はもうこれで、もともとやりたいというふうに言ってたんですけど、今度こういうふうに打ち出して、14市の中で無料は水俣だけです。ほか郡部、町とかそういったところを見ましても、御船町、山江村、錦町、球磨村、そして水俣です。水俣は無料で頑張っていることはもっとやっぱりアピールしていいというふうに思います。きのうも水俣のごみ分別は大変とか、いろいろな声が聞こえるのは、実際私も聞きます。でも、水俣市民がそういうふうに労力をかけることで無料で今行政は頑張っていますということを、やっぱりもうちょっとアピールした方が私はいいというふうに思います。

きのう、中原議員の中で、主婦の方は分別したものがどうなるのかわからない、達成感がない、動機づけが必要ではないかということをおっしゃっていましたが、やはり行政は手間負担を市民にお願いしている立場なんですから、分別する理由、そしてメリットということはやっぱりきちっと周知することが必要だというふうに思います。

生ごみ処理機の補助というのは、やはり分別する人、そういう手間が何かで市民に還元できれ

ばなということで、今回、取り上げさせていただいております。

18年度に生ごみ処理機の使用の500人のアンケートというのをこの間見せていただきましたが、13年から18年まで5年間たっても、おおむね皆さん使用されている。8割の人は堆肥にして、自分のところで使っている。2割の方はごみにそれを出しているということですから、生ごみ処理機を購入された方は、生ごみの減量化、リサイクルには大変貢献されているというふうに思いますし、生ごみ処理機の補助があれば買いたい、自分で電気代負担してでも処理したいということは貴重な方々だというふうに思います。

環境モデル都市の提案書の中には、ごみの減量化、リサイクル率80%、そういったものを掲げていらっしゃる。

今後、何世帯ぐらい希望されるかというのはよくわかりませんが、財政も厳しい、それも重々わかっておりますが、そういったごみというものに、市民に関心を持ってもらいたいという観点から、こういった補助というのを復活されたらどうかというふうに思って、今回取り上げさせていただきました。

それと、補助をする時の話ですけど、今、商店街の一人の人間として、商店街の活性化という部分にもつながっていくと思います。こういった補助を出すときに、ある程度もう市内の業者さんで買っていただきたいということを限定していけば、水俣市のそういった支援というところにもつながっていくと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

そういった補助を出すときに、購買の店舗というものをある程度市内に限定するとか、そういったものは可能かどうか、1つと、生ごみ処理機の認識というものを、市の考えをもう少し聞かせていただければ、この2点。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 2回目の質問でございますけども、ゼロ・ウェイストは、冒頭申し上げましたように、基本的にはごみを出さないと、その前にごみをいかに持ち込まないようにするかということも重要でございます。

確かに、今現在燃えるごみについては無料化というか、市の方で集めておりますし、まず、その辺は誇っていいんじゃないか、もっとアピールしていいんじゃないかというお話でございましたけども、市といたしましては、燃えるごみの中にも、やっぱり結構資源化にできるものというのも結構入っておりまして、その燃えるごみのいろいろな調査をやりますけども、やっぱり、まずはその減量を図っていく、資源に回せるものは資源化し、減量化していくということで、ゼロ・ウェイスト宣言は極めてそういった意味では意思を強くあらわすという意味では必要かと思っておりますけども、その減量化に努めながら、こういったタイミングでそういった宣言が出せるのか、そういった状況もやっぱり見きわめたいというぐあいに、機が熟すというか、機が早く熟す

ようにですね、精いっぱい努力していかないといけないのかなというぐあいに考えております。

生ごみ処理機の補助について、可能かどうか、補助するとすれば市内のそういった販売店で購入するように義務づけることが可能かどうかというお尋ねでもございましたけれども、さっきも申しましたように、5年間、実際補助をやりまして、18年度には、先ほど言いましたように、アンケートも実際あっているわけです。毎日使っている方というのは68%ぐらい、それとほとんど、ほぼ使うという方も含めると、相当数確かに使っておられることは事実なんですけれども、ただ一部、1割ぐらいがもう使っていないという方もございますし、そして、その実効性というか、使われなくなった理由の中には、例えば壊れるとか、あるいは最近は性能もよくなっていますので、随分とよくなっていると思いますけれども、壊れるとか、電気代がかかるとか、24時間電気を使用しているわけですが、そういったリスクというか、そういったものもございいます。もう一度、この5年間の補助事業というのを、そういった意味で総括する必要があるのかなというぐあいに考えております。

その中で生ごみ処理機のメリット・デメリットを勘案しながら、仮にそれが有効だということで補助を復活するのであれば、やはり言われたように、できるだけ市内での購買、購入というのもしっかり必要になってくるという気はいたしております。いずれ、もう一回慎重に検討してみたいというぐあいには思います。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 ぜひその辺は検討をしていただきたいというふうに思います。

堆肥の問題ですけど、私、この間ゼロ・ウェイスト宣言をやりました大木町というところに行ってきました、そこは循環型社会の構築というものをマニフェストに上げられました市長が当選されておられました。ここには大木町循環センターくるんというのが、ここにありますけど、これがまちの近いところにできております。バイオガスプラントなんですけど、生ごみ、汚泥、し尿、そういったものを一気に集めて、そこでメタン発酵設備、それがありまして、そこで出たガスはコージェネ発電と言うらしいですけど、電気と温水の供給ができる。それを施設で使っているということですね。そして、そこでできました残ったのを滅菌層に入れると、液肥、水俣の場合、堆肥ですけど、水分の液肥をつくっているということです。それを地元の野菜、お米、そういったところの肥料、家庭にも肥料を大変安く出していっちゃいます。そして、最後に残った処理水の水はろ過しまして、浄化施設内の水、また、家庭の浄化槽の排水として使う、全然むだを、捨てるものはないというふうなシステムだそうです。

この大木町も生ごみの分別をすることで、非常にごみが減ったということを言われておりました。ここは2016年までにごみの焼却、埋め立てをしないという宣言をやられました。1番にやり

ました上勝町が2020年なんです、4年前倒しでやられたということでした。また、公言することで、議会、行政、市民も同じ方向で、そういった意識が高まったということをおっしゃっていました。

この堆肥を今度ちょっと取り上げたのは、先ほど無料で配っていらっしゃるときがあると言われましたけど、商店街で、この生ごみの事業所さんに協賛していただいて、ただで配りますよというのをすると物すごい人が来なつとですよ。中には、おばちゃんさっきもろたがなと、2回、3回と来られる方もいらっしゃるんですけど、そのぐらいやっぱ、ただがやっぱいいのかも知れませんが、逆に肥料というものの需要があるんやなといつも思ってるんです。ですから別にただで還元しろということじゃなくて、そういったせつかく自分たちがつくった生ごみがこういった形になって、自分たちに還元できるということをやっぱ見せた方がいいんじゃないのかなというふうな思いで、今回取り上げました。

まあそれは業者さんとのいろいろ折衝ということもあると思いますけども、ぜひそういったものは還元して、自分とこにメリットはあるということは、やっぱじゃ生ごみも一生懸命分別しようという意識の高まりになるというふうに思います。

ですから、先ほどから何回も言います、みんなが喜べる、どっちも利益があるというふうなシステムを構築していただきたいというふうに思います。

これはもうこれで終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、農業の活性化について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、地元の農作物、加工品の流通システムの構築のため、直売所など設置できないかのお尋ねについてお答えします。

議員御指摘のとおり、日本の食料自給率はカロリーベースで40%と、諸外国と比較しても大変低い状況です。

また、最近では、食品表示にまつわる産地偽装や中国産ギョウザ問題に代表されるような、食の不信など、国民の食に関する関心が高まっております。さらに、農業を取り巻く環境は、燃料や生産資材の価格高騰、輸入農産物の増加、生産者の高齢化、耕作放棄地の増加など、依然として厳しい状況にあります。

直売所につきましては、生産グループが開設したものや、店舗内に直売コーナーが設置されているものなど、市内に5カ所あり、生産者の所得向上や、女性・高齢者の活動の活性化につながっていると認識しております。

J Aあしきたが来春、芦北町に建設を計画しているファーマーズマーケットにつきましても、

本市生産者の所得向上に大きく寄与するものであり、支援してまいりたいと考えております。

市としましては、今年度から市内生産者が主体となって、消費者への販売を行います、水俣新鮮市という名称で、朝市の開催を計画しているところでございます。

これは、生産者が中心となり、観光物産館まっぼくりの敷地などを活用して、定期的に直売市を開催し、市内の農林水産物や加工品を販売することを通じて、生産者の販売手段の拡大、消費者との交流の場をつくり、安心して安全なしゅんの農林水産物の新たな流通が生まれることを見込んでおります。

現在、関係機関で実行委員会を立ち上げ、検討しているところであり、よりよい方向で実現し、定着が図られればと考えております。

次に、まっぼくりのインターネット販売の拡大につきましては、これまでのサラダタマネギを中心とした販売に加えて、新たな地元農産加工品等の紹介をふやすなど、品ぞろえの充実を図ることを目的として、現在のまっぼくりのホームページの内容を一新するための作業を進めているとお聞きしております。これによりまして、市内生産者の販路の拡大につながるものと期待しているところであります。

また、さきに述べました新鮮市を進めるとともに、出荷いただける生産者や農林水産物の掘り起こしを行い、関係機関と連携しながら、新たな特産品の開発・販売を支援してまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 この農業の活性化というところにつきましては、いろいろな形で支援の方法があると思います。別に直売所が新しいということでも全然ありませんが、新鮮市というのをまっぼくりに中心にやられるということ、今までやっぱりなかったわけですから、こういったものを積極的にやっていただきたいというのは本当思います。

水俣の場合、道の駅というのはなかなかうまいぐあいにはできておりませんので、あとはまっぼくりをうまいぐあいに使って、そういった支援をしていただきたい。

先ほど言いました大山町直売所、15億ぐらい売れるというところですね。ここはやっぱり年収が農家は上がって、テレビで見ておったときには、おばちゃんたちがパスポート見せて、海外旅行何回も行きましたと、そういった場所ですね。ここは昔、80年代ですかね、一村一品運動、「梅、栗植えてハワイへ行こう」というキャッチフレーズで、大分県の平松知事がやられた、そういった発祥の地ですけど、今はこういったことで、新しいことをやっておられます。

福岡県の岡崎町というところ、観光農園がありまして、ここは地元の生産されたしゅんの野菜、魚介類というものを使用していると。野菜については規格外、農協に出したいんやけど、いびつだったり、色が悪かったり、味は全然変わらんけど、二束三文になってしまうというのが

結構あるそうなので、そういったものを着目して、積極的に使う。普通メニューから考えると、じゃカツ丼つくる、何とか丼つくるのかい、この食材が要するというふうになって、食材を頼むわけなんですけど、ビュッフェスタイルというか、バイキング方式だと思うんですけど、こういう食材があるから、こういったものをつくろうという、逆の考えですね。そういったもので、地元にあるものを積極的に使おうということで、レストランをやったら、農家も喜んで、レストランに来た人も安く喜ぶ、そして人が来て、その地元も喜ぶというふうになって、年間30万人ぐらい来るところになっております。結果として、農家も潤い、後継者もふえたということでした。まつぼっくりもあるわけですから、そういったところを中心に、直売所、欲を言えば3号線に何でつながっていないんだろというの、みんな同じ意見だと思いますけど、それを言ったら切りありませんので、今ある形のものをどうかしてまつぼっくりをうまいぐあいに使って農業の支援をやっていこうというのを考えた方がいいと思います。隣にたけんこがありますし、先ほども言いましたバラ園、秋バラ、そういったものを今からうまく活用していけば人は来ると思います。今、中尾山にはコスモス園、行政の方も課長級の方が草むしりに来たということも聞いておりますけど、コスモス園と秋バラで今打っていけば、非常によそにはない水俣の資源だと思いますので、よそから人が来る、人が来れば、そこに農産物が売ってあったら売れるでしょうし、加工品も売れる、野菜が売れば農家も喜ぶ、加工品が売れば加工場が要る、そういったことになれば雇用にもつながっていくというふうに、そういう循環するような施策を、喚起する施策を行政として打つべきじゃないかなと思います。

もう毎回のように、企業何件回った、何件来そうですかという話は、それは大事だというのはよくわかっておりますけど、県北と県南で、同じところで企業に行ったらどうしても向こうに目が行くのは、それはもう立地とか、土地の安さというのもあって、難しいところがあると思いますけど、そういったものは一生懸命やっていただきたいですけど、ほかのこういった部分でも、行政の部分は支援できることはあって、最終的に雇用につながる施策になるというふうに思います。

水俣の1次産業、地元の食材、そういったものでしょう。2次産業、手づくりのもの、加工品等、そういったもの。そして手づくりの思いとか、食環境、バラ園のいやし、そういった3次産業ということを連携していけば、水俣でもきっと活性化というものは寄与できるというふうに思います。

ネットの販売に関しては、積極的にやるということですよ。自分はネットをよく見るんですけど、サラタマのまつぼっくりを見ますと、6月30日で終了しました。もう本当に一時期だけですね。やっぱり顧客の名簿も持っていらっしゃるでしょうし、そういったものを使って、いろいろな形で水俣の農産物のマンゴーとかデコポン、うちはいろいろなものがありますので、そう

いったものを活用していただきたい。もったいないというふうな思いがあるので、そういうところはやっぱり支援するべきじゃないかな。バラ園の発信というのもどこがするのかよくわかりませんが、やっぱり隣にいるまつぼっくりがそういう観光という部分と一緒に発信していくのもいいかなと。今、商工観光振興室ですかね、まつぼっくりに移っておりますけど、そういった部分でも一緒になってアドバイス、連携ができればきつとうまくいくんじゃないか。また、そういう支援をするために向こうにやられたと思いますので、ぜひ頑張ってください。

1つ、質問は、ネット等まつぼっくりでやられる環境というのはそろっている、ブロードバンドとか、そういったパソコン、ネットの環境というのはもうある程度そろっているのかというのを1つと、実際そういったホームページ等を扱うとしたら、外部に委託するのも1つの手なんだろうけど、内部にそういったスキルのある人材を確保するというのも安くつくんじゃないかなというふうに思います。

それと、直売所の、まつぼっくりのイメージがもう少しわかっていたら、そこを説明していただきたいと思います。

その3つをよろしくお願いします。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 3つほどということですがけれども、御質問なんですけど。

まず、まつぼっくりの中で、そういうネットの販売に対応できる、いろいろな施設についても、人についても対応できるのかということでございますけれども、5月に新しい館長が来られて、この方は以前原精機に務めておられて、非常にそういうパソコン等に詳しいということもあります。今回すべてリニューアルして、いろいろな展開をしていこうということで今考えられていますし、パソコンについても今回の予算で、また、新しい機器に変えて、それに対応する準備をしているところでございます。

あと新鮮市がどういうものかということで、今お尋ねだったんですけれども、先日、第1回目の実行委員会を開きまして、これはJAあしきたさんとか、漁協さんとか、いろいろな各市内の直売所の方たち、15人ぐらいですけども、集まっていただきまして、いろいろなお話をさせていただいたんですけども、まず、いろいろな生産者の方々が出しやすいというか、そういうものをつくっていこうと。市民に喜ばれる、一番喜ばれるものをそろえていこうということで、まだ市としてこういう市というのは初めてでございますので、まずは10月の第4土曜日、10月25日ですけれども、これを皮切りに、毎月第4土曜日、11月は22日、12月は27日の予定なんですけど、これはまたいろいろな状況で変わるかもしれませんが、これを目指して実施していこうということでございます。

具体的には、大分、いろいろな中身が変わってくると思いますけれども、まつぼっくりを中心

に、駐車場とか、まつぼっくりの中で生鮮の食品とか、加工品とかやっていって、将来的にはそれを月1回だけではなくて毎週1回とか毎日とか、親しみやすい、そういう直売所に育てていこうということで、今話しているところでございます。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 とりあえず月1回から始めるということだと思んですけど、ぜひそれが月1回、週1回、毎日、そういったもの、つくったものがどんどんそこで売れるというものまで育てていただきたいというふうに思います。実際、急にやってもなかなか売れんと思うんですよね。そういうときはやっぱりもう議員もですけど、職員もいっぱいいらっしゃるわけですから、そのときはみんなで地元のものを買いにいこうという、そういう支援を、やっぱりみんなでしていかなと難しいと思うんですよ。うまくいくまでは、みんなでそういった部分は支援していこうという気持ちがあってほしいなというふうに思います。

それとやっぱり地産地消ということの大事さをやっぱりもっと広めていく、遠い産地のものを買うとフードマイレージが大きくなって、ガソリン使って地球環境に悪いと、そういったところまで意識を持っていただいて、やっぱり地元のものを使おうというふうな考えを持っていただきたい、そういうものを広げていただきたいと思います。

それと、農家の支援ということでいいますと、給食センターが新しくなりますけど、これも地産地消は当然やっていらっしゃると思いますけど、何か聞くと、この間ちょっと会った人に聞くと、何か量が多過ぎて、なかなか納められないといった方もいらっしゃるというふうに言われておりましたですが、それはみんなに当てはまるかどうかかわからないんですけど、やっぱり今まではもうこれを使いますから見積もり出してください、安かったら市内、市外関係ありませんよ、買いますよという行政的なものやったかもしれませんけど、せっかく給食センターが新しくなっていくんでしたら、そういう地産地消というものををもっと使おうというのであれば、じゃこの時期にこのぐらい野菜要りますよとか、情報を流すとか、こういうふうにでき過ぎて二束三文になってしまうばってん、給食センターで使えんでしょうかと、そういう関係を結べるような農家とのかかわり合いを持っていただきたい。それが結局むだがない野菜、じゃ売れるから、じゃもっと広げよう、じゃ人もそこに入ろうというふうになって、つながっていくというふうに思います。それにはやっぱり栄養士さんがコーディネーター的な役割というのは必要になって、今までよりもっと難しくなるかもしれませんが、そういったところはやっぱり行政の方で人を入れるとか、コーディネーター的なものを入れていただいて、農家を支援するという立場からそういった給食センターを支援していけば、きっと水俣の農家というのも助かるんじゃないかなというふうに思います。これは漁業でも同じだと思いますけど。そういったものの解消は、結局は休耕田の解消につながっていくというふうに思います。

ですから、そういった思いなので、ぜひ農業の支援という部分もかねて、給食センター等の活用、これはそこがうまくいけば、今度は医療センターもつながっていくわけですから、きっと水俣の農業には潤いがあるものだというふうに思います。

これで終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、日本一の読書まちづくりについて答弁を求めます。

坂本教育次長。

（教育次長 坂本彰君登壇）

○教育次長（坂本 彰君） 次に、日本一の読書のまちづくりについてお答えします。

まず、日本一の読書のまちづくりの進捗状況についての御質問にお答えします。

昨年、4月に水俣市読書のまちづくり推進協議会を立ち上げました。その後、読書アンケートを実施し、日本一の読書のまちづくり宣言を行い、読書の日を制定するとともに、読書ウィークを設けるなど、その推進をしてきております。

特に、日本一の読書のまちづくりの基本となります読書のまちづくり推進計画については、協議会で検討を重ねていただき、現在取りまとめ作業に入っております。

また、学校における朝の読書も全校に定着してきているところでございます。

今年度からの事業については、ブックスタート事業を予算化し、ぐるりんばブックスタートと銘打って、5月から実施しているところでございますが、水俣市保健センターで行われている毎月の4カ月児健診時においては、担当者による読み聞かせを行い、絵本の楽しさを伝えながら、毎月20名ほどの方に絵本を贈呈しております。

また、地域読書活動として、健康高齢課が地域の公民館等で実施しているまちかど健康塾の中で、8月から15分ほどの時間ではございますが、水俣の民話などの読み聞かせを実施しているところです。好評ですので、これからも取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、まちの中で本に触れる機会をふやすために、公共施設等に図書を設置するまちかど図書コーナーを始めました。これは、市立図書館に寄贈される市民の方からの古本をリサイクルして、公共的な場所に設置しようとするものです。7月には総合医療センターの1階ロビーや各病棟の待合室に合計900冊設置いたしました。8月には、南部もやい直しセンターおれんじ館にも設置いたしました。今月は水俣自動車学校に設置する予定ですが、今後、多くの人たちが利用できるように、駅などへの設置場所を考え、さらに広げていきたいと考えております。

6月からは、第2、第4土曜日の読書の日、国際交流員による英語の絵本の読み聞かせを始めたところですが、絵本の中のおやつづくり、折り紙教室、さらにはしおりづくりなどを実施してきたところです、これからも楽しく参加できる催しを行っていきたいと考えております。

なお、図書館や読書活動の情報提供を行うため、8月から図書館だよりを作成し、各地区で回

覧していただくようにしましたが、この後、年4回ほど発行していく予定にしております。

今後、さらに日本一の読書のまちづくりへ向けて、事業の展開を図ってまいりたいと考えております。

次に、今後の日本一の読書のまちを目指す事業等のお尋ねについてであります。日本一の読書のまちを目指す本市にとりましては、今後の事業展開がまさしく重要であろうと考えております。

そこで、今後の事業につきましては、現在取りまとめを急いでおります水俣市読書のまちづくり推進計画に、その具体的な事業の取り組みを示していくところでございますが、読書のまちを目指す上で、まず、考えなければならないのが読書環境であります。

そのため、本年度は、ふれあい拠点づくり対策事業の中で、空き店舗を利用した絵本館を設置し、市民だれもが気軽に身近なところで本に触れることができ、読むことのできる読書環境を整備していく予定であります。

読書環境を整えていくことは、市民の読書への興味や関心につながり、読書の楽しみや親しみが増すものと期待するところであります。

また、このたび、国から環境モデル都市の指定を受けましたが、まさに環境都市として、これまで以上に国内外から多くの来訪者を迎えることになろうかと思っております。

そこで、新たな事業としまして、その情報発信の拠点として、図書館を核とした事業展開をする必要があるかと考えております。

具体的には、環境に関する多くの図書や資料等を収集・提供するとともに、視察や研修に対応できる学習の場所としても図書館の機能を充実させていきたいと思っております。

今後の事業推進にあたりましては、水俣市読書のまちづくり推進計画に基づいて、水俣市読書のまちづくり推進協議会との連携を図りながら、今後、より一層、多くの市民の皆様が、図書館を身近に感じて読書に親しめるよう事業を実施していきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 日本一の読書のまちづくり、私ももう2回目ですけど、朝の読書、以前、質問しましたブックスタートも始まった、ぐるりんば、そういうのも始まって、まちかど健康塾でも読み聞かせを始める、いろいろなことをやっていらっしゃるというのは、この間、回覧で図書だよりが送ってきまして、初めて創刊されたといってお見させていただいて、わかりました。しかし、この日本一の読書のまちづくりというのを水俣市民がみんなやっているんやと、知っているかという、やっぱり意識は低いと思います。やっぱり伝わっていない、そういった思いがあります。今から事業はふれあい拠点の中で読書環境の整備、環境モデル都市として情報発信、本を集めるとか、発信するというふうな事業を、今からやられるというふうに聞きましたですが、やっぱり

もっとわかりやすい、本当、まちづくりやっているとこのを発信していただきたい。第2、第4が読書の日やったら、その日に行けば、図書館に行けば何かいつもやっているとか、古本市でもイベントでも何でもいいんですけど、やっぱりどんどんそういった目に触れるものをやっていただきたいなというふうに思います。

1つ、以前も質問しましたんですが、絵本館という構想があったと思います。なかなか場所がない、イメージがわからないというので、進んでいないというふうな、私は認識持っているんですけど。今、絵本の国というのは南阿蘇に阿蘇五岳をバックに、大変ロケーションのいいところにできております。別にその絵本館が町で便利なところじゃなくても、それは構わないと思うんですよ。今、統廃合が始まっておりますので、そういった学校が空いてきたらそういったところを検討されるのも1つの手かなというふうに思います。

学校がなくなると寂しい、しかしそういうところに絵本館というのをつくりませんかとアピールしていけば、地域にも大変喜ばれるというふうに思います。

最後、伝えたいのが、やっぱり読書のまちづくり推進計画、今出されていますけど、市長がマニフェストでこういったまちづくりをやりたいという、やっぱり期間が大分たっております。アンケートをしたり、意見の集約をしたりして、会議されるということは、それはもう十分わかるんですけど、昨日だったですかね、岩阪議員の方で、いろいろな計画書が出ておりますが、検証がなされていないとか、何でもつくるんですけど、何かその先が余り見えてこない、つくるまでにすごい時間がかかるというのは、やはりスピード感が足りないと思います。前も伝えさせていただいたと思いますが、どんな計画をつくるにしても、スピード感、実行、そして最後、それを検証できるところまでやっていただきたい。そういった思いを伝えて終わりますけど、ぜひこの読書のまちづくりというものを、市長のマニフェストの1つでありますので、早急につくり上げていただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（松本和幸君） 以上で西田弘志議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午後0時0分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、渕上道昭議員に許します。

（渕上道昭君登壇）

○渕上道昭君 皆さん、こんにちは。

9月議会最後の一般質問を気合いを入れて実施をいたしたいと思います。

新緑会の刷新でございます。

通告に従い、順次質問を行いますので、活性化につながるよう回答をお願いいたします。

一般質問は、市民の代表として重要な責務があり、市政発展に寄与することが強く求められます。

議員になりまして、最初は、人口の流出、職員の対応、健全育成等から始まり、主に財政問題、活性化問題、教育問題を取り上げ、今回も3期目の約束であります項目での1つ、最初の質問、地域活性化について、3点、質問をいたします。

①、本市の経済状況は、極めて厳しい中、雇用の創出は本市の最大の課題であり、現在までの取り組みと成果はどのようなになっているか。

②、大半の業種が低迷し、倒産も目立ちます。経済が低迷し、活気がない状況をどのように認識され、また、対策はどうしておられるか。

③、今回の恋龍祭が従来の2日間から1日間となりましたことにどのような御見解を持っておられるか。

2、財政問題でございます。

財政問題は、たびたびこの議会で取り上げておりますけれども、また、今回はちょっと視点を変えながら質問いたします。

行財政改革を進めながら、財政健全化計画での項目の見直しが16年度から着手し、大半の項目で成果を上げていることは、評価をしたいと思います。一方、見直しが進んでない項目もあり、今後の大きな課題でもあります。

本市の財政事情も自主財源が依然として厳しい中、財政を国に依存し、自主財源確保が財政での最大の課題であり、財政健全化計画の今後の方向性等、財政運営は、行政の根幹であることを強く認識いたし、以下、6点を質問します。

①、財政健全化計画最終年度7項目の具体的な数値目標の進捗状況は。

②、40項目の具体的な方策が6カ月で終わる中で、現在どう評価されておられるか。また、成果が上がらない項目に継続をして取り組むことは不可欠、どう取り組まれるか。

③、遊休資産の処分が毎年実施され、成果が出ています。現在の進捗状況は。

④、普通交付税の今年度の配分が8月27日決定をいたしました。額は、また、前年比で幾らか。

⑤、財源確保のためふるさと納税を積極的に取り組み、現時点での寄附は何件で、金額は、反応はどうか。

⑥、市民に行政参加意識を高めるため、ミニ公募債導入を数回取り上げ、3月議会の答弁で

は、秋、発行額は１億円となっている。その進捗状況は。

３、農業問題について。

本市の、基幹作物１つ、タマネギ収穫に、日ごろから大変お世話になっている数軒に収穫作業に時間が許す限り、夫婦で応援に行き、いろいろな話題が出て、農業の現状、今後について話すことは、大変意義深いものがありました。生産者すべてが兼業での取り組みで、農業をどげんかせんばつまらないと、まじめに、日々前向きに考える人たち、一方では農林地が荒れ、休耕、放棄も確実にふえつつある休耕田を例にすると、年に３回ぐらいは草刈りは不可欠であります。荒れ地では周辺に大変迷惑をかけるなど、稲づくりをまじめに取り組む方々との問題も各地域で発生しているのが現状の中、２点、質問します。

①、サラダタマネギ、デコポン、茶が本市の基幹作物、価格、生産意欲等をどう認識されているか。また、農業振興を向上するため、行政として生産意欲向上を図る施策はどう考えているか。

②、自給率向上を高めることは重要の中、水田の有効活用の重要性は明確である。休耕、放棄対策について、いかが考えておられるか。

最後です。４番目、職員問題について。

平成11年９月議会、初めての一般質問で自治体職員の対応について取り上げ、地域格差は職員の能力、力量の差がますます出てくる、各自治体競争がはっきり出る、中でも接客対応は本市の顔である、業務対応に積極的に明るく取り組み、市民内外から気持ちよく思っただき、本市のPRにもつながると認識いたし、当時の平野総務企画部長は、社会ニーズ、市民ニーズに柔軟に対応できるよう研修を実施し、業務を円滑に処理し、市民と職員の信頼関係を築くため、研修会を開催していくと、明確に答弁され、今日に至っています。

職員一人一人の資質をさらに高め、結果として市民満足度を高めることは、極めて重要の中、以下、３点を質問します。

①、施策、事務事業の行政評価はどのように実施しているか。また、だれが主体となって評価するのか。

②、研修の重要性が各業種で積極的に実施され、成果を上げている。昨年９月議会で必要性を取り上げた。内容、成果についての見解は。

③、人口減少が今後も続く中、部長職の必要性の検討も必要と思うが、いかがお考えか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 洲上議員の御質問に順次お答えします。

まず、地域活性化については私から、財政問題については総務企画部長から、農業問題については産業建設部長から、職員問題については総務企画部長から、それぞれお答えいたします。

地域活性化について順次お答えします。

まず、本市の雇用創出の取り組み状況と成果についてお答えします。

工業を中心とした雇用創出の取り組みといたしましては、本市の厳しい経済・雇用情勢を踏まえ、地域経済の活性化に直結する企業誘致対策事業を実施し、雇用の創出につなげていくよう努めているところです。

具体的には、進出企業の受け皿づくりとして、本市の優遇制度の充実と、新たな工業団地の開発に向けた検討を行っているほか、本市の強みである水俣エコタウン事業の啓発等を兼ねて、多くの企業が出展する企業展示会等に参加しながら、企業動向など、情報の収集と、企業訪問等による誘致活動を展開しております。

その結果、最近5年間の企業誘致の成果といたしまして、環境・リサイクル関連企業を中心に、計5社が立地していただいたほか、現在も新エネルギーや環境・リサイクル関連企業など、数社から前向きな企業情報も寄せられておりますので、引き続き本市に立地していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

また、それぞれの企業が抱える課題や問題点等を把握し、適切に対応していくことが、地元企業の企業力向上と、ひいては雇用の拡大につながる有効な施策であると認識しておりまして、そのような観点から、市として地場企業支援事業を積極的に推進しているところです。

内容といたしましては、地元企業訪問による各種情報の収集と、市優遇制度の適用など、必要な支援を行っているほか、平成14年度に創設した水俣市産業技術開発・ものづくり補助金制度を活用して、地元企業の新商品開発や新産業創出に向けた取り組みを支援しております。

その成果といたしましては、最近5年間で水俣市企業立地条例を適用し、地元企業の増設の支援を行った結果、計15件で、約80名の雇用拡大につながったほか、新規事業の受け皿会社として、新会社を2件設立されるなど、雇用の創出に寄与できたものと理解しております。

次に、本市の経済の現状認識と対策についてお答えします。

本市の経済の現状につきましては、地元建設業やサービス業を初め、本市の主たる業種において総事業所数が年々減少し、ここ数年においては倒産を含めた廃業事業者数が増加するなど、残念ながら厳しさを増しており、強い危機感を抱いているところです。

本市が環境モデル都市として認定され、これから地域再生に向かって力強く動き出していくためにも、この厳しい経済の建て直しと、雇用情勢の改善を図っていくことは、早急に取り組むべき大きな課題の1つであると認識いたしております。

今後につきましては、本市がこれまで進めてきた雇用創出に向けた取り組みに加えまして、新たな対策として、さきの岩阪議員、田中議員の御質問でもお答えしましたとおり、本年度から平成22年度までの3年間、熊本県産業・雇用創出事業に取り組み、本市の産業振興と雇用機会の増大につなげてまいりたいと考えております。

具体的には、企業誘致対策事業、環境モデル都市にふさわしい地場産業プロジェクト推進事業及び地場企業への人材確保に向けた支援事業の、大きく3つの事業を柱に考えておりまして、今年度中には、水俣市バイオ燃料利活用事業を初めとする幾つかの地場産業プロジェクトを支援していくとともに、地元企業への訪問調査を行い、それぞれの企業が抱える現状や新規事業、人材育成等のニーズを把握しながら、次年度に向けた即効性のある事業構想を策定していく予定にしております。

市といたしましては、県、ハローワークとの連携を密に図りながら、早急に本協議会を発足し、本事業に着手していくとともに、市及び関係団体、地元企業を含めた本地域が一丸となって知恵と創意を結集し、できるところから実行に移していくことが重要であると考えておりますので、議員各位のお力添えも切にお願いしたいと考えております。

次に、今回の恋龍祭が従来の2日間から1日間となり実施となったことにどのような見解を持っているかについてお答えいたします。

さきに中原泰子議員からの御質問にもお答えをいたしましたが、恋龍祭は昭和31年に水俣港が国際貿易港に指定されたことを記念して始まった港祭りを前身とし、今回で53回目を迎えた本市の伝統的な行事で、夏の風物詩ともなっているものです。

しかし、御承知のとおり、昨今の少子・高齢化の進展や地域経済の低迷、さらには市民の祭りに対する意識の多様化などといった、さまざまな要因により、恋龍祭を取り巻く状況は大きく変化しているところです。

ことしの場合、資金面やスタッフ確保の状況を勘案すると、これまでの2日間にわたり、市内中心部全体を使つての開催は困難な状況となったことから、4月以降、恋龍祭実行委員長、事務局である水俣商工会議所及び本市の三者で協議を重ねた結果、パレード及び市民総踊りを同日開催するとともに、パレードの規模を縮小する方向で実施するとの結論に至りました。

また、協議の中では両イベントを時間を空けずに実施することで、にぎわいづくりにつながるのではないかと意見も出されております。

この祭りを取り巻く状況や見直しの方向性については、5月22日に開催された恋龍祭役員会において、役員の皆様にお示しするとともに、十分に説明し、御了承をいただいているところであります。

1日開催となったことに対する見解としましては、コンパクトにまとめて開催されたことによ

り、経費削減につながったことや、旭町の本部席周辺に観客が集まったことで、ある程度にぎわいづくりができたこと、例年に比べ早く終了したことで、打ち上げ等が催され、飲食店に流れる動きがあったことなど、一定の成果は得られたのではないかと考えております。

いずれにしましても、恋龍祭は祭りを取り巻く状況を踏まえつつ、市民みずからが企画し、楽しめるような祭りにしていくべきであると考えております。

今後は実行委員会を中心に、市民に対して費用をかけずに祭りを盛り上げるイベントの検討を依頼したり、スタッフを広く募集するなど、多くの方々にかかわってもらうことで、恋龍祭への関心を高め、もっと市民の祭りとして定着させていく必要があるのではないかと考えております。

○議長（松本和幸君） 洲上道昭議員。

○洲上道昭君 2回目に入ります。

3点質問いたしまして、①の答弁では、地元企業の増設支援等々で15件、80名の雇用、②では、今後、今の水俣の状況の中、どう認識して対策をするかということでは、具体的に企業誘致対策事業を柱に実行していくというようなことであります。

恋龍祭は、役員会で承認されております。私個人からすると、ちょっと残念だなと思いますけれども、しかし、いずれにしても、いろいろな方々のやっぱり役員会で、そのようになったということで、そこらは尊重しなきゃならないかなと思っている中で、2回目に入ります。

前回、私、3月は経済の活性化ということでしまして、今度は地域活性化、大体一緒ですけども、何しろ地域の疲弊というのが、それぞれ議員の方も、また、それぞれの方々も、水俣の現状を十分認識されておられると思うんです。本当に悪いなというのが実感です。

そういう中で、1点目、今、先ほど企業誘致対策事業というのをおっしゃいました。この企業誘致対策事業とは具体的にどんな事業であるか。これが1点目。

2点目、今何しろ雇用の場がございません。本市に企業が立地できるよう、雇用創出が果たせることが、今地域活性化で最も強く求められている中、今後も強い使命感、あるいは粘り強く、誠意を見せながら取り組むことは不可欠と思うんですね。それについて、どう取り組まれるか。

3点目、今、担当職員が、我々も3月に要望したけれども、なかなかふえなかった。やっぱりどうしても専従というか、職員を、例えば企業誘致対策等に、私はあと1人どうしても必要だろうと思うんですね。ですから、いわゆる専従職員の配置を設けるべきと思いますが、いかが考えられるか。

最後です。トップセールスということで、盛んに全国津々浦々やっておられます。市長もちよこちょこあっちこっち行っておられます。恐らく先方の受けは、トップが行くならば好意的に受けるだろうと思うんですね。ですから、今後ともトップセールスを私は積極的に力を入れてやる

べきと思うんですね。それについて、再度御決意をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点の、企業誘致対策事業というのはどんな事業かという御質問でございます。

これは、本事業を活用して、企業の情報収集とか、あるいは企業誘致活動を展開していくということになります。これはもちろん私自身がまず動かなければならないというものでございます。市内の遊休地等も含めまして、土地の状況、あるいは建物等のインフラの情報等を調査いたしまして、そして企業誘致に関するセールスシートといいますか、そういったものも今作成しているところでございます。

それから2番目の、使命感といいますか、企業誘致等に向けての使命感、あるいは誠意、そういったものをどうやって取り組んでいくのかということでございますので、今申し上げましたとおり、企業訪問等を積極的に行いながら、私も含めまして、本市の思いをしっかりと誠意を持って伝えていく、そういう活動をしななければならないと思っております。

事業の内容等をしっかり見きわめた上で、本市の思いを会社に伝えていくと、企業に伝えていく、そういう取り組みを展開していかなければならないと思っております。

それから3番目の、庁内職員の体制の充実が必要ではないかと、ぜひ専従職員を置く必要があるのではないかということでございます。これは議員のただいまの御指摘を踏まえながら、そして全体的な組織の中で体制を今後考えていかなければならないと思っております。重く受けとめさせていただきたいと思えます。

それからもう一つは、トップセールスをされてはどうかと、市長の感想はどうかという御質問でございます。これは、例えば先日、6月に企業誘致を目的といたしまして、金沢の方に行かせていただきました。金沢で蛍光管のリサイクルをする会社でございまして、その会社、社長さんを含めまして、非常に水俣に興味を持っていらっしゃるし、水俣に好意的な態度でいらっしゃるもんですから、そこを伺わせていただいたところです。いろいろ工場を説明していただいたり、私の思いも伝えさせていただきましたし、非常に、今、議員がおっしゃったように、温かく迎えていただきまして、本当に何というんですか、快く対応していただきました。これがどう発展するかわかりませんが、引き続き続けていきたいと、そういう意味におきまして、トップセールスの大切さというのはしみじみ実感としてきたところでございます。

今後も引き続き頑張ってまいりたいと思えます。

○議長（松本和幸君） 洲上道昭議員。

○洲上道昭君 3回目に入ります。

トップセールスですけれども、ここにも、これは蒲島知事のコメントですね。どういうことを書いてあるかという、トップが懸命になってこそ成果が上げられるとわかったということで、蒲島さんもどっちかといえばトップセールスがひょっとしたら苦手だったかもしれません。そういうのはもう関係ないですからね。どんどん攻めていくということでやっていただいて、そしてやっぱり先方からも、多分、わあ市長さんが来なったと、そういう例えばお礼とか、そういう電話等もあるだろうと思うんですね。ですからそういうのをやっぱり背に負いながら、ぜひ水俣の企業誘致に結びつけるように、今後とも強く頑張っていただきたいと思っております。

そこで、3回目ですけれども、私たちは、今、水俣が非常に暗い、元気がないということで、7月の5、6に、皆さんもよく御承知でしょうけれども、千葉県の市原市に行ってきました。非常に実際苦勞しました、財源とか、そういう意味で。その間いろいろどうしようか、ああしようかということで、随分こうしながら、しかしやっぱりこういうのはやっぱりやるからには、ばかになる人がおらなければなりませんから、やってきました。そして、総数約60名。もう子どもさんからお年寄りまでですからね。1便はもう早目に鹿児島空港から物産が行っておられますけれども、第2便が朝ここに5時に集まって、今言うように大型バスで、まだ目をこすりながら行き、そして市原に向かったわけでございます。

結果として、私は大成功だったと思います。そして千葉のバスの中だったと思うんですが、担当の方から、我々が心配したのは、入場券がいかほど売れるかなと、2,000円だったですからね。そしたら市原市の佐久間市長さんですか、その方が何か訪問されたときに一遍に100枚ぱつと預かって、20万、それを処分したという、非常に明るい情報をいただきまして、よっしゃと思って、市原市市民会館に着いたわけですからね。それにはやっぱり物産の方々も行って、そして谷口さんも一緒にやっているひよげ踊りも一緒に行きまして、そういう明るいイメージづくりを売りに行って、今言うたように、物産はもう完全に即売れてしまう、あるいはいろいろな旧交が深まる、いろいろな話が出る。その中でも、例えばふるさと納税の話も、市原市に泊まる宿泊のマリンホテルであったもんですから、結構多うございまして、大変盛り上がったということで、私はだから最初言ったとおり、大成功であったと。しかし実情は大変苦勞したということで、しかし市民みずからやったことは、市民みずからで手を取り合ってやったことは、多くの市民の方々に非常に好意的に受けていただいたなということですからね。それにつきまして、徳永会長とか木村実行委員長とかが特に苦勞されて、今回は終えたわけです。そして来年もぜひ市原に来てくださいという話がもう既にオファーが来ておるみたいですからね、そういう水俣を売りに行ったという、私たちの今度の水俣元気隊について、市長の御見解を最後にお聞きしたいなと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 大変御苦勞いただいたということは伺っております。

水俣を元気にしたい、そしてまた、水俣の元気を全国に伝えたいというのが、これは水俣市民、だれでも願うところだと思います。

今回、特に市原市に行かれたのでは、私の伺うところでは、塩崎議員、それから福田議員あたりも同行されて、応援をしていただいたと伺っております。改めて、この場をおかりして感謝を申し上げるところでございます。しかも、後で報告いただいた話をお聞きしますと、大変盛況であったということでございます。本当に御苦勞だったと思います。

また、この湊上議員がやっていらっしゃるひよげ踊りも今回でたしか10年目を迎えるということではなかったかなと思っております。本当に頑張ってください、このひよげ踊りもまさに水俣のブランドとして、そして水俣の元気をつくり上げる大きな1つの要因として頑張ってくださいしております。これもまた敬意を表するところでございます。

ただ、今回の市原市への公演につきましては、市がそれに対してどれだけ援助ができるのかとなりますと、正直、今回厳しい状況もあったのではないかなと、そのように私は受けとめております。予算等が絡むこととなりますと、やっぱりじっくり話し合いもしなければならぬし、話し合いの時間も不足していたのではないかなと。そういう意味におきまして、私は向こうの市長さんに対してよろしく願いしますと、メッセージを送るだけにとどまったということで、心苦しい部分も確かにございます。

ただ、今回はそういう状況でございましたけれども、私といたしましては、やはり応援できるところは精いっぱい皆さん方と一緒に頑張って応援したいというのは、気持ちは全く変わりませんので、どうかひとつ、今後ともそういう部分、御理解いただいて、一緒になって頑張ろうという気持ちでおりますから、引き続き御支援いただければありがたいと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、財政問題について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 財政問題について、7項目の具体的な数値目標の進捗状況についてお答えいたします。

財政健全化計画には数値目標として、一般会計予算規模115億円、自主財源比率30%、実質収支比率3%、経常収支比率90%、市税徴収比率93%、公債費比率16%、財政調整基金年度末現在高10億円を掲げております。

このうち、財政健全化の取り組みにより、4つの数値が目標に達しており、平成19年度決算では自主財源比率34.6%、実質収支比率3.4%、公債費比率10.1%、財政調整基金年度末現在高12億6,548万5,000円となっております。

目標の達成ができなかった３つの項目ですが、一般会計予算規模につきましては、年々削減し、平成14年度の144億円から、平成19年度には123億円にまで減少いたしました。現状では削減が難しい経費が多く、特に今年度は他会計の共済費を一般会計に計上することとしたため、歳入歳出ともに約４億円が膨れ上がるなど、目標に達することができませんでした。

経常収支比率につきましても、経常的な歳出は年々削減しているものの、交付税など、歳入の経常一般財源がそれ以上に減少しており、平成19年度決算では97.7%と悪化している状況となっております。

市税徴収率につきましては、熱心な徴税活動に努めた結果、平成19年度決算では91.5%となっており、県内でもトップクラスの徴収率となっております。しかし、景気の低迷や税制改正の影響もあり、目標値には至っていない現状であります。

次に、具体的な方策と継続した取り組みについてお答えいたします。

財政健全化計画では具体的方策として、44項目を掲げておりますが、これまでにほとんどの項目を実施いたしております。

その結果は、さきにお答えしました数値目標にあらわれておりますが、交付税等歳入の減少が続いている状況の中で、財政調整基金の残高目標を確保できたことなど、成果は十分あったと思っております。

歳出削減、または歳入増加の効果は、項目ごとに違いがありますが、公園管理等へのアドプト導入や遊休資産の売却促進など、継続して取り組むべき項目につきましては、効果の大小にかかわらず、今後とも継続したいと考えております。

また、地籍調査終了地域での固定資産税課税見直しなど、検討はいたしたものの実施できなかったものなどは、次の財政健全化計画策定の中で、再度検討してまいりたいと考えております。

次に、遊休資産の処分が毎年実施され、成果が出ている。現在の進捗状況はについてお答えいたします。

平成19年３月議会で答弁いたしましたように、遊休資産につきましては、平成16年度に塩釜神社横を含め、10件で約7,550万円、17年度にひばりヶ丘グラウンドの一部を含め、12件で約１億7,000万円、18年度に袋中学校跡地を含め、10件で約5,370万円、19年度は火葬場跡地を1,530万円で売却しております。

平成20年度は、法務局跡地と熊本県建築労働組合跡地につきまして、９月１日号の市報、水俣市ホームページ、水俣市公告等で競売のお知らせをし、９月19日に入札を予定しております。

最低入札価格につきましては、法務局跡地を3,288万9,000円、熊本県建築労働組合跡地を140万円としております。

ほかに初野の遊休地 2 筆合わせまして 413 平方メートルの売却を予定しております。

また、現在貸し付けている普通財産につきましては、貸付者に購入していただけるよう、話を進めてまいりたいと考えております。

遊休資産の処分につきましては、積極的に売却を推進し、公共施設整備基金の財源確保に努めたいと考えております。

次に、普通交付税の決定額と前年度比についてお答えいたします。

今年度の普通交付税は、42 億 2,120 万 7,000 円と決定いたしました。これは、前年度決定額の 38 億 6,586 万 7,000 円と比較すると、約 3 億 6,000 万円、約 9 % の増となっております。

増加の要因につきましては、平成 20 年度の地方財政計画において、地方再生対策費が創設されたため、当初予算では、その地方再生対策費分の増加を見込んでおりましたが、それ以上の伸びになったこと。また、ほかの要因といたしましては、基準財政需要額において、高齢者保健福祉費や公債費が増加し、基準財政収入額で市民税法人税割が大きく減少したため、普通交付税が増加したと考えております。

次に、財源確保のため、ふるさと納税を積極的に取り組むよう、3 月議会で提案した後、どのように取り組み、現時点での寄附は何件で、金額は、また、反応はどうかという御質問にお答えいたします。

3 月議会で洲上議員の御提案を受け、国の地方税法の改正後、6 月議会において、水俣市ふるさと大好き寄附条例を制定し、水俣のまちづくりに賛同いただける方に寄附を募っております。

寄附条例制定前の 6 月 18 日には、大阪で開催された関西水高会で、水俣ふるさと大好き寄附条例の御紹介をし、協力をお願いしたところ、その場で皆さんから約 6 万円のカンパをいただくなど、手ごたえを感じております。

しかしながら、条例制定後の現時点での寄附としての件数はまだございません。今後、さらに周知を図るために、熊本県と連携して情報の発信を行うとともに、関東の水高会や水俣にゆかりのある方々への PR、市のホームページ等での呼びかけを行ってまいります。

次に、ミニ公募債発行の進捗状況についてお答えいたします。

市債発行に必要な県の同意については、給食センター建設の財源となる学校教育施設等整備事業債のうち、1 億円をミニ公募債として発行できるよう、県と協議を行っており、今月中には同意される見込みです。

また、具体的な発行手続などについては、発行実績のある金融機関から既に説明を受けており、今後、県の指導も仰ぎながら、取り扱い金融機関を選定し、発行条件の決定や広報等の準備を進め、ことしの 11 月か 12 月には発行できるよう、進めてまいりたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 洲上道昭議員。

○ 淵上道昭君 2 回目の質問に入ります。

私は財政課の職員さんたち、一生懸命やっているなと思っております。というのが、やっぱり財政健全化、行革でのですね。それもかなりの成果を出しておるということは評価をしたいなと思っております。

そこで、私、今 6 点、お尋ねをしまして、大体理解をしたんですけれども、時間がちょっと詰まっておりますから、早速質問に入っていきたいと思うんです。

2 回目の質問をまずやりたいと思いますが、まず、1 点目、いわゆる基金、貯金ですけれども、財調とか、あるいは減債基金とかなんかあります。そのうちの財政調整基金というのはどのように使われるのか。また、減債基金、これは基金の中で 2 番目ですね。一番大きいのは財調です。2 番目が減債基金ですけども。そういう今言う財政調整基金と減債基金は何に使われるのか。

2 点目、広報みなまで、先ほども言われましたけれども、2 件の入札を告知されておられます。現時点での申し込みは何件か、また、そのうち市外の方は何件いらっしゃいますか。

3 点目、ふるさと納税です。私はまだあるかなと思っておったんですね。それは条例案も制定しておりますから、6 月でですね。ですからあるかなと思っておったところ、今のところはないということで、寄附金だけと今おっしゃいましたけれども。

そこで、質問ですが、本市を応援したい方はかなりおられると思います。先般の市原でもそうなんですけどね。ですから、やっぱり先手必勝だろうと思うんですよ。したがって、寄附金を募ることは大変重要です。ですから早急に PR 等に取り組んでいただきまして、いわゆる自主財源確保につながるわけですから、さらなる獲得に取り組んでいただきたいと思うんです。いかがお考えか。

4 点目、ここにも、これは新しい資料ですけど、財政課からいただきましたが、すべての財政の指標の推移が平成 17 年から 19 年度、ずらっと載っておるんですが、その中の 1 つ、経常収支比率という言葉が盛んに雑誌等でも論じられております。平成 19 年度は 97.7% と、過去ですね、これ 10 年間で 2 番目に高い水準ですね。経常収支比率というのはどういうことであるかという、財政の弾力性を示す比率で、いわゆる 75% がまあまあ大体いいだろうということで、85% 以上になったら危険ゾーンというふうに財政の資料とかなんかで今言われておりますが、そういう中、97.7% の経常収支比率の現状というのは、どのように御見解持っておられるか。

最後です。5 点目、ミニ公募債は、今、答弁がありました、やるということで。やっぱり関心のあるのは金利だと思うんです、金利。ですから金利がどこもたしか国債並みに設定してあるみたいですけども、その金利はどのように考えておられるか。

この 5 点を質問をいたします。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） まず、基金の問題ですけれども、財政調整基金と減債基金はどうやって使うのかということでございますけれども、財政調整基金というのは、いわゆる一般家庭でいいますと貯金でございます。これは現状みたいに、すごい経済変動がある場合に、財源が著しく不足すると、そういう場合に預金をおろして使うと、そういう考え方が主だと思います。

それと、急な災害が起きたときとか、あるいは大規模事業、大規模な、例えば土木事業とか建築事業をやるときにそれを充てるといようなこともございますし、あるいは長期の市の財産を確保するとかというときに、事前にその財調基金を使うということもございます。それから借金返済に使う、繰り上げ償還ということもございます。そういうもろもろの使い道をしておりまし、我々が通常、予算編成し、それを実際に執行していくわけなんですけれども、そのときに、いろいろな補助事業等やっていくわけなんです、その補助事業等の特定財源といいます、その残りの財源の不足等に通常は充てたりといようなことを、現在やって、その調整を、現金との調整をやりながらうまく使っていくというのが財調のありようでございます。

それから、減債基金につきましては、これは減債とついてありますように、債務ですね。要するに市債の償還に使ってまいります。大まかには、当然繰り上げ償還とか、あるいは一時的には、例えば毎年同じように返していくわけではなくて、一時期にたくさん返さにゃいかんというときには、そういう減債基金を取り崩して使うと、そういうふうなやり方で、今使っておりますけれども、今は安定的に返済がなされているということで、今は使っていない状況です。

それから、入札の問題ですけれども、1つの熊本県の建築労働組合跡地でございますけれども、これには2件問い合わせがっております。法人と個人でございます。

それから、もう一つの陣内の元熊本地方法務局水俣出張所跡地でございますけれども、やはりこれも2件ほどっております。いずれも法人でございます。そのうちに1件が市外の方でございます。

それから、ふるさと納税のPRの件ですけれども、やはり条例制定いたしましてから、若干スピードが足りないなというのは実感をしております。今、水俣出身者とか、水俣にゆかりのある方々のリストの作成の準備にかかっているところでございまして、議員おっしゃるように、なるべく早く、そういうお願いを具体的にしていまいりたいと思っておりますし、市のホームページでも、常に啓発を行い、随時更新をして、新しいものに変えていきたいというふうに思っております。

それから、経常収支でございますけれども、もちろん経常収支の比率につきましては、低い方がよろしいわけなんですけれども、人件費や公債費などの経常的な支出に対しまして、市税や交付税、あるいは譲与税とか、消費税とかございますが、そういう交付金などの経常収入がどの程

度そういう費用に充当されているかというのを見る指標が経常収支比率というふうに言われております。先ほど議員が言われましたように、75から85の間であれば、まあ正常かなというような見方をされているわけですが、水俣市の場合は、今言われましたように、97.7ということで、非常に弾力性を失っている状況にあるというのが実情でございます。

特に、ここ3年間につきましては、11年度が98%、18年度が95.3%、19年度が97.7ということで、その辺の数値を行ったり来たりという状況で、高い水準で推移してきているということでございます。これまで、それじゃ何もしなかったかということでございますけれども、健全化計画の取り組みを行っても、なおかつこの数字と。すごい努力をしたけれども、やっぱりその数値を抑えることができないという状況でございます。

この原因につきましては、やはり歳入の方、三位一体改革による交付税の減少が一番大きいということで、健全化のための経費の削減につきましては、6億3,000万ぐらい実は14年から19年の間に下がっております。sonだけ縮減しておりますけれども、歳入については交付税等が9億8,000万ぐらいやっぱり逆に減っております。だから3億5,000万ぐらいは歳入の方が減っていると、そういう状況でございます。ですから、結果的に数値が高い数字になってしまったということでございます。これを改善するにはどうするかということでございますけれども、当然歳出削減は今後とも続けていくと。歳入がそれじゃ見込めるかという話になったときに、非常に今の状況では、国の状況も厳しい中で、交付税がふえるというのは到底考えられないということになりますし、市税につきましても、こういう人口減少、あるいは経済の低迷というよりも後退ですから、非常に厳しいということでもあります。

先ほど、市長が言いましたように、やはり産業振興で活性化するしかない、あるいは今ありましたように、環境モデル都市に今度認定された、指定されたということが、民活、市内の企業を巻き込んで、そういう活性化事業をやっている体制になったのかな、少し希望が出てきたかなということで、市内の産業を喚起することで市税を上げていくというふうなことをやっていく必要があるのかなというふうには思っております。

それから、ミニ公募債につきましては、金利の状況ですけども、国債につきましては、現在のところ0.99でございます。我々、市の公募債も、その辺をにらみながら、税率を決めていくというふうになろうかと思えます。

○議長（松本和幸君） 次に、農業問題について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、サラダタマネギ、デコポン、茶が本市の基幹作物であるが、価格、生産意欲等をどう認識しているか、また、農業振興の向上のために、行政として生産

意欲向上を図る施策はどう考えているかについてお答えします。

本市農業は、甘夏、デコポンなどのかんきつ類、サラダタマネギ、米、茶が農産物出荷額の上位を占めており、本市の基幹作物となっております。

また、昨今の農業を取り巻く情勢は、西田議員の御質問にもお答えしましたように、原油価格の高騰による燃料、資材等の経費の増加、市場価格の低迷、輸入農産物の増加、加えて生産者の高齢化など、農業を取り巻く環境は、極めて厳しい状況にあると認識しております。

このような状況の中、本市農業の振興を図るためには持続可能な経営の安定化を図る必要があり、経費が多少増加しても経営が成り立つもうかる農業、やりがいのある農業を推進することで、農家の生産意欲向上につながるものと考えております。

いずれの農産物についても、高く売りたいが、思い通りの価格が見込めない状況であり、これまでのような市場出荷だけではコスト上昇分を販売価格で補うことは困難な状況となっております。

生産者におきましては、困難な状況の中ではありますが、農協及び各生産部会や生産組合などが主体となって、新しい特産物や加工品の開発や、それらを生産者みずからがセールスマンとなり、大量消費地へのキャンペーンを行うなど、販売促進や消費拡大を促す取り組みを実施しているところです。

市としましては、これまでハウス資材、農業機械導入への助成や基盤整備の推進などにより、農作業や生産コストの軽減、作業効率の向上等の施策を実施してきております。

また、県市長会より提案され、今年度より熊本県下14市共同事業といたしまして、農産物の販路開拓や新商品開発など、市町村の垣根を越えた取り組みを始めたところであり、つい先日も東京で開催されました展示商談会「アグリフードE X P O」へ、J Aと連携して、サラたまちゃんやかんきつ類の加工品を持ち込み、スーパー等のバイヤーや流通業者等への売り込みを行ってきたところでございます。

当事業につきましては、今後2年間、14市共同でさまざまな検討を重ね、このようなイベントへの積極的な参加により、販売促進活動を行うとともに、他の13市の特産品と組み合わせた新商品の開発などを行う計画でございますので、青果物や加工品がコンスタントに売れる、売りやすい環境づくりに取り組むなど、行政としてでき得る限りの支援を行うことで、農家の生産意欲向上を図りたいと考えております。

次に、食料自給率向上のため、休耕、耕作放棄対策についてどのように考えているかについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、日本の食料自給率は40％と、先進国の中でも最低水準であり、狭い島国の中に存在する、限りある農地をいかに有効に活用して、自給率向上につなげるかが、食料・農

業・農村をめぐる大きな課題となっています。

また、さまざまな要因により、増加傾向にある耕作放棄地につきましては、昨年11月に取りまとめられた「農地政策の展開方向について」におきまして、おおむね5年後をめどに、その解消を目指すことが示されました。

このようなことから、本市においては、今年度から国がことし4月に示した耕作放棄地全体調査マニュアルに従い、市農業委員会とともに、耕作放棄地の一筆調査を実施し、その結果を踏まえた上で、解消計画を作成し、現在耕作されていない農地の活用を進めていきたいと考えております。

また、耕作放棄地が増加している大きな要因は、生産者の高齢化はもとより、不整形地で農道がない、水源確保がままならないなど、つくりたくてもつけれない、いわば耕作を放棄したのではなく、断念せざるを得ない状況にあるのも事実でございます。

今後、意欲あるまとまった農地につきましては、水田の基盤整備などを推進し、耕作しやすい環境づくりを図るとともに、本年4月にオープンいたしましたみなまた東部ふれあい農園のような、市民農園の活用により、一般の市民にも農業に参加できる環境づくりを進め、少しでも農業従事者を確保することで、農地の有効活用につなげ、本市の自給率向上、農業振興を図りたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 渕上道昭議員。

○渕上道昭君 農業問題は、1次質問しましたけども、ほぼ理解をいたしまして、私も農業を今やっておりますから、非常に農業はある意味ではきついですけれども、やっぱり保全をせにゃいかんということで、日々頑張っていきたいなと思っております。

質問はしませんけれども、ひとつ行政として、農業振興の方に積極的に取り組んでいただくことを要望をいたしまして、終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、職員問題について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、職員問題について、施策事務事業の行政評価はどのようにしているのか。また、だれが主体となって評価するのかという御質問にお答えいたします。

水俣市政策事業評価管理システムでは、第1次評価を各担当課で行い、第2次評価を総務企画部長を長とする政策評価委員会で行います。

ことし3月に、平成19年度の重要政策事業である44の事業について、第2次評価までを終了させました。

外部評価となる第3次評価では、行政評価を専門とする熊本県立大学総合管理学部の明石准教

授を委員長兼アドバイザーにお願いし、環境、福祉、総務企画、経済産業、教育の分野ごとに、市民5名を加えての計6名からなる市民監査委員会による市民監査を6月に実施いたしました。

市民監査では、事業担当課の内部評価について、書類審査とヒアリングを行い、チェックシートを用いながら、意見交換・質疑応答を行いました。

市民の立場から、市民満足度と、今後の方向性など、政策評価委員会の意見を参考に、さまざまな角度から政策評価を行っていただいております。

7月には、これを踏まえた委員結果報告及び総合監査として、副市長へのヒアリングと、重点戦略ごとの総合的な評価を行い、8月には、市民監査の結果を政策管理総括者である市長へ報告し、市民監査委員と市幹部との意見交換会を実施いたしました。

今後は、第4次評価として、市のホームページ等を話用し、広くパブリックコメントを募集する予定です。

市民監査では、厳しい意見や評価もありましたが、水俣市政をよりよい方向に継続的に改善し、発展向上していくための市民の貴重な意見として受けとめ、今年度後半の事業に生かすとともに、来年度の効率的な予算配分に反映してまいりたいと思います。

次に、研修が各業種で積極的に実施され、成果を上げている。昨年9月議会で必要性を取り上げた内容、成果について見解はとの御質問についてお答えいたします。

昨年9月議会では具体的な研修として、国・県への派遣研修、市町村アカデミーへの短期派遣研修、部内講師による接遇研修及び管理監督者に対する研修及び熊本県市町村研修協議会の参加並びに自主研究グループなどの取り組みの導入についてお答えいたしましたが、ほとんどの研修を実施いたしております。

また、成果につきましては、派遣研修を含め、人材の育成は長期の観点から取り組むべき事柄であります。成果があらわれるまで、ある程度の期間が必要と考えておりますので、今後とも職員研修を引き続き行うとともに、研修内容の充実拡充に努める必要があると考えております。

次に、人口減少が今後も続く中、部長職の必要性の検討も必要と思うが、いかがお考えかとの御質問にお答えいたします。

現在、部長制は所掌組織の全体的調整とトップマネジメントの補完職として十分機能していると考えております。しかしながら、今後も進展する分権型自治体経営に対応していくためにも、部長職そのものの必要性を組織機構の運営・管理、自治体の行政需要への対応及び人口規模等から検討する必要もあると思いますので、部長制にかわる制度がないか、組織全体の見直しの中で今後検討してまいりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 洲上道昭議員。

○洲上道昭君 職員問題、たびたび出しますけれども、非常に期待するものが多いもんだから、こ

のようにして本会議に出すわけでございます。やっぱり職員というのは、いわゆる行政事務事業というのがあるわけでございます。その業務をいかに進めるか、恐らくマニュアル等々もあると思うんですね。そのマニュアルを進めながらやっておられるわけですが、①で、そういう中で1次評価、2次評価、3次、4次までやられたということですが、市民監査で非常に厳しい意見が出たということでございますね。

したがって、2回目の質問ですが、行政評価の中で厳しい意見があったということですが、主に意見はどのようなことがあったかが1点目。

2点目の研修ですが、私は研修は非常に重要と思います。なかなかやりたくないとかいろいろあるけれども、そういうやっぱり発想ではいけないなと見ておるんですね。ですからいろいろな研修をやって、自己研さんに結びつけるというのは、高めるというのは非常に高いものがあるだろうと私は思っておるんですね。したがって、質問の2ですけれども、特に窓口サービスとか、カウンターを挟んでの対応というのは、いわゆる市民の利用者の顔だろうと思うんですね。したがって、先手での対応とか、あるいは明るく、元気で実施すると、恐らく市民の利用者もわあいいなと、気持ちよく思われると思うんですね。しかし、現状ではなかなか今のところは、まだ物足りないかなというのが私の素直な意見でございます。したがって、今後とも、そういうようなことで、研修を強めながら、特に接客等々を強目に、特に教育と指導とか、必要があると私は思うんですが、その点いかがお考えか。

3点目、たしかこの3点目の朝礼も私はこの場で言ったと思うんですね。普通、民間というのは、前にも民間の話もしましたけれど、ほとんど毎日やるんですね。それも始業前なんです。ですから、きょうのスタートは朝礼ということで、スタートが朝礼なんですね。しかし行政は、やっておるところもあれば、ないところもあるようでございますが、私は、やっぱり時代は変わっておる、そういう中で、やっぱり朝礼の意義も研修と一緒に、大変高いものがあるだろうと思っております。朝礼でいろいろな出来事とか、あるいはいろいろな注意とか、あったこととか、あるいはきょうの取り組みとか、いろいろ出ると思うんですね、長々しゃべる必要ないわけですから。そういうことをやるという、朝礼の意義を得ながら、すべての課で実施していただいて、朝礼を実施することにいかがお考えか。

この3点をお伺いをいたします。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） まず、市民監査での厳しい意見はどういうものだったのかということでございますけれども、ここにありますけれども、19年度の重要施策が44事業ございます。その中で、見直しをした方がいいんじゃないかという評価が厳しかったんですが、これが1つの項目は、湯の鶴の湯治村づくり事業と、もう一つは、湯の児ブルーツーリズム推進による湯の児再

生事業、この2つの事業が実は厳しい判断がございました。というのは、具体的に申し上げますと、温泉というのは水俣の大事な資源なんだと、それなのに重要政策としての予算が足りないんじゃないかというのがもう率直な意見が実はございました。

それと、各団体との連携がとれていないんで、これは進まないんじゃないかということで、市が積極的にパイプ役を果たす必要があるというのが湯治村に対する共通の御指摘です。

それと、PR不足がやっぱりあるんじゃないかということで、もう少し観光のPRをやった方がいいんじゃないかというのが、御指摘としてありました。これをちゃんと見直して、積極的にやるべきだということで、これは19年度の指摘なんですけども、私どもこれを受けまして、実は20年度は商工観光振興室の予算を見ていただくとわかると思うんですけども、PR予算もかなりつけておりますし、非常に水俣の温泉は大事な資源だということで、これを生かすんだということで改善をいたしておるところでございます。

それから、研修につきましては、当然窓口ですので、気持ちよく、明るくはきはきとした対応というのが望まれるわけなんですけども、これは常々洲上議員に限らず、ずっと言われてきておるところでございまして、市の方としても、窓口業務の改善、我々も含めまして、当然やっていくことだというふうに思っておりますし、特に身だしなみとか、あいさつ、あるいは言葉遣い、そういったものは3点セットだと思います。やっぱり市民目線に立つということは、やっぱりそういうことかなと。やはり気持ちよく来て、気持ちよく帰っていただくということを、やっぱりする必要があるというふうに、私ども思いますので、この接客につきましては、私どももマニュアルをつくって、あるいは研修も、やっぱりこれは簡単にやれますので、やるような方向で考えてまいりたいというふうに思っております。

それから、朝礼でございすけれども、今の接客と相通ずるかなというふうに実は思っておりますけれども、朝礼をやっているところをちょっと調べてみたりとかしましたけれども、ほとんどの課はやっております。しかしながら、月に1回だったり、週に1回だったりということで、議員がおっしゃるように毎日やっているところは現にございません。そして、朝礼の中身も課内の業務の連絡調整だったり、ミーティング程度でございす。今言われるような接客に通じるような朝礼というのは、なかなか実践をされていないというのが現状でございす。ですから、先ほどマニュアルの話もいたしましたけれども、この朝礼を1分でも2分でもやって、「おはようございます。きょうも元気に頑張りましょう。」と、それぐらいはできるのかなというふうに思っておりますので、各課に対しては、それが浸透してまいるように、我々もちょっと知恵を絞って考えていきたいというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 洲上道昭議員。

○洲上道昭君 今の部長の最後の言葉をひとつ私も重く受けて見守りたいなと思っております。

私たちは、今回自民党を中心に、11月前後だろうと思うんですけども、今言われるあいさつ、応対とか、いわゆる市民満足度、行政がしております。これの、非常に進んでおる群馬県太田市に行政視察に行つてまいります。ここは市役所はサービス産業と位置づけである。そしてその経営方針ですね、これが根幹を示しております、特に窓口サービスは役所の顔という、これはもう民間では当たり前ですね、銀行あたりも一緒ですね。だから窓口ひとつでいろいろ変わりますからね。そういうところを、今回しかと勉強してきますから、その件は、次の12月議会に、どなたかが1つ例題として、本議会で出すと思いますから、よろしく執行部の方も、期待をして待っていただきたいなということで終わります。

○議長（松本和幸君） 以上で渕上道昭議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、10分間休憩します。

午後2時40分 休憩

午後2時50分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第82号 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第2、議第82号株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第83号 水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第3、議第83号水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第4 議第84号 水俣市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第4、議第84号水俣市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第5 議第85号 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第5、議第85号水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第6 議第86号 水俣市恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第6、議第86号水俣市恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第7 議第87号 水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第7、議第87号水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第8 議第88号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第6号）

○議長（松本和幸君） 日程第8、議第88号平成20年度水俣市一般会計補正予算第6号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第9 議第89号 平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（松本和幸君） 日程第9、議第89号平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第10 議第90号 平成20年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第2号）

○議長（松本和幸君） 日程第10、議第90号平成20年度水俣市老人保健特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第11 議第91号 平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（松本和幸君） 日程第11、議第91号平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第12 議第92号 平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（松本和幸君） 日程第12、議第92号平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第13 議第93号 字区域の変更について

○議長（松本和幸君） 日程第13、議第93号字区域の変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第14 議第94号 水俣市土地開発公社定款の変更について

○議長（松本和幸君） 日程第14、議第94号水俣市土地開発公社定款の変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第15 議第95号 平成19年度水俣市病院事業会計決算認定について

○議長（松本和幸君） 日程第15、議第95号平成19年度水俣市病院事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第16 議第96号 平成19年度水俣市水道事業会計決算認定について

○議長（松本和幸君） 日程第16、議第96号平成19年度水俣市水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第17 議第97号 水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18 議第98号 水俣市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19 議第99号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

日程第20 議第100号 水俣市過疎地域自立促進計画（後期計画）の変更について

日程第21 議第101号 工事請負契約の締結について（水俣市営月浦団地4号棟建設建築主体工事）

日程第22 議第102号 平成19年度水俣市一般会計決算認定について

日程第23 議第103号 平成19年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第24 議第104号 平成19年度水俣市老人保健特別会計決算認定について

日程第25 議第105号 平成19年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

日程第26 議第106号 平成19年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

○議長（松本和幸君） 日程第17、議第97号水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第26、議第106号平成19年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、10件を一括して議題とします。

議第97号

水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成20年9月11日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例

水俣市部総室課室設置条例（昭和34年告示第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 環境モデル都市推進課

第3条総務企画部税務課の項の次に次の1項を加える。

環境モデル都市推進課

(1) 環境モデル都市づくりの推進に関すること。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

（提案理由）

環境モデル都市づくりの推進を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第98号

水俣市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成20年9月11日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

水俣市特別職報酬等審議会条例（昭和46年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「議員報酬等」を「議会の議員の議員報酬及び政務調査費並びに市長及び副市長の給料（以下「特別職報酬等」という。）」に改める。

第2条中「議会の議員の報酬及び政務調査費の額並びに市長及び副市長の給料」を「特別職報酬等」に、「当該報酬等」を「当該特別職報酬等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律が平成20年 9 月 1 日から施行され、議員の報酬の支給方法等に関する規定が整備されたことに準じて、本案のように制定しようとするものである。

議第99号

平成20年度水俣市一般会計補正予算（第 7 号）

平成20年度水俣市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,003千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,298,378千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

平成20年 9 月11日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

第 1 表 歳入歳出予算補正（第 7 号）

歳 入 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
19. 繰 越 金		49,412	1,003	50,415
	1. 繰 越 金	49,412	1,003	50,415
21. 市 債		1,099,810	3,000	1,102,810
	1. 市 債	1,099,810	3,000	1,102,810
補正されなかった款に係る額		12,145,153		12,145,153
歳 入 合 計		13,294,375	4,003	13,298,378

歳 出 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
9. 教 育 費		1,256,841	4,003	1,260,844
	5. 保 健 体 育 費	531,768	4,003	535,771
補正されなかった款に係る額		12,037,534		12,037,534
歳 出 合 計		13,294,375	4,003	13,298,378

第 2 表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
学校教育施設等整備事業	千円 247,200				千円 250,200			
補 正 さ れ な か っ た 事 業 に 係 る 額	852,610				852,610			
計	1,099,810				1,102,810			

議第100号

水俣市過疎地域自立促進計画（後期計画）の変更について

水俣市過疎地域自立促進計画（後期計画）を次のように変更することとする。

平成20年9月11日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

別冊 水俣市過疎地域自立促進計画（後期計画）（掲載略）

（提案理由）

過疎地域自立促進市町村計画の変更については、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるので、本案のように提案するものである。

議第101号

工事請負契約の締結について

水俣市宮月浦団地4号棟建設建築主体工事について、次のように請負契約を締結することとする。

平成20年9月11日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

- 1 工 事 名 水俣市宮月浦団地4号棟建設建築主体工事
- 2 工 事 内 容 鉄筋コンクリート造2階建て（25戸）、延床面積1,754.78平方メートル
- 3 工 事 場 所 水俣市月浦地内
- 4 工 期 平成20年10月1日から平成21年6月19日まで
- 5 契 約 金 額 270,900,000円
- 6 契約の相手方 坂田・開田建設工事共同企業体
代表者 坂田建設株式会社
代表取締役 坂田 信介
- 7 契 約 の 方 法 指名競争入札

（提案理由）

水俣市宮月浦団地4号棟建設建築主体工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものである。

議第102号

平成19年度水俣市一般会計決算認定について

平成19年度水俣市一般会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成20年9月11日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

平成19年度水俣市一般会計決算

歳 入

（単位：円）

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
1. 市 税		3,013,687,000	3,290,062,036	3,009,849,491	6,678,655	273,533,890	3,837,509
	1. 市 民 税	1,273,121,000	1,326,065,944	1,271,891,395	1,693,203	52,481,346	1,229,605

	2. 固定資産税	1,513,854,000	1,729,674,028	1,511,680,118	4,787,511	213,206,399	2,173,882
	3. 軽自動車税	55,548,000	61,314,736	55,303,475	197,941	5,813,320	244,525
	4. たばこ税	163,796,000	163,598,353	163,598,353	0	0	197,647
	5. 入湯税	7,368,000	9,408,975	7,376,150	0	2,032,825	△8,150
2. 地方譲与税		138,000,000	142,533,445	142,533,445	0	0	△4,533,445
	1. 自動車重量譲与税	98,000,000	103,438,000	103,438,000	0	0	△5,438,000
	2. 地方道路譲与税	36,000,000	35,734,000	35,734,000	0	0	266,000
	3. 特別とん譲与税	4,000,000	3,361,445	3,361,445	0	0	638,555
3. 利子割金		10,000,000	11,115,000	11,115,000	0	0	△1,115,000
	1. 利子割金	10,000,000	11,115,000	11,115,000	0	0	△1,115,000
4. 配当割金		3,000,000	7,247,000	7,247,000	0	0	△4,247,000
	1. 配当割金	3,000,000	7,247,000	7,247,000	0	0	△4,247,000
5. 株式等譲渡所得割金		6,000,000	3,464,000	3,464,000	0	0	2,536,000
	1. 株式等譲渡所得割金	6,000,000	3,464,000	3,464,000	0	0	2,536,000
6. 地方消費税交付金		290,000,000	297,138,000	297,138,000	0	0	△7,138,000
	1. 地方消費税交付金	290,000,000	297,138,000	297,138,000	0	0	△7,138,000
7. ゴルフ場利用税交付金		10,000,000	9,026,447	9,026,447	0	0	973,553
	1. ゴルフ場利用税交付金	10,000,000	9,026,447	9,026,447	0	0	973,553
8. 自動車取得税交付金		42,000,000	44,063,000	44,063,000	0	0	△2,063,000
	1. 自動車取得税交付金	42,000,000	44,063,000	44,063,000	0	0	△2,063,000
9. 地方特例交付金		18,668,000	18,668,000	18,668,000	0	0	0
	1. 地方特例交付金	13,546,000	13,546,000	13,546,000	0	0	0
	2. 特別交付金	5,122,000	5,122,000	5,122,000	0	0	0
10. 地方交付税		4,495,867,000	4,577,946,000	4,577,946,000	0	0	△82,079,000
	1. 地方交付税	4,495,867,000	4,577,946,000	4,577,946,000	0	0	△82,079,000
11. 交通安全対策特別交付金		4,305,000	3,990,000	3,990,000	0	0	315,000
	1. 交通安全対策特別交付金	4,305,000	3,990,000	3,990,000	0	0	315,000
12. 分担金及び負担金		178,653,000	197,330,242	173,439,041	0	23,891,201	5,213,959
	1. 分担金	11,120,000	4,520,431	4,443,910	0	76,521	6,676,090

	2. 負 担 金	167,533,000	192,809,811	168,995,131	0	23,814,680	△1,462,131
13. 使用料及び 手 数 料		163,722,000	168,311,764	165,728,054	145,410	2,438,300	△2,006,054
	1. 使 用 料	141,101,000	147,222,614	144,638,604	145,410	2,438,600	△3,537,604
	2. 手 数 料	22,621,000	21,089,150	21,089,450	0	△300	1,531,550
14. 国庫支出金		1,611,046,000	1,546,243,473	1,533,098,473	0	13,145,000	77,947,527
	1. 国庫負担金	1,180,743,000	1,151,279,145	1,151,279,145	0	0	29,463,855
	2. 国庫補助金	423,118,000	386,929,500	373,784,500	0	13,145,000	49,333,500
	3. 委 託 金	7,185,000	8,034,828	8,034,828	0	0	△849,828
15. 県支出金		848,390,000	845,966,732	845,255,732	0	711,000	3,134,268
	1. 県 負 担 金	386,070,000	379,082,546	379,082,546	0	0	6,987,454
	2. 県 補 助 金	343,761,000	340,810,478	340,799,478	0	11,000	2,961,522
	3. 委 託 金	118,559,000	126,073,708	125,373,708	0	700,000	△6,814,708
16. 財 産 収 入		44,477,000	49,001,721	44,541,493	0	4,460,228	△64,493
	1. 財 産 運 用 収 入	18,515,000	22,887,386	18,427,158	0	4,460,228	87,842
	2. 財 産 売 払 収 入	25,962,000	26,114,335	26,114,335	0	0	△152,335
17. 寄 附 金		20,000	4,006,971	4,006,971	0	0	△3,986,971
	1. 寄 附 金	20,000	4,006,971	4,006,971	0	0	△3,986,971
18. 繰 入 金		544,850,000	330,391,669	330,391,669	0	0	214,458,331
	1. 基金繰入金	544,850,000	330,391,669	330,391,669	0	0	214,458,331
19. 繰 越 金		273,803,206	359,059,834	359,059,834	0	0	△85,256,628
	1. 繰 越 金	273,803,206	359,059,834	359,059,834	0	0	△85,256,628
20. 諸 収 入		336,394,000	512,015,957	358,776,887	25,970	153,213,100	△22,382,887
	1. 延 滞 金 加 算 及 び 過 料	3,744,000	4,140,452	4,140,452	0	0	△396,452
	2. 市預金利子	100,000	2,463,545	2,463,545	0	0	△2,363,545
	3. 貸 付 金 元 利 収 入	141,877,000	147,327,849	142,221,755	0	5,106,094	△344,755
	4. 雑 入	190,673,000	358,084,111	209,951,135	25,970	148,107,006	△19,278,135
21. 市 債		1,055,100,000	915,000,000	915,000,000	0	0	140,100,000
	1. 市 債	1,055,100,000	915,000,000	915,000,000	0	0	140,100,000
歳 入 合 計		13,087,982,206	13,332,581,291	12,854,338,537	6,850,035	471,392,719	233,643,669

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
1. 議 会 費		165,191,000	163,651,450	0	1,539,550	1,539,550
	1. 議 会 費	165,191,000	163,651,450	0	1,539,550	1,539,550
2. 総 務 費		1,947,438,000	1,895,776,086	8,904,091	42,757,823	51,661,914
	1. 総務管理費	1,362,358,000	1,324,527,307	8,190,091	29,640,602	37,830,693
	2. 徴 税 費	192,049,000	187,986,520	0	4,062,480	4,062,480
	3. 戸 籍 住 民 基本台帳費	71,493,000	70,178,856	714,000	600,144	1,314,144
	4. 選 挙 費	86,186,000	80,800,819	0	5,385,181	5,385,181
	5. 統計調査費	199,752,000	196,968,093	0	2,783,907	2,783,907
	6. 監査委員費	35,600,000	35,314,491	0	285,509	285,509
3. 民 生 費		3,453,242,000	3,370,928,225	0	82,313,775	82,313,775
	1. 社会福祉費	1,478,656,000	1,434,588,409	0	44,067,591	44,067,591
	2. 児童福祉費	1,236,874,000	1,219,202,999	0	17,671,001	17,671,001
	3. 生活保護費	737,712,000	717,136,817	0	20,575,183	20,575,183
4. 衛 生 費		2,033,671,970	1,962,438,358	0	71,233,612	71,233,612
	1. 保健衛生費	708,036,000	672,231,066	0	35,804,934	35,804,934
	2. 清 掃 費	758,139,000	751,181,895	0	6,957,105	6,957,105
	3. 簡 易 水 道 設 置 費	7,514,000	7,426,050	0	87,950	87,950
	4. 環境対策費	209,982,970	181,599,347	0	28,383,623	28,383,623
	5. 病 院 費	350,000,000	350,000,000	0	0	0
5. 農 林 水 産 業 費		419,707,982	412,976,334	0	6,731,648	6,731,648
	1. 農 業 費	307,341,346	305,235,857	0	2,105,489	2,105,489
	2. 林 業 費	86,578,636	82,094,846	0	4,483,790	4,483,790
	3. 水 産 業 費	25,788,000	25,645,631	0	142,369	142,369
6. 商 工 費		195,529,000	193,709,879	0	1,819,121	1,819,121
	1. 商 工 費	195,529,000	193,709,879	0	1,819,121	1,819,121
7. 土 木 費		1,738,155,756	1,619,826,706	104,473,244	13,855,806	118,329,050
	1. 土木管理費	3,548,000	3,305,225	0	242,775	242,775
	2. 道 路 橋りよう費	457,195,000	388,506,864	67,935,294	752,842	68,688,136

	3. 河 川 費	26,521,000	26,126,029	0	394,971	394,971
	4. 港 湾 費	42,281,000	42,279,502	0	1,498	1,498
	5. 都市計画費	1,063,251,000	1,058,173,324	0	5,077,676	5,077,676
	6. 住 宅 費	145,359,756	101,435,762	36,537,950	7,386,044	43,923,994
8. 消 防 費		361,362,439	354,027,614	0	7,334,825	7,334,825
	1. 消 防 費	361,362,439	354,027,614	0	7,334,825	7,334,825
9. 教 育 費		1,101,145,600	964,666,494	95,594,350	40,884,756	136,479,106
	1. 教育総務費	136,398,000	128,895,176	4,525,350	2,977,474	7,502,824
	2. 小 学 校 費	138,538,000	132,984,019	0	5,553,981	5,553,981
	3. 中 学 校 費	135,337,000	129,587,183	0	5,749,817	5,749,817
	4. 社会教育費	196,979,600	193,988,613	0	2,990,987	2,990,987
	5. 保健体育費	493,893,000	379,211,503	91,069,000	23,612,497	114,681,497
10. 災害復旧費		155,597,459	132,956,251	0	22,641,208	22,641,208
	1. 農 林 水 産 施 設 災害復旧費	823,000	804,300	0	18,700	18,700
	2. 公 共 土 木 施 設 災害復旧費	154,772,459	132,151,951	0	22,620,508	22,620,508
	3. 文 教 施 設 災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
	4. その他公共施設 ・公用施設 災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
11. 公 債 費		1,502,704,000	1,501,635,198	0	1,068,802	1,068,802
	1. 公 債 費	1,502,704,000	1,501,635,198	0	1,068,802	1,068,802
12. 予 備 費		14,237,000	0	0	14,237,000	14,237,000
	1. 予 備 費	14,237,000	0	0	14,237,000	14,237,000
歳 出 合 計		13,087,982,206	12,572,592,595	208,971,685	306,417,926	515,389,611

歳 入 合 計 12,854,338,537円
 歳 出 合 計 12,572,592,595円
 歳入歳出差引残額 281,745,942円
 内
 基 金 繰 入 金 127,000,000円

議第103号

平成19年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

平成19年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成20年9月11日提出

平成19年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
1. 国民健康 保 險 税		789,631,000	1,021,444,275	790,099,958	17,430,911	213,913,406	△468,958
	1. 国民健康 保 險 税	789,631,000	1,021,444,275	790,099,958	17,430,911	213,913,406	△468,958
2. 使用料及び 手 数 料		539,000	545,300	545,300	0	0	△6,300
	1. 手 数 料	539,000	545,300	545,300	0	0	△6,300
3. 国庫支出金		1,271,710,000	1,329,560,521	1,329,560,521	0	0	△57,850,521
	1. 国庫負担金	764,249,000	750,623,521	750,623,521	0	0	13,625,479
	2. 国庫補助金	507,461,000	578,937,000	578,937,000	0	0	△71,476,000
4. 県 支 出 金		169,062,000	179,190,583	179,190,583	0	0	△10,128,583
	1. 県 負 担 金	9,527,000	9,581,583	9,581,583	0	0	△54,583
	2. 県 補 助 金	159,535,000	169,609,000	169,609,000	0	0	△10,074,000
5. 療養給付費 等 交 付 金		1,103,611,000	1,054,455,825	1,054,455,825	0	0	49,155,175
	1. 療養給付費 等 交 付 金	1,103,611,000	1,054,455,825	1,054,455,825	0	0	49,155,175
6. 共 同 事 業 交 付 金		421,052,000	546,962,709	546,962,709	0	0	△125,910,709
	1. 共 同 事 業 交 付 金	421,052,000	546,962,709	546,962,709	0	0	△125,910,709
7. 財 産 収 入		287,000	254,181	254,181	0	0	32,819
	1. 財 産 運 用 収 入	287,000	254,181	254,181	0	0	32,819
8. 繰 入 金		353,705,000	273,010,276	273,010,276	0	0	80,694,724
	1. 他 会 計 繰 入 金	275,708,000	273,010,276	273,010,276	0	0	2,697,724
	2. 基金繰入金	77,997,000	0	0	0	0	77,997,000
9. 繰 越 金		103,517,000	103,515,837	103,515,837	0	0	1,163
	1. 繰 越 金	103,517,000	103,515,837	103,515,837	0	0	1,163
10. 諸 収 入		4,291,000	4,708,649	4,708,649	0	0	△417,649
	1. 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	2,124,000	1,363,901	1,363,901	0	0	760,099
	2. 市預金利子	1,000	173,229	173,229	0	0	△172,229
	3. 雑 入	2,166,000	3,171,519	3,171,519	0	0	△1,005,519
歳 入 合 計		4,217,405,000	4,513,648,156	4,282,303,839	17,430,911	213,913,406	△64,898,839

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
1. 総 務 費		67,417,000	66,272,105	0	1,144,895	1,144,895
	1. 総務管理費	35,311,000	34,858,393	0	452,607	452,607
	2. 徴 税 費	26,694,000	26,195,206	0	498,794	498,794
	3. 運 営 協 議 会 費	142,000	35,400	0	106,600	106,600
	4. 趣旨普及費	60,000	59,829	0	171	171
	5. 国 民 健 康 保 険 特 別 対 策 費	5,210,000	5,123,277	0	86,723	86,723
2. 保険給付費		2,932,371,000	2,885,504,557	0	46,866,443	46,866,443
	1. 療 養 諸 費	2,630,143,000	2,600,197,055	0	29,945,945	29,945,945
	2. 高額医療費	285,808,000	270,137,502	0	15,670,498	15,670,498
	3. 移 送 費	2,000	0	0	2,000	2,000
	4. 出 産 育 児 諸 費	9,800,000	8,750,000	0	1,050,000	1,050,000
	5. 葬 祭 諸 費	6,618,000	6,420,000	0	198,000	198,000
3. 老人保健 拠 出 金		561,641,000	561,639,267	0	1,733	1,733
	1. 老人保健 拠 出 金	561,641,000	561,639,267	0	1,733	1,733
4. 介護納付金		151,526,000	151,525,591	0	409	409
	1. 介護納付金	151,526,000	151,525,591	0	409	409
5. 共 同 事 業 拠 出 金		421,024,000	418,252,032	0	2,771,968	2,771,968
	1. 共 同 事 業 拠 出 金	421,024,000	418,252,032	0	2,771,968	2,771,968
6. 保健事業費		10,872,000	9,276,893	0	1,595,107	1,595,107
	1. 保健事業費	10,872,000	9,276,893	0	1,595,107	1,595,107
7. 基金積立金		287,000	254,181	0	32,819	32,819
	1. 基金積立金	287,000	254,181	0	32,819	32,819
8. 公 債 費		411,000	0	0	411,000	411,000
	1. 公 債 費	411,000	0	0	411,000	411,000
9. 諸 支 出 金		31,856,000	30,582,332	0	1,273,668	1,273,668
	1. 償還金及び 還付加算金	26,227,000	24,971,332	0	1,255,668	1,255,668
	2. 繰 出 金	5,629,000	5,611,000	0	18,000	18,000
10. 予 備 費		40,000,000	0	0	40,000,000	40,000,000

	1. 予 備 費	40,000,000	0	0	40,000,000	40,000,000
歳 出 合 計		4,217,405,000	4,123,306,958	0	94,098,042	94,098,042

歳 入 合 計 4,282,303,839円
 歳 出 合 計 4,123,306,958円
 歳入歳出差引残額 158,996,881円
 内
 基 金 繰 入 金 0円

議第104号

平成19年度水俣市老人保健特別会計決算認定について

平成19年度水俣市老人保健特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成20年9月11日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

平成19年度水俣市老人保健特別会計決算

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
1. 支 払 基 金 交 付 金		2,151,046,000	2,109,290,000	2,109,290,000	0	0	41,756,000
	1. 支 払 基 金 交 付 金	2,151,046,000	2,109,290,000	2,109,290,000	0	0	41,756,000
2. 国庫支出金		1,425,438,000	1,295,422,136	1,295,422,136	0	0	130,015,864
	1. 国庫負担金	1,423,814,000	1,293,995,136	1,293,995,136	0	0	129,818,864
	2. 国庫補助金	1,624,000	1,427,000	1,427,000	0	0	197,000
3. 県 支 出 金		355,953,000	326,104,029	326,104,029	0	0	29,848,971
	1. 県 負 担 金	355,953,000	326,104,029	326,104,029	0	0	29,848,971
4. 繰 入 金		379,805,000	351,368,078	351,368,078	0	0	28,436,922
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	379,805,000	351,368,078	351,368,078	0	0	28,436,922
5. 繰 越 金		1,000	0	0	0	0	1,000
	1. 繰 越 金	1,000	0	0	0	0	1,000
6. 諸 収 入		53,581,000	60,315,764	60,315,764	0	0	△6,734,764
	1. 市預金利子	1,000	232,632	232,632	0	0	△231,632
	2. 雑 入	53,580,000	60,083,132	60,083,132	0	0	△6,503,132
歳 入 合 計		4,365,824,000	4,142,500,007	4,142,500,007	0	0	223,323,993

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
1. 総 務 費		22,731,000	22,081,011	0	649,989	649,989
	1. 総務管理費	22,731,000	22,081,011	0	649,989	649,989
2. 医 療 諸 費		4,287,025,000	4,121,430,763	0	165,594,237	165,594,237
	1. 医 療 諸 費	4,287,025,000	4,121,430,763	0	165,594,237	165,594,237
3. 諸 支 出 金		4,880,000	4,879,746	0	254	254
	1. 諸 支 出 金	4,880,000	4,879,746	0	254	254
4. 予 備 費		2,000,000	0	0	2,000,000	2,000,000
	1. 予 備 費	2,000,000	0	0	2,000,000	2,000,000
5. 前 年 度 繰上充用金		49,188,000	49,187,708	0	292	292
	1. 前 年 度 繰上充用金	49,188,000	49,187,708	0	292	292
歳 出 合 計		4,365,824,000	4,197,579,228	0	168,244,772	168,244,772

歳 入 合 計 4,142,500,007円
 歳 出 合 計 4,197,579,228円
 歳入歳出差引残額 △55,079,221円
 内
 基 金 繰 入 金 0円

議第105号

平成19年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

平成19年度水俣市介護保険特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成20年9月11日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

平成19年度水俣市介護保険特別会計決算

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
1. 保 険 料		377,926,000	430,684,210	420,050,492	837,463	9,796,255	△42,124,492
	1. 介護保険料	377,926,000	430,684,210	420,050,492	837,463	9,796,255	△42,124,492
2. 分担金及び 負 担 金		6,048,000	5,393,000	5,393,000	0	0	655,000
	1. 負 担 金	6,048,000	5,393,000	5,393,000	0	0	655,000
3. 使用料及び 手 数 料		106,000	85,600	85,900	0	△300	20,100
	1. 手 数 料	106,000	85,600	85,900	0	△300	20,100

4. 国庫支出金		645,045,000	640,570,470	640,570,470	0	0	4,474,530
	1. 国庫負担金	421,356,000	424,988,000	424,988,000	0	0	△3,632,000
	2. 国庫補助金	223,689,000	215,582,470	215,582,470	0	0	8,106,530
5. 支払基金交付金		753,347,000	733,063,693	733,063,693	0	0	20,283,307
	1. 支払基金交付金	753,347,000	733,063,693	733,063,693	0	0	20,283,307
6. 県支出金		367,656,000	365,113,712	365,113,712	0	0	2,542,288
	1. 県負担金	357,646,000	355,961,477	355,961,477	0	0	1,684,523
	2. 県補助金	10,010,000	9,152,235	9,152,235	0	0	857,765
7. 繰入金		387,904,000	373,541,826	373,021,361	0	520,465	14,882,639
	1. 一般会計繰入金	387,904,000	373,541,826	373,021,361	0	520,465	14,882,639
8. 繰越金		35,909,000	97,789,981	93,818,981	0	3,971,000	△57,909,981
	1. 繰越金	35,909,000	97,789,981	93,818,981	0	3,971,000	△57,909,981
9. 諸収入		4,000	343,151	343,151	0	0	△339,151
	1. 延滞金、加算金及び過料	1,000	0	0	0	0	1,000
	2. 預金利子	1,000	343,151	343,151	0	0	△342,151
	3. 雑入	2,000	0	0	0	0	2,000
歳入合計		2,573,945,000	2,646,585,643	2,631,460,760	837,463	14,287,420	△57,515,760

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額との比較
1. 総務費		78,183,000	71,305,888	0	6,877,112	6,877,112
	1. 総務管理費	36,653,000	32,238,654	0	4,414,346	4,414,346
	2. 徴収費	9,456,000	9,175,272	0	280,728	280,728
	3. 介護認定審査会費	31,954,000	29,783,662	0	2,170,338	2,170,338
	4. 趣旨普及費	13,000	8,000	0	5,000	5,000
	5. 運営協議会費	107,000	100,300	0	6,700	6,700
2. 保険給付費		2,393,659,000	2,346,378,975	0	47,280,025	47,280,025
	1. 介護サービス等諸費	2,041,846,000	2,009,193,611	0	32,652,389	32,652,389
	2. 介護予防サービス等諸費	203,835,000	192,184,330	0	11,650,670	11,650,670
	3. その他諸費	3,888,000	3,706,330	0	181,670	181,670

	4. 高額介護サービス費等	49,200,000	46,653,270	0	2,546,730	2,546,730
	5. 特定入所者介護サービス費等	94,890,000	94,641,434	0	248,566	248,566
3. 財政安定化基金拠出金		2,505,000	2,504,550	0	450	450
	1. 財政安定化基金拠出金	2,505,000	2,504,550	0	450	450
4. 地域支援事業		60,279,000	56,095,848	0	4,183,152	4,183,152
	1. 介護予防事業	18,829,000	16,228,885	0	2,600,115	2,600,115
	2. 包括的支援事業・任意事業	41,450,000	39,866,963	0	1,583,037	1,583,037
5. 基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1. 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
6. 公債費		5,180,000	5,178,667	0	1,333	1,333
	1. 公債費	1,000	0	0	1,000	1,000
	2. 財政安定化基金借入金償還金	5,179,000	5,178,667	0	333	333
7. 諸支出金		32,138,000	31,975,406	0	162,594	162,594
	1. 償還金及び還付加算金	32,138,000	31,975,406	0	162,594	162,594
8. 予備費		2,000,000	0	0	2,000,000	2,000,000
	1. 予備費	2,000,000	0	0	2,000,000	2,000,000
歳出合計		2,573,945,000	2,513,439,334	0	60,505,666	60,505,666

歳入合計 2,631,460,760円
 歳出合計 2,513,439,334円
 歳入歳出差引残額 118,021,426円
 内
 基金繰入金 0円

議第106号

平成19年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

平成19年度水俣市公共下水道事業特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成20年9月11日提出

水俣市長 宮本勝彬

平成19年度水俣市公共下水道事業特別会計決算

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 分担金及び負担金		21,152,000	23,156,130	22,274,080	111,560	770,490	△1,122,080

	1. 分 担 金	3,430,000	3,584,650	3,584,650	0	0	△154,650
	2. 負 担 金	17,722,000	19,571,480	18,689,430	111,560	770,490	△967,430
2. 使用料及び 手 数 料		281,555,000	283,089,540	278,908,260	65,290	4,115,990	2,646,740
	1. 使 用 料	281,544,000	283,016,940	278,835,660	65,290	4,115,990	2,708,340
	2. 手 数 料	11,000	72,600	72,600	0	0	△61,600
3. 国庫支出金		93,300,000	93,300,000	93,300,000	0	0	0
	1. 国庫補助金	93,300,000	93,300,000	93,300,000	0	0	0
4. 繰 入 金		687,587,000	684,000,000	684,000,000	0	0	3,587,000
	1. 繰 入 金	687,587,000	684,000,000	684,000,000	0	0	3,587,000
5. 繰 越 金		2,666,744	2,718,273	2,718,273	0	0	△51,529
	1. 繰 越 金	2,666,744	2,718,273	2,718,273	0	0	△51,529
6. 諸 収 入		1,930,000	5,333,769	5,333,769	0	0	△3,403,769
	1. 延滞金 加算及び過料	1,000	22,900	22,900	0	0	△21,900
	2. 預金利子	1,000	76,607	76,607	0	0	△75,607
	3. 雑 入	1,928,000	5,234,262	5,234,262	0	0	△3,306,262
7. 市 債		1,048,500,000	1,046,600,000	1,046,600,000	0	0	1,900,000
	1. 市 債	1,048,500,000	1,046,600,000	1,046,600,000	0	0	1,900,000
歳 入 合 計		2,136,690,744	2,138,197,712	2,133,134,382	176,850	4,886,480	3,556,362

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
1. 公共下水道 事 業 費		406,704,744	404,137,355	0	2,567,389	2,567,389
	1. 公共下水道 事 業 費	406,704,744	404,137,355	0	2,567,389	2,567,389
2. 公 債 費		1,728,986,000	1,728,877,278	0	108,722	108,722
	1. 公 債 費	1,728,986,000	1,728,877,278	0	108,722	108,722
3. 予 備 費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1. 予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳 出 合 計		2,136,690,744	2,133,014,633	0	3,676,111	3,676,111

歳 入 合 計 2,133,134,382円
 歳 出 合 計 2,133,014,633円
 歳入歳出差引残額 119,749円

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして順次提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議第97号水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

環境モデル都市づくりの推進を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第98号水俣市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が平成20年9月1日から施行され、議員の報酬の支給方法等に関する規定が整備されたことに準じて、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第99号平成20年度水俣市一般会計補正予算第7号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ400万3,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ132億9,837万8,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第9款教育費に、学校給食センター建設工事を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第19款繰越金及び第21款市債をもって調整いたしております。

また、地方債の補正といたしまして、学校養育施設等整備事業の限度額を変更いたしております。

次に、議第100号水俣市過疎対策地域自立促進計画（後期計画）の変更について申し上げます。

過疎地域自立促進市町村計画の変更については、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるもので、本案のように提案するものであります。

次に、議第101号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、水俣市宮月浦団地4号棟建設建築主体工事の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものであります。

平成20年9月4日に指名競争入札を実施し、契約金額2億7,090万円で坂田・開田建設工事共

同企業体と工事請負の仮契約を締結しております。

次に、平成19年度一般及び特別会計決算認定について順次提案理由の説明を申し上げます。

なお、説明の中の金額につきましては、万円単位で申し上げます。

まず、議第102号平成19年度水俣市一般会計決算認定について申し上げます。

本会計の決算額は、歳入総額128億5,434万円、歳出総額125億7,259万円、歳入歳出差し引き 2億8,175万円となりますが、この残額から翌年度へ繰り越すべき事業の財源2,866万円を差し引き、さらに地方自治法第233条の2の規定により、財政調整基金積立金として1億2,700万円を差し引いた1億2,609万円を翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入98.2%、歳出96.1%となっております。

次に、議第103号平成19年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額42億8,230万円、歳出総額41億2,331万円、歳入歳出差し引き 1億5,899万円は全額翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入101.5%、歳出97.8%となっております。

次に、議第104号平成19年度水俣市老人保健特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額41億4,250万円、歳出総額41億9,758万円、歳入歳出差し引き歳入不足額5,508万円が生じましたが、その不足額については、翌年度歳入繰上充用により補てんをいたしております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入94.9%、歳出96.1%となっております。

次に、議第105号平成19年度水俣市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額26億3,146万円、歳出総額25億1,344万円、歳入歳出差し引き 1億1,802万円は全額翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入102.2%、歳出97.6%となっております。

次に、議第106号平成19年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額21億3,313万円、歳出総額21億3,301万円、歳入歳出差し引き12万円は全額翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入99.8%、歳出99.8%となっております。

なお、議第102号から議第106号までの平成19年度の各会計決算につきましては、監査委員の審査意見書、各会計の決算事項別明細書、財産に関する調書及び主要な施策の成果に関する説明書をあわせて提出をいたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第97号から議第106号までについて順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決及び御認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後3時1分 休憩

午後3時2分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第97号水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

議第98号水俣市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

議第99号平成20年度水俣市一般会計補正予算第7号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

議第100号水俣市過疎地域自立促進計画（後期計画）の変更について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

議第101号工事請負契約の締結について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

議第102号平成19年度水俣市一般会計決算認定についてから、議第106号平成19年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、本5件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議案のうち、議第102号を除くほかの議案は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第27 特別委員会の設置について

○議長（松本和幸君） 日程第27、特別委員会の設置についてを議題とします。

特別委員会の設置について

- 1 名 称 一般会計決算特別委員会
 - 2 構成人員 8 人
 - 3 審査事項 平成19年度水俣市一般会計決算認定について
 - 4 審査権限 3に掲げる審査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を委任する。
 - 5 審査期間 12月定例会まで
-

○議長（松本和幸君） お諮りします。

議第102号平成19年度水俣市一般会計決算認定につきましては、委員8人をもって構成する一般会計決算特別委員会を議席に配付のとおり設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって一般会計決算特別委員会の設置については、そのように決定します。

お諮りします。

ただいま設置されました一般会計決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、中原泰子議員、高岡利治議員、福田斉議員、西田弘志議員、中村幸治議員、真野頼隆議員、野中重男議員、緒方誠也議員、以上8人を指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました8人の議員を一般会計決算特別委員に選任することに決定しました。

一般会計決算特別委員会におかれては、直ちに委員会を開催の上、正副委員長を互選し、議長まで御報告願います。

委員会審査のためしばらく休憩します。

午後3時4分 休憩

午後3時20分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計決算特別委員会の正副委員長の互選の結果を御報告します。

委員長 真野頼隆議員

副委員長 中村幸治議員

以上のとおりであります。

○議長（松本和幸君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、18日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、17日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後 3 時21分 散会

平成20年9月18日

平成20年9月第4回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

平成20年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成20年9月18日（木曜日）

午前10時0分 開議

午後0時20分 閉会

（出席議員） 18人

松 本 和 幸 君	中 原 泰 子 君	高 岡 利 治 君
塩 崎 信 介 君	川 上 紗 智 子 君	福 田 齊 君
大 川 末 長 君	牧 下 恭 之 君	西 田 弘 志 君
中 村 幸 治 君	谷 口 眞 次 君	淵 上 道 昭 君
真 野 頼 隆 君	岩 阪 雅 文 君	平 松 辰 弘 君
田 中 功 君	野 中 重 男 君	緒 方 誠 也 君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（牛 迫 秀 基 君）	次 長（田 畑 純 一 君）
次 長（崎 田 雄 七 君）	議 事 係 長（栄 永 尚 子 君）
書 記（淵 上 大 輔 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（宮 本 勝 彬 君）	副 市 長（森 近 君）
総務企画部長（葦 浦 博 行 君）	産業建設部長（田 上 和 俊 君）
福祉環境部長（吉 本 哲 裕 君）	総合医療センター事務部長（桑 畑 達 美 君）
産業建設部産業づくり総室長（小 林 信 也 君）	福祉環境部次長（盛 下 修 一 君）
水道局長（吉 村 明 賢 君）	教 育 次 長（坂 本 彰 君）
総務企画部総務課長（本 山 祐 二 君）	総務企画部企画課長（栄 永 徳 博 君）
総務企画部財政課長（淵 上 茂 樹 君）	教育総務課長（宮 森 守 男 君）

○議事日程 第5号

平成20年9月18日 午前10時開議

- 第1 議第82号 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第2 議第83号 水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について
- 第3 議第84号 水俣市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第85号 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第86号 水俣市恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第87号 水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第88号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第6号）
- 第8 議第89号 平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第9 議第90号 平成20年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議第91号 平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議第92号 平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議第93号 字区域の変更について
- 第13 議第94号 水俣市土地開発公社定款の変更について
- 第14 議第97号 水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議第98号 水俣市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議第99号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第7号）
- 第17 議第100号 水俣市過疎地域自立促進計画（後期計画）の変更について
- 第18 議第101号 工事請負契約の締結について（水俣市営月浦団地4号棟建設建築主体工事）
- 第19 陳第5号 「クマタカの調査徹底」に関する陳情について
- 第20 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務文教委員会

- 1 請第4号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について
- 1 陳第3号 私立幼稚園助成金増額に関する陳情について
- 1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について

厚生委員会

- 1 議第95号 平成19年度水俣市病院事業会計決算認定について
- 1 議第103号 平成19年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 1 議第104号 平成19年度水俣市老人保健特別会計決算認定について

1 議第105号 平成19年度水俣市介護保健特別会計決算認定について

1 環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について

産業建設委員会

1 議第96号 平成19年度水俣市水道事業会計決算認定について

1 議第106号 平成19年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

1 陳第6号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定を国に
求めることについての陳情について

1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

第21 議第107号 教育委員会委員の任命について

第22 議第108号 教育委員会委員の任命について

第23 議第109号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第24 議第110号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第25 議第111号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第26 議第112号 人権擁護委員候補者の推薦について

第27 議第113号 人権擁護委員候補者の推薦について

第28 議第114号 水俣市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制
定について

第29 議第115号 水俣市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

第30 議第116号 水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

第31 意見第8号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について

第32 意見第9号 道路財源の確保に関する意見書について

第33 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程のほかに

議第117号 工事請負契約の変更について（水俣市学校給食センター建設建築主体工事）

午前10時0分 開議

○議長（松本和幸君）　ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君）　日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から、人事案7件、健全化判断比率及び資金不足比率の報告1件、議会運営委員会で発議の条例案2件、会議規則1件、真野頼隆議員外5人から、意見書案1件、岩阪雅文議員外3人から、意見書案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、議員派遣承認要求書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

- 日程第1　議第82号　株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第2　議第83号　水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について
- 日程第3　議第84号　水俣市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4　議第85号　水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5　議第86号　水俣市恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6　議第87号　水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7　議第88号　平成20年度水俣市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第8　議第89号　平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9　議第90号　平成20年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10　議第91号　平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11　議第92号　平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12　議第93号　字区域の変更について
- 日程第13　議第94号　水俣市土地開発公社定款の変更について
- 日程第14　議第97号　水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15　議第98号　水俣市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16　議第99号　平成20年度水俣市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第17　議第100号　水俣市過疎地域自立促進計画（後期計画）の変更について

日程第18 議第101号 工事請負契約の締結について（水俣市営月浦団地4号棟建設建築主体工事）

日程第19 陳第5号 「クマタカの調査徹底」に関する陳情について

○議長（松本和幸君） 日程第1、議第82号株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、日程第19、陳第5号「クマタカの調査徹底」に関する陳情についてまで、19件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長谷口眞次議員。

（総務文教委員長 谷口眞次君登壇）

○総務文教委員長（谷口眞次君） おはようございます。

ただいま議題となりました案件のうち、総務文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第82号株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、株式会社日本政策金融公庫法が平成20年10月1日から施行されることに伴い、関係条例の整理を図るため制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第83号水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、職員の欠勤等による懲戒処分を行ったことから、市長及び副市長として総括的な管理監督責任があるものと判断し制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第84号水俣市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律が平成20年12月1日から施行され、民法及び地方自治法の一部が改正されるため制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、自治会が管理している土地、建物等の権利があいまいになったりした場合の対応についてただしたのに対し、今回の地方自治法改正により、自治体としても積極的な対応を図っていきたいとの答弁でありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第85号水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定につい

て申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律が平成20年9月1日から施行され、委員等の報酬の支給方法等に関する規定が整備されることに準じて制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第86号水俣市恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、恩給法による恩給改定率改定等に関する政令の施行に伴い、これに準じて制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第87号水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日公布、同日施行されたことに伴い、個人市民税における寄附金控除の拡充を図るため制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、改正の周知方法についてただしたのに対し、県税との関係もあり県の規則等の細部が決まったら広報紙等で周知を図りたいとの答弁でありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第88号平成20年度水俣市一般会計補正予算第6号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、第2款総務費に、電算システム管理運用経費、第8款消防費に、消防団装備等整備事業、第9款教育費に、小中学校施設耐震化推進事業を計上し、これらの財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第19款繰越金、第20款諸収入及び第21款市債をもって充当している。

また、債務負担行為補正として、文化会館管理委託料外3件を追加し、地方債補正として、過疎対策事業外2件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、肥薩おれんじ鉄道沿線活性化協議会負担金について、事業内容及び負担率についてただしたのに対し、1,000名のモニターを募集し、3,000円のモニター用チケットを配布、降車駅でのアンケート調査を実施、負担率は熊本県が85%、残りを八代市と1市2町が負担、水俣市は全体の4%を負担するとの答弁でありました。

また、市税還付金について、共有者に対して遡及課税は行わないのかとただしたのに対し、ほ

かの団体でも余り例がなく遡及課税は見送る方向で検討しているとの答弁でありました。

なお、委員から、市税賦課徴収事務については、今後、再発防止のための方策を十分検討していただきたい。また、今回学校耐震診断委託料が計上されているが、学校再編成により対象とならない校舎等で、危険度の高い学校においては生徒の安全確保に配慮してほしいとの意見がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第97号水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、環境モデル都市づくりの推進を図るため制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、職員は何人くらい配置予定か、また、室からスタートし、課にしていくことはできなかったのかとただしたのに対し、来年3月までは兼務という状態で行いながら、業務量を勘案して人数を決定したい。室にするか課にするか検討はしたが、アクションプランの作成などもあり、最初から課として決定したとの答弁でありました。

なお、委員から、今後の部署の設置等については、組織全体を見据えた上で、適正な機構改革に配慮してほしいとの意見がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第98号水俣市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律が平成20年9月1日から施行され、議員の報酬の支給方法等に関する規定が整備されたことに準じて制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第99号平成20年度水俣市一般会計補正予算第7号について申し上げます。

補正の内容は、第9款教育費に、学校給食センター建設工事を計上し、財源としては、第19款繰越金及び第21款市債をもって充当している。

また、地方債の補正として、学校教育施設等整備事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第100号水俣市過疎地域自立促進計画（後期計画）の変更について申し上げます。

本案は、過疎地域自立促進市町村計画の変更については、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるので提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回の報告とは別に変更箇所が見受けられることについてただしたのに対し、新しく策定したり、大幅な変更は議会に諮るが、事業の内容や項目の変更などについては市長決裁で処理することになっているとの答弁でありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、厚生委員長大川末長議員。

（厚生委員長 大川末長君登壇）

○厚生委員長（大川末長君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第88号平成20年度水俣市一般会計補正予算第6号中付託分について申し上げます。

補正の主なものとして、第3款民生費に、放課後児童健全育成事業、第4款衛生費に、健康管理事業基本健康診査委託料を計上し、その財源として、第15款県支出金、第21款市債等をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、健康管理事業基本健康診査委託料についてただしたのに対し、75歳以上の人が対象となる後期高齢者健診と、40歳から74歳までの人が対象の特定健診を比べると、国の示した健診項目には差があるが、同じ市民であり、また働き盛りの年齢層にも後期高齢者並みの充実した健診を受けられるようにするための委託料を計上したものである。

なお、水俣市は水俣病総合対策の一環である健康管理事業の対象市であるため、財源は全額県支出金により補てんされ、市の持ち出しは発生しないとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第89号平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億9,609万8,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ42億9,438万5,000円とするものであります。

補正の内容は、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款後期高齢者支援金等、第4款前期高齢者納付金等及び第7款共同事業拠出金を増額し、第8款保健事業費を減額しており、これらの財源として、第4款県支出金、第5款療養給付費等交付金、第7款共同事業交付金及び第10款繰越金を増額し、第3款国庫支出金、第6款前期高齢者交付金及び第9款繰入金を減額している。

また、債務負担行為の補正として、特定保健指導業務委託料を追加しているとの説明を受け、

質疑を行いました。

質疑の中で、一般被保険者療養給付費の療養給付費負担金の減額と退職被保険者等療養給付費の療養給付費負担金の増額の関係及び後期高齢者支援金の増額の理由についてただしたところ、退職被保険者分の平成20年3月分の負担金を誤って一般被保険者療養給付費で予算計上していたため、一般被保険者療養給付費を減額し、退職被保険者等療養給付費を、当初の見込み分とその後の対象者増加分をあわせて増額するものである。また、後期高齢者支援金については、平成20年度からの施行であり、過年度の実績等がないため、国が示した算定式により見積もって予算計上したが、算定式が後から変更されたため不足が生じたものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第90号平成20年度水俣市老人保健特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ30万4,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億9,795万1,000円とするものであります。

補正の内容は、第3款諸支出金で支払基金交付金の返還金を計上しており、その財源としては、第6款諸収入を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第91号平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,507万5,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ26億4,354万1,000円とするものであります。

補正の内容は、第4款地域支援事業費の組み替え及び第7款諸支出金で国県支出金等返還金を計上しており、これらの財源としては、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金及び第8款繰越金で調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、ふれあいモデル事業とまちかど健康塾の違いについてただしたのに対し、これまでふれあいモデル事業として実施してきた市内5カ所について、地域の積極的な運営参画に配慮するため、現在まちかど健康塾として事業を行っている箇所とあわせ、後者に名称統合を図ったものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、陳第5号「クマタカの調査徹底」に関する陳情について申し上げます。

本陳情については、陳情の趣旨を了として、全員異議なく採択すべきものと決定しました。

以上で厚生委員会の審査報告を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、産業建設委員長福田斉議員。

（産業建設委員長 福田斉君登壇）

○産業建設委員長（福田 斉君） ただいま議題となりました案件のうち、産業建設委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第88号平成20年度水俣市一般会計補正予算第6号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第5款農林水産業費に、単独漁港整備事業、第6款商工費に、湯の児地区観光開発事業、第7款土木費に、公共下水道事業特別会計繰出金、第10款災害復旧費に、現年発生補助災害復旧事業を計上している。

なお、これらの財源としては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第21款市債をもって調整している。

このほか債務負担行為の補正として、百間雨水幹線公害防止事業負担金の追加を計上している。

また、地方債の補正として、過疎対策事業外4件の限度額の変更を計上したとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、袋地区特殊地下壕対策工事の請負業者選定と地下壕の規模についてただしたのに対し、請負業者の選定については地元業者で行いたい。また、地下壕の規模については、縦穴6本と総延長約1キロメートルの横穴があるとの答弁がありました。

また、交流促進奨励金の効果についてただしたのに対し、奨励金制度を利用したスポーツイベント等を開催することにより、宿泊等の経済的効果が生じているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第92号平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ539万5,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ19億4,951万7,000円とするものである。

主な補正の内容としては、第1款公共下水道事業費で職員の異動に伴う人件費及び浄化センター放流渠修繕工事に伴う工事請負費の増額であり、これらの財源として、第4款繰入金をもって調整しているとの説明を受けた。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第93号字区域の変更について申し上げます。

本案は、中山間地域総合整備事業で実施しました越小場山小場地区の区画整理により、字界に変更が生じたため、字山場、笠平の一部について字区域を変更しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しまし

た。

次に、議第94号水俣市土地開発公社定款の変更について申し上げます。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行の実施に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成20年12月1日から施行されるため、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定に基づき提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第101号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、水俣市営月浦団地4号棟建設建築主体工事の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するもので、平成20年9月4日に指名競争入札を実施し、契約金2億7,090万円で坂田・開田建設工事共同企業体と工事請負の仮契約を締結しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で産業建設委員会の審査報告を終わります。

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成20年9月12日

総務文教常任委員長 谷 口 眞 次

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第82号	株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第83号	水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第84号	水俣市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第85号	水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第86号	水俣市恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第87号	水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第88号	平成20年度水俣市一般会計補正予算（第6号）付託分	原 案 可 決	全 員 賛 成

議第97号	水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第98号	水俣市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第99号	平成20年度水俣市一般会計補正予算（第7号）	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第100号	水俣市過疎地域自立促進計画（後期計画）の変更について	原 案 可 決	全 員 賛 成

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成20年9月12日

厚生常任委員長 大 川 末 長

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第88号	平成20年度水俣市一般会計補正予算（第6号）付託分	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第89号	平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第90号	平成20年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第2号）	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第91号	平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原 案 可 決	全 員 賛 成
陳第5号	「クマタカの調査徹底」に関する陳情について	採 択	全 員 賛 成

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成20年9月12日

産業建設常任委員長 福 田 齊

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第88号	平成20年度水俣市一般会計補正予算（第6号）付託分	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第92号	平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第93号	字区域の変更について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第94号	水俣市土地開発公社定款の変更について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第101号	工事請負契約の締結について（水俣市営月浦団地4号棟建設建築主体工事）	原 案 可 決	全 員 賛 成

○議長（松本和幸君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第82号株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、議第101号工事請負契約の締結についてまで、18件を一括して採決します。

本18件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本18件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本18件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（松本和幸君） 次に、陳第5号「クマタカの調査徹底」に関する陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第20 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務文教委員会

- 1 議第4号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について
- 1 陳第3号 私立幼稚園助成金増額に関する陳情について
- 1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について

厚生委員会

- 1 議第95号 平成19年度水俣市病院事業会計決算認定について
- 1 議第103号 平成19年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 1 議第104号 平成19年度水俣市老人保健特別会計決算認定について
- 1 議第105号 平成19年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

- 1 環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について

産業建設委員会

- 1 議第96号 平成19年度水俣市水道事業会計決算認定について
- 1 議第106号 平成19年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について
- 1 陳第6号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定を国に求めることについての陳情について
- 1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（松本和幸君） 日程第20、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成20年9月12日

総務文教常任委員長 谷 口 眞 次

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

事件の番号	件 名	理 由
請第4号	教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について	慎重審査を要するため
陳第3号	私立幼稚園助成金増額に関する陳情について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したか

ら、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成20年 9 月12日

厚生常任委員長 大 川 末 長

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

事件の番号	件 名	理 由
議第95号	平成19年度水俣市病院事業会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第103号	平成19年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第104号	平成19年度水俣市老人保健特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第105号	平成19年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成20年 9 月12日

産業建設常任委員長 福 田 齊

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

事件の番号	件 名	理 由
議第96号	平成19年度水俣市水道事業会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第106号	平成19年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について	慎重審査を要するため
陳第 6 号	「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定を国に求めることについての陳情について	慎重審査を要するため
	商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成20年 9 月11日

議会運営委員長 真 野 頼 隆

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第21 議第107号 教育委員会委員の任命について

日程第22 議第108号 教育委員会委員の任命について

- 日程第23 議第109号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第24 議第110号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第25 議第111号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第26 議第112号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第27 議第113号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第28 議第114号 水俣市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議第115号 水俣市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議第116号 水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第31 意見第8号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について
- 日程第32 意見第9号 道路財源の確保に関する意見書について
- 議長（松本和幸君） 日程第21、議第107号教育委員会委員の任命についてから、日程第32、意見第9号道路財源の確保に関する意見書についてまで、12件を一括して議題とします。

議第107号

教育委員会委員の任命について

本市の教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成20年9月18日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

住 所 水俣市旭町1丁目2番22号
氏 名 濱田 智海
生年月日 昭和30年1月31日

（提案理由）

本市の教育委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第108号

教育委員会委員の任命について

本市の教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成20年9月18日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

住 所 水俣市浜町3丁目6番6号
氏 名 田中 健太郎
生年月日 昭和46年10月29日

（提案理由）

本市の教育委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第109号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市の固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成20年9月18日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

住 所 水俣市湯出1421番地
氏 名 永野 豊照
生年月日 昭和13年4月14日

（提案理由）

本市の固定審査評価審査委員会委員として、本案のように選任しようとするものである。

議第110号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市の固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成20年9月18日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

住 所 水俣市陣内1丁目5番8号
氏 名 小川 愛
生年月日 昭和19年1月1日

（提案理由）

本市の固定審査評価審査委員会委員として、本案のように選任しようとするものである。

議第111号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市の固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和55年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成20年9月18日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

住 所 水俣市天神町1丁目5番1号
氏 名 田中 孝典
生年月日 昭和25年11月5日

（提案理由）

本市の固定審査評価審査委員会委員として、本案のように選任しようとするものである。

議第112号

人権擁護委員候補者の推薦について

本市の人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求める。

平成20年 9 月18日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

住 所 水俣市古城 2 丁目 8 番 1 号
氏 名 井上 博之
生年月日 昭和19年12月 8 日

(提案理由)

人権擁護委員の候補者として、本案のように推薦しようとするものである。

議第113号

人権擁護委員候補者の推薦について

本市の人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、市議会の意見を求める。

平成20年 9 月18日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

住 所 水俣市古城 2 丁目 8 番 6 号
氏 名 中村 茂子
生年月日 昭和20年 4 月 3 日

(提案理由)

人権擁護委員の候補者として、本案のように推薦しようとするものである。

議第114号

水俣市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成20年 9 月18日

提出者

議会運営委員会

委員長 真 野 頼 隆

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

(別紙)

水俣市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例
本則中「報酬」を「議員報酬」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の一部改正により、条例の整備を行うため、本案のように制定するものである。

議第115号

水俣市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成20年 9 月18日

提出者
議会運営委員会
委員長 真 野 頼 隆

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様
(別紙)

水俣市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
水俣市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第3号）の一部を次のように改正する。
第1条中「第100条第13項及び第14項」を「第100条第14項及び第15項」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)
地方自治法の一部改正により、条例の整備を行うため、本案のように制定するものである。

議第116号

水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条の規定により提出します。
平成20年 9 月18日

提出者
議会運営委員会
委員長 真 野 頼 隆

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様
(別紙)

水俣市議会会議規則の一部を改正する規則
水俣市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。
第159条第1項中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)
地方自治法の一部改正により、規則の整備を行うため、本案のように制定するものである。

意見第8号

新たな過疎対策法の制定に関する意見書について
上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条の規定により提出します。
平成20年 9 月18日

提出者議員	真 野 頼 隆
"	野 中 重 男
"	高 岡 利 治
"	福 田 齊
"	谷 口 眞 次
"	平 松 辰 弘

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様
(別紙)

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところであります。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進む中で、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面しています。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対して、食糧の供給・水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っています。

過疎地域は、国民共通の財産であり、国民の心のよりどころとなる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域であります。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、平成22年3月末をもって失効することとなりますが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要であります。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要であります。

したがって政府におかれては、新たな過疎対策法を制定されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年9月18日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣	福 田 康 夫	様
総 務 大 臣	増 田 寛 也	様
財 務 大 臣	伊 吹 文 明	様
農林水産大臣	太 田 誠 一	様
国土交通大臣	谷 垣 禎 一	様

意見第9号

道路財源の確保に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成20年9月18日

提出者議員	岩 阪 雅 文
"	福 田 齊
"	牧 下 恭 之
"	淵 上 道 昭

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様
(別紙)

道路財源の確保に関する意見書

道路は、住民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会資本であり、地域間格差の解消を図り、安全で安心して生活できる地域を実現するためには、生活道路から高速道路までのネットワークの整備が重要であります。

特に生活や経済・社会活動を自動車交通に大きく依存している地方においては、道路網の体系的かつ計画的な整備が喫緊の課題となっています。

このような中、政府は、道路財源に関して、本年6月に閣議決定した「経済財政改革の基本方針2008」におい

て、平成21年度からの道路特定財源の一般財源化を改めて明示したが、道路特定財源が一般財源化されるとしても、必要と判断される道路整備の財源は絶対に確保されるべきであります。

したがって政府及び国会におかれては、下記の事項を実現されるよう強く要望します。

記

- 1、道路特定財源の一般財源化に当たっては、地方道路整備の必要性や厳しい財源の実態にかんがみ、地方の道路整備や維持・補修を着実にを行うための財源確保や配分を行う制度とし、あわせて地方の裁量や自由度が増す方向で制度を確立すること。
- 2、おこなわれている地方の道路整備と計画的修繕・更新を地方公共団体が主体的に行うための「地方道路整備臨時交付金制度」及び今年度創設された「地方道路整備臨時貸付金制度」について、維持もしくは同等以上の代替制度を確立すること。
- 3、4月の暫定税率失効に伴う地方の減収や地方道路整備臨時交付金への影響については、国の責任において速やかに適切な財源措置を講じること。
- 4、道路整備の中期計画の策定に当たっては、地方の道路整備の実情に配慮し、必要と判断される道路の整備を確実に盛り込むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年9月18日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣	福 田 康 夫	様
総 務 大 臣	増 田 寛 也	様
財 務 大 臣	伊 吹 文 明	様
国土交通大臣	谷 垣 禎 一	様
衆 議 院 議 長	河 野 洋 平	様
参 議 院 議 長	江 田 五 月	様

○議長（松本和幸君） 順次提案理由の説明を求めます。

まず、議第107号から議第113号についてまで、宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案について、順次提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議第107号及び議第108号教育委員会委員の任命について申し上げます。

このたび、本市教育委員会委員の濱田智海委員及び福田研二委員の任期が、本年9月30日をもって満了となりますので、濱田智海委員につきましては、引き続き同氏を任命したく、また、福田研二委員につきましては、後任として田中健太郎氏を任命したく御提案申し上げるものであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第4項の規定により、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないとされておりますが、田中氏につきましては、同項の基準を満たされております。また、同氏につきましては、水東小学校学校評議員や水俣市読書のまちづくり推進協議会委員を務めるなど、人格高潔で、教育、学術及び文化に関し識見にすぐ

れ、教育委員会委員として適任であると存じます。

次に、議第109号、議第110号及び議第111号固定資産評価審査委員会委員の選任について申し上げます。

このたび、永野豊照委員、田中孝典委員、宮崎美千子委員の任期が9月30日をもって満了となりますので、永野豊照委員及び田中孝典委員につきましては、引き続き同氏を選任したく、また、宮崎美千子委員につきましては、後任として小川愛氏を選任したく御提案申し上げる次第であります。

小川氏につきましては、人格、識見ともにすぐれた方で、固定資産評価審査委員会の委員としてまことに適任であると存じます。

次に、議第112号及び議第113号人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

このたび、井上博之委員及び大淵とも子委員の任期が本年12月31日をもって満了となりますので、井上博之委員につきましては、引き続き同氏を推薦したく、また、大淵とも子委員につきましては、後任として中村茂子氏を推薦いたしたく御提案申し上げる次第であります。

中村氏につきましては、温厚な性格で、人格、識見ともにすぐれた方で、人権擁護に熱意があり、人権擁護委員として適任であると存じます。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第107号から議第113号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り速やかに御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松本和幸君） 次に、議第114号から議第116号についてまで、議会運営委員長真野頼隆議員。

（議会運営委員長 真野頼隆君登壇）

○議会運営委員長（真野頼隆君） ただいま議題となりました議第114号水俣市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第115号水俣市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議第116号水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、以上3件について一括して提案理由の説明を申し上げます。

本3件につきましては、いずれも地方自治法の一部改正により、条例及び規則の整備を行うため、本案のように制定するものであります。

全会一致で御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松本和幸君） 次に、意見第8号について、提出者代表真野頼隆議員。

（真野頼隆君登壇）

○真野頼隆君 意見第8号新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、案文を読み上げ提案

理由にかえさせていただきます。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところであります。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進む中で、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面しています。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対して、食糧の供給・水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っています。

過疎地域は、国民共通の財産であり、国民の心のよりどころとなる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域であります。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、平成22年3月末をもって失効することとなりますが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要であります。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要であります。

したがって政府におかれては、新たな過疎対策法を制定されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年9月18日

水 俣 市 議 会

全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 次に、意見第9号について、提出者代表岩阪雅文議員。

（岩阪雅文君登壇）

○岩阪雅文君 意見第9号道路財源の確保に関する意見書、案文を読み上げ提案理由にかえますので、よろしくお願い申し上げます。

道路財源の確保に関する意見書

道路は、住民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会資本であり、地域間格差の解消を図り、安全で安心して生活できる地域を実現するためには、生活道路から高速道路まで

のネットワークの整備が重要であります。

特に生活や経済・社会活動を自動車交通に大きく依存している地方においては、道路網の体系的かつ計画的な整備が喫緊の課題となっています。

このような中、政府は、道路財源に関して、本年6月に閣議決定した「経済財政改革の基本方針2008」において、平成21年度からの道路特定財源の一般財源化を改めて明示したが、道路特定財源が一般財源化されとしても、必要と判断される道路整備の財源は絶対に確保されるべきであります。

したがって政府及び国会におかれては、下記の事項を実現されるよう強く要望します。

記

- 1、道路特定財源の一般財源化に当たっては、地方道路整備の必要性や厳しい財源の実態にかんがみ、地方の道路整備や維持・補修を着実にを行うための財源確保や配分を行う制度とし、あわせて地方の裁量や自由度が増す方向で制度を確立すること。
- 2、おこなっている地方の道路整備と計画的修繕・更新を地方公共団体が主体的に行うための「地方道路整備臨時交付金制度」及び今年度創設された「地方道路整備臨時貸付金制度」について、維持もしくは同等以上の代替制度を確立すること。
- 3、4月の暫定税率失効に伴う地方の減収や地方道路整備臨時交付金への影響については、国の責任において速やかに適切な財源措置を講じること。
- 4、道路整備の中期計画の策定に当たっては、地方の道路整備の実情に配慮し、必要と判断される道路の整備を確実に盛り込むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年9月18日

水 俣 市 議 会

なお、7月30日、県南関係市町、水俣市長初め八代市長、芦北町長、津奈木町長、南九州西回り自動車道熊本県建設促進期成会の各メンバーにより、国、関係機関へ要望を行っております。

どうか、市議会議員の皆様方の全会一致の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（松本和幸君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長、議会運営委員長及び提出者代表から提案理由の説明がありました本12件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本 12 件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本12件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本12件について討論はありませんか。

（「あり」「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 日本共産党の野中重男です。

意見第 9 号道路財源の確保に関する意見書について、反対討論を行います。

今回の意見書は、議会運営委員会で一度審議したものであります。そこでの議論で、私は、項目のうち、1 から 3 までは賛成であると、しかし、4 は、これから国土交通省がつくろうとしている59兆円を使い切るための道路中期計画が入っており、これが入ることには同意できないと主張しました。そして、議会運営委員会の委員の皆さんの審議の中で、水俣市に必要な生活道路については、1 から 3 までは趣旨は十分通じる、西回り高規格道路のことについては、その文言を 4 番に入れて、全会一致で出したらどうかという提案も何人かの委員からありました。しかし、提案者の方々は、その修正案には同意されず、議会運営委員会でこの意見書案については協議不成立となったものであります。

ところが、このように議員提案で出てきたのが今回の意見書案であります。

市議会が出す意見書は、8 割から 9 割の議員が賛成し、大方の意見であることが前提で出されるべきであります。このようなことが、後に議員提案として提案されることがあっていいものかと私は思います。

ところで、この意見書を地方議会でつくって出してほしいというのは、こういう団体から来ています。道路整備促進期成同盟熊本県地方協議会が本年 9 月 4 日付で各市町村議会議長様あてに文書を送って、この議運にかかった意見書が審議される経過になっております。

その文書を見ますと、このようになっています。

当協議会といたしましては、道路整備を求める地方の実情や財政状況等を踏まえ、地方枠の拡充や地方の意見が反映されるよう、国等に求めてまいりたいと思っています。意見書案については、例を同封しましたがけれども、貴市町村における意見書作成の参考にしてくださいというのがこの期成会熊本県協議会から議長あてに届いている文書であります。

このように、この協議会の趣旨に沿えば、1 から 3 とともに、項目 4 に高規格の西回り道路の

早期実現を訴えることで、この協議会からの要請には十分こたえられることです。ところが、その趣旨が生かされないまま、道路中期計画という文言にこだわって提案されてきたものが、今提案者が説明された意見書案であります。

また、この道路中期計画は、道路特定財源が一般財源になったとしても、これまでどおり59兆円を使い切るためにつくるものであります。

ところで、これまで道路特定財源は、道路建設だけに使われてきました。本四架橋、東京湾横断道路などが主要な施策でした。いずれも現在でも赤字を出し、道路特定財源から債務の利子補給をしている状況であります。

当議会でも、意見書が出されてきましたけれども、水俣市内の建設業はこの間何軒も倒産いたしました。地方の建設業の存続や雇用の拡大、あるいは守ることには、これが生かされていないというのが私の実感であります。

以上のような理由から、1から3までは同意ですけれども、4については同意できないということで、反対であります。

○議長（松本和幸君） ほかにございませんか。

平松辰弘議員。

○平松辰弘君 私も同じく意見第9号道路財源の確保に関する意見書について、反対の立場から討論いたします。

地方にとって、道路は、生活、経済活動上欠かせないもので、生命線とも言えます。今、現状を見ますと、その整備は十分とは言えず、今後道路財源の維持は必要であるとは思いますが、この意見書の趣旨には理解はできます。しかし、本意見書案は、先日、議会運営委員会で協議され、同調を見なかったものです。

今、水俣市議会要覧を見ますと、このようにあります。

意見書案、決議案が提出されたときは、あらかじめ議会運営委員会で協議し、上程するのが例である。なお、各会派の同調を得られない意見書案（決議案）の取り扱いについては、原則として本会議の議題とはしないこととする。平成13年8月24日議会運営委員会決定とあります。

実際は、同調が得られなかったが、本会議に提出した意見書、決議はあるものの、意見書案、決議案は議会として提出するのであるから、基本的には水俣市議会要覧にあるように、平成13年に議会運営委員会で決定した、同調が得られない意見書案、決議案は本会議の議題とはしないという決まりを私は守るべきであると思います。

本意見書の趣旨は理解するものの、本会議に提出されることは賛同できませんので、この意見書には反対であります。

以上です。

○議長（松本和幸君） ほかにございませんか。

福田斉議員。

○福田 斉君 新政同友クラブの福田でございます。

私はこの意見第9号に対して、意見書に賛成の立場で討論いたします。

御存じのように、道路特定財源の見直しの中で、国交省から道路整備の中期計画素案が示されました。これに対して、政府・与党合意のもとで中期計画の事業費は59兆円を上回らないとした骨格予算が示されております。さらに、本年5月に閣議決定されました基本方針において、中期計画を5年間として、最新の道路需要などを考慮して整備計画を策定するとされております。このことは、真に必要な道路整備は計画的に進めるとした考えを具体化しようとして非常に評価しております。

中身の中期計画素案においては、道路政策の各事業量が当初96兆円、この中には地域に密着する道路、踏切等、ああいったところも含めたところの安全対策や交通環境対策から高速道路整備など多岐にわたっております。そういった中身を変えることなく重点整備の比較や効率化を進めながらも59兆円を超えることのないものとして、今、精査されようとしております。

先ほど出ております、意見書の1番から3番までの意見に、地方自治体の具体的な要望が示されております。しかしながら、素案の中身が真に必要な道路整備計画になっているのか、効率的な検討がなされたのか、地方にとって心配なところであると考えます。4番の中期計画云々については、こういった地方の実情を十分取り入れた策定であってほしいというまとめの記述であって、この記述なしでは今回の意見書の体をなしません。まさに意見書が示すように、その中期策定に当たっては、地方の実情を十分配慮してほしいという地方自治体の思いを示しているものがあります。

意見書提出については、我々地方の自治体が足並みをそろえて国に陳情しようと頑張っているところであります。なぜここで批判を重ね、わからないのもありますけども、意見の一致を見られないのか残念であります。

よって私は意見書に対して賛成をいたします。

○議長（松本和幸君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第107号教育委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

○議長（松本和幸君） 議第108号教育委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

○議長（松本和幸君） 議第109号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

○議長（松本和幸君） 議第110号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

○議長（松本和幸君） 議第111号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

○議長（松本和幸君） 議第112号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、異議ないと決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、異議ない旨決定しました。

○議長（松本和幸君） 議第113号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、異議ないと決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、異議ない旨決定しました。

○議長（松本和幸君） 議第114号水俣市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第116号水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてまで、3件を一括して採決します。

本3件は、いずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本3件は、いずれも原案のとおり可決しました。

○議長（松本和幸君） 意見第8号新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

○議長（松本和幸君） 意見第9号道路財源の確保に関する意見書についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松本和幸君） 起立多数であります。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

日程第33 議員派遣について

○議長（松本和幸君） 日程第33、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣について

第238回熊本市議会議長会出席

地方自治法第100条第13項及び水俣市議会会議規則第159条の規定により下記のとおり議員を派遣する。

記

派遣目的 熊本市議会議長会に出席し、地方自治の確立と都市の興隆発展を図る。
派遣場所 玉名市
派遣期間 平成20年10月2日（木）～3日（金） 2日間
派遣議員 洲上道昭議員
経 費 既決予算の中から支出

○議長（松本和幸君） お諮りします。

議席に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって議席に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

○議長（松本和幸君） この際議事の都合によりしばらく休憩します。

午前10時53分 休憩

午前11時53分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御報告します。

ただいま市長から、議決案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

お諮りします。

この際、議第117号工事請負契約の変更についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって議第117号工事請負契約の変更についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議第117号 工事請負契約の変更について（水俣市学校給食センター建設建築主体工事）（日程追加）

○議長（松本和幸君） 議第117号工事請負契約の変更についてを議題とします。

議第117号

工事請負契約の変更について

平成19年12月定例市議会において議決された水俣市学校給食センター建設建築主体工事請負契約のうち、契約金額「241,500,000円」を「245,502,701円」に変更することとする。

平成20年9月18日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

(提案理由)

水俣市学校給食センター建設建築主体工事請負契約について、契約後の全国的な資材の高騰に伴い、契約金額を変更するため、本案のように提案するものである。

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案について、提案理由の説明をさせていただきます。

それでは、議第117号工事請負契約の変更について申し上げます。

平成19年12月定例市議会において議決された水俣市学校給食センター建設建築主体工事請負契約について、契約後の全国的な資材高騰に伴い、水俣市公共工事請負契約約款第25条第5項の規定に基づき、契約金額2億4,150万円を2億4,550万2,701円に変更しようとするため、本案のように提案するものであります。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第117号について、提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いします。

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午前11時54分 休憩

午前11時55分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第117号工事請負契約の変更について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第117号は、総務文教委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前11時56分 休憩

午後0時17分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど総務文教任委員会に付託しておりました議第117号について、委員会から委員会審査報告書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

これから委員長の報告を求めます。

総務文教委員長谷口眞次議員。

（総務文教委員長 谷口眞次君登壇）

○総務文教委員長（谷口眞次君） 先ほど総務文教委員会に付託されました議第117号工事請負契約の変更について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本案は、平成19年12月定例市議会において議決された水俣市学校給食センター建設建築主体工事請負契約について、契約後の全国的な資材高騰に伴い、水俣市公共工事請負契約約款第25条第5項の規定に基づき、契約金額2億4,150万円を2億4,550万2,701円に変更するため提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回の資材高騰により契約変更に時間を費やしたが、工期等に影響はないのかとただしたのに対し、床の工事がおくれ、厨房機器の納期が1カ月ほど延期になったが、本体の工期には全く影響なく、完成は今のところ予定どおりであるとの答弁でありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務文教委員会の審査報告を終わります。

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成20年9月18日

総務文教常任委員長 谷口 眞 次

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第117号	工事請負契約の変更について（水俣市学校給食センター建設建築主体工事）	原 案 可 決	全 員 賛 成

○議長（松本和幸君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第117号工事請負契約の変更についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長（松本和幸君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成20年第4回水俣市議会定例会を閉会します。

午後0時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 松 本 和 幸

署名議員 中 村 幸 治

署名議員 牧 下 恭 之

平成20年 9 月第 4 回水俣市議会定例会（8 月29日～9 月18日）

〔議 案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第82号	株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	8 月29日	総務文教	9 月18日 原案可決	
議第83号	水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について	8 月29日	総務文教	9 月18日 原案可決	
議第84号	水俣市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8 月29日	総務文教	9 月18日 原案可決	
議第85号	水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	8 月29日	総務文教	9 月18日 原案可決	
議第86号	水俣市恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	8 月29日	総務文教	9 月18日 原案可決	
議第87号	水俣市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	8 月29日	総務文教	9 月18日 原案可決	
議第88号	平成20年度水俣市一般会計補正予算（第6号）	8 月29日	各 委	9 月18日 原案可決	
議第89号	平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	8 月29日	厚 生	9 月18日 原案可決	
議第90号	平成20年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第2号）	8 月29日	厚 生	9 月18日 原案可決	
議第91号	平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	8 月29日	厚 生	9 月18日 原案可決	
議第92号	平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	8 月29日	産業建設	9 月18日 原案可決	
議第93号	字区域の変更について	8 月29日	産業建設	9 月18日 原案可決	
議第94号	水俣市土地開発公社定款の変更について	8 月29日	産業建設	9 月18日 原案可決	
議第95号	平成19年度水俣市病院事業会計決算認定について	8 月29日	厚 生	9 月18日 継続審査	
議第96号	平成19年度水俣市水道事業会計決算認定について	8 月29日	産業建設	9 月18日 継続審査	
議第97号	水俣市部総室課室設置条例の一部を改正する条例の制定について	9 月11日	総務文教	9 月18日 原案可決	
議第98号	水俣市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について	9 月11日	総務文教	9 月18日 原案可決	

議第99号	平成20年度水俣市一般会計補正予算（第7号）	9月11日	総務文教	9月18日 原案可決	
議第100号	水俣市過疎地域自立促進計画（後期計画）の変更について	9月11日	総務文教	9月18日 原案可決	
議第101号	工事請負契約の締結について（水俣市営月浦団地4号棟建設建築主体工事）	9月11日	産業建設	9月18日 原案可決	
議第102号	平成19年度水俣市一般会計決算認定について	9月11日	一般会計 決算特別	9月11日 継続審査	
議第103号	平成19年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	9月11日	厚生	9月18日 継続審査	
議第104号	平成19年度水俣市老人保健特別会計決算認定について	9月11日	厚生	9月18日 継続審査	
議第105号	平成19年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	9月11日	厚生	9月18日 継続審査	
議第106号	平成19年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	9月11日	産業建設	9月18日 継続審査	
議第107号	教育委員会委員の任命について（濱田智海君）	9月18日	省略	9月18日 同意	
議第108号	教育委員会委員の任命について（田中健太郎君）	9月18日	省略	9月18日 同意	
議第109号	固定資産評価審査委員会委員の選任について（永野豊照君）	9月18日	省略	9月18日 同意	
議第110号	固定資産評価審査委員会委員の選任について（小川愛君）	9月18日	省略	9月18日 同意	
議第111号	固定資産評価審査委員会委員の選任について（田中孝典君）	9月18日	省略	9月18日 同意	
議第112号	人権擁護委員候補者の推薦について（井上博之君）	9月18日	省略	9月18日 異議なし	
議第113号	人権擁護委員候補者の推薦について（中村茂子君）	9月18日	省略	9月18日 異議なし	
議第114号	水俣市議会の議員の報酬費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9月18日	省略	9月18日 原案可決	
議第115号	水俣市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9月18日	省略	9月18日 原案可決	
議第116号	水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	9月18日	省略	9月18日 原案可決	
議第117号	工事請負契約の変更について（水俣市学校給食センター建設建築主体工事）	9月18日	総務文教	9月18日 原案可決	

〔意見書〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
意見第8号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書について	9月18日	省 略	9月18日 原案可決	
意見第9号	道路財源の確保に関する意見書について	9月18日	省 略	9月18日 原案可決	

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第10号	専決処分の報告について	8月29日
報告第11号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	9月18日

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について	9月18日	総務文教	9月18日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について	9月18日	厚 生	9月18日 継続調査	
商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	9月18日	産業建設	9月18日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	9月18日	議会運営	9月18日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔そ の 他〕

件 名	設置月日	正副委員長	委 員			
一般会計決算特別委員会の設置について	9月11日	真野頼隆	中原泰子	福田 齐	野中重男	
		中村幸治	高岡利治	西田弘志	緒方誠也	

〔請願・陳情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
請第4号	教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について	水俣市長野町 10-12-8 田中 睦	総務文教	9月11日	9月18日 継続審査

陳第5号	「クマタカの調査徹底」に関する陳情について	水俣市江添 1072-11 坂本 龍虹	厚生	9月11日	9月18日 採 択
陳第6号	「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定を国に求めることについての陳情について	鹿児島県出水市 高尾野町柴引 3269-5 馬籠みどり	産業建設	9月11日	9月18日 継続審査

〔前回から継続審査となっている陳情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第3号	私立幼稚園助成金増額に関する陳情について	水俣市天神町 1-5-24 市原あさえ	総務文教	6月2日	9月18日 継続審査